

**第3回三重県海岸保全基本計画
検討委員会
説明資料2-1
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画
(第1章 変更案 新旧対照表)**

令和7年3月11日(火)

三重県

現行計画	変更後
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 (第 1 章：海岸の保全に関する基本的な事項) 変 更 平成 27 年 12 月一部変更 (平成 15 年 3 月) 愛 知 県 ・ 三 重 県 1	三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画 (第 1 章：海岸の保全に関する基本的な事項) 変 更 原案 三重県の修正案を反映（赤字）2 回目 令和 7 年〇月一部変更 (平成 15 年 3 月) 愛 知 県 ・ 三 重 県 1-1

目次

はじめに

海岸保全基本計画の策定にあたって

I．計画の背景 -----5

 I -1 平成 11 年海岸法改正の趣旨 -----5

 I -2 平成 11 年海岸法改正のポイント -----6

 I -3 平成 26 年海岸法改正のポイント -----6

 I -4 海岸保全の計画制度 -----7

II．海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～ -----8

 II -1 海岸保全基本方針の概要 -----8

 II -2 海岸保全基本計画の作成 -----9

III．基本計画の変更にあたって -----12

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1．三河湾・伊勢湾沿岸の概要 -----14

 1-1 海岸の概要 -----14

 1-2 海岸整備の経緯 -----15

 1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 -----16

 1-4 沿岸の気象 -----16

 1-5 沿岸市町村の人口分布 -----17

 1-6 沿岸域の歴史 -----17

 1-7 沿岸域の地質 -----19

2．三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 -----20

 2-1 防護面から見た現況と課題 -----20

 2-2 環境面から見た現況と課題 -----37

 2-3 利用面から見た現況と課題 -----55

 2-4 沿岸域に対する住民の意識 -----68

 2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード -----80

3．海岸の保全の方向に関する事項 -----81

 3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 -----81

 3-2 海岸の防護に関する事項 -----83

 3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 -----87

 3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 -----89

 3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて -----91

 3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 -----93

目次

はじめに

注）本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって

I．計画の背景 -----6

 I -1 平成 11 年海岸法改正の趣旨 -----6

 I -2 平成 11 年海岸法改正のポイント -----7

 I -3 平成 26 年海岸法改正のポイント -----7

 I -4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント -----8

 I -5 海岸保全の計画制度 -----9

II．海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～ -----10

 II -1 海岸保全基本方針の概要 -----10

 II -2 海岸保全基本計画の作成 -----11

III．基本計画の変更にあたって -----15

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1．三河湾・伊勢湾沿岸の概要 -----18

 1-1 海岸の概要 -----18

 1-2 海岸整備の経緯 -----19

 1-3 三河湾・伊勢湾の地勢 -----20

 1-4 沿岸の気象 -----20

 1-5 沿岸市町村の人口分布 -----21

 1-6 沿岸域の歴史 -----21

 1-7 沿岸域の地質 -----23

2．三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題 -----24

 2-1 防護面から見た現況と課題 -----24

 2-2 環境面から見た現況と課題 -----42

 2-3 利用面から見た現況と課題 -----60

 2-4 沿岸域に対する住民の意識 -----74

 2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード -----86

3．海岸の保全の方向に関する事項 -----88

 3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 -----88

 3-2 海岸の防護に関する事項 -----90

 3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 -----94

 3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 -----96

 3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて -----98

 3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性 -----100

第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 【別冊】

【愛知県】

1. 海岸保全施設の整備の考え方 -----	1
1-1 防護面について -----	1
1-2 環境面について -----	5
1-3 利用面について -----	6
2. 地域の特性に応じた整備方針 -----	7
2-1 エリアの設定 -----	7
2-2 整備方針 -----	8
3. 施設整備計画（中期） -----	9
3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 -----	9
3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 -----	10
3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 -----	10
3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----	10
4. 今後の取組方針 -----	81

【三重県】

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 -----	1
1-1 海岸整備の基本方向 -----	1
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 -----	2
2-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項 -----	2
2-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項 -----	2
3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 -----	3

第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【愛知県】

1. 海岸保全施設の整備の考え方 -----	1
1-1 防護面について -----	1
1-2 環境面について -----	5
1-3 利用面について -----	6
2. 地域の特性に応じた整備方針 -----	7
2-1 エリアの設定 -----	7
2-2 整備方針 -----	8
3. 施設整備計画 -----	9
3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 -----	9
3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 -----	10
3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 -----	10
3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----	10
4. 今後の取組方針 -----	81

【三重県】

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 -----	1
1-1 海岸整備の基本方向 -----	1
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 -----	1
2-1 海岸保全施設を新設又は改良に関する基本的な事項 -----	2
2-2 海岸保全施設を維持又は修繕に関する基本的な事項 -----	2
3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 -----	3

はじめに

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 700km の区域である。

当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。

これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。

はじめに

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 699km の区域である。

当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。

海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。

このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。

しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 60 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。

一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の 3 つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。

そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。

また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更が行われた。

現行計画	変更後
	さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和２年７月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和２年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和３年７月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和３年８月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。愛知県・三重県では国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組み合わせ、気候変動適応策を具体化する検討を進めた。 これらを踏まえ、令和７年〇月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。 なお、気候変動による影響については、現在入手可能なデータと最新の知見を最大限に活用し、可能な限り精度の高い予測を行った。しかしながら、気候変動予測は、その性質上、不確実性を完全に排除することができない。今後、さらなるデータ蓄積や予測技術の進展に伴い、予測結果が更新される可能性がある。また、気候変動影響の評価手法や適応策についても、技術開発の進展が期待される。 従って、当計画は現時点における最良の知見に基づくものであることから、今後、新たな知見や予測データが得られた際には、速やかに内容を見直し、必要に応じて計画に反映し変更することとする。 1-5

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨

我が国の海岸制度は、昭和 31 年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省、建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

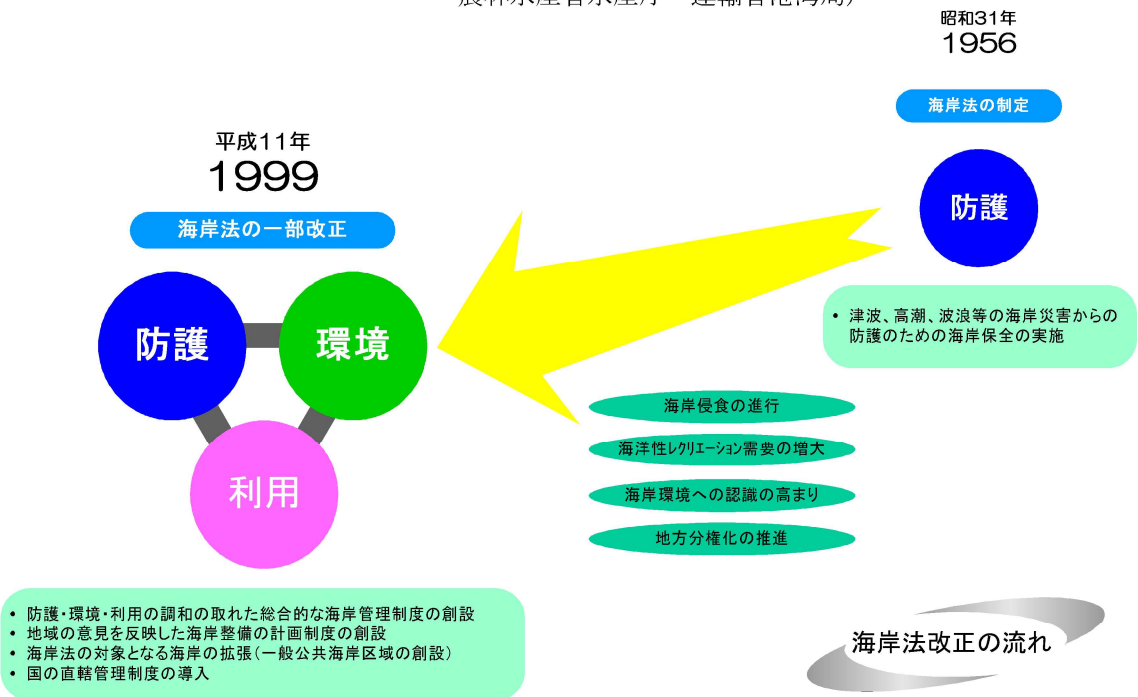
その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まってきている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成 10 年 12 月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成 11 年第 145 回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

出典：「新しい海岸制度のスタート」
（監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
農林水産省水産庁 運輸省港湾局）



海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨

我が国の海岸制度は、昭和 31 年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省、建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

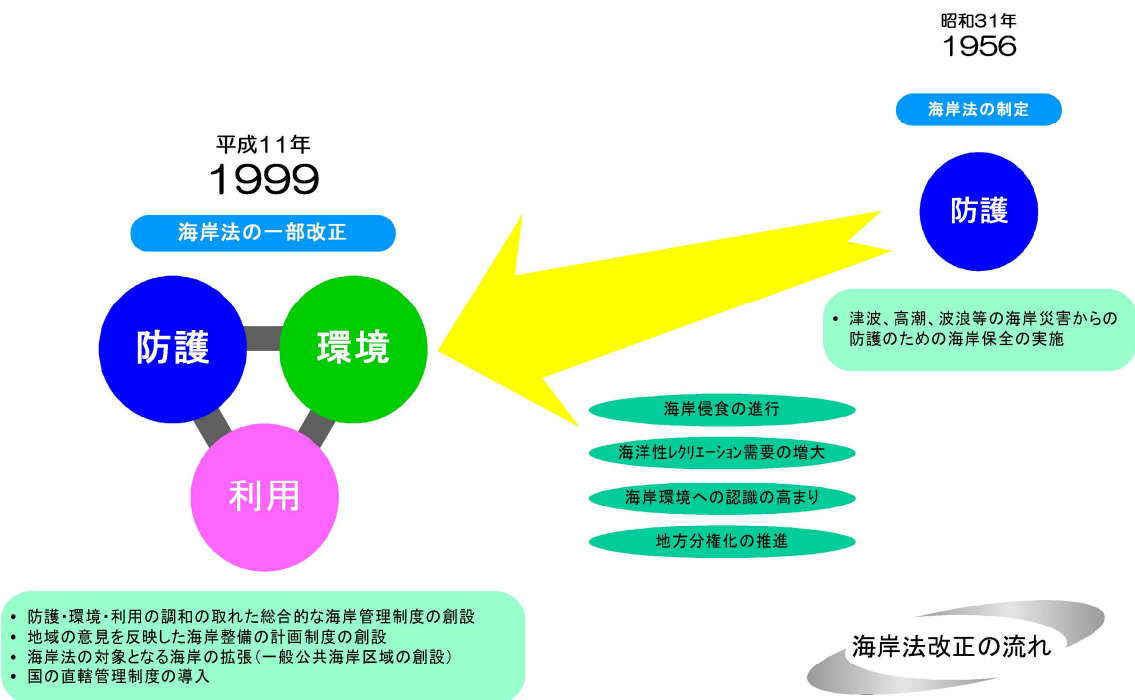
その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まってきている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成 10 年 12 月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成 11 年第 145 回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

資料：「新しい海岸制度のスタート」
（監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
農林水産省水産庁 運輸省港湾局）



I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント

1. 法目的の改正
- 総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。
2. 一般公共海岸区域の創設
- 自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。
3. 海岸管理のための計画制度の見直し
- 海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。
4. 海岸管理における市町村参画の拡大
- 日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域および一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。
5. 海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止
- 海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷および破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗入れ、船舶等の放置等を禁止する。
6. 主務大臣による直轄管理制度の導入
- 国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件および社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の鳥島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 平成 26 年海岸法の改正のポイント

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進
- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づけることとした。
2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立
- 海岸保全施設のうち、水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づけることとした。
3. 海岸保全施設の適切な維持管理
- 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとした。
4. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実
- 海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることとした。

I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント

1. 法目的の改正
- 総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。
2. 一般公共海岸区域の創設
- 自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来の法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。
3. 海岸管理のための計画制度の見直し
- 海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。
4. 海岸管理における市町村参画の拡大
- 日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域および一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。
5. 海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止
- 海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷および破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗入れ、船舶等の放置等を禁止する。
6. 主務大臣による直轄管理制度の導入
- 国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件および社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の鳥島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 平成 26 年海岸法の改正のポイント

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進
- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づけることとした。
2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立
- 海岸保全施設のうち、水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づけることとした。
3. 海岸保全施設の適切な維持管理
- 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとした。
4. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実
- 海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることとした。

I-4 令和2年海岸保全基本方針変更のポイント

1. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された政府間組織であり、令和 6 年時点で 195 の国・地域が参加している。気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらう目的がある。

IPCC 第 5 次評価報告書（平成 25 年）では気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していることが報告された。更に、21 世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続けることを予測した。

2. 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会の概要

令和元年 10 月に、これまでの海岸保全の取組を踏まえつつ、気候変動適応策を具体化すべく、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を行う「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置された。

その後、今後の海岸保全対策を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が令和 2 年 7 月に提示された。

3. 令和2年気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言の概要

パリ協定の目標と整合する RCP2.6（2℃上昇相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することとした。

海岸保全の目標は RCP2.6 を前提としつつ平均海面水位が 2100 年に 1m 程度上昇する悲観的予測 RCP8.5（4℃上昇相当）も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進、取り組む体制を構築することとした。

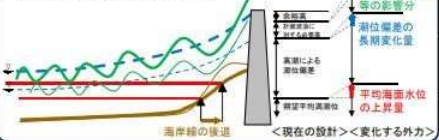
気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

- 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
 - パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
 - 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4℃上昇に相当))も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

- ・ IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

■気候変動による外力変化イメージ



II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

- ・ 潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。
- ・ d4PDFが活用できることを確認。

＜現在気候と将来気候の比較＞

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

＜今後の課題＞

- ・ 適切なバイアス補正方法を含めた将来変化の定量化
- ・ 日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・ 波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

- ・ 気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がる事が想定される。
- ・ 高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。
- ・ 悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

- ・ 平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮位に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。
- ・ 潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいものの、極値が上がると予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- ・ 地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・ 堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・ 将来的な外力変化とライフサイクルコストをもとに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・ 海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

＜他分野との連携が必要な対策＞

- ・ 高潮浸水想定区域の指定促進等、リスク情報や避難判断に関する情報提供の強化
- ・ 高潮と洪水の同時生起を想定し、堤防等のハード整備の充実を目指すとともに、水害リスクを考慮した土地利用やまちづくりと一体となった対策の推進
- ・ 沿岸地域における水害にも配慮したBCPの作成

III-2 侵食対策

- ・ 海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいため、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。
- ・ 沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。
- ・ 高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。
- ・ 30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。
- ・ 総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

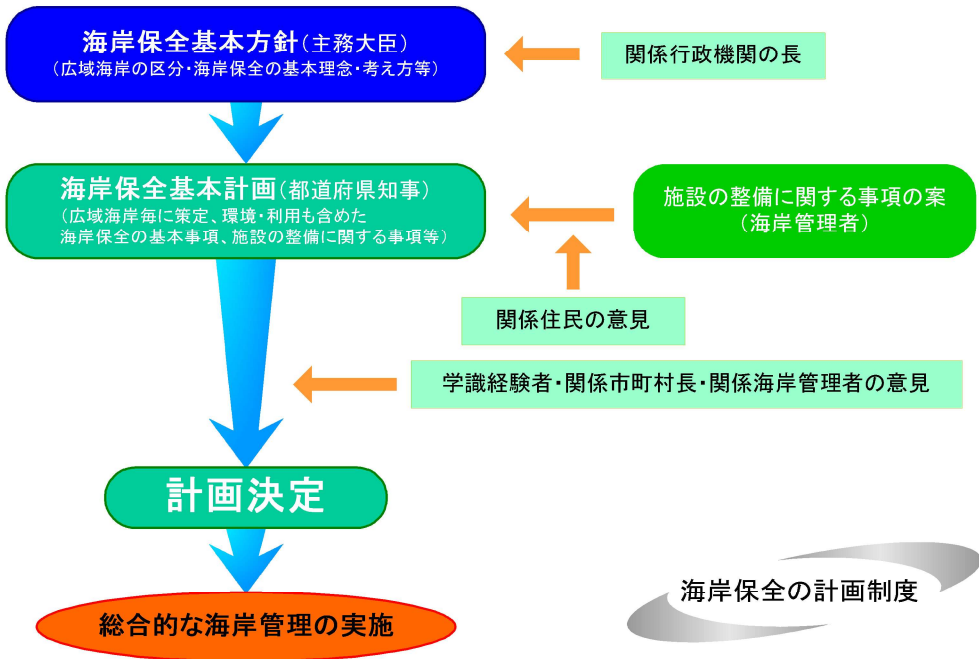
- ・ 海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
- ・ 地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

資料：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言【概要】

令和2年7月 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会

I-4 海岸保全の計画制度

海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本的方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。

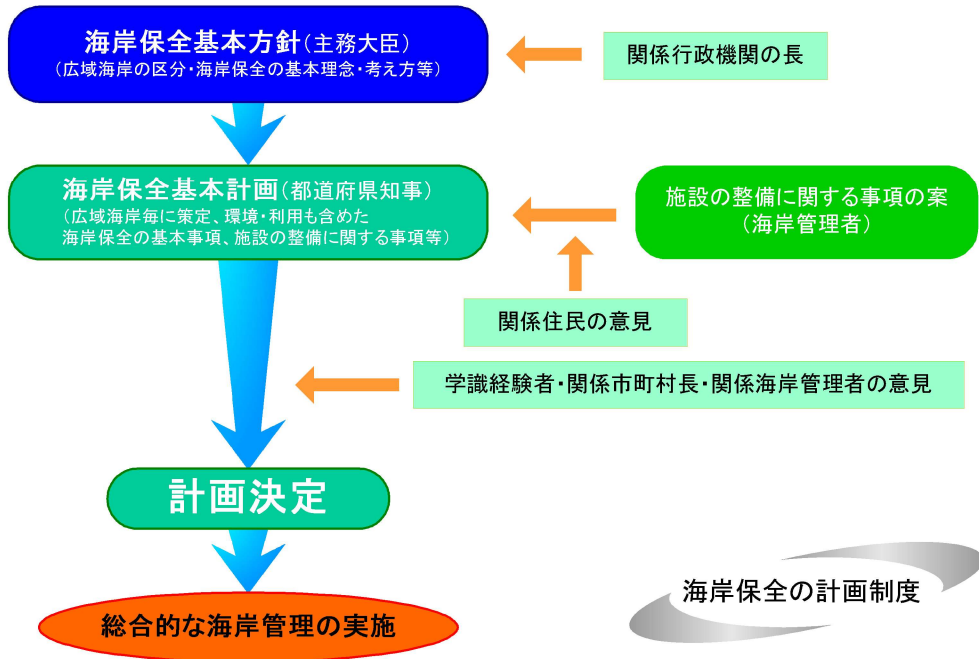


4. 海岸保全基本方針の変更について
令和2年11月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、海岸保全基本方針が変更された。

5. 「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」の概要
令和3年8月に「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」が都道府県等に通知された。今後設計高潮位及び設計波の設定や見直しについては、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における外力の将来予測を行いこれを前提とすることを基本としている。また、予測の幅や不確実性があるためRCP8.5（4℃上昇相当）においても地域の特性に応じて、減災対策に努めるものとしている。

I-5 海岸保全の計画制度

海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本的方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。



Ⅱ．海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

Ⅱ-1 海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成 26 年の海岸法の一部改正をうけ平成 27 年 2 月に変更された。

海岸保全基本方針の概要

I 海岸保全基本方針に定める事項

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項

～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ 防災システムの整備
- ・ 水門・陸閘等の現場操作員の安全を確保
- ・ 広域的視点からの侵食対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

～防護・環境・利用の調和した施設整備

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

Ⅱ 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

Ⅲ 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

Ⅱ．海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

Ⅱ-1 海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成 26 年の海岸法の一部改正をうけ平成 27 年 2 月に変更された。さらに、令和 2 年 11 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策へ転換する海岸保全基本方針が示された。

海岸保全基本方針の概要

I 海岸保全基本方針に定める事項

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 気候変動の影響による外力の変化を考慮した防護水準に対する施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な津波、高潮対策
- ・ 水門・陸閘等の現場操作員の安全を確保
- ・ 侵食メカニズムの設定と将来予測に基づく侵食対策
- ・ 順応的砂浜管理と広域的視点からの侵食対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項～防護・環境・利用の調和した施設整備

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 気候変動による海面上昇等を考慮した対応
- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項 ～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

Ⅱ 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

Ⅲ 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

Ⅱ-2 海岸保全基本計画の作成

■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。

海岸の保全に関する基本的理念

- ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。
- ・災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項

1 定めるべき基本的な事項

(1)海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ② 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2)海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を原則として定める。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
イ 海岸保全施設の存する区域
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

Ⅱ-2 海岸保全基本計画の作成

■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。

海岸の保全に関する基本的理念

- ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。
- ・災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項

1 定めるべき基本的な事項

(1)海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ② 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2)海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を原則として定める。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
イ 海岸保全施設の存する区域
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

(1)関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2)関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。

(3)地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。
また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4)計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスタープラン（平成 11 年 9 月 三重県）

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の 3 つの観点で調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針（平成 12 年 8 月 伊勢湾総合対策協議会）

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関係する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方および施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。

ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の 4 つを明示している。

- 1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
- 2. 伊勢湾の多面的な利用の促進
- 3. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
- 4. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査（平成 13 年度～14 年度 愛知県）

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者および愛知県の当該海岸に係りの深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方および整備の進め方について検討している。

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

	開催日
第 1 回	平成 13 年 11 月 7 日
第 2 回	平成 14 年 1 月 22 日
第 3 回	平成 14 年 9 月 6 日
第 4 回	平成 15 年 2 月 19 日

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 暁	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長（H15. 1. 23 就任） （前南知多町長）
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスタープラン（平成 11 年 9 月 三重県）

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の 3 つの観点で調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針（平成 12 年 8 月 伊勢湾総合対策協議会）

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関係する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方および施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の 4 つを明示している。

- 1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
- 2. 伊勢湾の多面的な利用の促進
- 3. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
- 4. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査（平成 13 年度～14 年度 愛知県）

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者および愛知県の当該海岸に係りの深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方および整備の進め方について検討している。

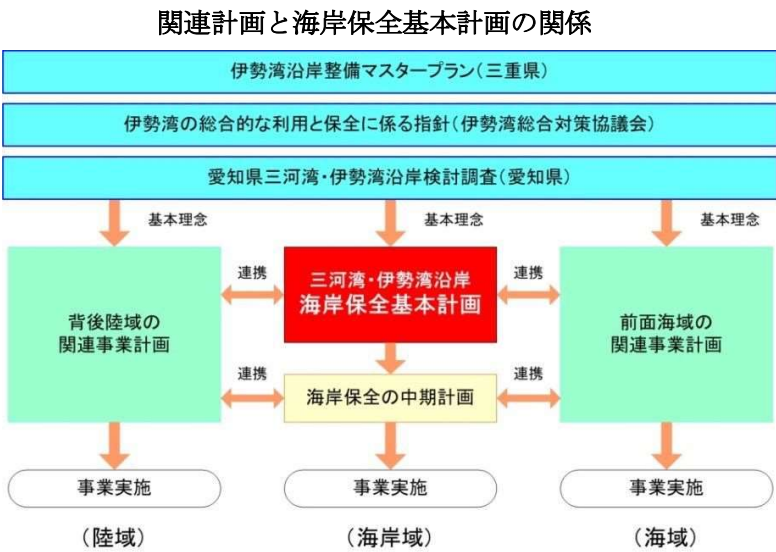
愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

	開催日
第 1 回	平成 13 年 11 月 7 日
第 2 回	平成 14 年 1 月 22 日
第 3 回	平成 14 年 9 月 6 日
第 4 回	平成 15 年 2 月 19 日

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

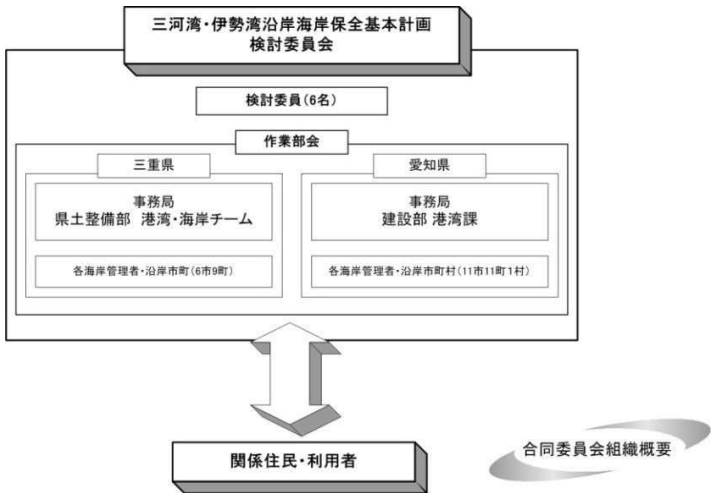
氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 暁	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長（H15. 1. 23 就任） （前南知多町長）
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長



■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の3の2で「学識経験者を有するものの意見を聴かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方および整備の進め方について有識者から意見を聴くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



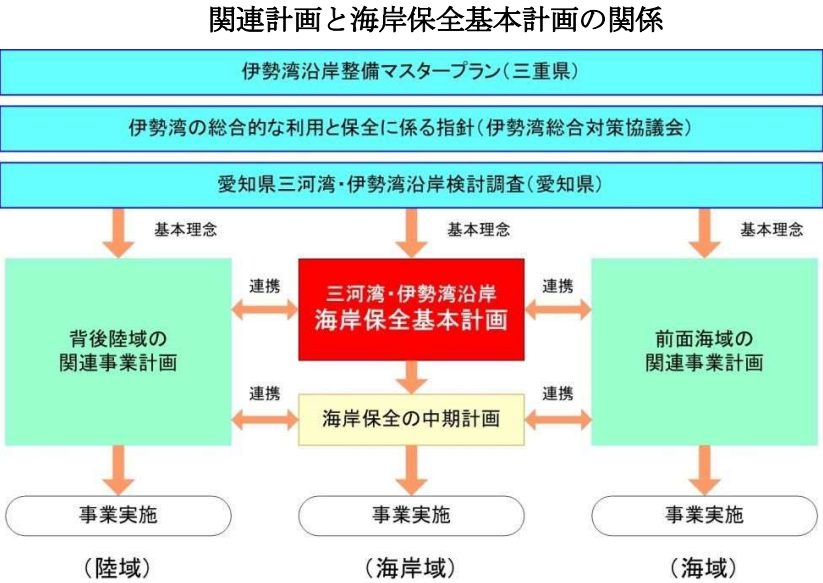
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

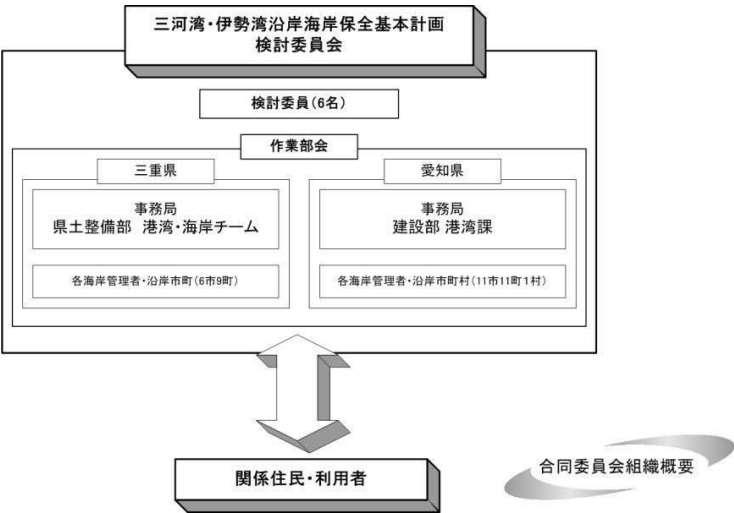
氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一郎	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悌爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長



■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の３の２で「学識経験者を有するものの意見を聴かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方および整備の進め方について有識者から意見を聴くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悌爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

Ⅲ．基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定
の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止
による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示
されたこと、さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被
害が生じたことを踏まえ、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度
～平成 25 年度）、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」（平成 23 年度～平成 24 年度）
を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を
行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第 3 次あいち
地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に
関する新たな知見や考え方にに基づき、「三重県地震被害想定調査」（平成 24 年度～平成 25 年度）
を実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県
新地震・津波対策行動計画」を平成 26 年 3 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係
政令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸
保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸
保全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

以上を踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方
に従い、『三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」
および「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成 15 年 3 月 策定：愛知県・三重県 共同策定
- 平成 20 年 8 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 20 年 11 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 23 年 2 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 27 年 12 月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)を契機と
した新たな知見の反映

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするに
あたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開 催 日
第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日
第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開 催 日
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日

Ⅲ．基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定
の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害
応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示され
たこと、さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたこ
とを踏まえ、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度～平成 25 年度）、「愛
知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」（平成 23 年度～平成 24 年度）を実施し、津波、高潮に
対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民
の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成
26 年 12 月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に関
する新たな知見や考え方にに基づき、「三重県地震被害想定調査」（平成 24 年度～平成 25 年度）を
実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県新地
震・津波対策行動計画」を平成 26 年 3 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政
令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保
全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸保
全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、過去のデー
タに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海
岸保全基本方針が変更された。また、令和 3 年 7 月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が
一部改正されるとともに、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力
の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。

以上を踏まえ、気候変動による影響を考慮した対策に転換するために、『三河湾・伊勢湾沿岸海
岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整備に
関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴

- 平成 15 年 3 月 策定：愛知県・三重県 共同策定
- 平成 20 年 8 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 20 年 11 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 23 年 2 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
- 平成 27 年 12 月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)を契機とした新
たな知見の反映

令和 7 年 ○月 変更：愛知県・三重県 気候変動による影響を考慮した対策への転換

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするにあ
たり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開 催 日
第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日
第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開 催 日
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
榑原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸域工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画意見聴取者名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	
石原 義剛	海の博物館 館長	環境	
花尻 薫	七里御浜海岸の自然を守る会	環境	
加治佐 隆光	三重大学生物資源学部水資源工学 教授	利用	
小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合桃取支所 理事	利用	

※ 敬称略

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿 (平成 27 年 12 月変更に向けて)

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
榑原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿 (平成 27 年 12 月変更に向けて)

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸域工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画意見聴取者名簿 (平成 27 年 12 月変更に向けて)

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 渉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	
石原 義剛	海の博物館 館長	環境	
花尻 薫	七里御浜海岸の自然を守る会	環境	
加治佐 隆光	三重大学生物資源学部水資源工学 教授	利用	
小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合桃取支所 理事	利用	

※ 敬称略

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿（令和 7 年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	海岸工学	愛知県検討委員会副委員長
渡邊 幹男	愛知教育大学 教授	植物学	
内田 俊宏	中京大学 客員教授	地域経済	
栗田 正徳	公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事（名古屋港水族館 館長）	海洋生物学	
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
丹羽 邦夫	愛知県観光協会 事務局長	観光	前任：榊原 仁（専務理事）
瀧崎 吉伸	愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事	自然環境	
工門 真二郎	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
田中 美奈子	特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長	海岸協力団体	
長坂 尚登	豊橋市長	行政	前任：浅井 由崇
中村 健	西尾市長	行政	
山下 政良	田原市長	行政	
安藤 正明	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿（令和 7 年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院教授	水資源・水工学	
北野 利一	名古屋工業大学 教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	海岸工学	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿（令和 7 年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院 教授	
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	
松田 浩一	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	
服部 弘	三重県漁業協同組合連合会 常務理事	令和5年度
植地 基方		令和6年度
平賀 大蔵	鳥羽市立海の博物館 館長	

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 部会員名簿（令和 7 年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	備考
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	
加藤 史訓	国土交通省 国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	*
本多 和彦	国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸研究部 港湾・沿岸防災研究室長	

* 就任時は国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長 ※敬称略

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬を起点とし、三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 700km（愛知県部分約 549km、三重県部分 151km）の区域であり、沿岸市町は愛知県側は 14 市 4 町 1 村、三重県側は 6 市 3 町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和 28 年から 38 年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後 50 年以上経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県田原市伊良湖岬～三重県伊勢市二見町神前岬
(海岸線約 700kmのうち要保全海岸延長約 483km)

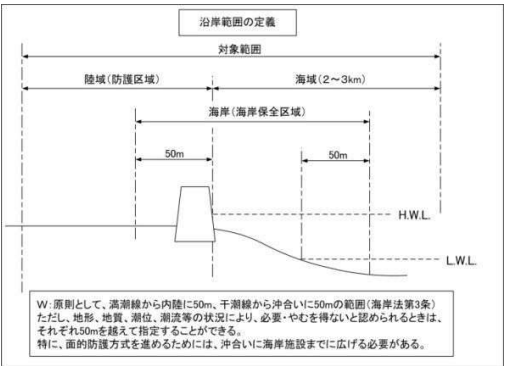
対象となる沿岸市町村

愛知県（14 市 4 町 1 村）

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市、飛島村、弥富市

三重県（6 市 3 町）

木曽岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



所管別海岸保全区域延長

単位：m

	愛知県	三重県	合計
国土交通省 水管理・国土保全局	152,564	44,232	196,796
国土交通省 港湾局	109,055	54,195	163,250
農林水産省 水産庁	63,874	22,605	86,479
農林水産省 農村振興局	34,118	1,522	36,350
合 計	359,611	122,554	482,875

※ 愛知県の水管理・国土保全局、農村振興局共管区間 1,767mは、水管理・国土保全局に計上

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要

1-1 海岸の概要

三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬を起点とし、三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 699km（愛知県部分約 549km、三重県部分 150km）の区域であり、沿岸市町は愛知県側は 14 市 4 町 1 村、三重県側は 6 市 3 町となっている。

当沿岸は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園、その他県立自然公園の指定や河口干潟等、豊かな自然環境と優れた景観、貴重な文化財等が数多く分布している貴重な空間となっている。

一方、当沿岸には東海地方の主要都市が位置し、背後では土地利用の高度化・都市化による人口・資産の集積が進展している。しかし、昭和 28 年から 38 年にかけて高潮対策事業等により築造された海岸堤防が築後 60 年以上経過し、一部、老朽化が著しくなっている箇所も見られるとともに、阪神・淡路大地震による被害を教訓として、海岸保全施設の耐震性の向上、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とする地震に対する防災体制の確立などの対策が必要となっている。

本計画の対象範囲

愛知県田原市伊良湖岬～三重県伊勢市二見町神前岬
(海岸線約 699kmのうち要保全海岸延長約 483km)

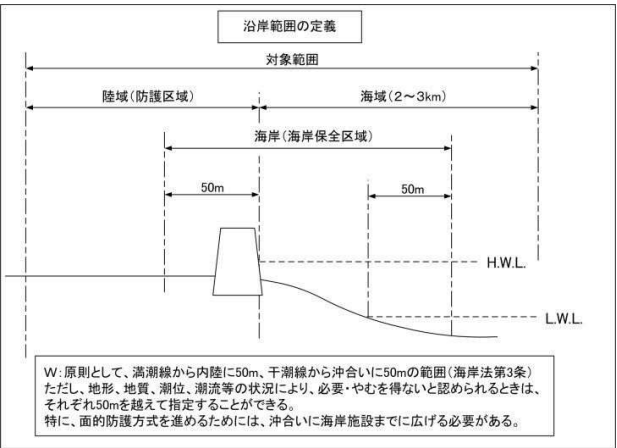
対象となる沿岸市町村

愛知県（14 市 4 町 1 村）

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、西尾市、碧南市、高浜市、刈谷市、東浦町、半田市、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、知多市、東海市、名古屋市、飛島村、弥富市

三重県（6 市 3 町）

木曽岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市



所管別海岸保全区域延長

単位：m

	愛知県	三重県	合計
国土交通省 水管理・国土保全局	153,444	44,232	196,796
国土交通省 港湾局	109,961	54,195	163,250
農林水産省 水産庁	63,783	22,605	86,479
農林水産省 農村振興局	32,351	1,522	36,350
合 計	359,539	122,554	482,875

※ 愛知県の水管理・国土保全局、農村振興局共管区間 1,767mは、水管理・国土保全局に計上



1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944(昭和 19)年の東南海地震・1946(昭和 21)年の南海地震による地震・津波災害、そして 1953(昭和 28)年に来襲した 13 号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその矢先、1959(昭和 34)年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13 号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大惨害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13 号台風以後の高潮対策事業等(昭和 28～38 年)により築造されたものがほとんどであり、築後 50 年以上を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけではなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、1999(平成 11)年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められてきた。

さらに、平成 23 年の東日本大震災における甚大な津波被害を契機として、平成 26 年 6 月には海岸法の改正がなされ、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとされた。



1-2 海岸整備の経緯

三河湾・伊勢湾の沿岸域は昔から、台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。**昭和 19(1944)**年の東南海地震・**昭和 21(1946)**年の南海地震による地震・津波災害、そして**昭和 28(1953)**年に来襲した 13 号台風は沿岸域に大打撃を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始されることとなる。

しかしその矢先、**昭和 34(1959)**年に来襲した伊勢湾台風は再び沿岸域に大きな被害をもたらす事となる。13 号台風以降海岸堤防の改良復旧が進められてきた三重県中勢地域では、海岸災害による被害は僅少であったが、伊勢湾湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大惨害を引き起こした。これにより沿岸域において、高潮等からの防護を目的としたコンクリート堤防による復旧・整備が急速に進められることとなった。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、13 号台風以後の高潮対策事業等(昭和 28～38 年)により築造されたものがほとんどであり、築後 **60** 年以上を経過し、老朽化が進んでいる場所もみられる。

また、近年は沿岸域の防護のためだけではなく、自然環境の保全を図り、住民に親しまれるような海岸の整備が求められるようになり、**平成 11(1999)**年に改定された海岸法に示す「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」の認識のもと、沿岸域の整備が進められてきた。

さらに、平成 23 年の東日本大震災における甚大な津波被害を契機として、平成 26 年 6 月には海岸法の改正がなされ、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることとされた。

さらに、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更され、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法が示された。

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

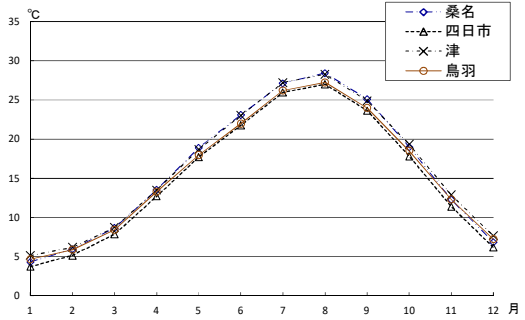
三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 700km、水域面積 2,342k m²の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾に比べて浅く、容積は最小である。

	三河湾・伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	700 ¹⁾	775 ²⁾	437 ²⁾	
水域面積(k m ²)	2,342 ³⁾	1,380 ³⁾	1,447 ³⁾	() は水面積に対する割合
－10m 以浅面積(k m ²)	612(22%) ³⁾	308(26%) ³⁾	106(7%) ³⁾	
埋立面積(k m ²) (昭和 20 年 8 月～平成 3 年 3 月)	79(13%) ⁴⁾	157(26%) ⁴⁾	85(14%) ⁴⁾	() は全国比
平均水深(m)	16.8 ³⁾	38.6 ³⁾	27.5 ³⁾	伊勢湾は伊良湖岬から 鳥羽市を結ぶ北側の海域
容積(億 m ³)	394 ³⁾	621 ³⁾	440 ³⁾	
流域面積(k m ²)	18,135 ⁵⁾	7,597 ³⁾	5,766 ³⁾	
流域人口(千人)	10,892 ⁶⁾	29,060 ⁷⁾	19,340 ⁴⁾	

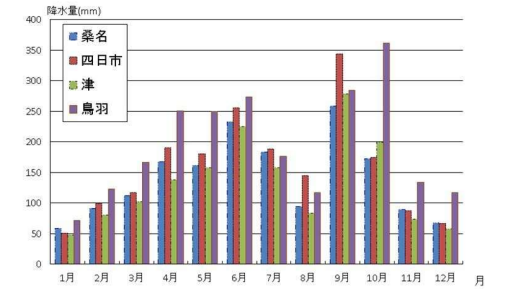
資料：
1) 愛知県、三重県資料より整理
2) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(平成 25 年度版)
3) 中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会 (平成 16 年 11 月 2 日) 資料
4) 運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)
5) 平成 21 年 10 月 1 日現在「全国都道府県市区町村別面積調」より作成
6) 平成 22 年 3 月 31 日現在「住民基本台帳人口」より作成
7) 平成 17 年 3 月 31 日現在各都県の住民基本台帳
注) 原則として、各湾の範囲は、東京湾は剣崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島および本州で囲まれた海域で、海岸線延長には、淡路島を含む。伊勢湾は伊良湖岬から神前岬を結ぶ北側の海域
※上表のうち、資料 3)～7)の値は、伊勢湾環境データベース (中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP) で公開されている値を引用。
1)、2) は本計画書でデータを更新した。

1-4 沿岸の気象

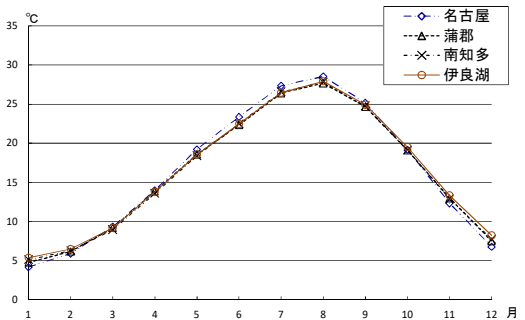
三河湾・伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 15～16℃と比較的温暖な気候である。三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない。また、降水量は冬季は少なく、梅雨および台風期に多い傾向となる。



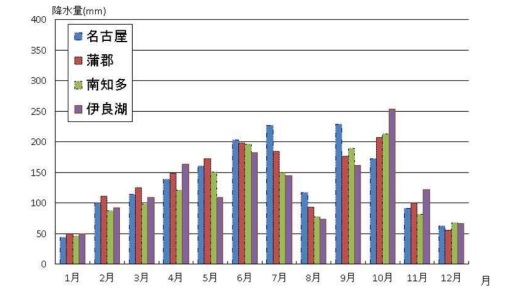
三重県内の月別平均気温(平成 21～25 年平均)



三重県内の月別平均降水量(平成 21～25 年平均)



愛知県内の月別平均気温(平成 21～25 年平均)



(資料：気象庁アメダス)
愛知県内の月別平均降水量(平成 21～25 年平均)

1-3 三河湾・伊勢湾の地勢

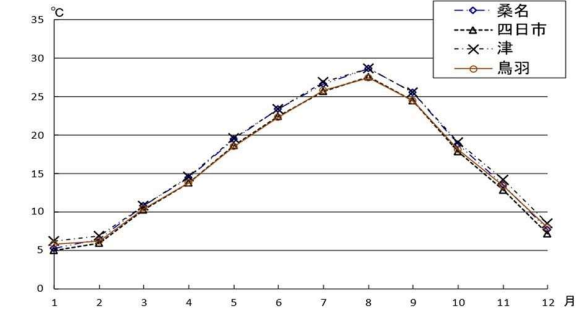
三河湾・伊勢湾は、海岸線延長 699km、水域面積 2,342k m²の規模を持つ日本最大級の内湾である。流域面積も東京湾、大阪湾に比べて広い。一方で、平均水深は、東京湾、大阪湾に比べて浅く、容積は最小である。

	三河湾・伊勢湾	東京湾	大阪湾	備考
海岸線延長(km)	699 ¹⁾	775 ²⁾	437 ²⁾	
水域面積(k m ²)	2,342 ⁷⁾	1,380 ³⁾	1,447 ³⁾	() は水面積に対する割合
－10m 以浅面積(k m ²)	612(22%) ³⁾	308(26%) ³⁾	106(7%) ³⁾	
埋立面積(k m ²) (昭和 20 年 8 月～平成 3 年 3 月)	79(13%) ⁴⁾	157(26%) ⁴⁾	85(14%) ⁴⁾	() は全国比
平均水深(m)	17 ⁷⁾	38.6 ³⁾	27.5 ³⁾	伊勢湾は伊良湖岬から 鳥羽市を結ぶ北側の海域
容積(億 m ³)	394 ⁷⁾	621 ³⁾	440 ³⁾	
流域面積(k m ²)	18,135 ⁷⁾	7,597 ³⁾	5,766 ³⁾	
流域人口(千人)	10,734 ⁵⁾	29,060 ⁶⁾	19,340 ⁴⁾	

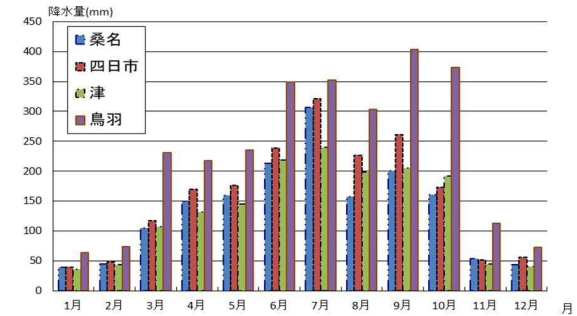
資料：
1) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(令和 5 年度版)
2) 国土交通省水管理・国土保全局編「海岸統計」(平成 25 年度版)
3) 中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会 (平成 16 年 11 月 2 日) 資料
4) 運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」(1996.3)
5) 【総計】令和 5 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 4 年人口動態 (市区町村別) より作成
6) 平成 17 年 3 月 31 日現在各都県の住民基本台帳
7) 伊勢湾環境データベース (伊勢湾の環境：伊勢湾の概要 | 伊勢湾環境データベース (isewan-db.go.jp))
注) 原則として、各湾の範囲は、東京湾は剣崎から洲崎を結ぶ北側の海域、大阪湾は明石海峡(明石市東境界)・紀淡海峡(和歌山県界)・淡路島および本州で囲まれた海域で、海岸線延長には、淡路島を含む。伊勢湾は伊良湖岬から神前岬を結ぶ北側の海域
※上表のうち、資料 3)～7)の値は、伊勢湾環境データベース (中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP) で公開されている値を引用。
1)、5)、7)は本計画書でデータを更新した。

1-4 沿岸の気象

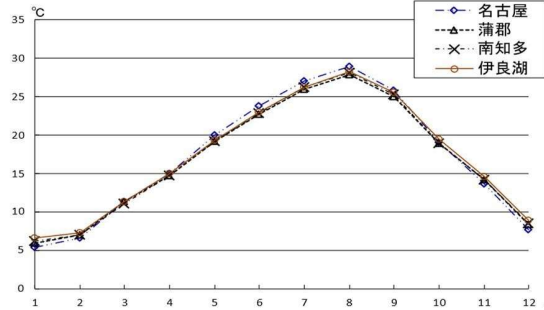
三河湾・伊勢湾沿岸に位置する市町村の気候は、年平均気温約 16～17℃と比較的温暖な気候である。三河湾、伊勢湾沿岸における差異はほとんど見られない。また、降水量は冬季は少なく、梅雨および台風期に多い傾向となる。



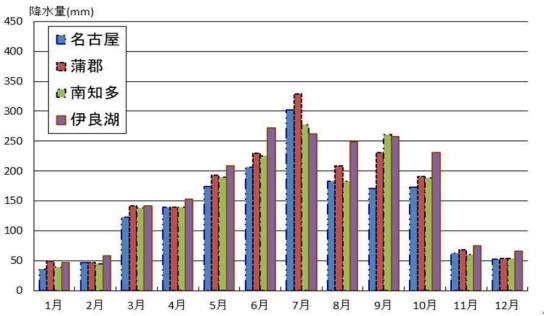
三重県内の月別平均気温(令和元年～令和 5 年平均)



三重県内の月別平均降水量(令和元年～令和 5 年平均)



愛知県内の月別平均気温(令和元年～令和 5 年平均)



愛知県内の月別平均降水量(令和元年～令和 5 年平均)
(資料：気象庁アメダス)

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県では県内の人口の約 50%、三重県では約 70%が居住している。両県とも、人口の増減率は県全体と比較して高く、人口密度も高い傾向にある。

愛知県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口（人）	県総数に対する割合（%）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	前回（平成 17 年）から増減率（%）
愛 知 県	7,410,719	100.00	5,164.04	1,434.80	2.20
沿岸域計	3,889,380	52.48	1,574.21	2,470.69	3.45

三重県における沿岸市町の人口および人口密度・増減率

市町村	人口（人）	県総数に対する割合（%）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	前回（平成 17 年）から増減率（%）
三 重 県	1,854,724	100.00	5,777.27	321.04	-0.66
沿岸域計	1,275,074	68.75	2,145.32	594.35	0.31

資料：平成 22 年国勢調査報告

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯 34 度 32 分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡が並び「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世（とこよ）の波の重波（しきなみ）の寄せる」地であった。また「御饌（みつけ）国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

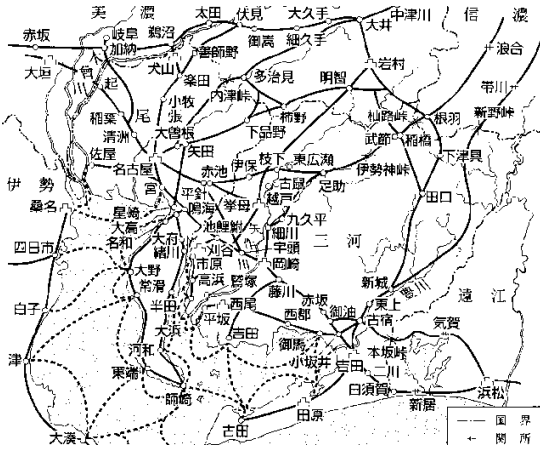
中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贄が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船（湾内航行）」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船（外洋湾内）」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永二(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。

近世

慶長 6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつかの航路があったといわれている。



交通路略図（近世）
資料：「愛知県の歴史」（山川出版社）

1-5 沿岸市町村の人口分布

沿岸域の市町村には、愛知県では県内の人口の約 50%、三重県では約 70%が居住している。両県とも、人口の増減率は県全体と比較して高く、人口密度も高い傾向にある。

愛知県における沿岸市町村の人口および人口密度・増減率

市町村	人口（人）	県総数に対する割合（%）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	前回（平成 27 年）から増減率（%）
愛 知 県	7,542,415	100.00	5,173.19	1,457.98	0.80
沿岸域計	4,023,688	53.35	1,665.35	2,416.12	1.79

資料：令和 2 年国勢調査報告・令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調

三重県における沿岸市町の人口および人口密度・増減率

市町村	人口（人）	県総数に対する割合（%）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	前回（平成 27 年）から増減率（%）
三 重 県	1,770,254	100.00	5,774.48	306.57	-2.51
沿岸域計	1,239,745	70.03	2,146.26	577.63	-2.00

資料：令和 2 年国勢調査報告・令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調

1-6 沿岸域の歴史

古代

伊勢湾は、古代からの呼び名は「東海」である。これはヤマト王権が置かれた飛鳥から東に位置した最初の海であったからである。特に、三輪山の麓を走る北緯 34 度 32 分線上には、多くの日置や伊勢の斎宮後などの遺跡が並び「太陽の道」と呼ばれており、大和から伊勢に神宮が移された基線と考えられている。このことは朝日が海から最初に輝く地として、伊勢の海が意識されていたことを物語る。この伊勢・志摩の海は『日本書紀』では、「常世の波の重波の寄せる」地であった。また「御饌 国」といわれ、これは海の幸の豊富さからの命名であろう。

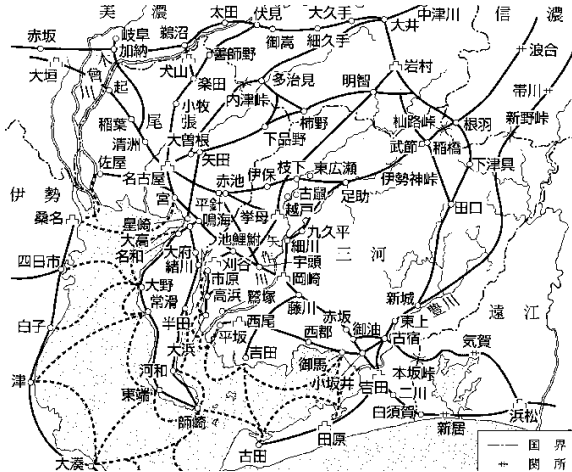
中世

陸上の街道の発展と同様に海上の交通も大きく発展し、年貢米などの重い物の運送には海路が利用され、古代以来、尾張・三河の御厨から伊勢神宮へ、伊勢湾をわたって贄が運ばれた事が知られている。また、年貢の輸送以外に陶器の流通にも利用され、窯の散在する知多半島各所から「小廻船（湾内航行）」によって伊勢の大湊などの拠点となる港に陶器を集め、「大廻船（外洋湾内）」に積みかえて遠隔地への輸送が行われていた。

さらに、伊勢湾内の航路は物資の輸送のみではなく、人の移動にも利用された。大永二(1522)年、連歌師の宗長は駿河から京へ向かうさい、戦乱の矢作・八橋を避けて、海路刈谷にはいり常滑を経て野間から大湊へ渡った。伊勢湾沿岸には多くの港が存在し、相互に連絡されていた。

近世

慶長6(1601)年に徳川家康は東海道に宿駅を指定した。伊勢湾沿岸では、宮(名古屋市熱田)、桑名、四日市が指定され、そのうち桑名宿と宮宿との間を船で通行することになっており、この海上距離が七里であったので、「七里の渡し」とよばれていた。また、このほかにも東海道から分岐する街道、伊勢湾内の港を結ぶいくつかの航路があったといわれている。



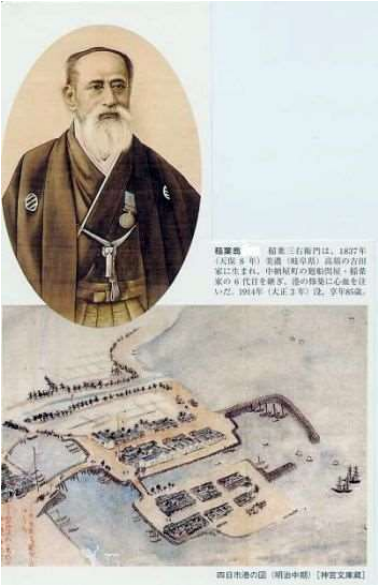
交通路略図（近世）
資料：「愛知県の歴史」（山川出版社）

桑名宿は藩主や東海道通行大名らの渡航のほかに、江戸や大阪に荷物を運ぶ廻船をもつ人、漁船、通行人の増加に伴って賑わっていた。四日市宿は徳川家康の所領であったため、尾張・宮宿へと渡海することが多く、これを十里の渡しといった。熱田宿は東海道最大の宿場町としての繁栄をほこるとともに、文化的には尾張文化の拠点の一つであり、経済的には名古屋の外港として尾張と日本全国との経済活動の中継点として重要な役割を果たした。

近世～近代

幕末には四日市港が横浜方面および伊勢湾航路の中心となっていたが、安政の地震で支障をきたす。明治 17 年に廻船問屋の稲葉三右衛門は、私費で四日市港の改築を完成させ、明治初期の四日市発展の基礎となった。また、四日市港を利用して良質なインド木綿を材料としていた三重紡績会社が順調に業績を伸ばし、買収・合併により明治末には日本一の規模となった。一方、大正初期には名古屋を中心とする中京工業地帯が形成され、繊維・陶磁器工業が発展を続ける中、製鋼・車両等の金属・機械工業も躍進し、本格的な工業圏へと成長することとなる。

稲葉三右衛門と明治中期の四日市港
資料：歴史ある四日市港HP



近代～現代

昭和 28 年の台風 13 号では満潮時と重なったため高波が発生して、三河湾・伊勢湾沿岸に大被害をもたらした。また、昭和 34 年の伊勢湾台風では、多数の死者を出し特に伊勢湾沿岸域に甚大な被害を与え、その後海岸域において海岸災害から背後の人命や資産を守る高潮対策事業が進められている。昭和 30 年頃に高度経済成長が始まると、名古屋南部地区に東海製鉄が設立され、本格的に鉄鋼生産が開始されると企業の進出が相次ぎ、臨海工業地帯が形成された。その後愛知県では、昭和 36 年に衣浦湾臨海工業地帯、昭和 39 年からは東三河臨海工業地帯の造成も始まった。また、四日市港の塩浜地区には昭和 33 年に日本で最初の石油化学の第一コンビナートが誕生し、昭和 38 年に第二、47 年に第三コンビナートが造られた。さらに、平成 17 年 2 月には常滑沖において中部国際空港セントレアが開港し、中部圏の空の玄関としてだけでなく、日本の国際拠点空港としての役割を担っている。



名古屋港
資料：名古屋港管理組合



中部国際空港
資料：中部国際空港株式会社HP

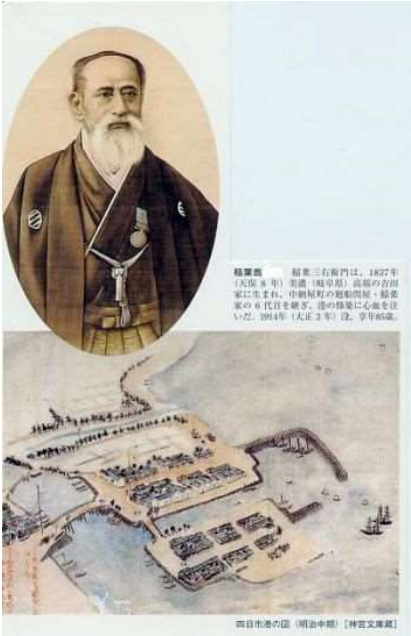
文章の参考資料：「伊勢・三河湾再生のシナリオ」
(伊勢湾研究会編)
「愛知県の歴史」(山川出版社)
「三重県の歴史」(山川出版社)

桑名宿は藩主や東海道通行大名らの渡航のほかに、江戸や大阪に荷物を運ぶ廻船をもつ人、漁船、通行人の増加に伴って賑わっていた。四日市宿は徳川家康の所領であったため、尾張・宮宿へと渡海することが多く、これを十里の渡しといった。熱田宿は東海道最大の宿場町としての繁栄をほこるとともに、文化的には尾張文化の拠点の一つであり、経済的には名古屋の外港として尾張と日本全国との経済活動の中継点として重要な役割を果たした。

近世～近代

幕末には四日市港が横浜方面および伊勢湾航路の中心となっていたが、安政の地震で支障をきたす。明治 17 年に廻船問屋の稲葉三右衛門は、私費で四日市港の改築を完成させ、明治初期の四日市発展の基礎となった。また、四日市港を利用して良質なインド木綿を材料としていた三重紡績会社が順調に業績を伸ばし、買収・合併により明治末には日本一の規模となった。一方、大正初期には名古屋を中心とする中京工業地帯が形成され、繊維・陶磁器工業が発展を続ける中、製鋼・車両等の金属・機械工業も躍進し、本格的な工業圏へと成長することとなる。

稲葉三右衛門と明治中期の四日市港
資料：歴史ある四日市港HP



近代～現代

昭和 28 年の台風 13 号では満潮時と重なったため高波が発生して、三河湾・伊勢湾沿岸に大被害をもたらした。また、昭和 34 年の伊勢湾台風では、多数の死者を出し特に伊勢湾沿岸域に甚大な被害を与え、その後海岸域において海岸災害から背後の人命や資産を守る高潮対策事業が進められている。昭和 30 年頃に高度経済成長が始まると、名古屋南部地区に東海製鉄(株)(現 日本製鉄(株))が設立され、本格的に鉄鋼生産が開始されると企業の進出が相次ぎ、臨海工業地帯が形成された。その後愛知県では、昭和 36 年に衣浦湾臨海工業地帯、昭和 39 年からは東三河臨海工業地帯の造成も始まった。また、四日市港の塩浜地区には昭和 33 年に日本で最初の石油化学の第一コンビナートが誕生し、昭和 38 年に第二、47 年に第三コンビナートが造られた。さらに、平成 17 年 2 月には常滑沖において中部国際空港セントレアが開港し、中部圏の空の玄関としてだけでなく、日本の国際拠点空港としての役割を担っている。



中部国際空港
資料：中部国際空港株式会社提供

文章の参考資料：「伊勢・三河湾再生のシナリオ」
(伊勢湾研究会編)
「愛知県の歴史」(山川出版社)
「三重県の歴史」(山川出版社)

名古屋港
資料：名古屋港管理組合



現行計画

1-7 沿岸域の地質

地質は、古世層状花崗岩を主としていて、紀伊山脈は平行山脈となり、走向は主脈の走向と一致して東西の方向をとる。地質は、古世層を主として、南に中世層を露出してその配列は山脈の走向にともなっている。

伊勢平野は、伊勢湾の陥没後地盤の隆起作業と、鈴鹿山脈より流出する 17 河川の堆積作用によって生成した海岸平野であり、主として第三紀層より成り、ところどころに第四紀層を露出する幅 12 km、長さ 102 km におよぶ帯状の一大沖積平野である。伊賀盆地は第三紀および第四紀より成り、四囲に花崗岩、地変状、花崗岩地を巡らしている。

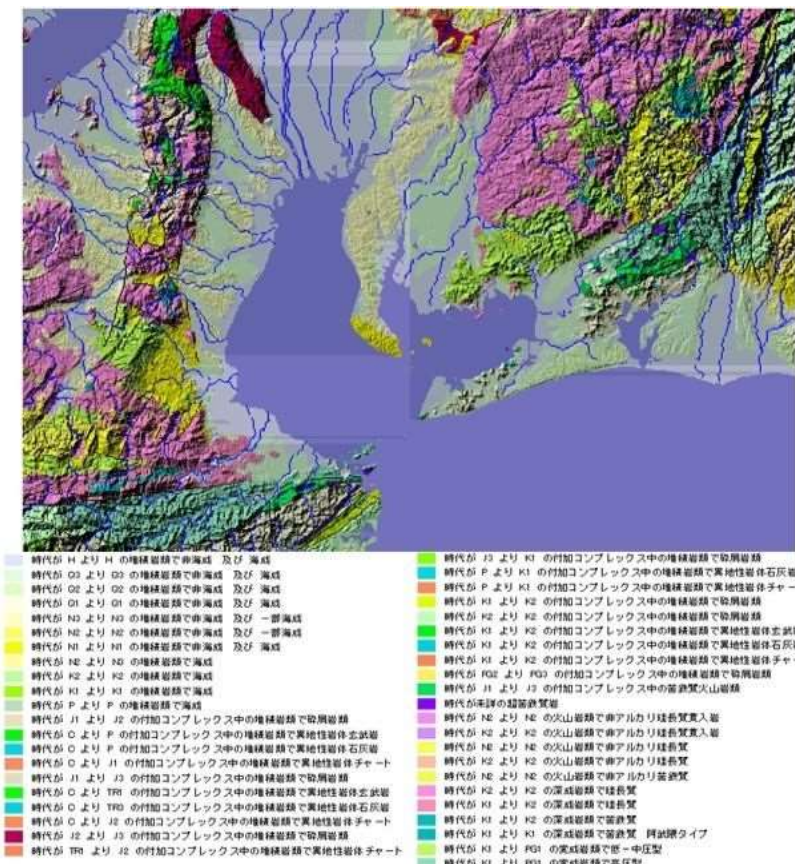
愛知県の西部は、木曾三川が運んできた大量の土砂の堆積によってできた広大な沖積低地、濃尾平野が広がっている。低地に続く台地は、更新世の河岸段丘で、名古屋城を始めとする名古屋市の中心部の基盤を作っている。東に向って次第に段を重ね、やがてゆるやかな起伏を持つ尾張丘陵となる。北部は、犬山城を先端とした尾張山地の高まりで、中・古生層を主とする美濃帯の堅い岩石からなっている。

濃尾平野には、せり上がる養老山地と三河山地のはざまで西へ傾きながら沈下する「濃尾傾動運動」があり、西端の堆積層は 2000m にも及ぼうとしているという。逆に、猿投山～知多半島ラインは隆起し、矢作川沿いは相対的に下がっている。

知多半島は、第三紀鮮新世の砂礫層に覆われる低い丘陵地帯である。半島の南端部分には、更に古い第三紀中新世の地層、師崎層群が現れている。知多半島の東側は、矢作川の生んだ台地と低地からなり、岡崎平野と呼ばれ、広い平坦面を残す台地がその北に続いている。

最も広い面積を占める三河山地区は、主に中生代の花崗岩類と領家帯の変成岩からなる標高の高い山岳地帯である。山地のうちでも新城市・設楽町・東栄町にかけての1帯には、第三紀の海成層と、その海で起こった火山活動の爪跡が様々な形で残されている。

西南日本を南北に分断する日本最長の断層帯、中央構造線が豊川の谷から三河湾の底を走っている。この中央構造線を境として地質は全く姿を変え、八名・弓張山地は断層活動の影響を強く受けた圧砕岩やじょう乱帯、変形の著しい三波川帯の變成岩類からなっている。豊橋市から渥美半島にかけての山地を構成するのは、主に中・古生層からなる秩父累帯の岩石である。



資料:

- ・自然観察指導マニュアル 自然情報あいち
 - ・伊勢湾台風災害誌
 - ・日本列島の地質
- (日本列島の地質編集委員会 編
工業技術院地質調査所 監修)

沿岸域の地質

(日本列島の地質

日本列島の地質編集委員会 編)

変更後

1-7 沿岸域の地質

地質は、古世層状花崗岩を主としていて、紀伊山脈は平行山脈となり、走向は主脈の走向と一致して東西の方向をとる。地質は、古世層を主として、南に中世層を露出してその配列は山脈の走向にとまっている。

伊勢平野は、伊勢湾の陥没後地盤の隆起作業と、鈴鹿山脈より流出する 17 河川の堆積作用によって生成した海岸平野であり、主として第三紀層より成り、ところどころに第四紀層を露出する幅 12 km、長さ 102 kmにおよぶ带状の一大沖積平野である。伊賀盆地は第三紀および第四紀より成り、四囲に花崗岩、地変状、花崗岩地を巡らしている。

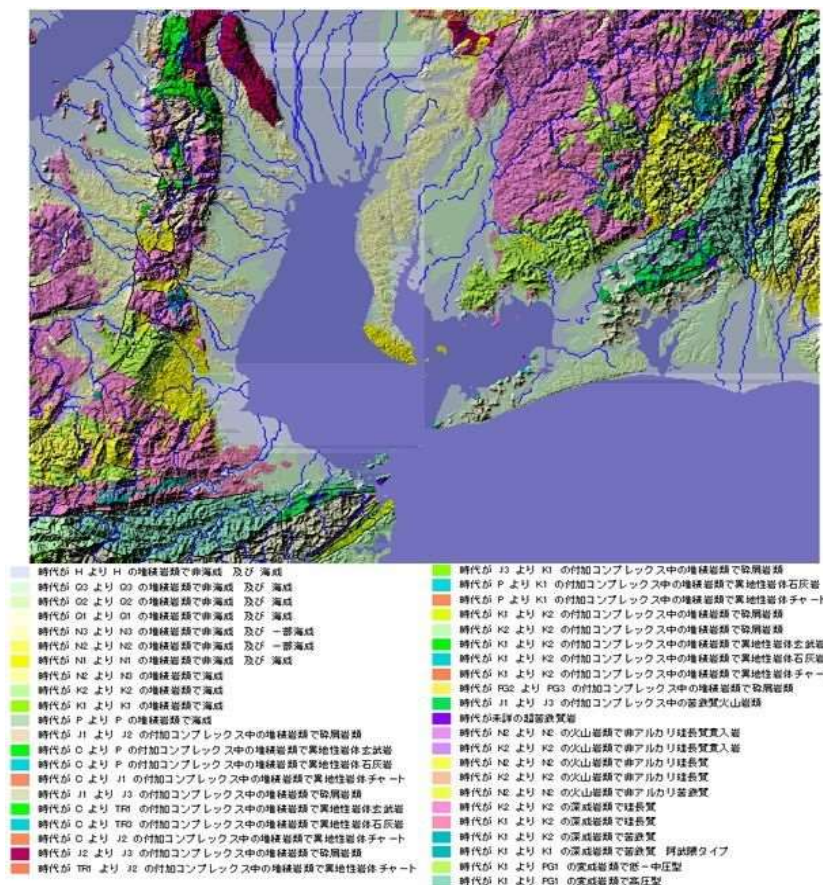
愛知県の西部は、木曽三川が運んできた大量の土砂の堆積によってできた広大な沖積低地、濃尾平野が広がっている。低地に続く台地は、更新世の河岸段丘で、名古屋城を始めとする名古屋市の中心部の基盤を作っている。東に向かって次第に段を重ね、やがてゆるやかな起伏を持つ尾張丘陵となる。北部は、犬山城を先端とした尾張山地の高まりで、中・古生層を主とする美濃帯の堅い岩石からなっている。

濃尾平野には、せり上がる養老山地と三河山地のはざまで西へ傾きながら沈下する「濃尾傾動運動」があり、西端の堆積層は2000mにも及ぼうとしているという。逆に、猿投山～知多半島ラインは隆起し、矢作川沿いは相対的に下がっている。

知多半島は、第三紀鮮新世の砂礫層に覆われる低い丘陵地帯である。半島の南端部分には、更に古い第三紀中新世の地層、師崎層群が現れている。知多半島の東側は、矢作川の生んだ台地と低地からなり、岡崎平野と呼ばれ、広い平坦面を残す台地がその北に続いている。

最も広い面積を占める三河山地は、主に中生代の花崗岩類と領家帯の變成岩からなる標高の高い山岳地帯である。山地のうちでも新城市・設楽町・東栄町にかけての一帯には、第三紀の海成層と、その海で起こった火山活動の爪跡が様々な形で残されている。

西南日本を南北に分断する日本最長の断層帯、中央構造線が豊川の谷から三河湾の底を走っている。この中央構造線を境として地質は全く姿を変え、八名・弓張山地は断層活動の影響を強く受けた圧砕岩やじょう乱帯、変形の著しい三波川帯の变成岩類からなっている。豊橋市から渥美半島にかけての山地を構成するのは、主に中・古生層からなる秩父累帯の岩石である。



資料:

- ・自然観察指導マニュアル 自然情報あいち
 - ・伊勢湾台風災害誌
 - ・日本列島の地質
- (日本列島の地質編集委員会 編
工業技術院地質調査所 監修)

沿岸域の地質

(日本列島の地質)

日本列島の地質編集委員会 編)

2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題

2-1 防護面からみた現況と課題

2-1-1 海岸災害の脅威

三河湾・伊勢湾沿岸は、13号台風・伊勢湾台風に代表される大災害に見舞われた経験があり、このような「自然の脅威」から背後の人命・資産の防護を図る必要がある。

1. 過去の風水害

昭和28(1953)年9月25日に来襲した13号台風は、三重県通過の際に満潮時と重なり、高波が発生して三河湾・伊勢湾沿岸に災害をもたらした。

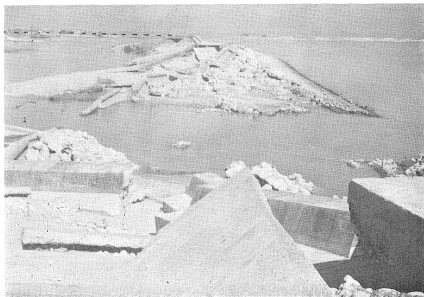
さらに昭和34(1959)年9月26日には伊勢湾台風が伊勢湾地域を襲い、伊勢湾湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大災害を引き起こすこととなった。

伊勢湾台風と13号台風の被害比較表

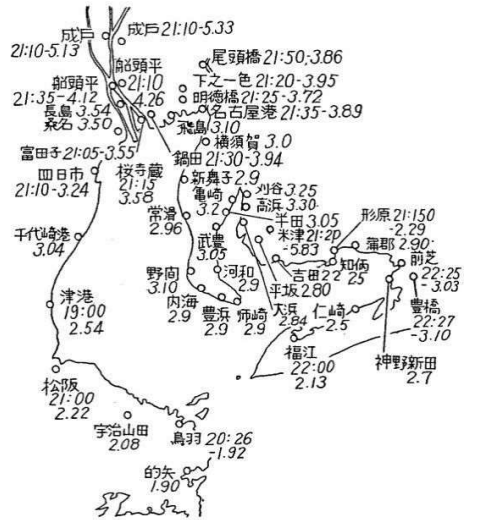
区分		単位	伊勢湾台風	13号台風
死者		人	4,487	393
行方不明者		人	158	85
負傷者		人	66,441	2,559
住家	全壊	戸	32,629	5,989
	半壊	戸	126,090	17,467
	流出	戸	4,666	2,615
	一部損壊	戸	656,997	60,321
浸水	床上浸水	戸	194,041	144,300
	床下浸水	戸	230,387	351,575

資料:建設省 中部地方建設局
「伊勢湾台風災害復興誌」(S38)

13号台風による被害状況 (愛知県豊橋市)



伊勢湾台風時の
海岸堤防の決壊 (川越村亀崎新田)
資料:伊勢湾台風災害復興誌
(三重県)



伊勢湾台風による各地の最高潮位
(潮位はT.P.表示)

資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題

2-1 防護面からみた現況と課題

2-1-1 海岸災害の脅威

三河湾・伊勢湾沿岸は、13号台風・伊勢湾台風に代表される大災害に見舞われた経験があり、このような「自然の脅威」から背後の人命・資産の防護を図る必要がある。

1. 過去の風水害

昭和28(1953)年9月25日に来襲した13号台風は、三重県通過の際に満潮時と重なり、高波が発生して三河湾・伊勢湾沿岸に災害をもたらした。

さらに昭和34(1959)年9月26日には伊勢湾台風が伊勢湾地域を襲い、伊勢湾湾奥部は高波・破堤によって未曾有の大災害を引き起こすこととなった。

伊勢湾台風と13号台風の被害比較表

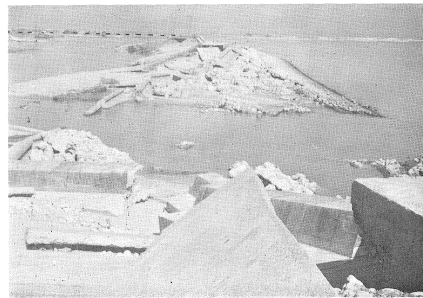
区分		単位	伊勢湾台風	13号台風
死者		人	4,487	393
行方不明者		人	158	85
負傷者		人	66,441	2,559
住家	全壊	戸	32,629	5,989
	半壊	戸	126,090	17,467
	流出	戸	4,666	2,615
	一部損壊	戸	656,997	60,321
浸水	床上浸水	戸	194,041	144,300
	床下浸水	戸	230,387	351,575

資料:建設省 中部地方建設局
「伊勢湾台風災害復興誌」(S38)

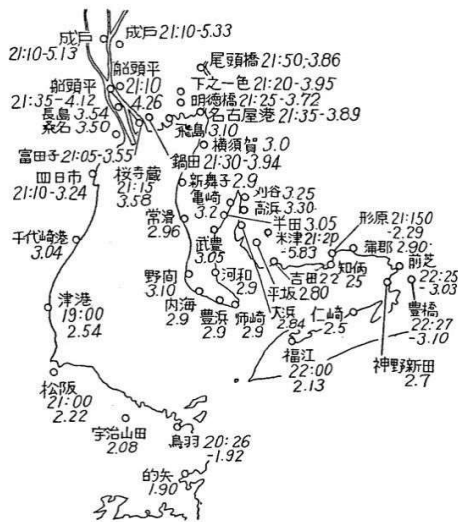
13号台風による被害状況 (愛知県豊橋市)



伊勢湾台風による浸水状況 (愛知県新川河口)



伊勢湾台風時の
海岸堤防の決壊 (川越村亀崎新田)
資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)



伊勢湾台風による各地の最高潮位
(潮位はT.P.表示)

資料:伊勢湾台風災害復興誌 (三重県)

13 号台風と伊勢湾台風との比較

観 測 所		潮 位	偏 差	波 高	風 向	風 速	瞬間最大風速	海面気圧	備 考
名古屋港	伊勢湾 13 号	3.89m 2.33m	3.55m 1.13m	2.40m (0.50m)	SSE NNW	37.0 22.6	SSE 45.7 N 30.4	958.5mb 970.9mb	
	伊勢湾 13 号	2.96m 2.53m	2.32m	(1.18m)		(30.0)			大野記録
師 崎	伊勢湾 13 号	2.10m 1.96m	1.85m	(1.25m)	ESE	30.0 (30.0)			
武 豊	伊勢湾 13 号	3.09m 2.56m	2.75m 1.37m	(1.00m)		(30.0)			
形 原	伊勢湾 13 号	3.00m 2.75m	2.74m	(1.25m)		(30.0)			
前 芝	伊勢湾 13 号	3.04m 2.83m	2.74m 1.50m	1.45m	E	20.7 (20.0)			
福 江	伊勢湾 13 号	2.60m 2.50m	2.28m	(1.80m) (1.00m)	SE ESE	38.0 (30.0)	39.9	957.1mb	
津	伊勢湾 13 号	2.54m			ESE E	36.8 23.6	ESE 51.3 31.1	944.7mb 964.6mb	

※ 潮位は T.P. ()は推定値
資料：伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）

2. 高潮の発生状況

また、平成 21 年 10 月の台風 18 号では、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河湾を中心に、豊橋市、田原市などにおいて大きな被害を受けた。

また、近年では地球温暖化に伴う海面上昇や台風の強大化が懸念されており、1994 年以降には高潮の発生頻度が増加している。今後、高潮被害の頻度が更に増すことも想定される。

1950 年以降潮位偏差が 1.0m を超えた台風

発生年月日	原因	検潮所	潮位偏差
1950 年 9 月 3 日	ジェーン台風	名古屋	1.5
1953 年 9 月 25 日 ※1	台風 13 号	名古屋	1.13
		武豊	1.37
		前芝	1.50
		名古屋	1.3
1954 年 9 月 26 日	洞爺丸台風	名古屋	1.2
1955 年 10 月 20 日	台風 26 号	名古屋	3.55
1959 年 9 月 26 日 ※1	伊勢湾台風	常滑	2.32
		師崎	1.85
		武豊	2.75
		形原	2.74
		前芝	2.74
		福江	2.28
		松阪	2.1 外
		名古屋	2.0
1961 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風	名古屋	2.0
1967 年 10 月 28 日	台風 34 号	名古屋	1.11
1979 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 16 号	名古屋	1.96
1990 年 9 月 19 日～9 月 20 日	台風 19 号	衣浦	1.85 外
		四日市	1.80 外
		名古屋	1.9
1994 年 9 月 29 日～9 月 30 日	台風 26 号	衣浦	1.43 外
		四日市	1.70 外
		名古屋	1.10
1998 年 9 月 20 日～9 月 23 日	台風 8・7 号	名古屋	1.16
2004 年 6 月 18 日～6 月 22 日	台風 6 号	名古屋	1.30
2004 年 9 月 25 日～9 月 30 日	台風 21 号	名古屋	1.47
2004 年 10 月 18 日～10 月 21 日	台風 23 号	名古屋	1.21
2009 年 10 月 6 日～10 月 9 日	台風 18 号	名古屋	1.21
		三河港	2.60 ※2
		鳥羽	1.68
2011 年 9 月 15 日～9 月 22 日	台風 15 号	鳥羽	1.11

資料：※1 伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）記載の偏差の値
※2 中部地方整備局 三河港湾事務所 HP に記載の潮位偏差の値
上記以外 気象庁 潮位表の瞬間最大偏差の値

13 号台風と伊勢湾台風との比較

観 測 所		潮 位	偏 差	波 高	風 向	風 速	瞬間最大風速	海面気圧	備 考
名古屋港	伊勢湾 13 号	3.89m 2.33m	3.55m 1.13m	2.40m (0.50m)	SSE NNW	37.0 22.6	SSE 45.7 N 30.4	958.5mb 970.9mb	
	伊勢湾 13 号	2.96m 2.53m	2.32m	(1.18m)		(30.0)			大野記録
師 崎	伊勢湾 13 号	2.10m 1.96m	1.85m	(1.25m)	ESE	30.0 (30.0)			
武 豊	伊勢湾 13 号	3.09m 2.56m	2.75m 1.37m	(1.00m)		(30.0)			
形 原	伊勢湾 13 号	3.00m 2.75m	2.74m	(1.25m)		(30.0)			
前 芝	伊勢湾 13 号	3.04m 2.83m	2.74m 1.50m	1.45m	E	20.7 (20.0)			
福 江	伊勢湾 13 号	2.60m 2.50m	2.28m	(1.80m) (1.00m)	SE ESE	38.0 (30.0)	39.9	957.1mb	
津	伊勢湾 13 号	2.54m			ESE E	36.8 23.6	ESE 51.3 31.1	944.7mb 964.6mb	

定値

※ 潮位は T.P. ()は推定値
資料：伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）

2. 高潮の発生状況

1950 年以降潮位偏差が 1.0m を超えた台風

発生年月日	原因	検潮所	潮位偏差
1950 年 9 月 3 日	ジェーン台風	名古屋	1.5
1953 年 9 月 25 日 ※1	台風 13 号	名古屋	1.13
		武豊	1.37
		前芝	1.50
		名古屋	1.3
1954 年 9 月 26 日	洞爺丸台風	名古屋	1.2
1955 年 10 月 20 日	台風 26 号	名古屋	3.55
1959 年 9 月 26 日 ※1	伊勢湾台風	常滑	2.32
		師崎	1.85
		武豊	2.75
		形原	2.74
		前芝	2.74
		福江	2.28
		松阪	2.1 外
		名古屋	2.0
1961 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風	名古屋	2.0
1967 年 10 月 28 日	台風 34 号	名古屋	1.11
1979 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 16 号	名古屋	1.96
1990 年 9 月 19 日～9 月 20 日	台風 19 号	衣浦	1.85 外
		四日市	1.80 外
		名古屋	1.9
1994 年 9 月 29 日～9 月 30 日	台風 26 号	衣浦	1.43 外
		四日市	1.70 外
		名古屋	1.10
1998 年 9 月 20 日～9 月 23 日	台風 8・7 号	名古屋	1.16
2004 年 6 月 18 日～6 月 22 日	台風 6 号	名古屋	1.30
2004 年 9 月 25 日～9 月 30 日	台風 21 号	名古屋	1.47
2004 年 10 月 18 日～10 月 21 日	台風 23 号	名古屋	1.21
2009 年 10 月 6 日～10 月 9 日	台風 18 号	名古屋	1.21
		三河港	2.60 ※2
		鳥羽	1.68
2011 年 9 月 15 日～9 月 22 日	台風 15 号	鳥羽	1.11
2013 年 9 月 15 日～9 月 21 日	台風 18 号	三河港	1.43
2014 年 10 月 4 日～10 月 6 日	台風 18 号	鳥羽	1.01
2017 年 9 月 13 日～9 月 18 日	台風 18 号	名古屋	1.04
2017 年 10 月 21 日～10 月 23 日	台風 21 号	鳥羽	1.21
2018 年 9 月 3 日～9 月 5 日	台風 21 号	名古屋	1.59
2018 年 9 月 28 日～10 月 1 日	台風 24 号	名古屋	1.44
		鳥羽	1.07

また、平成 21 年 10 月の台風 18 号では、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河湾を中心に、豊橋市、田原市などにおいて大きな被害を受けた。

また、平成 6 (1994) 年以降に高潮の発生頻度が増加している。近年、大きな高潮波浪災害は発生していないが、平均気温の上昇など、気候変動の影響が顕在化しつつある。

将来的な海面上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対し、海岸保全施設等の防護機能の維持・向上が必要である。



越波状況 （三重県伊勢市）
資料：「伊勢湾沿岸整備マスタープラン」（三重県）

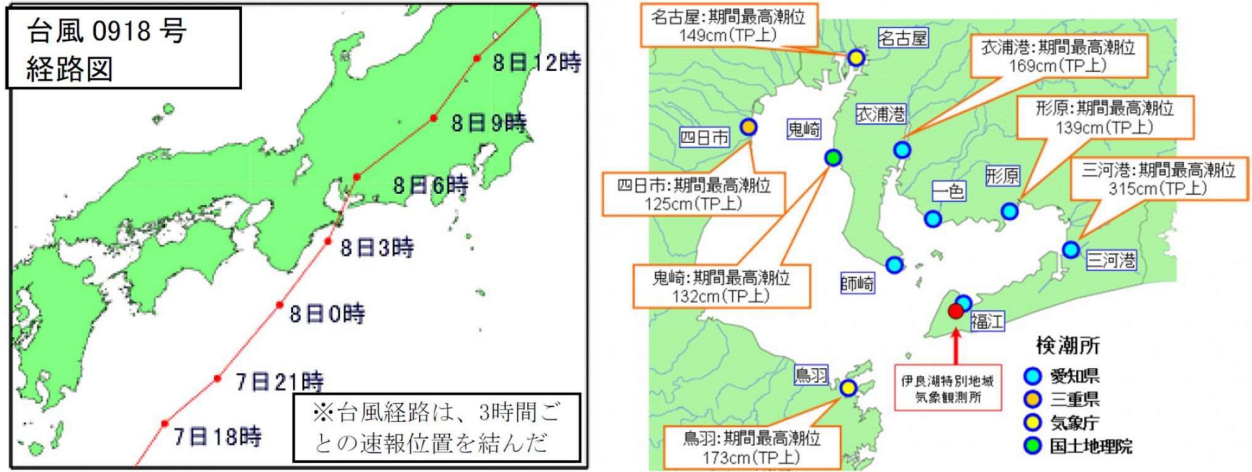
資料：※1 伊勢湾台風災害復興誌（愛知県）記載の偏差の値
※2 中部地方整備局 三河港湾事務所 Web ページに記載の潮位偏差の値
上記以外 気象庁 潮位表の瞬間最大偏差の値



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 柳生川での高潮遡上状況（豊橋市）



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 汐川での高潮遡上状況（田原市）



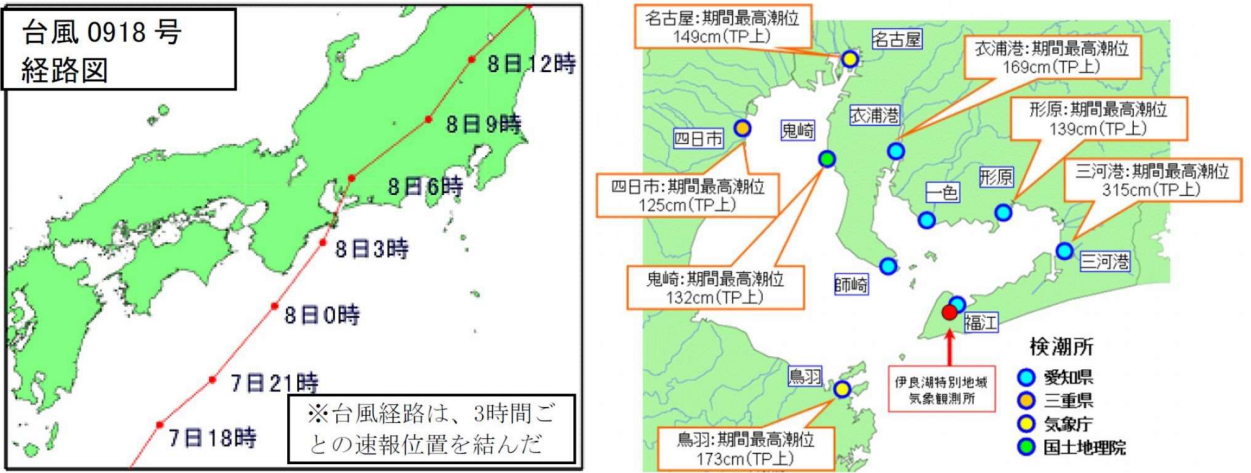
平成 21 年 台風 18 号 台風経路と各地の潮位記録の状況
資料：平成 21 年台風 18 号による三河湾における高潮（10 月 8 日）報告 名古屋地方気象台、神戸海洋気象台



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 柳生川での高潮遡上状況（豊橋市）



平成 21 年 台風 18 号時の二級河川 汐川での高潮遡上状況（田原市）



平成 21 年 台風 18 号 台風経路と各地の潮位記録の状況
資料：平成 21 年台風 18 号による三河湾における高潮（10 月 8 日）報告 名古屋地方気象台、神戸海洋気象台

2-1-2 防護機能の低下

三河湾・伊勢湾沿岸においては、伊勢湾台風・13号台風という未曾有の災害を経験している時代背景もあり、これまでは背後地の人命、財産を守るという防護面を優先に、大きな海岸堤防等による線的な防護方式を中心とした施設整備が進められてきた。しかしながら、これらの海岸保全施設は、築後50年以上を経過した現在、地盤沈下や老朽化の進行などによる機能低下が確認される他、法先の洗掘等により、高潮災害に対しての防護機能が十分でない区域もみられる。また、水門・陸閘等に関しても、老朽化や操作性等の問題が発生している。

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように、維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないことが明記された。今後は、施設の長寿命化に向けて適切な維持管理を実施していく必要がある。

1. 海岸堤防の機能低下

三河湾および伊勢湾沿岸の海岸堤防は、そのほとんどが昭和20～30年代に伊勢湾等高潮対策事業で築造されたもので、築後50年以上を経過していることから、空洞化・クラックあるいは地盤沈下に伴う堤防の沈下等が多く認められる。

また、知多半島先端では外洋波の影響を受けやすく海岸堤防の洗掘が見られる。



波返し工ひび割れ (三重県鈴鹿市)
資料：三重県



老朽化している海岸堤防 (愛知県美浜町)

2. 水門・陸閘等の再整備

沿岸域における水門・陸閘等は築後数十年を経過し、コンクリートの劣化や扉体・水密ゴムの劣化、巻上機の不具合などの老朽化が進んでいる。また手動操作や操作性の悪さ、ヘドロや土砂の堆積等により緊急時の対応が困難なものも存在している。



破損 (スライドゲート)
資料：三重県



ヘドロの堆積 (フラップゲート)
資料：三重県

2-1-2 防護機能の低下

三河湾・伊勢湾沿岸においては、13号台風・伊勢湾台風という未曾有の災害を経験している時代背景もあり、これまでは背後地の人命、財産を守るという防護面を優先に、大きな海岸堤防等による線的な防護方式を中心とした施設整備が進められてきた。しかしながら、これらの海岸保全施設は、築後60年以上を経過した現在、地盤沈下や老朽化の進行などによる機能低下が確認される他、法先の洗掘等により、高潮災害に対しての防護機能が十分でない区域もみられる。また、水門・陸閘等に関しても、老朽化や操作性等の問題が発生している。

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように、維持・修繕し、海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないことが明記された。今後は、施設の長寿命化に向けて適切な維持管理を実施していく必要がある。

1. 海岸堤防の機能低下

三河湾および伊勢湾沿岸の海岸堤防は、そのほとんどが昭和20～30年代に伊勢湾等高潮対策事業で築造されたもので、築後60年以上を経過していることから、空洞化・クラックあるいは地盤沈下に伴う堤防の沈下等が多く認められる。また、知多半島先端では外洋波の影響を受けやすく海岸堤防の洗掘が見られる。

そのため、海岸法の平成26年改正以降、全ての海岸堤防、水門等について長寿命化計画を策定している。さらに、長寿命化計画に基づき、適切に予防保全型の維持管理を行っていく。

	策定完了年
水管理・国土保全局所管	2016年度
港湾局所管	2018年度
水産庁所管	2019年度
農林振興局所管	2018年度

長寿命化計画の策定状況 資料：愛知県



波返し工ひび割れ (三重県鈴鹿市)
資料：三重県



堤防の補修 (蒲郡海岸：愛知県蒲郡市)
資料：愛知県

2. 水門・陸閘等の再整備

沿岸域における水門・陸閘等は築後数十年を経過し、コンクリートの劣化や扉体・水密ゴムの劣化、巻上機の不具合などの老朽化が進んでいる。また手動操作や操作性の悪さ、ヘドロや土砂の堆積等により緊急時の対応が困難なものも存在している。



破損 (スライドゲート)
資料：三重県



ヘドロの堆積 (フラップゲート)
資料：三重県



陸閘の改築 (衣浦港海岸：愛知県高浜市)
資料：愛知県

2-1-3 砂浜の減少

埋立や構造物の設置、河川からの土砂流入の不足や侵食を原因とする砂浜幅の減少といった海岸地形の変化は、海岸環境の悪化のみならず砂浜や背後の松林等の植生と合わせて発揮される自然の消波機能の低下をもたらすこととなる。

1. 砂浜の減少

全国的に激化している砂浜の減少は、本沿岸においても確認されており、千代崎港や白子港周辺、さらには松阪・伊勢地域および渥美半島先端部にみられる。
一方、知多半島の砂浜は、岩礁性の岬や構造物で挟まれたユニットに存在し、そのユニット内での移動を繰り返しながら長期的には安定傾向となっている。
砂浜海岸においては、構造物の設置が地形の変化や流れの変化をもたらし、貴重な砂浜を減少させているところがある。海岸保全施設の機能低下への不安と共に、砂浜の持つ消波機能の消失という面でもその影響は大きい。



大正期の二見浦
(三重県伊勢市)
資料：三重県



整備前の二見浦
資料：三重県



整備後の二見浦
資料：三重県

2-1-3 砂浜の減少

埋立や構造物の設置、河川からの土砂流入の不足や侵食を原因とする砂浜幅の減少といった海岸地形の変化は、海岸環境の悪化のみならず砂浜や背後の松林等の植生と合わせて発揮される自然の消波機能の低下をもたらすこととなる。

1. 砂浜の減少

全国的に激化している砂浜の減少は、本沿岸においても確認されており、千代崎港や白子港周辺、さらには松阪・伊勢地域および渥美半島先端部にみられる。
一方、知多半島の砂浜は、岩礁性の岬や構造物で挟まれたユニットに存在し、そのユニット内での移動を繰り返しながら長期的には安定傾向となっている。
砂浜海岸においては、構造物の設置が地形の変化や流れの変化をもたらし、貴重な砂浜を減少させているところがある。海岸保全施設の機能低下への不安と共に、砂浜の持つ消波機能の消失という面でもその影響は大きい。
三河湾・伊勢湾内の愛知県側では、海水浴等の利用のための海岸環境整備は行っているが、侵食対策としての大規模な離岸堤や養浜などの海岸保全施設整備は近年行っていない。
三重県側では、四日市市から伊勢市までの広い範囲で離岸堤や養浜の整備を行っている。



大正期の二見浦
(三重県伊勢市)
資料：三重県



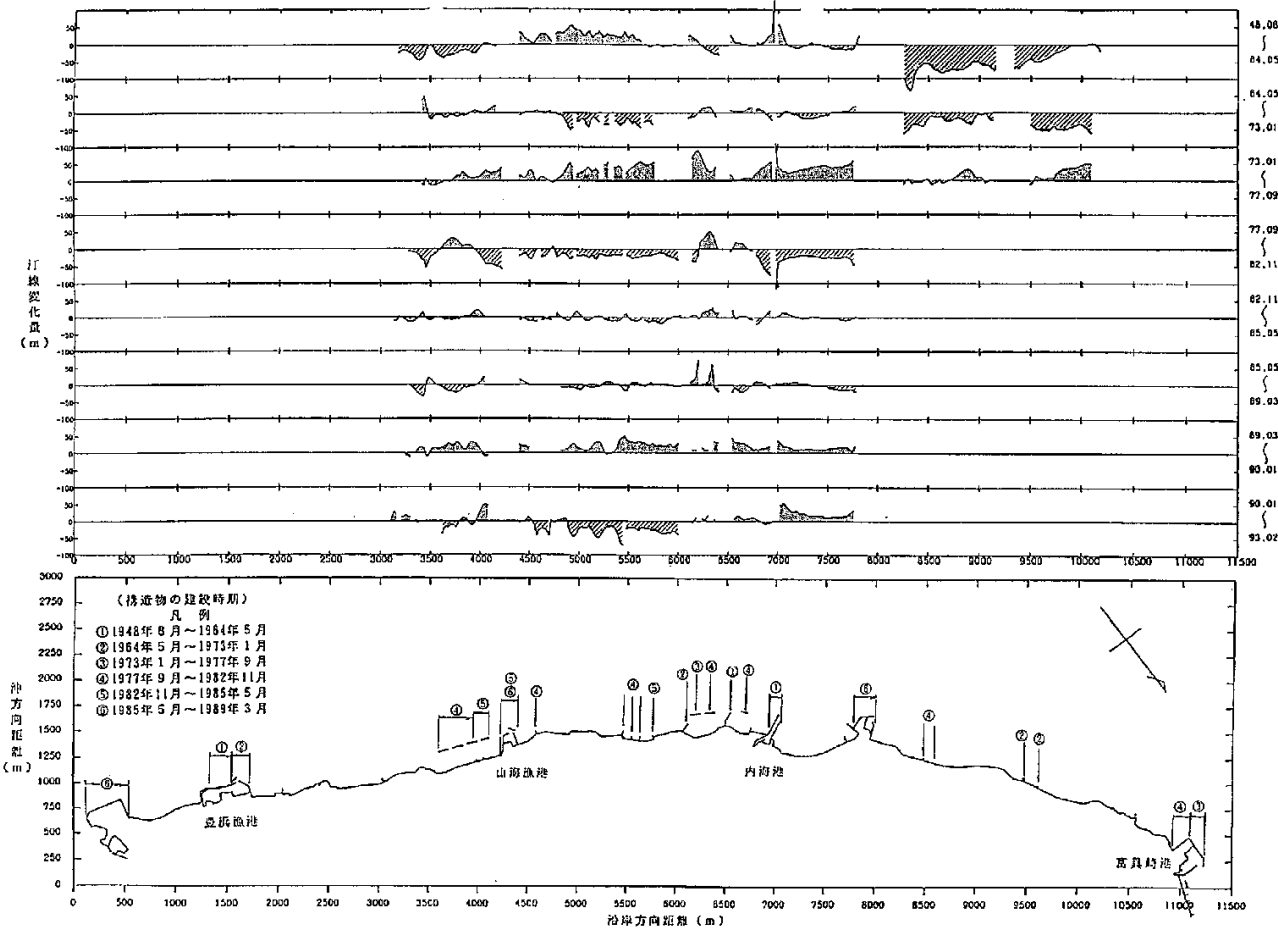
整備前の二見浦
資料：三重県



整備後の二見浦
資料：三重県

(1) 知多半島

知多半島伊勢湾側では、南4区から富具崎港までの区間では、構造物で挟まれた汀線が微少な変動をしているが、大きな砂の移動は見受けられないが、外洋に面している半島先端部においては比較的大きな砂の移動が見受けられる。特に下図に示すように1977年9月の内海港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積や、1982年11月以降の山海漁港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積が確認され、内海港から山海漁港にかけて、継続的に砂が移動していることが読み取れる。

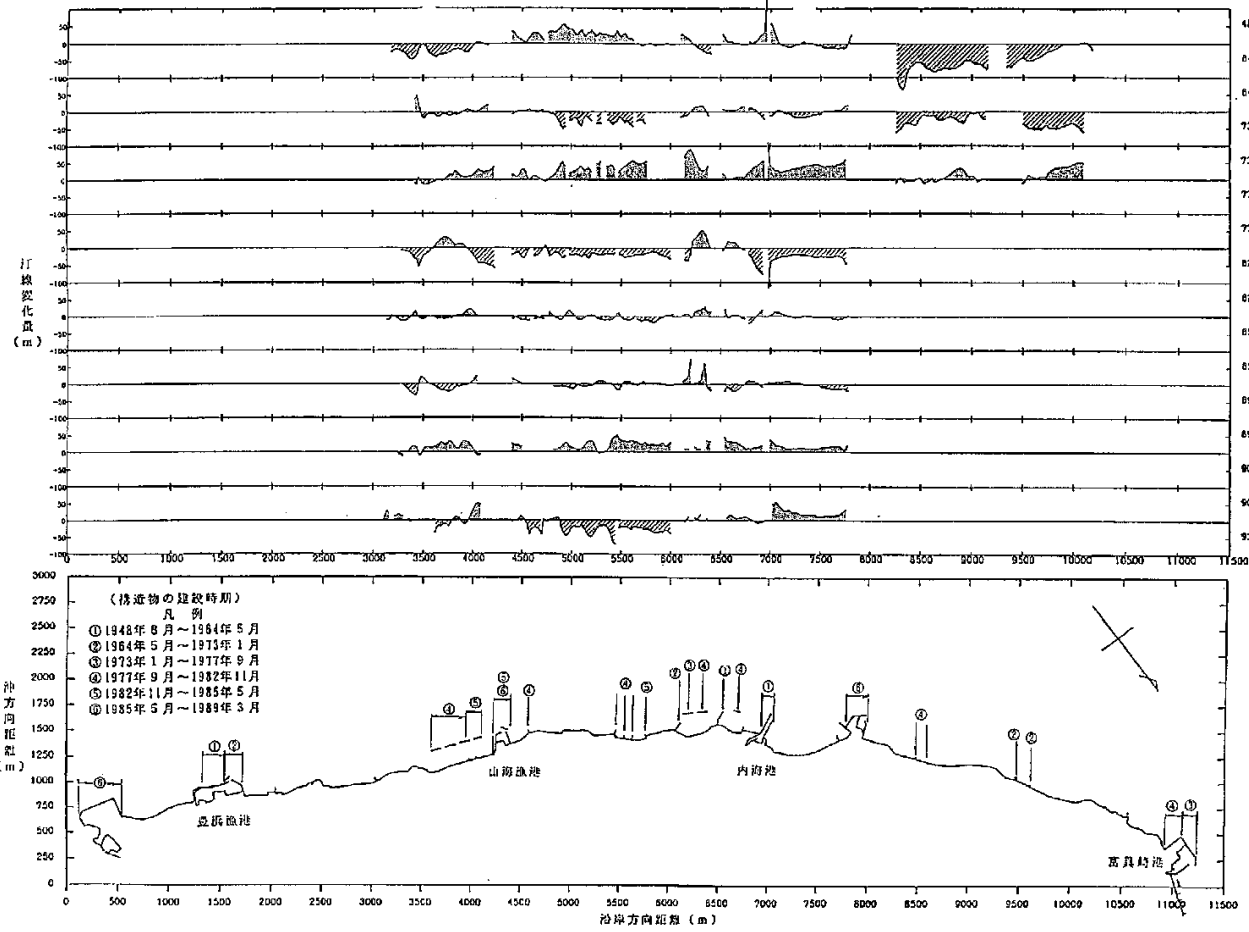


汀線変化状況（富具崎港～豊浜漁港）

資料：平成6年度 中部新国際空港 空港建設技術検討委員会 資料（海岸地形変化予測調査）

(1) 知多半島

知多半島伊勢湾側では、南4区から富具崎港までの区間では、構造物で挟まれた汀線が微少な変動をしているが、大きな砂の移動は見受けられないが、外洋に面している半島先端部においては比較的大きな砂の移動が見受けられる。特に下図に示すように1977年9月の内海港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積や、1982年11月以降の山海漁港南側の離岸堤背後に見られる砂の堆積が確認され、内海港から山海漁港にかけて、継続的に砂が移動していることが読み取れる。



汀線変化状況（富具崎港～豊浜漁港）

資料：平成6年度 中部新国際空港 空港建設技術検討委員会 資料（海岸地形変化予測調査）

2. 砂浜背後の海岸林

海岸背後には、松林等が続いている地区もあり、砂浜と共に越波や飛沫から背後地を守る役割を果たしている。



海岸林と砂浜（三重県津市）



海岸林と砂浜（三重県津市）

資料：三重県

2. 砂浜背後の海岸林

海岸背後には、松林等が続いている地区もあり、砂浜と共に越波や飛沫から背後地を守る役割を果たしている。



海岸林と砂浜（三重県津市）



海岸林と砂浜（三重県津市）

資料：三重県

3. 洗掘対策

定期的な施設の監視を行い、堤防、護岸の基礎部が露出しかけている海岸において、現地状況に対応した対策を実施している。

今後も、施設の防護機能や安定性に影響がある箇所では、砂浜の状況の監視を行い、必要に応じて対策を実施する。



洗掘対策
愛知県知多郡美浜町
資料：愛知県

3. 海岸地形

本沿岸の海岸線は、特定重要港湾である名古屋港・四日市港をはじめとして数々の港湾が立地していることや、高潮等に備え堤防が張り巡らされていることもあり、海岸が自然の状態に残っている箇所が少ない。

砂浜海岸の特徴として、伊勢湾の三重県側では広範囲に連続して存在し、土砂は木曾三川や鈴鹿川からの土砂供給が主である。

一方、愛知県の知多半島側では、砂浜、岩礁、人工海岸が混在しており、岩礁性の岬によって囲まれた小規模な砂浜海岸が多数存在している。外部からの土砂供給は少なく、自然地理学的ユニットを形成している。また、三河湾の渥美半島先端部では、広範囲に砂浜海岸が連続して存在し、土砂供給は外洋からの流入土である。

代表的な湾の海岸(汀線)の区分別延長比率				
	伊勢湾	三河湾	東京湾	大阪湾 ¹⁾
自然海岸(%)	18.60	7.49	7.91	8.28
半自然海岸(%)	8.56	10.70	4.76	4.43
人工海岸(%)	69.31	80.36	86.24	85.32

1)大阪湾は大阪湾北と大阪湾南を合わせた値

資料：環境省 自然保全局「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査（1998.3）」より作成



自然海岸（三重県伊勢市）



岩礁海岸（愛知県南知多町）



砂浜と松林（三重県鈴鹿市）



砂浜と松林（三重県津市）

3. 海岸地形

本沿岸の海岸線は、特定重要港湾である名古屋港・四日市港をはじめとして数々の港湾が立地していることや、高潮等に備え堤防が張り巡らされていることもあり、海岸が自然の状態に残っている箇所が少ない。

砂浜海岸の特徴として、伊勢湾の三重県側では広範囲に連続して存在し、土砂は木曾三川や鈴鹿川からの土砂供給が主である。

一方、愛知県の知多半島側では、砂浜、岩礁、人工海岸が混在しており、岩礁性の岬によって囲まれた小規模な砂浜海岸が多数存在している。外部からの土砂供給は少なく、自然地理学的ユニットを形成している。また、三河湾の渥美半島先端部では、広範囲に砂浜海岸が連続して存在し、土砂供給は外洋からの流入土である。

代表的な湾の海岸(汀線)の区分別延長比率				
	伊勢湾	三河湾	東京湾	大阪湾 ¹⁾
自然海岸(%)	18.60	7.49	7.91	8.28
半自然海岸(%)	8.56	10.70	4.76	4.43
人工海岸(%)	69.31	80.36	86.24	85.32

1)大阪湾は大阪湾北と大阪湾南を合わせた値

資料：環境省 自然保全局「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査（1998.3）」より作成



自然海岸（三重県伊勢市）



岩礁海岸（愛知県南知多町）
資料：愛知県



砂浜と松林（三重県鈴鹿市）

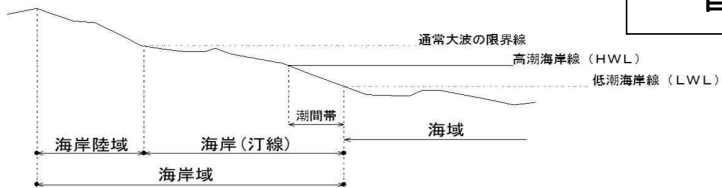


砂浜と松林（三重県津市）

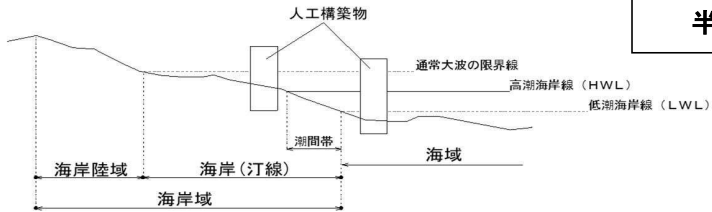
海岸区分の定義（環境省）

海岸区分の定義（環境省）			
区		分	
海岸 （ 汀線 ）	自然海岸 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸 （海岸（汀線）に人工構造物のない海岸）	海岸（汀線）に浜が発達している	泥浜海岸
			砂質（砂浜）海岸
			岩石（磯浜）海岸
	半自然海岸 道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸 （海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に護岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする）	海岸（汀線）に浜が発達していない（海食崖等）	
	人工海岸 港湾・埋立・浚渫・干拓により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸	埋立によってできた海岸 干拓によってできた海岸 上記以外の人工海岸	
	河口部 河川法の規定（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。		

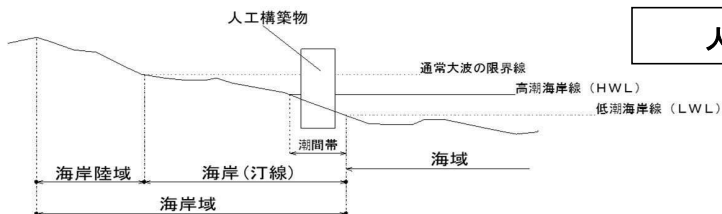
自然海岸



半自然海岸



人工海岸



注1）「海岸(汀線)」とは、低潮海岸線と通常大波の限界線(飛沫が達する最高位線)との間の区域を示す。

注2）なお、通常大波の限界線について環境省では、航空写真や国土地理院の地形図を活用して調査しており、この限界線をおおむね、国土地理院の地形図の海岸線(高潮海岸線(HWL))から陸域側 100m の線としている。



人工海岸（愛知県名古屋市）

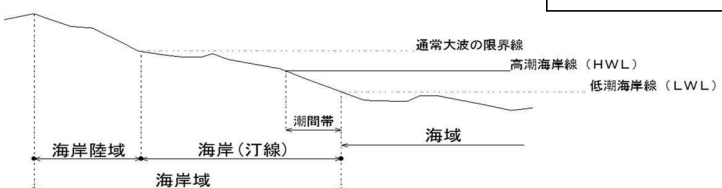


半自然海岸（愛知県美浜町）

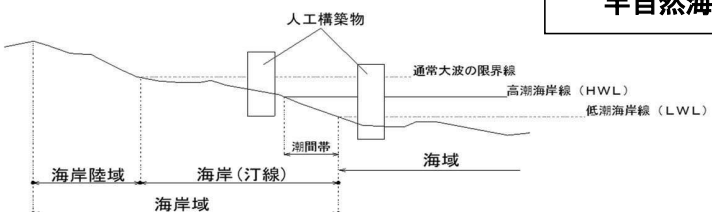
海岸区分の定義（環境省）

海岸区分の定義（環境省）			
区		分	
海岸 （ 汀線 ）	自然海岸 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸 （海岸（汀線）に人工構造物のない海岸）	海岸（汀線）に浜が発達している	泥浜海岸
			砂質（砂浜）海岸
			岩石（磯浜）海岸
	半自然海岸 道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸 （海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に護岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする）	海岸（汀線）に浜が発達していない	
	人工海岸 港湾・埋立・浚渫・干拓により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸	埋立によってできた海岸 干拓によってできた海岸 上記以外の人工海岸	
	河口部 河川法の規定（河川法適用外の河川も準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。		

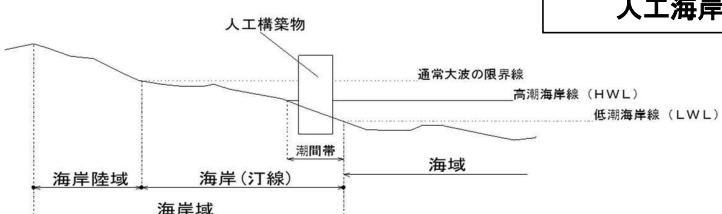
自然海岸



半自然海岸



人工海岸



注1）「海岸(汀線)」とは、低潮海岸線と通常大波の限界線(飛沫が達する最高位線)との間の区域を示す。

注2）なお、通常大波の限界線について環境省では、航空写真や国土地理院の地形図を活用して調査しており、この限界線をおおむね、国土地理院の地形図の海岸線(高潮海岸線(HWL))から陸域側 100m の線としている。



人工海岸（愛知県名古屋市）



半自然海岸（愛知県美浜町）

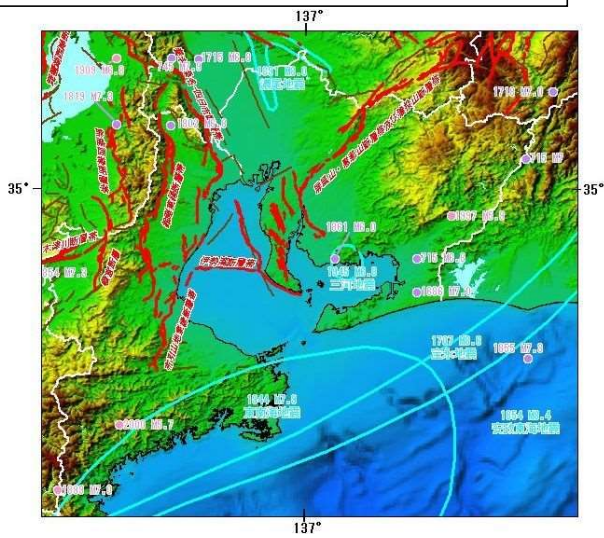
2-1-4 地震災害への不安

本沿岸においては近い将来発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震をはじめとして、地震の発生による被害（津波災害・液状化の発生等）が懸念されており、沿岸域においても事前の対策を進める必要がある。

1. 沿岸域に被害を及ぼす地震

本沿岸域に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合い（南海トラフ沿い等）で発生する地震（東海～南海地震）、陸域の浅い地震、沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する陸域のやや深い地震がある。伊勢湾内海底には伊勢湾断層帯が分布しているほか、陸域においても数箇所の断層帯が確認されている。

沿岸域の活断層
資料：文部科学省
地震調査研究推進本部



2. 南海トラフを震源域とする地震

南海トラフでは、100～150 年程度の周期でマグニチュードが 8 クラスの巨大地震が発生しており、そのたびごとに沿岸部では甚大な被害を受けている。

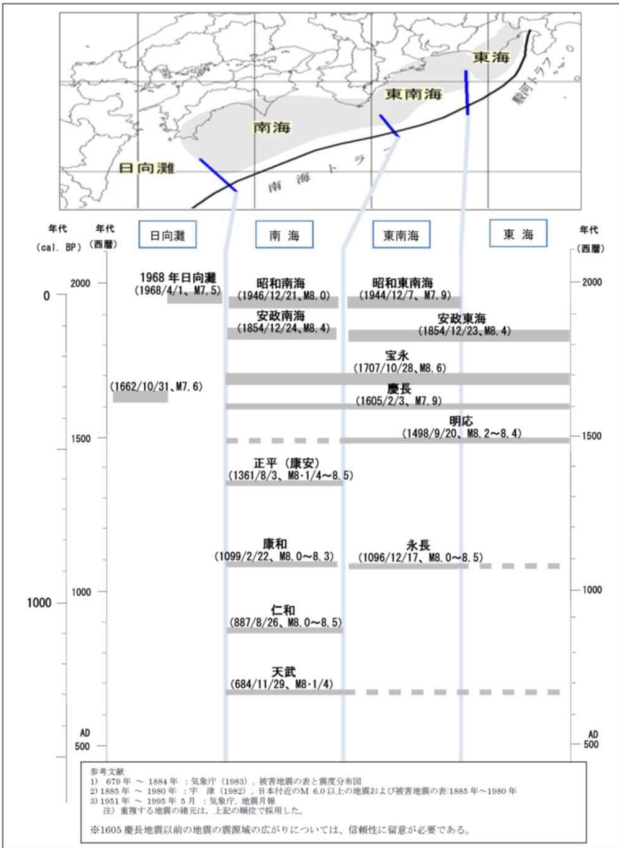
南海トラフにおいて、今後マグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は、30 年以内、70%とされている。（南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）文部科学省・地震調査研究推進本部・地震調査委員会 平成 26 年 1 月）

愛知県・三重県では、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域が追加指定されるとともに、翌年 7 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行された。

上記は、平成 25 年に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改められるとともに、愛知県・三重県では県内の全市町村が同特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定された。（平成 26 年 3 月 26 日現在）

よって、地震対策の強化を一層充実することとしている。

南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震
資料：内閣府



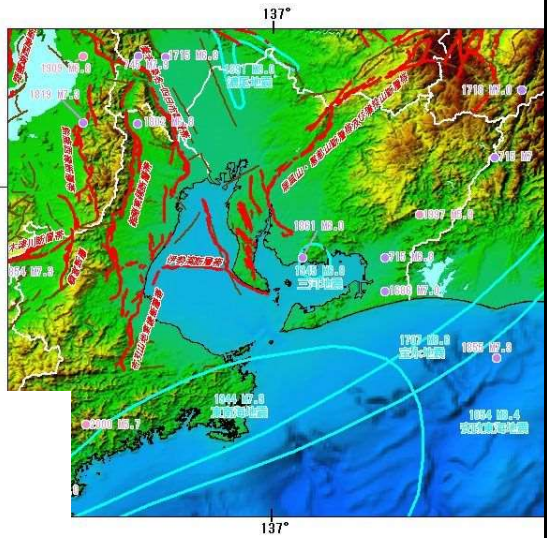
2-1-4 地震災害への不安

本沿岸においては近い将来発生が予測されている南海トラフを震源域とする地震をはじめとして、地震の発生による被害（津波災害・液状化の発生等）が懸念されており、沿岸域においても事前の対策を進める必要がある。

1. 沿岸域に被害を及ぼす地震

本沿岸域に被害を及ぼす地震は、主に太平洋側沖合い（南海トラフ沿い等）で発生する地震（東海～南海地震）、陸域の浅い地震、沈み込んだフィリピン海プレート内で発生する陸域のやや深い地震がある。伊勢湾内海底には伊勢湾断層帯が分布しているほか、陸域においても数箇所の断層帯が確認されている。

沿岸域の活断層
資料：文部科学省
地震調査研究推進本部



2. 南海トラフを震源域とする地震

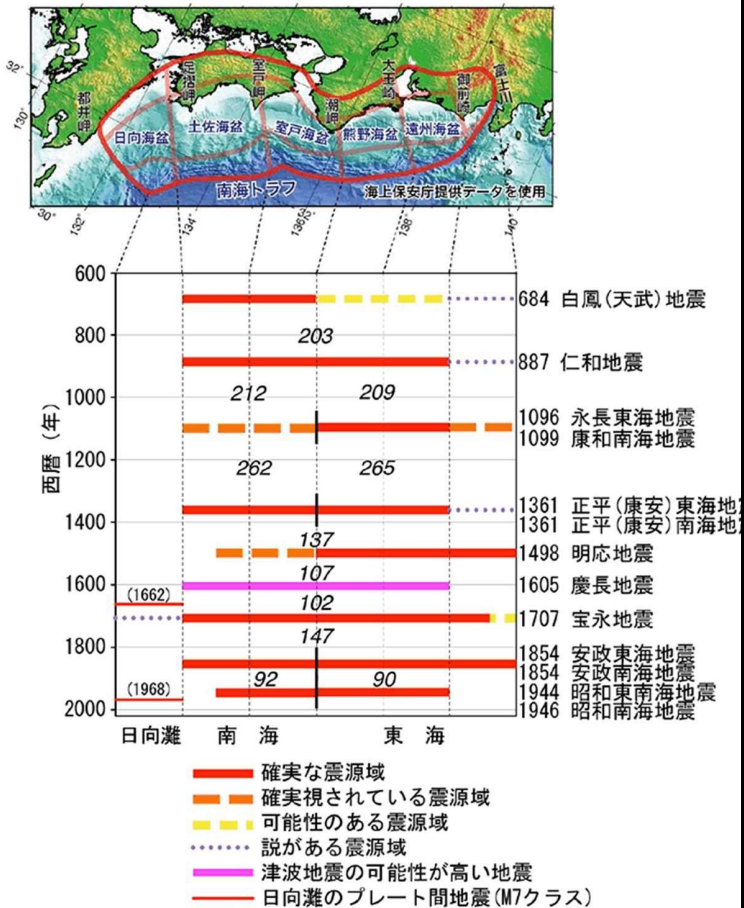
南海トラフでは、100～150 年程度の周期でマグニチュードが 8 クラスの巨大地震が発生しており、そのたびごとに沿岸部では甚大な被害を受けている。

南海トラフにおいて、今後マグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は、30 年以内、80%程度とされている。（活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 文部科学省・地震調査研究推進本部 令和 7 年 1 月）

愛知県・三重県では、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域が追加指定されるとともに、翌年 7 月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行された。

上記は、平成 25 年に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改められるとともに、愛知県・三重県では県内の全市町村が同特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定された。（平成 26 年 3 月 26 日現在）

よって、地震対策の強化を一層充実することとしている。



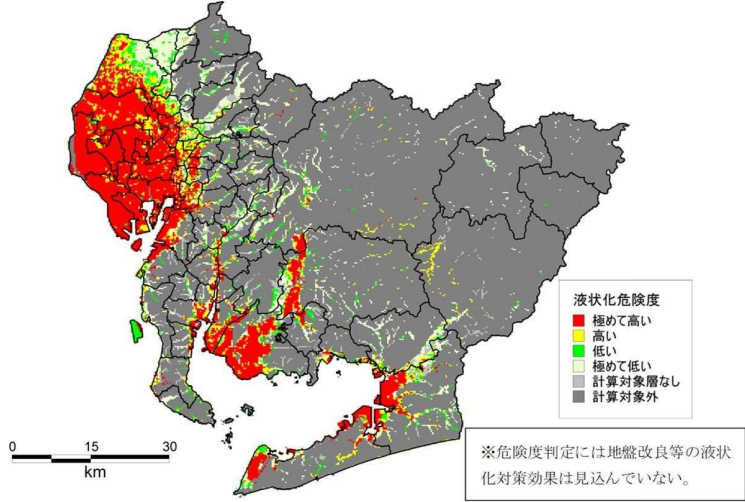
南海トラフ沿いで発生する地震の多様性
資料：内閣府

愛知県・三重県では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会最終報告、平成 23 年 9 月、中央防災会議」に基づき、地震の規模や発生頻度に応じて 2 つのレベルを設定した。

	呼称	発生頻度
愛知県	過去地震最大モデル	100 年～200 年
	理論上最大想定モデル	1000 年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低い
三重県	過去最大クラスの南海トラフ地震	100 年～150 年
	理論最大クラスの南海トラフ地震	過去最大クラスに比べて、発生頻度は一桁以上低く、少なくとも最近 2000 年間は発生していない

3. 液状化の危険性

本沿岸域においては、ほぼ全域において地震が発生した場合に液状化が発生する可能性が高い。特に津市や松阪市・四日市市の一部、弥富市から知多市に渡る広範囲においては特にその危険性が高く、総じて人口の集中している平野部における液状化の危険性が顕著である。



愛知県 液状化危険度の検討結果（過去地震最大モデル）

資料：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会

※過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルで、愛知県の被害予測調査に必要な範囲で、内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデル。

※理論上最大想定モデル

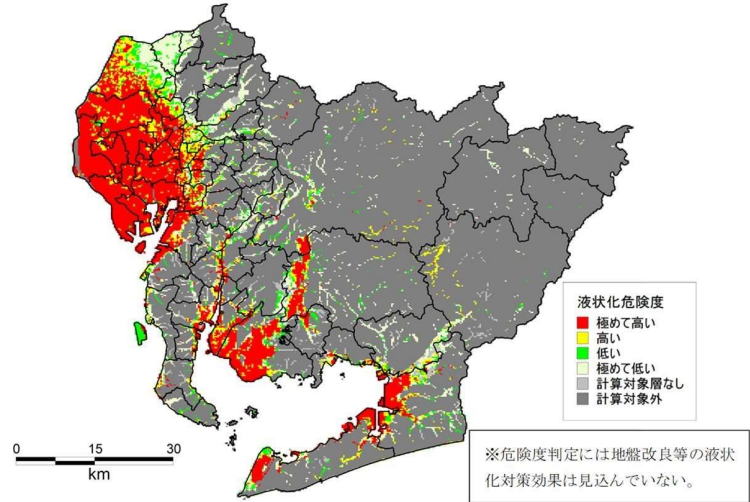
南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

愛知県・三重県では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会最終報告、平成 23 年 9 月、中央防災会議」に基づき、地震の規模や発生頻度に応じて 2 つのレベルを設定した。

	呼称	発生頻度
愛知県	過去地震最大モデル	100 年～200 年
	理論上最大想定モデル	1000 年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低い
三重県	過去最大クラスの南海トラフ地震	100 年～150 年
	理論最大クラスの南海トラフ地震	過去最大クラスに比べて、発生頻度は一桁以上低く、少なくとも最近 2000 年間は発生していない

3. 液状化の危険性

本沿岸域においては、ほぼ全域において地震が発生した場合に液状化が発生する可能性が高い。特に津市や松阪市・四日市市の一部、弥富市から知多市に渡る広範囲においては特にその危険性が高く、総じて人口の集中している平野部における液状化の危険性が顕著である。



愛知県 液状化危険度の検討結果（過去地震最大モデル）

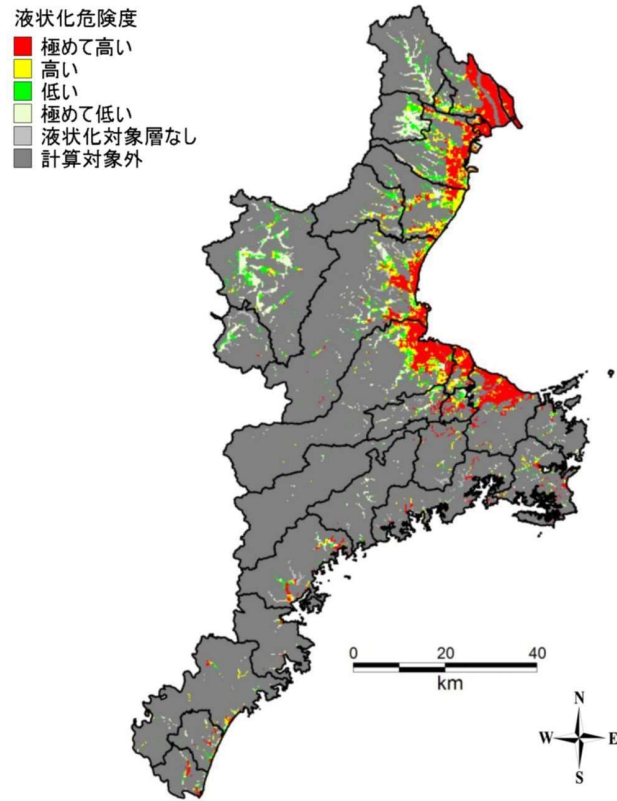
資料：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会

※過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルで、愛知県の被害予測調査に必要な範囲で、内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデル。

※理論上最大想定モデル

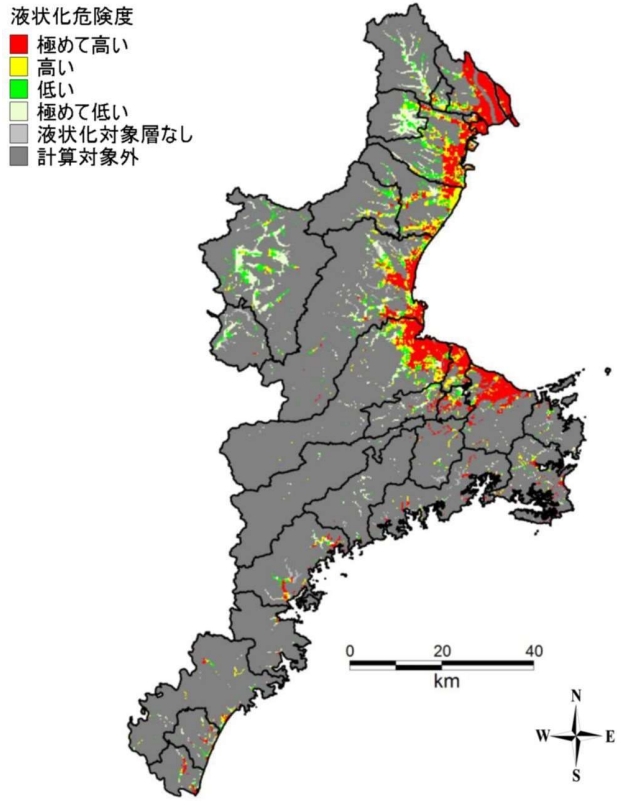
南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）



三重県 液状化危険度予測分布図（過去最大クラスの南海トラフ地震※）
 資料：平成 2 5 年度地震被害想定調査（三重県防災対策部 HP）

※過去最大クラスの南海トラフ地震
 過去おおむね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）における揺れと津波をおおむね再現する独自モデル。

※理論上最大クラスの南海トラフ地震
 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を配慮した理論上最大クラスの南海トラフ地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）



三重県 液状化危険度予測分布図（過去最大クラスの南海トラフ地震※）
 資料：平成 2 5 年度地震被害想定調査（三重県防災対策部 [Web ページ](#)）

※過去最大クラスの南海トラフ地震モデル
 過去おおむね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）における揺れと津波をおおむね再現する独自モデル。

※理論上最大クラスの南海トラフ地震モデル
 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

4. 津波災害

本沿岸域では、過去に大規模な地震に伴う津波災害に見舞われ、大きな被害を受けた経験がある。

年次	月日	災害	内容
1096年(永長1)	11月24日	地震と津波	畿内・東海道・南海道で大地震。伊勢安濃津をはじめ、東海道沿岸地方で津波被害。
1498年(明応7)	8月25日	地震と津波	志摩から伊豆にかけての東海道で大地震。伊勢・志摩では津波による死者1万人余。当時の「日本三津」の安濃津・大湊が壊滅する。明応年間には地震が多発、明応7年6月の地震で三河豊川の川筋が変わる。
1585年(天正13)	11月29日	地震と津波	震源地は越中白山付近、近畿・北陸・東海地方に被害。桑名・長島・岡崎などの城が損壊。伊勢湾岸では津波で流死者多数、尾張海部郡・伊勢桑名郡では陥没・液状化などの被害大。余震が翌々年まで続いた。
1614年(慶長19)	10月25日	地震と津波	伊勢では津波による流死者多数。三河では田原城櫓が損壊。
1707年(宝永4)	10月4日	地震と津波	関西以西の広い範囲で被害。沿岸部では津波による流死者や流失物多数。海岸新田は破堤により水没。伊勢山田・津・四日市、尾張宮、三河吉田などでは町家が多く倒壊。
1708年(宝永5)	1月22日	地震と津波	伊勢で津波、新田が冠水する。宮川の堤防決壊。宝永4年以後4年間しばしば地震が発生。
1854年(安政1)	11月4・5日	地震と津波	安政東南海地震。
1891年(明治24)	10月28日	地震と津波	濃尾地震。
1944年(昭和19)	12月7日	地震と津波	東南海地震。
1945年(昭和20)	1月13日	地震と津波	三河地震。
1946年(昭和21)	12月21日	地震と津波	潮岬南西を震源地とし、東北南部から九州まで震動を感じるほど大規模で、伊勢南部・尾張西部地方に家屋の全半壊などの被害があった。
1960年(昭和35)	5月24日	地震と津波	チリ津波。

資料：運輸省第五港湾建設局パンフレット
「伊勢湾災害の歴史」地震津波編・台風高潮編より作成

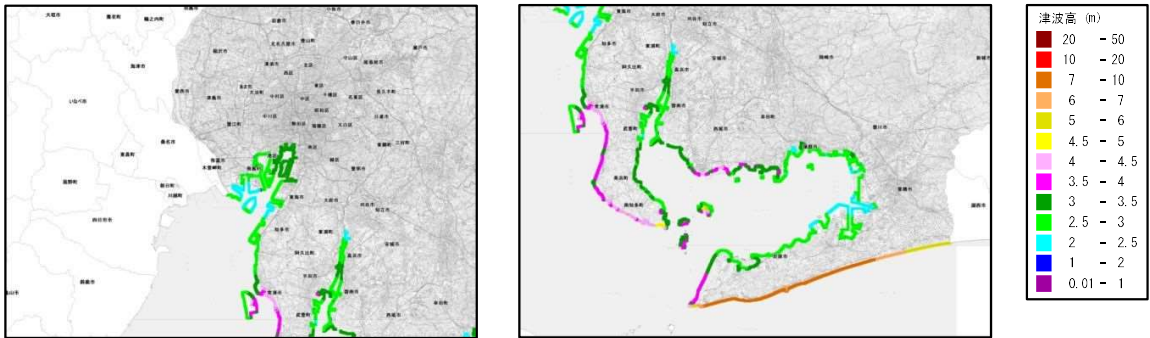
愛知県・三重県では、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波について「津波浸水想定の設定の手引き、国土交通省」の手法・条件に基づく津波シミュレーションを実施し、襲来する津波高等の予測を行った。

(愛知県 津波シミュレーション結果)

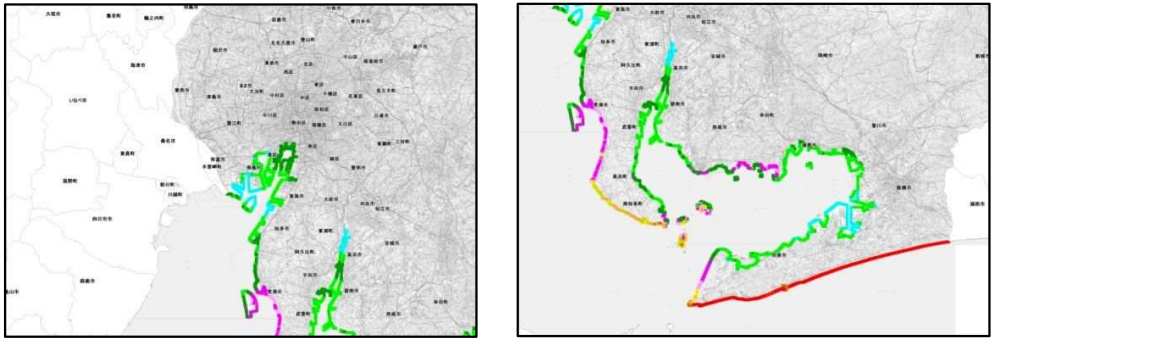
愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考とした地震モデル（過去地震最大モデル）、および主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（理論上最大想定モデル）を対象に、津波シミュレーションを実施した。

伊勢湾および三河湾内では、過去地震最大モデルの津波ではおおむね T.P.3～4m、理論上最大想定モデルの津波になると若干高いものの、同様に T.P.3～4m 程度である。

太平洋に面した外海では、過去地震最大モデルの津波で 10m 程度、理論上最大想定モデルの津波で 21m 程度の津波高となっている。



過去地震最大モデルの津波の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）



理論上最大想定モデルの津波（ケース①）の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）

資料：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（詳細）
（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）

4. 津波災害

本沿岸域では、過去に大規模な地震に伴う津波災害に見舞われ、大きな被害を受けた経験がある。

年次	月日	災害	内容
1096年(永長1)	11月24日	地震と津波	畿内・東海道・南海道で大地震。伊勢安濃津をはじめ、東海道沿岸地方で津波被害。
1498年(明応7)	8月25日	地震と津波	志摩から伊豆にかけての東海道で大地震。伊勢・志摩では津波による死者1万人余。当時の「日本三津」の安濃津・大湊が壊滅する。明応年間には地震が多発、明応7年6月の地震で三河豊川の川筋が変わる。
1585年(天正13)	11月29日	地震と津波	震源地は越中白山付近、近畿・北陸・東海地方に被害。桑名・長島・岡崎などの城が損壊。伊勢湾岸では津波で流死者多数、尾張海部郡・伊勢桑名郡では陥没・液状化などの被害大。余震が翌々年まで続いた。
1614年(慶長19)	10月25日	地震と津波	伊勢では津波による流死者多数。三河では田原城櫓が損壊。
1707年(宝永4)	10月4日	地震と津波	関西以西の広い範囲で被害。沿岸部では津波による流死者や流失物多数。海岸新田は破堤により水没。伊勢山田・津・四日市、尾張宮、三河吉田などでは町家が多く倒壊。
1708年(宝永5)	1月22日	地震と津波	伊勢で津波、新田が冠水する。宮川の堤防決壊。宝永4年以後4年間しばしば地震が発生。
1854年(安政1)	11月4・5日	地震と津波	安政東南海地震。
1891年(明治24)	10月28日	地震と津波	濃尾地震。
1944年(昭和19)	12月7日	地震と津波	東南海地震。
1945年(昭和20)	1月13日	地震と津波	三河地震。
1946年(昭和21)	12月21日	地震と津波	潮岬南西を震源地とし、東北南部から九州まで震動を感じるほど大規模で、伊勢南部・尾張西部地方に家屋の全半壊などの被害があった。
1960年(昭和35)	5月24日	地震と津波	チリ津波。
2010年(平成22)	2月27日	地震と津波	1960年のチリ地震と比較的近い場所で地震が発生した。伊勢・三河湾では50cmの津波を観測した。
2011年(平成23)	3月11日	地震と津波	東北地方太平洋沖地震。日本の観測史上最大規模の地震で東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらし、伊勢・三河湾では105cmの津波を観測した。木材流出や漁船沈没被害があった。

資料：運輸省第五港湾建設局パンフレット、「伊勢湾災害の歴史」地震津波編・台風高潮編より作成
気象庁発表の津波警報・注意報をもとに更新

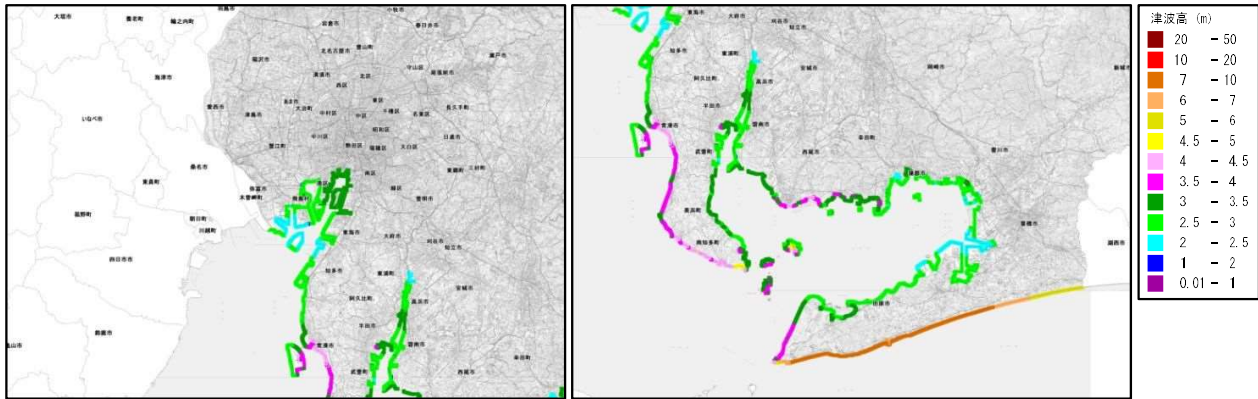
愛知県・三重県では、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波について「津波浸水想定の設定の手引き、国土交通省」の手法・条件に基づく津波シミュレーションを実施し、襲来する津波高等の予測を行った。

(愛知県 津波シミュレーション結果)

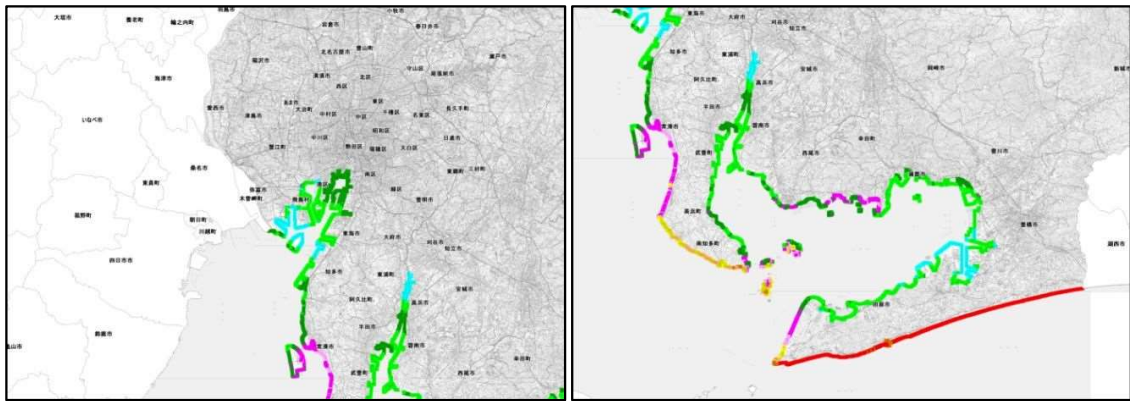
愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考とした地震モデル（過去地震最大モデル）、および主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（理論上最大想定モデル）を対象に、津波シミュレーションを実施した。

伊勢湾および三河湾内では、過去地震最大モデルの津波ではおおむね T.P.3～4m、理論上最大想定モデルの津波になると若干高いものの、同様に T.P.3～4m 程度である。

太平洋に面した外海では、過去地震最大モデルの津波で 10m 程度、理論上最大想定モデルの津波で 21m 程度の津波高となっている。



過去地震最大モデルの津波の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）



理論上最大モデルの津波（ケース①）の津波高（満潮水位 地盤変動量考慮）

資料：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（詳細）
（平成 26 年 3 月 愛知県防災会議地震部会）

(三重県 津波シミュレーション結果)

三重県では、平成 24 年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、地震被害想定を策定した（平成 25 年度版三重県地震被害想定）。地震被害想定では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考とした地震モデル（過去最大クラスの南海トラフ地震）、および主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（理論上最大クラスの南海トラフ地震）を対象に、津波シミュレーションを実施した。

過去最大クラスの南海トラフ地震のモデルでは、おおむね松阪市以北で 3～4m、明和町以南の伊勢湾内で 5～6m、熊野灘沿岸の大半で 6m 以上である。理論上最大クラスの南海トラフ地震モデルでは、伊勢湾ではおおむね松阪市以北で 2～5m、明和町以南の伊勢湾内で 5～10m、熊野灘沿岸の大半で 10m 以上である。

過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における
20cm津波到達時間及び最大津波高一覧表

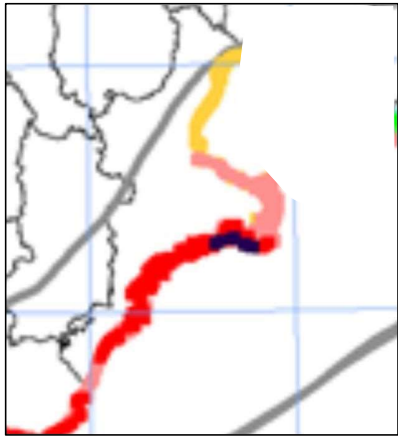
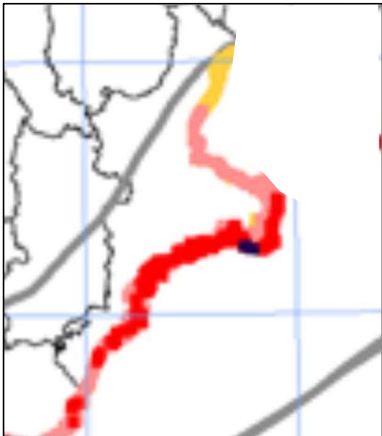
※「20cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が20cm上昇するまでに要する時間を示している。

地点名	三重県(2014)過去最大クラス計算結果	
	20cm津波到達時間(分)(※)	最大津波高(m)(T.P.上)
桑名市長島町木曾川	95	2.3
四日市市富双	85	2.9
鈴鹿市千代崎港	68	3.0
津市志登茂川	65	3.5
松阪市松阪港	58	3.8
明和町大淀漁港	22	5.6
伊勢市二見町二見浦	15	5.0
鳥羽市国崎町	8	6.1
志摩市志摩町越賀	5	11.7
南伊勢町賛浦	9	9.1
大紀町錦	11	7.3
紀北町紀伊長島区道瀬	11	10.4
尾鷲市三木里町	5	9.3
熊野市有馬町	5	8.8
御浜町下市木	4	9.4
紀宝町井田	4	5.0



過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における津波到達時間

出典：平成 25 年度地震被害想定調査、三重県防災対策部 HP)



津波高さ (m)
■ 20.0 -
■ 10.0 - 20.0
■ 5.0 - 10.0
■ 2.0 - 5.0
■ 1.0 - 2.0
■ 0.01 - 1.0

理論上最大クラスの南海トラフ地震モデルの津波

(ケース①：左図、ケース⑦：右図)の津波高(満潮水位 地盤変動量考慮)

資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会、平成 24 年 8 月内閣府中央防災会議)

(三重県 津波シミュレーション結果)

三重県では、平成 24 年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、地震被害想定を策定した（平成 25 年度版三重県地震被害想定）。地震被害想定では、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考とした地震モデル（過去最大クラスの南海トラフ地震）、および主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル（理論上最大クラスの南海トラフ地震）を対象に、津波シミュレーションを実施した。

過去最大クラスの南海トラフ地震のモデルでは、おおむね松阪市以北で 3～4m、明和町以南の伊勢湾内で 5～6m、熊野灘沿岸の大半で 6m 以上である。理論上最大クラスの南海トラフ地震モデルでは、伊勢湾ではおおむね松阪市以北で 2～5m、明和町以南の伊勢湾内で 5～10m、熊野灘沿岸の大半で 10m 以上である。

過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における
20cm津波到達時間及び最大津波高一覧表

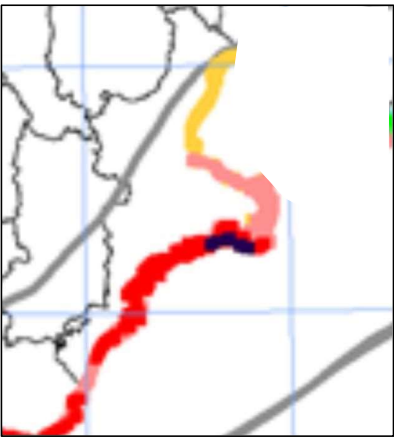
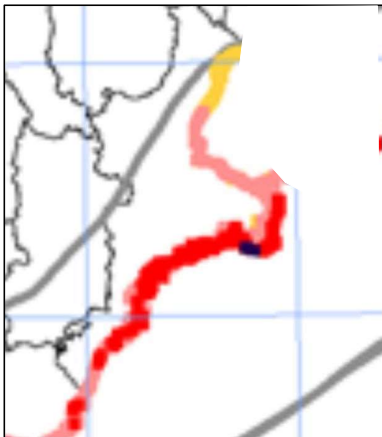
※「20cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が20cm上昇するまでに要する時間を示している。

地点名	三重県(2014)過去最大クラス計算結果	
	20cm津波到達時間(分)(※)	最大津波高(m)(T.P.上)
桑名市長島町木曾川	95	2.3
四日市市富双	85	2.9
鈴鹿市千代崎港	68	3.0
津市志登茂川	65	3.5
松阪市松阪港	58	3.8
明和町大淀漁港	22	5.6
伊勢市二見町二見浦	15	5.0
鳥羽市国崎町	8	6.1
志摩市志摩町越賀	5	11.7
南伊勢町賛浦	9	9.1
大紀町錦	11	7.3
紀北町紀伊長島区道瀬	11	10.4
尾鷲市三木里町	5	9.3
熊野市有馬町	5	8.8
御浜町下市木	4	9.4
紀宝町井田	4	5.0



過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における津波到達時間

資料：平成 25 年度地震被害想定調査、三重県防災対策部 Web ページ)



津波高さ (m)
■ 20.0 -
■ 10.0 - 20.0
■ 5.0 - 10.0
■ 2.0 - 5.0
■ 1.0 - 2.0
■ 0.01 - 1.0

理論上最大クラスの南海トラフ地震モデルの津波

(ケース①：左図、ケース⑦：右図)の津波高(満潮水位 地盤変動量考慮)

資料：南海トラフの巨大地震モデル検討会、平成 24 年 8 月内閣府中央防災会議)

5. 海岸保全施設による防護

愛知県の重要施策である「第3次あいち地震対策アクションプラン」に海岸堤防、水門等の耐震化を位置付け、対策を進めている。
また、名古屋港海岸においては、想定される最大クラスの津波による被害に対して堤防・護岸の粘り強い構造への工夫を実施している。
今後も、行動計画に基づき、海岸堤防、水門等の耐震化等を推進する必要がある。



堤防の耐震化（名古屋港海岸：愛知県名古屋市）



堤防の耐震化（三河港海岸：愛知県豊橋市）



堤防の耐震化（海部海岸：愛知県弥富市）



水門の改築(耐震化、自動閉鎖化)
(美浜海岸布土川樋門：愛知県美浜町)

2-1-5 災害への備え

本沿岸域は地盤も低く多くの人口・資産を抱えていて、災害が大規模になることが懸念される。現在、沿岸市町村においては様々な防災体制が構築されつつある。

1. 沿岸域の地盤高

本沿岸域は、主に河川から供給された土砂が堆積してできた三角州によって形成された低平な地域であり、全国的に見てもゼロメートル地帯（地盤の高さが朔望平均満潮位以下の地帯）が非常に多い地域である。
ゼロメートル地帯は、三河湾・伊勢湾の湾奥部および三重県の伊勢湾沿岸全域に渡って広く分布しており、さらに地盤沈下地帯と重なっていることから、高潮や洪水・内水氾濫や地震災害等の恐れをとまなっている。

全国の主なゼロメートル地帯			
都道府県名	地盤沈下地帯 面積(km ²)	ゼロメートル地帯 面積(km ²)	備考
北海道	279		石狩平野
青森	7.7		八戸
宮城	305	1	気仙沼、古川、仙台平野
秋田	10		象潟・金浦
山形	70.2		山形盆地、米沢盆地
福島	25		原町
茨城	302.8		関東平野
群馬	463.7		関東平野
埼玉	1822		関東平野
千葉	3120	17	関東平野南部、九十九里平野
東京	955	124	関東平野南部
神奈川	541	1.4	関東平野南部、県央・湘南
新潟	1166.2		新潟平野、長岡、柏崎、南魚沼、高田平野
石川	180		七尾、金沢平野
福井	14		福井平野
山梨	80		甲府盆地
長野	20		諏訪盆地
岐阜	286	61	濃尾平野
愛知	800	363	濃尾平野、豊橋平野、岡崎平野
三重	120	55	濃尾平野
大阪	634	78.3	大阪平野
兵庫	61.4	16	大阪平野
鳥取	10		鳥取平野
広島	35	9	広島平野
徳島	16.6		徳島平野
高知	25	10	高知平野
佐賀	328.5		筑後・佐賀平野
長崎	15	6	島原半島基部

ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位以下の地域
資料：全国の地盤沈下地域の概況（平成26.12環境省 水・大気環境局）



深い基礎を持つ水門と堤防の不等沈下
（愛知県と三重県の県境）

資料：東海三県地盤沈下調査会資料



堤防背後の住宅（三重県桑名市）

2-1-5 災害への備え

本沿岸域は地盤も低く多くの人口・資産を抱えていて、災害が大規模になることが懸念される。現在、沿岸市町村においては様々な防災体制が構築されつつある。

1. 沿岸域の地盤高

本沿岸域は、主に河川から供給された土砂が堆積してできた三角州によって形成された低平な地域であり、全国的に見てもゼロメートル地帯（地盤の高さが朔望平均満潮位以下の地帯）が非常に多い地域である。
ゼロメートル地帯は、三河湾・伊勢湾の湾奥部および三重県の伊勢湾沿岸全域に渡って広く分布しており、さらに地盤沈下地帯と重なっていることから、高潮や洪水・内水氾濫や地震災害等の恐れをとまなっている。

全国の主なゼロメートル地帯			
都道府県名	地盤沈下地帯 面積(km ²)	ゼロメートル地帯 面積(km ²)	備考
北海道	279		石狩平野
青森	7.7		八戸
宮城	305	1	気仙沼、古川、仙台平野
秋田	10		象潟・金浦
山形	70.2		山形盆地、米沢盆地
福島	25		原町
茨城	302.8		関東平野
群馬	463.7		関東平野
埼玉	1822		関東平野
千葉	3120	17	関東平野南部、九十九里平野
東京	955	124	関東平野南部
神奈川	541	1.4	関東平野南部、県央・湘南
新潟	1166.2		新潟平野、長岡、柏崎、南魚沼、高田平野
石川	180		七尾、金沢平野
福井	14		福井平野
山梨	80		甲府盆地
長野	20		諏訪盆地
岐阜	286	61	濃尾平野
愛知	800	363	濃尾平野、豊橋平野、岡崎平野
三重	120	55	濃尾平野
大阪	634	78.3	大阪平野
兵庫	61.4	16	大阪平野
鳥取	10		鳥取平野
広島	35	9	広島平野
徳島	16.6		徳島平野
高知	25	10	高知平野
佐賀	328.5		筑後・佐賀平野
長崎	15	6	島原半島基部

ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位以下の地域
資料：全国の地盤沈下地域の概況（令和6.3環境省 水・大気環境局）

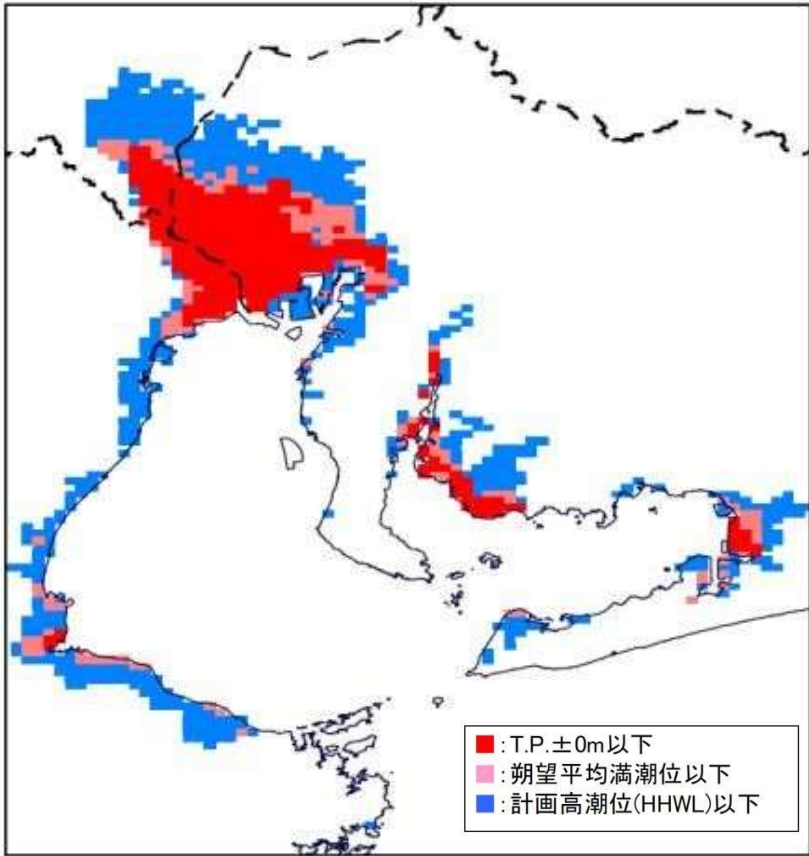


深い基礎を持つ水門と堤防の不等沈下
（愛知県と三重県の県境）

資料：東海三県地盤沈下調査会



堤防背後の住宅（三重県桑名市）



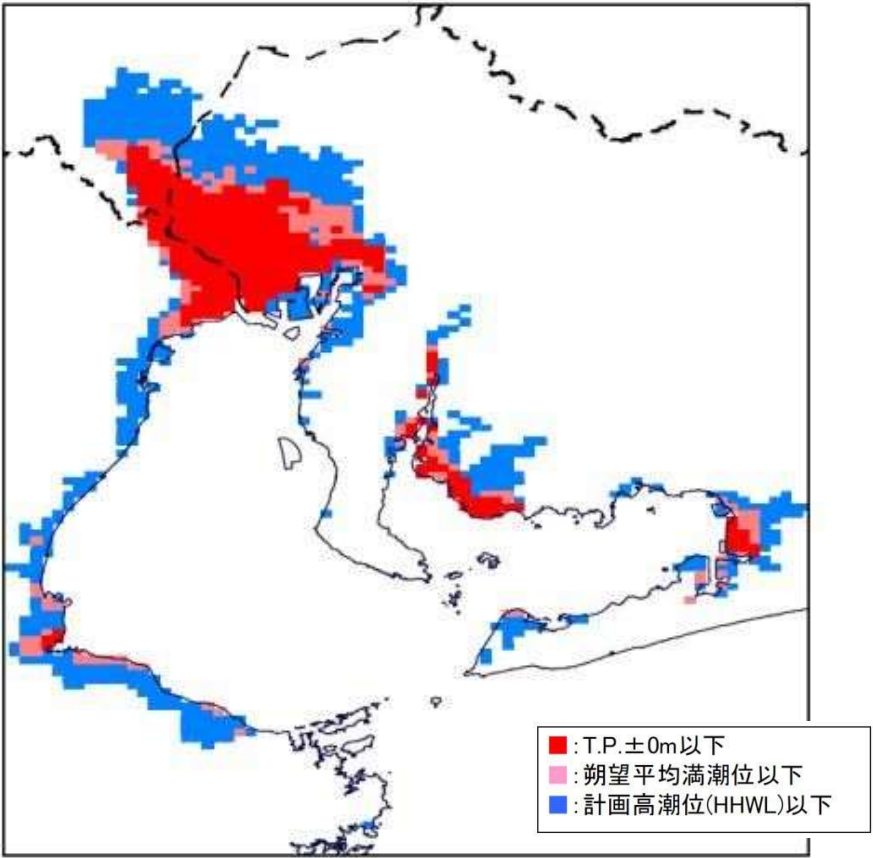
伊勢湾・三河湾におけるゼロメートル地帯
国土交通省「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」より

2. 人口の集中

三河湾・伊勢湾沿岸域の市町村は、愛知県では県総人口の約 50%、三重県では約 70% の人口を抱えており、その数は増加傾向にある。
このことから災害時には多くの住民が危険にさらされる可能性があり、住民の安全確保は重要課題といえる。

3. 埋立地の都市化

海岸保全施設前面の埋立地において、高度な産業基盤や都市施設の立地などによる土地利用の高度化は、沿岸への人口・資産の集中を招いている。



伊勢湾・三河湾におけるゼロメートル地帯
国土交通省「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」より

2. 人口の集中

三河湾・伊勢湾沿岸域の市町村は、愛知県では県総人口の約 50%、三重県では約 70% の人口を抱えており、その数は増加傾向にある。
このことから災害時には多くの住民が危険にさらされる可能性があり、住民の安全確保は重要課題といえる。

3. 埋立地の都市化

海岸保全施設前面の埋立地において、高度な産業基盤や都市施設の立地などによる土地利用の高度化は、沿岸への人口・資産の集中を招いている。
土地利用の変化による、埋立地などにおける大規模な防護ラインの見直しは行っていないが、堤外地（防護ラインの外側）となる港湾等の埋立地では、地盤の嵩上げ等の高潮対策を実施している。



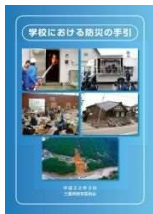
モータープール嵩上げ
(愛知県豊橋市)
資料：愛知県

4. 防災対策

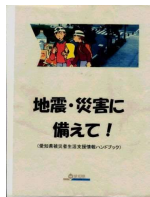
沿岸市町では、津波・高潮・台風等の被害に備え、防災ネットワークの構築・啓発活動の実施等、様々な防災体制が整備されている。

平成 27 年 1 月時点、津波ハザードマップは多くの沿岸市町村で公表されている。

なお、愛知県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」と、高潮対策に関する国の提言等を踏まえた「高潮浸水想定」を設定し、平成 26 年 11 月に公表を行った。また、三重県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」を設定し、平成 27 年 3 月に公表を行った。今後はこれらに基づいたハザードマップの作成や、防災地域づくり等の防災対策の取り組みが必要となる。



学校における防災の手引き
(三重県)



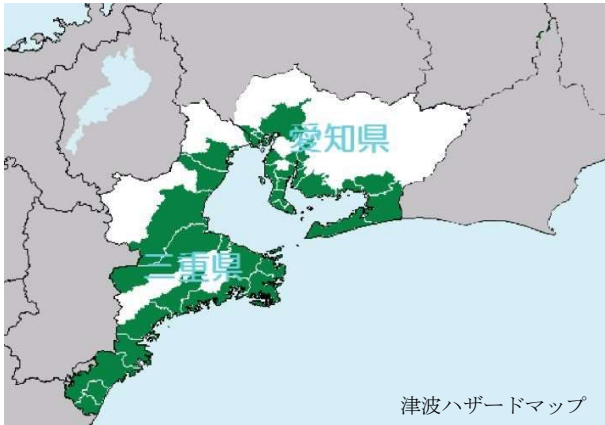
愛知県被災者生活支援情報
ハンドブック (愛知県)



三重県総合防災訓練の様子
資料：三重県 HP



愛知県被災者生活支援情報ハンドブック HP (愛知県)



津波ハザードマップ



高潮ハザードマップ

ハザードマップの公表状況 (平成 27 年 9 月時点)
資料：国土地理院 HP

4. 防災対策

沿岸市町では、津波・高潮・台風等の被害に備え、防災ネットワークの構築・啓発活動の実施等、様々な防災体制が整備されている。今後もハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた対策を推進する必要がある。

<地域防災体制の強化、危機管理対策の推進>

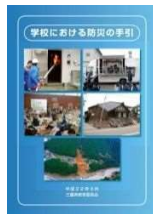
水位周知海岸の指定、高潮特別警戒水位の設定 (愛知県：令和 3 年、三重県：令和 5 年)、高潮浸水想定区域 (想定最大規模) の指定 (愛知県：令和 3 年、三重県：令和 5 年)、津波災害警戒区域 (想定最大規模) の指定 (愛知県：令和元年) などの対策を受け、県と市町村では、地域防災計画の改定やハザードマップの作成 (市町村：高潮 愛知県：29/34 市町村、三重県：10/11 市町、愛知県：津波 27/27 市町村、三重県：11/11 市町 令和 6 年 6 月末時点)、避難確保計画の作成 (要配慮者利用施設) などを行っている。

<施設の運用体制>

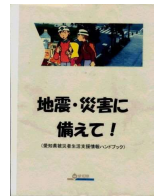
地震対策行動計画に水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化を位置付け、対策を進めている。不測の事態においても港湾・漁港の機能が最低限維持できるように港湾 BCP、漁港 BCP を作成した。

<防災教育>

市町村を主体に浸水・津波避難訓練等を継続的に実施している。大規模津波防災総合訓練、愛知県津波・地震防災訓練を 2011 年以降継続的に実施。あいち防災フェスタ等のイベントも開催している。



学校における防災の手引き
(三重県)



愛知県被災者生活支援情報
ハンドブック (愛知県)



三重県総合防災訓練の様子
資料：三重県 Web ページ



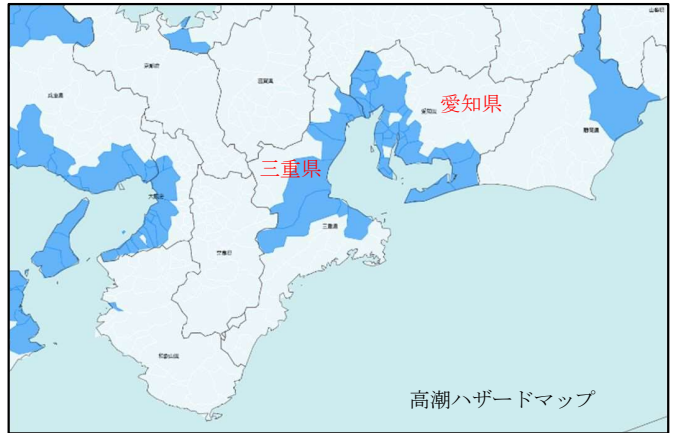
津波・高潮防災ステーション
(南知多町)



愛知県防災 Web (愛知県)



津波ハザードマップ



高潮ハザードマップ

ハザードマップの公表状況 (令和 7 年 3 月時点)
資料：国土地理院 Web ページ

2-2 環境面から見た現況と課題

2-2-1 多様な自然環境

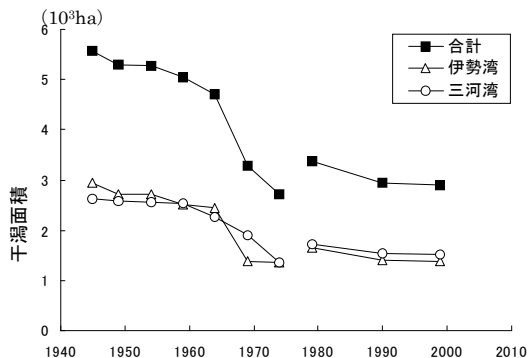
三河湾・伊勢湾沿岸の各地に広がる多様な自然環境は、多くの生物にとって貴重な生息環境となっている。しかしながら、これまでに行われてきた沿岸域での開発や、排水の流入等による水環境の悪化、利己的な海岸利用はこれらの環境に影響を与え、規模を減少させている。

1. 干潟

干潟は、オカミミガイ等の貝類・甲殻類等の底生生物や、シギ・チドリ類等の鳥類をはじめとした多様な生物の生息地となっておりとともに、水質改善などの自然浄化機能を有する貴重な自然環境である。

伊勢湾での干潟の分布面積は 1945 年（昭和 20 年）頃には約 5,600ha 存在していたが、1970 年（昭和 45 年）頃までの約 25 年間で急速に減少し、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。

現在では、平成 14 年 11 月にラムサール条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された藤前干潟をはじめとする干潟が、矢作川、汐川、木曾三川・朝明川・田中川や、雲出川・櫛田川・宮川などの河口に残されるのみである。



○1978 年より前の調査対象干潟
現存するか、あるいは 1945 年以後人為的に消滅したもので、面積が 1ha 以上の前浜干潟、河口干潟（河口区域を除く）、潟湖干潟
○1978 年以後の調査対象干潟
*干潟分布調査（現存干潟）
1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。
2. 大潮時の連続した干出域の面積が 1 ha 以上であること。
3. 移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。
*干潟改変状況調査（消滅干潟）
1978 年以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。
1. 1978 年において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとみなさない。
2. 消滅面積が 1 ha 以上であること。埋立等の事業区域が 1 ha 以上であっても、干潟そのものの改変が 1 ha に満たないものは消滅域には含めない。
出典）環境省：自然環境保全基礎調査 第 2 回、4 回、5 回調査結果。 のデータを基に作成
注）ただし、1978 年以前と 1990 年以降の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978 年のデータは、1990 年調査時に見直されたものである。

資料：伊勢湾再生行動計画（第 1 回見直し版） 平成 25 年 3 月 伊勢湾再生推進会議
干潟分布面積の経年変化



汐川干潟
(ヤマトオサガニを捕まえた
ダイシャクシギ)

2-2 環境面から見た現況と課題

2-2-1 多様な自然環境

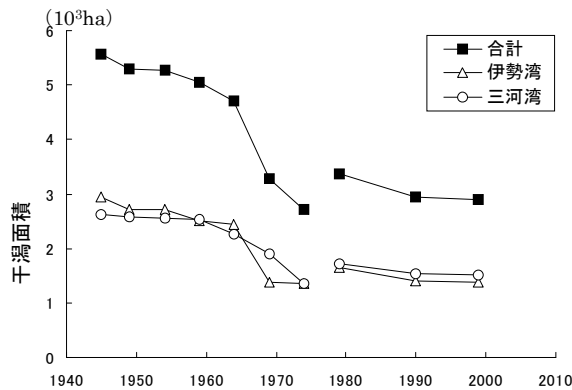
三河湾・伊勢湾沿岸の各地に広がる多様な自然環境は、多くの生物にとって貴重な生息環境となっている。しかしながら、これまでに行われてきた沿岸域での開発や、排水の流入等による水環境の悪化、利己的な海岸利用はこれらの環境に影響を与え、規模を減少させている。

1. 干潟

干潟は、オカミミガイ等の貝類・甲殻類等の底生生物や、シギ・チドリ類等の鳥類をはじめとした多様な生物の生息地となっておりとともに、水質改善などの自然浄化機能を有する貴重な自然環境である。

伊勢湾での干潟の分布面積は昭和 20 (1945) 年頃には約 5,600ha 存在していたが、昭和 45 (1970) 年頃までの約 25 年間で急速に減少し、近年では昭和 20 (1945) 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。

現在では、平成 14 年 11 月にラムサール条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された藤前干潟をはじめとする干潟が、矢作川、汐川、木曾三川・朝明川・田中川や、雲出川・櫛田川・宮川などの河口に残されるのみである。



○1978 年より前の調査対象干潟
現存するか、あるいは 1945 年以後人為的に消滅したもので、面積が 1ha 以上の前浜干潟、河口干潟（河口区域を除く）、潟湖干潟
○1978 年以後の調査対象干潟
*干潟分布調査（現存干潟）
1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。
2. 大潮時の連続した干出域の面積が 1 ha 以上であること。
3. 移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。
*干潟改変状況調査（消滅干潟）
1978 年以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。
1. 1978 年において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとみなさない。
2. 消滅面積が 1 ha 以上であること。埋立等の事業区域が 1 ha 以上であっても、干潟そのものの改変が 1 ha に満たないものは消滅域には含めない。
出典）環境省：自然環境保全基礎調査 第 2 回、4 回、5 回調査結果。 のデータを基に作成
注）ただし、1978 年以前と 1990 年以降の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978 年のデータは、1990 年調査時に見直されたものである。

資料：伊勢湾再生行動計画（第二期） 平成 29 年 6 月 伊勢湾再生推進会議
干潟分布面積の経年変化



汐川干潟
(ヤマトオサガニを捕ま
ダイシャクシギ)

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は西尾市、南部海域は田原市地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょおよび湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

伊勢湾では、常滑市から美浜町にかけて広範囲に渡り、アマモ場の分布域がある。津市から松阪市沖の砂質底にはアマモ場が、伊勢市沖の礫質底にはワカメ場が分布している。しかし、干潟と同様にその規模は年々減少してきている。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積 (ha)
愛知県 (伊勢湾)	217	23
〃 (三河湾)	638	169
三重県 (伊勢湾)	635	17

※ 現存藻場：平成元年度から2ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場
消滅藻場：昭和53年以降、埋立・浚渫・その他の改変により消滅した藻場
資料：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」



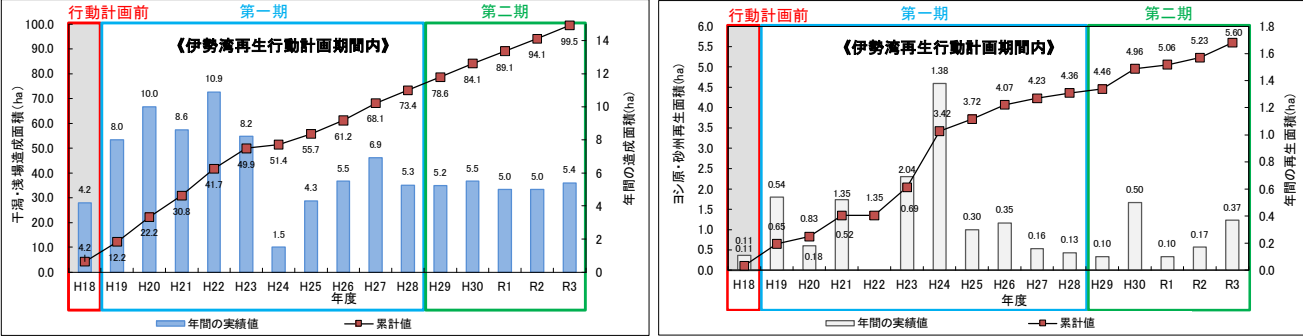
アマモ場
資料：三重県 HP

<干潟・浅場等の保全・復元>

県内の複数地区において、アサリ等二枚貝類の生育環境改善等を目的として、河川やダム¹の堆積砂等を活用した干潟・浅場の造成や、砕石を利用した増殖場造成を実施している。

また、ヨシ原・砂州や河口干潟再生事業を継続的に実施している。

引き続き、研究機関や関係機関が連携し、良好な自然環境の保全・復元を図るとともに、海岸施設の整備に当たっては、生物の生育・生息環境に配慮していくことが必要である。さらに、気候変動に伴う環境変化についてもモニタリングが必要である。



干潟・浅場造成面積

ヨシ原・砂州再生面積



干潟造成事業の様子

2. 藻場

藻場は構成している海藻・海草が、貝類や魚類により摂餌され、また魚類の産卵場や稚仔の育成場ともなっている。さらに、水質浄化機能を有するという面でも貴重な自然環境である。

三河湾では、湾の北部の一色干潟地先と南部の福江湾内の干潟前面などにアマモ場が分布している。また湾内にはアマモ場を対象とした藻場保護水面が設定されており、北部海域は西尾市、南部海域は田原市地先である。知多半島の南端部の岩礁地帯、島しょおよび湾口部の岩礁地帯には、ガラモ場が分布している。特に知多半島南端部はアラメ、カジメ、ワカメの混成が見られる。

三重県側については、平成2年度に海の博物館、平成21年度および令和3～4年度に三重県が、藻場の分布状況を調査している。伊勢湾の藻場面積は、平成2年度には3,612haであったが、平成21年度には608ha、令和4年度には1,689haであった。令和6年度に小型機船底引き網の漁業者と意見交換する中で、近年、伊勢湾の沿岸ではアマモ場が拡大傾向にあるとの意見が多数報告された。

県別藻場の現存面積・消滅面積

	H元		H8
	現存藻場面積 (ha)	消滅藻場面積 (ha)	現存藻場面積 (ha)
愛知県 (三河湾)	638	169	570
愛知県 (伊勢湾)	217	23	1709
三重県 (伊勢湾)	1992	17	

※ 現存藻場：平成元年度から2ヶ年にわたり実施された調査により確認された藻場
消滅藻場：昭和53年以降、埋立・浚渫・その他の改変により消滅した藻場
資料：環境省「第4回自然環境保全基礎調査」
「第5回自然環境保全基礎調査」



アマモ場
資料：三重県 Web ページ

藻場面積の推移 (三重県資料より)			
	藻場面積 (ha)		
	平成2年度	平成21年度	令和4年度
三重県 (伊勢湾)	3,612	608	1,689

3. 砂浜

愛知県は、海岸部も全体的に開発が進み、本来の自然が残っている場所は少ない。しかし、三河湾の一部の小島には照葉樹の自然林が残り、タチバナ、キノクニスゲが分布域の東限となって生育している。伊良湖岬や知多半島の崖地に近い所では、それぞれカンコノキ、ビャクシンが生育しており、太平洋側のほぼ西限となるハイネズは、砂浜を広く覆っている。伊良湖岬の砂浜では、タチスズシロソウ、ハマオモトが絶滅してしまった。ハギクソウがその後を追いかねない状況にある。塩湿地は、伊勢湾側には残っておらず、三河湾に注ぐ河口部に僅かに残されているのみで、ヒロハマツナ、フクド、イソホウキギ、ハマサジ、ハマボウ、シバナなどが生育している。

かつて、愛知県内の沿岸部には広大な干潟と共に周辺には汽水や淡水の湿地が存在し、満潮時の休憩場だけでなく、希少な淡水性水鳥の生息場所としても重要な環境であったが、埋立地の増加等の影響により生息環境が少なくなってきた。 (資料：レッドデータブックあいち 植物編、動物編 2009)

これらをふまえ、愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、平成 22 年にアカウミガメやハギクソウを含む 11 種を指定希少野生植物種に指定し、保護につとめている。また、田原市伊良湖町、小中山町にハギクソウ生育保護区を指定している。

三重県の砂浜は、ハマヒルガオ・ハマエンドウ・ハマボウフウなどの海浜植生や、そこに生息するハマベゾウムシ・オオヒョウタンゴミムシなどの昆虫類や、シロチドリやコアジサシなどの鳥類、砂浜で産卵するアカウミガメなどにとって重要な生息環境となっている。

さらに、水質保全の面でも、砂浜が沖に向かっていく環境では干潟と同様に水質の浄化能力も有している。

また、海水浴等のレクリエーションの場としての機能や、白砂青松という言葉で称されるような海岸景観の要素という面も上げることができる。

しかし、これまでの干拓や埋立といった海岸線の改変で砂浜地形は減少し、海浜利用のマナーの不足などによる動物の生息環境の悪化といった問題も起こっている。

愛知県知多半島や三重県の各地の砂浜は、昔からアカウミガメの産卵地である。近年は各地でボランティアによる産卵地の保護・調査活動が進められるようになり、産卵の実態が確認されている。



ウミガメボランティアの活動（南知多町篠島）
資料：2012 年 8 月 16 日 中日新聞



アカウミガメ
資料：東愛知新聞 HP

4. ヨシ群落

沿岸域の各河川には、ヨシ群落が広がっていて、魚介類や昆虫類、鳥類などの貴重な生息の場となっている。一方で、ヒガタアシなどの外来生物の繁殖により、在来の水辺の生物を駆逐するなど、周辺環境に影響が懸念される事例も見られている。

5. 堤防背後の湿地帯

堤防背後には、広範囲にわたり湿地が形成されていたり、かつての養魚池等が点在している。これらは、多種多様な動植物の生育・生息の場となっており、また、中には塩性湿地も見られ、その特異性から貴重な環境となっている。

3. 砂浜

愛知県は、海岸部も全体的に開発が進み、本来の自然が残っている場所は少ない。しかし、三河湾の一部の小島には照葉樹の自然林が残り、タチバナ、キノクニスゲが分布域の東限となって生育している。伊良湖岬や知多半島の崖地に近い所では、それぞれカンコノキ、ビャクシンが生育しており、太平洋側のほぼ西限となるハイネズは、砂浜を広く覆っている。伊良湖岬の砂浜では、タチスズシロソウ、ハマオモトが絶滅してしまった。ハギクソウがその後を追いかねない状況にある。塩湿地は、伊勢湾側には残っておらず、三河湾に注ぐ河口部に僅かに残されているのみで、ヒロハマツナ、フクド、イソホウキギ、ハマサジ、ハマボウ、シバナなどが生育している。

かつて、愛知県内の沿岸部には広大な干潟と共に周辺には汽水や淡水の湿地が存在し、満潮時の休憩場だけでなく、希少な淡水性水鳥の生息場所としても重要な環境であったが、埋立地の増加等の影響により生息環境が少なくなってきた。 (資料：レッドデータブックあいち 植物編、動物編 2009、2020)

これらをふまえ、愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、平成 22 年にアカウミガメやハギクソウを含む 11 種を指定希少野生植物種に指定し、保護につとめている。また、田原市伊良湖町、小中山町にハギクソウ生育保護区を指定している。

三重県の砂浜は、ハマヒルガオ・ハマエンドウ・ハマボウフウなどの海浜植生や、そこに生息するハマベゾウムシ・オオヒョウタンゴミムシなどの昆虫類や、シロチドリやコアジサシなどの鳥類、砂浜で産卵するアカウミガメなどにとって重要な生息環境となっている。

さらに、水質保全の面でも、砂浜が沖に向かっていく環境では干潟と同様に水質の浄化能力も有している。

また、海水浴等のレクリエーションの場としての機能や、白砂青松という言葉で称されるような海岸景観の要素という面も上げることができる。しかし、これまでの干拓や埋立といった海岸線の改変で砂浜地形は減少し、海浜利用のマナーの不足などによる動物の生息環境の悪化といった問題も起こっている。

愛知県知多半島や三重県の各地の砂浜は、昔からアカウミガメの産卵地である。近年は各地でボランティアによる産卵地の保護・調査活動が進められるようになり、産卵の実態が確認されている。



ウミガメボランティアの活動（南知多町篠島）
資料：2012 年 8 月 16 日 中日新聞



アカウミガメ
資料：東愛知新聞 Web ページ

4. ヨシ群落

沿岸域の各河川には、ヨシ群落が広がっていて、魚介類や昆虫類、鳥類などの貴重な生息の場となっている。一方で、ヒガタアシなどの外来生物の繁殖により、在来の水辺の生物を駆逐するなど、周辺環境に影響が懸念される事例も見られている。梅田川河口部付近に生息していたヒダカアシは、関係者が協力して駆除を進めたことにより根絶に成功している。

5. 堤防背後の湿地帯

堤防背後には、広範囲にわたり湿地が形成されていたり、かつての養魚池等が点在している。これらは、多種多様な動植物の生育・生息の場となっており、また、中には塩性湿地も見られ、その特異性から貴重な環境となっている。



砂浜の様子（三重県明和町）



シロチドリ（希少種）
資料：「三重県 Web ページ」



ハマボウ（三重県明和町）



ヒガタアシの生息状況
（豊橋市梅田川河口）



がら崎の景観（三重県松阪市）

2-2-2 特色のある海岸景観

三河湾・伊勢湾沿岸は、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園、海岸からの眺望、「白砂青松」の言葉に象徴される優れた海岸景観を有する風光明媚な地域がある。

1. 海岸の景観

三河湾における景観については、衣浦港などの一部を除き、湾の形状から水際線からは知多半島や渥美半島、篠島や日間賀島、佐久島を遠景に望む景観が多く三河湾国定公園が広域に渡り指定されている。また三河港港湾区域内に存在する竹島は、島全体が国指定の天然記念物となっている。

海岸線における景観について、三河湾沿岸の中央部である西尾市付近および渥美半島については、背後に山林が位置していることもあり、一般的に自然度の高い景観となっている。



島全体が国指定天然記念物に指定されている竹島（愛知県蒲郡市）
写真：蒲郡市HP



伊良湖岬灯台（愛知県田原市）



前島と沖ノ島（愛知県西尾市）



伊良湖港海岸（愛知県田原市）

2-2-2 特色のある海岸景観

三河湾・伊勢湾沿岸は、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園、海岸からの眺望、「白砂青松」の言葉に象徴される優れた海岸景観を有する風光明媚な地域がある。

1. 海岸の景観

三河湾における景観については、衣浦港などの一部を除き、湾の形状から水際線からは知多半島や渥美半島、篠島や日間賀島、佐久島を遠景に望む景観が多く三河湾国定公園が広域に渡り指定されている。また三河港港湾区域内に存在する竹島は、島全体が国指定の天然記念物となっている。

海岸線における景観について、三河湾沿岸の中央部である西尾市付近および渥美半島については、背後に山林が位置していることもあり、一般的に自然度の高い景観となっている。

伊勢湾沿岸には、「日本の白砂青松 100 選」に数えられる「鼓ヶ浦」や、「日本の渚 100 選」に数えられる国内有数の景勝地である「二見浦」、「千鳥ヶ浜」をはじめとして、各地に自然的な景観が形成されている。



島全体が国指定天然記念物に指定されている竹島（愛知県蒲郡市）
資料：蒲郡市観光協会



伊良湖岬灯台（愛知県田原市）
資料：一般社団法人 渥美半島観光ビューロー



前島と沖ノ島（愛知県西尾市）
資料：@japan_umi



伊良湖港海岸（愛知県田原市）
資料：愛知県



二見浦（三重県伊勢市二見町）

伊勢湾沿岸には、「日本の白砂青松 100 選」に数えられる「鼓ヶ浦」や、「日本の渚 100 選」に数えられる国内有数の景勝地である「二見浦」、「千鳥ヶ浜」をはじめとして、各地に自然的な景観が形成されている。



二見浦（三重県伊勢市二見町）



鼓ヶ浦（三重県鈴鹿市）



千鳥ヶ浜(愛知県南知多町)

堤防背後に形成されている湿地帯も、湿地そのもののだけでなく、海と一体となって独特の景観を醸し出している。



干潟（橿田川河口）



堤防背後の湿地（三重県松阪市）



神前岬（三重県伊勢市）



干拓地（三重県木曽岬町、愛知県弥富市）



鼓ヶ浦（三重県鈴鹿市）



千鳥ヶ浜(愛知県南知多町)

堤防背後に形成されている湿地帯も、湿地そのもののだけでなく、海と一体となって独特の景観を醸し出している。



干潟（橿田川河口）



堤防背後の湿地（三重県松阪市）



神前岬（三重県伊勢市）



干拓地（三重県木曽岬町、愛知県弥富市）

愛知県や関連市町村では、国立・国定公園、自然公園等の自然環境の保全に努めている。

平成 27 年以降、東浦町、蒲郡市、豊橋市、碧南市等が景観計画を策定し、良好な景観の形成を図っている。（平成 26 年以前に計画策定済み：名古屋市、常滑市、半田市）

豊橋市では令和 3 年 10 月から、一定規模を超える建築行為等については、豊橋市まちづくり景観条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出が必要となった。これにより、景観形成基準への適合の確認、より良好な景観形成が進むよう規制・誘導が行われている。

また、海の良い眺望が求められる箇所において、海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備を進めている。今後も市町村と連携し、総合的な判断のもと、優れた海岸景観の保全、景観に配慮した海岸保全施設の整備を目指していく。



老朽化した堤防の前面に大型波返し護岸（高さを低減）を設置（南知多海岸）
資料：愛知県

2-2-3 湾内の水質の汚濁

閉鎖性水域である三河湾・伊勢湾は、汚染に対して脆弱な存在であり、赤潮・青潮（苦潮）等の被害が発生している。湾内の水質の汚濁は流入する河川流域および沿岸域における生活・産業活動によるものが大きく、それによる負荷の低減が必要とされている。

1. 三河湾・伊勢湾の海象

伊勢湾および三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れる。上げ潮流は湾内の潮汐がほぼ低潮時から高潮時にかけて湾奥へ向かい、下げ潮流は、高潮時から低潮時にかけて湾口に向かって流れる。

外海から湾内に向かう潮流は伊良湖水道で、神島寄りを通過する流れは伊勢湾へ向かい、伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。流速は、伊良湖岬寄りから中山水道を通過して三河湾へ向かう流れが強く、神島寄りから知多半島西岸沿いを通過して伊勢湾奥へ向かう流れは弱い。

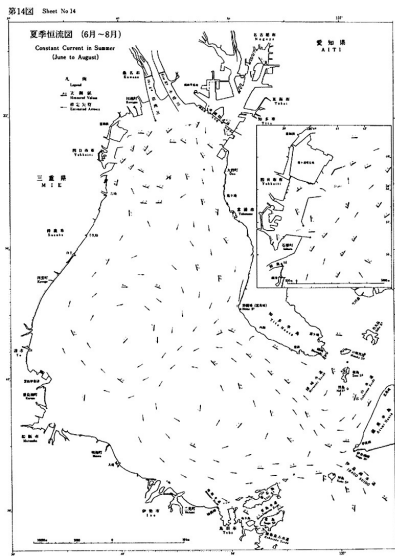


潮流図（伊良湖水道北西流最強時）

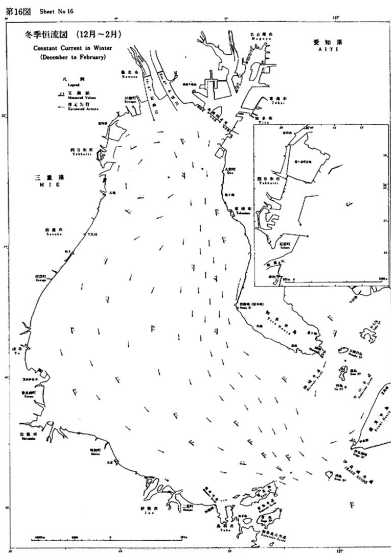


潮流図（伊良湖水道南東流最強時）

資料：伊勢湾潮流図（平成 16 年 海上保安庁）



夏季恒流図



冬季恒流図

資料：伊勢湾潮流図（平成 7 年 海上保安庁）

2-2-3 湾内の水質の汚濁

閉鎖性水域である三河湾・伊勢湾は、汚染に対して脆弱な存在であり、赤潮・青潮（苦潮）等の被害が発生している。湾内の水質の汚濁は流入する河川流域および沿岸域における生活・産業活動によるものが大きく、それによる負荷の低減が必要とされている。

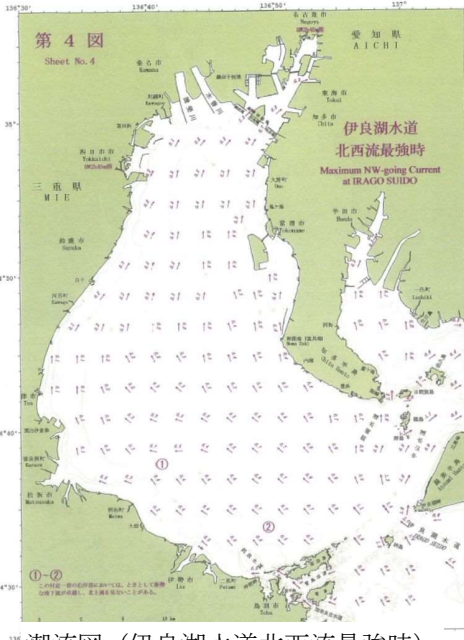
1. 三河湾・伊勢湾の海象

伊勢湾および三河湾西部の潮流は、ほぼ地形に沿って流れる。上げ潮流は湾内の潮汐がほぼ低潮時から高潮時にかけて湾奥へ向かい、下げ潮流は、高潮時から低潮時にかけて湾口に向かって流れる。

外海から湾内に向かう潮流は伊良湖水道で、神島寄りを通過する流れは伊勢湾へ向かい、伊良湖岬寄りを通過する流れは三河湾へ向かって流入する。流速は、伊良湖岬寄りから中山水道を通過して三河湾へ向かう流れが強く、神島寄りから知多半島西岸沿いを通過して伊勢湾奥へ向かう流れは弱い。

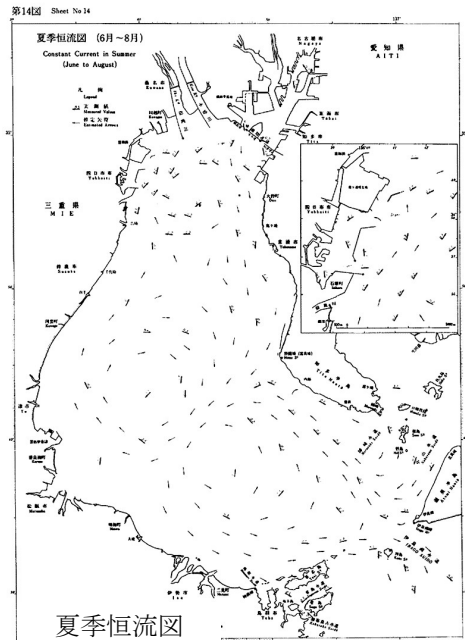


潮流図（伊良湖水道南東流最強時）

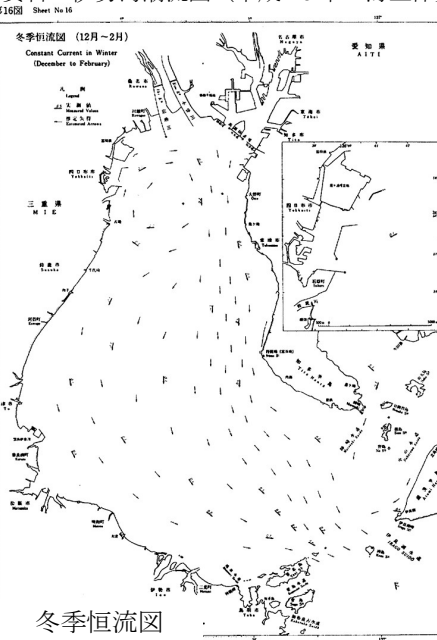


潮流図（伊良湖水道北西流最強時）

資料：伊勢湾潮流図（平成 16 年 海上保安庁）



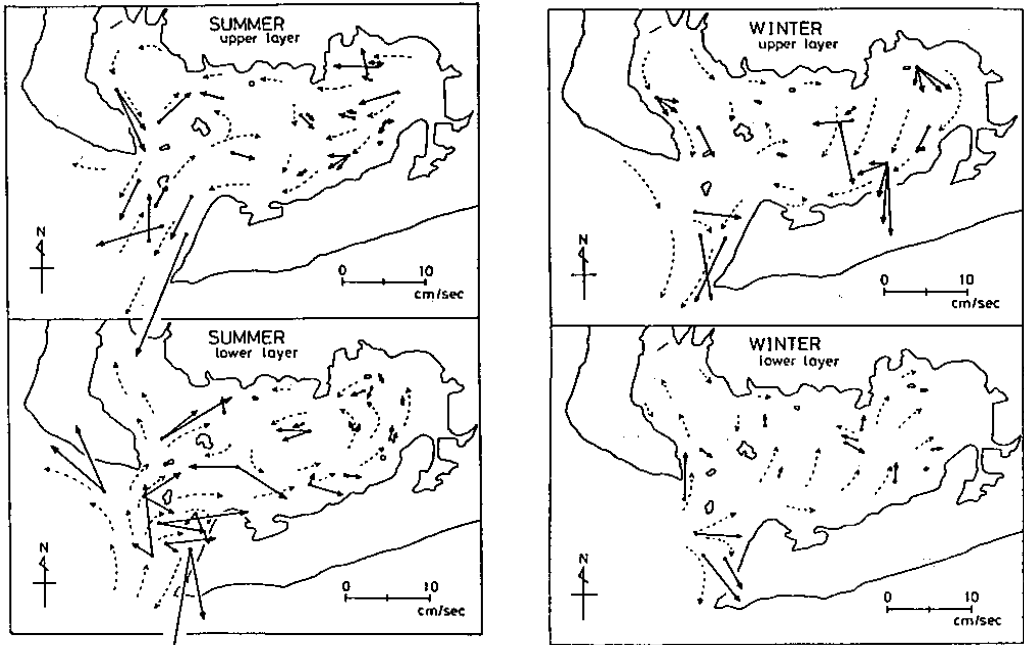
夏季恒流図



冬季恒流図

資料：伊勢湾潮流図（平成 7 年 海上保安庁）

三河湾では夏季には、渥美湾奥の上層には西流が多い。渥美半島沿いでは上層で流出、下層は流入となり、東西方向の鉛直循環が発達している。この下層の流れは、渥美湾内で反時計回りの還流を形成している。一方冬季においては、渥美湾の上層は南下流、下層は北上流となり、鉛直循環が南北に発達している。渥美半島沿いには上層には流出が見られる。知多湾での上層は流出、下層は流入である。

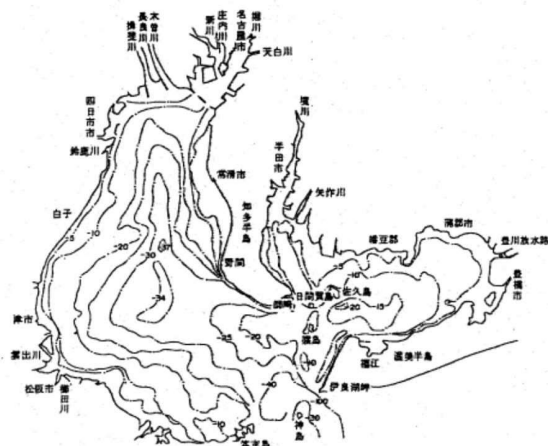


三河湾の恒流分布（夏季）
[上段：上層、下段：下層]
資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

三河湾の恒流分布（冬季）
[上段：上層、下段：下層]
資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

伊勢湾は、湾口部に大小の島々が存在し、かつ湾内の海底地形が中央域で盆状であることから、外海水の水交換が悪く、汚染物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である。

三河湾は、湾をふさぐように突き出した知多半島と渥美半島により湾口が狭くなっており、また、湾内は平均水深約9mと浅いうえ、中央域が盆状であることから、外海水との海水交換が行われにくい地形となっている。



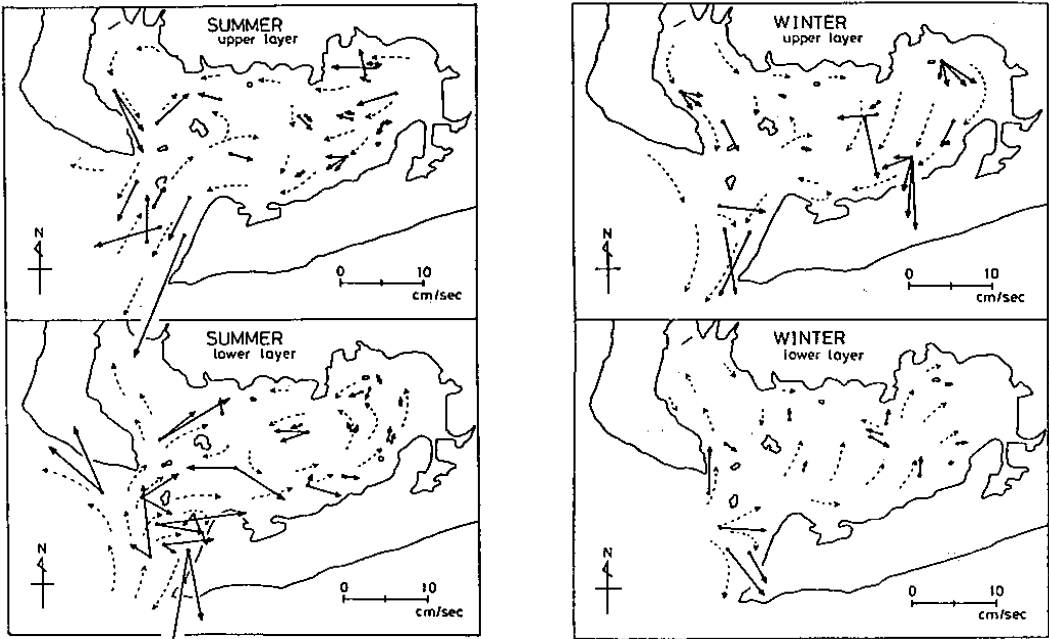
伊勢湾の海岸地形
資料：「伊勢湾データ集」(伊勢湾総合対策協議会)
(※国土交通省資料より作成)

海水交換日数

	伊勢湾中央	伊勢湾口部	三河湾奥部	衣浦湾奥部	三河湾口部
模型実験結果	200～300 日	40～70 日	300 日	170 日	250 日前後

(国土交通省中部地方整備局)

三河湾では夏季には、渥美湾奥の上層には西流が多い。渥美半島沿いでは上層で流出、下層は流入となり、東西方向の鉛直循環が発達している。この下層の流れは、渥美湾内で反時計回りの還流を形成している。一方冬季においては、渥美湾の上層は南下流、下層は北上流となり、鉛直循環が南北に発達している。渥美半島沿いには上層には流出が見られる。知多湾での上層は流出、下層は流入である。

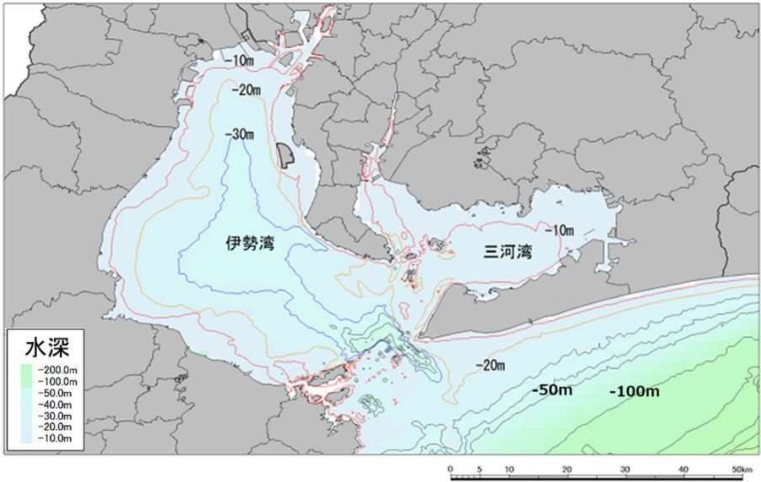


三河湾の恒流分布（夏季）
[上段：上層、下段：下層]
資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

三河湾の恒流分布（冬季）
[上段：上層、下段：下層]
資料：日本全国沿岸海洋誌 日本海洋学会 沿岸海洋研究部会

伊勢湾は、湾口部に大小の島々が存在し、かつ湾内の海底地形が中央域で盆状であることから、外海水の水交換が悪く、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である。

三河湾は、湾をふさぐように突き出した知多半島と渥美半島により湾口が狭くなっており、また、湾内は平均水深約9mと浅いうえ、中央域が盆状であることから、外海水との海水交換が行われにくい地形となっている。



伊勢湾の海岸地形
資料：「伊勢湾環境データベース 海底地形」
(国土交通省中部地方整備局)
(※日本海洋データセンター(JODC)の500mメッシュ水深データより作成)

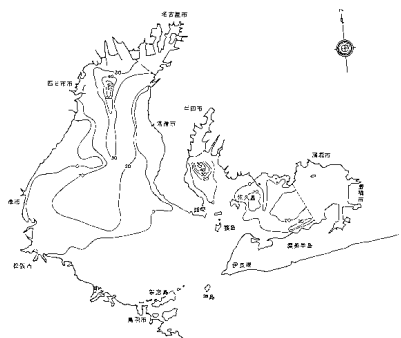
海水交換日数

	伊勢湾中央	伊勢湾口部	三河湾奥部	衣浦湾奥部	三河湾口部
模型実験結果	200～300 日	40～70 日	300 日	170 日	250 日前後

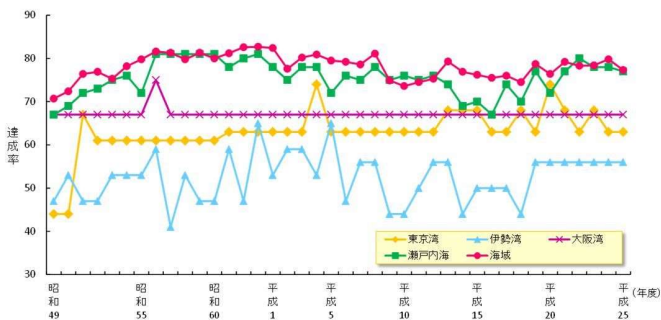
2. 水質の現状

三河湾・伊勢湾は、豊かな栄養塩類と発達した干潟や藻場の存在によって、豊富な動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫、優れた漁場として利用されてきた。しかし昭和30年代以降の高度成長期の臨海部の開発に伴う浅海の埋め立てにより多くの干潟や浅場が失われ、さらに工場排水、汚濁物質を含んだ河川水の流入等による水質の汚濁の影響を受けてきている。

閉鎖性海域である三河湾・伊勢湾では、このような状況を受け、昭和54年以来6次にわたるCODの総量規制が講じられ、COD発生負荷量は如実に削減されてきたものの、環境基準（COD）の達成率は、同じ閉鎖性海域である東京湾、瀬戸内海に比べて低い状況で推移している。



環境基準（COD）の達成率の推移の比較



資料：平成25年度 公共用水域水質測定結果

ヘドロ分布図（単位 cm）

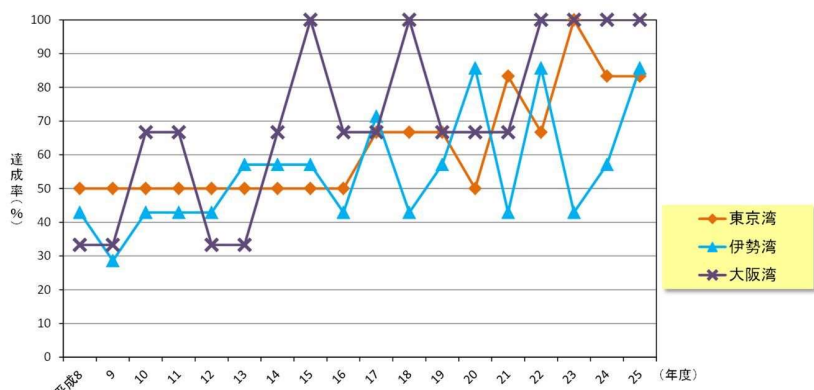
資料：S54年度 運輸省第五港湾建設局

昭和54年度に実施した運輸省第五港湾建設局の調査結果によると、ヘドロは伊勢湾奥部と三河湾に厚い堆積が見られ、50cmを超える所も見られる。

三河湾・伊勢湾は中央域が盆状の湾で、湾口部が狭く、外海水の交換が悪い代表的な閉鎖性水域である。伊勢湾には木曽三川その他、庄内川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川といった一級河川が流入して三河湾と共に集水域を形成している。これにより伊勢湾流域の産業・生活活動によって排出された汚濁物質は、河川水を介して伊勢湾内に蓄積されることとなる。

三河湾・伊勢湾流域・海域におけるCODに関する環境基準(生活項目)の達成率は東京湾、大阪湾と比較すると十分でない。こうした汚染は産業・生活排水や農地からの負荷の蓄積が原因であり、貧酸素水塊の形成、富栄養化等の問題を引き起こしている。

三海域の環境基準（全窒素・全りん）の達成率の推移



注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している水域の割合

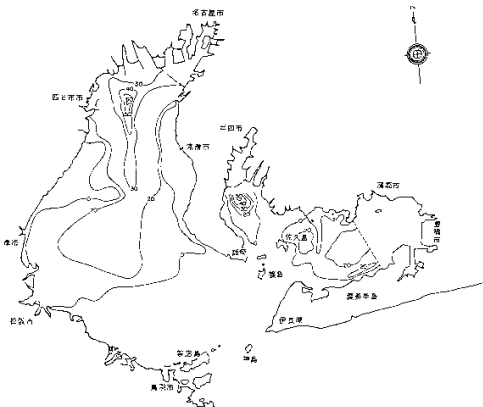
伊勢湾は、三河湾を含む

資料：環境省『平成25年度公共用水域水質測定結果』により作成

2. 水質の現状

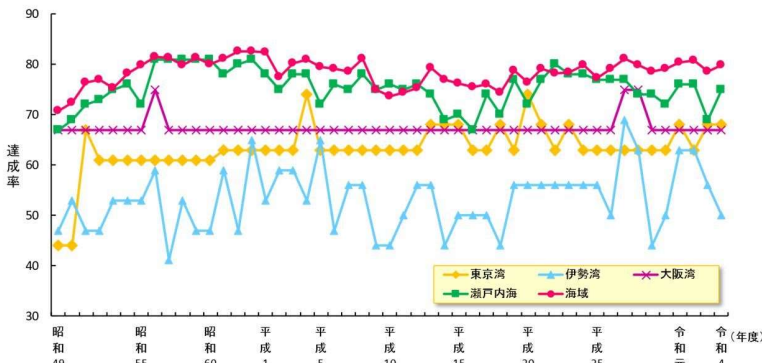
三河湾・伊勢湾は、豊かな栄養塩類と発達した干潟や藻場の存在によって、豊富な動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫、優れた漁場として利用されてきた。しかし昭和30年代以降の高度成長期の臨海部の開発に伴う浅海の埋め立てにより多くの干潟や浅場が失われ、さらに工場排水、汚濁物質を含んだ河川水の流入等による水質の汚濁の影響を受けてきている。

閉鎖性海域である三河湾・伊勢湾では、このような状況を受け、昭和54年以来9次にわたるCODの総量規制が講じられ、COD発生負荷量は如実に削減されてきたものの、環境基準（COD）の達成率は、同じ閉鎖性海域である東京湾、大阪湾、瀬戸内海に比べて低い状況で推移している。



昭和54年度に実施した運輸省第五港湾建設局の調査結果によると、ヘドロは伊勢湾奥部と三河湾に厚い堆積が見られ、50cmを超える所も見られる。

環境基準（COD）の達成率の推移の比較



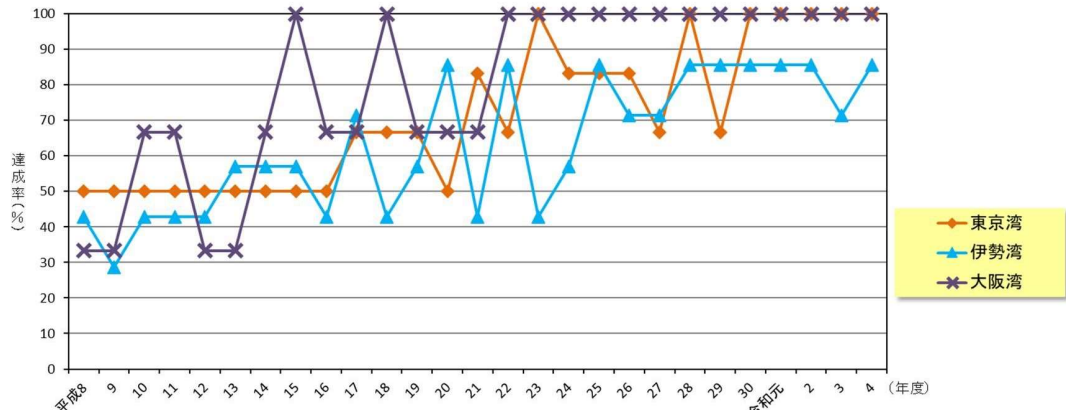
資料：環境省「令和4年度 公共用水域水質測定結果」より作成

三河湾・伊勢湾は中央域が盆状の湾で、湾口部が狭く、外海水の交換が悪い代表的な閉鎖性水域である。伊勢湾には木曽三川その他、庄内川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川といった一級河川が流入して三河湾と共に集水域を形成している。これにより伊勢湾流域の産業・生活活動によって排出された汚濁物質は、河川水を介して伊勢湾内に蓄積されることとなる。

三河湾・伊勢湾流域・海域におけるCODに関する環境基準(生活環境項目)の達成率は東京湾、大阪湾と比較すると十分でない。こうした状況は産業・生活排水や農地からの負荷の蓄積が原因であり、貧酸素水塊の形成、富栄養化等の問題を引き起こしていると考えられてきた。

しかし、CODとともに、生き物の成育に欠かせない栄養塩である窒素・りんについても削減が進んだ結果、貝類資源の減少やノリの色落ち等が発生するなど、漁業や生物生産性への悪影響が顕在化している。

三海域の環境基準（全窒素・全りん）の達成率の推移

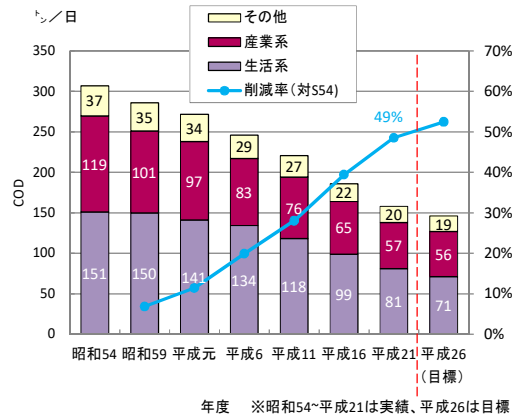


注) 達成率は、全窒素及び全りんともに環境基準を達成している水域の割合

伊勢湾は、三河湾を含む

資料：環境省『令和4年度公共用水域水質測定結果』により作成

3. 海域環境への負荷



COD の発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでおり、平成 21 年時点で昭和 54 年に対して 49%となっている。

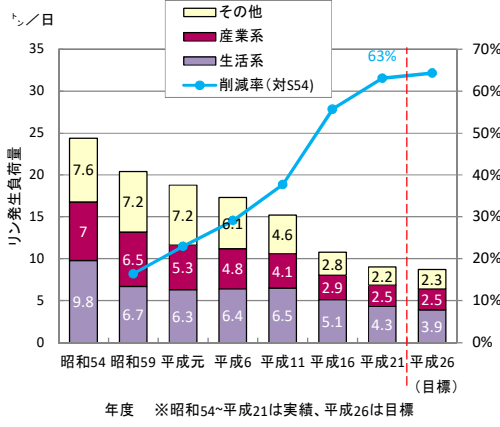
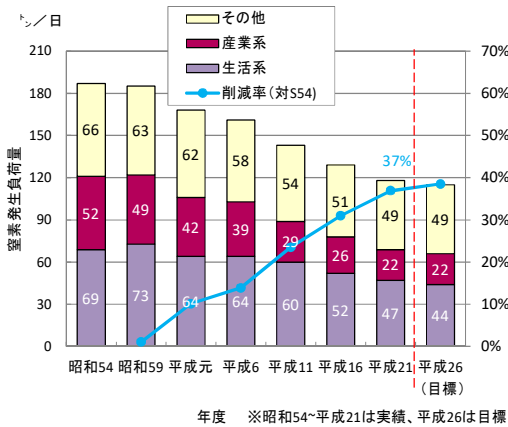
三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（COD）の推移

注 1) 昭和 54 年度～平成 21 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計

注 2) 平成 26 年度の値は削減目標量

資料：伊勢湾環境データベース
中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（環境省 H23.6）」

窒素・りんの発生負荷量については、窒素 37%、りん 63%（昭和 54 年度～平成 21 年度の実績値）の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。



三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（窒素・りん）の推移

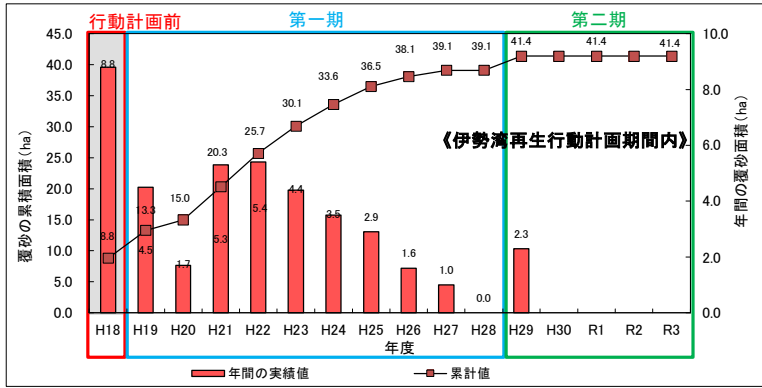
注 1) 昭和 54 年度～平成 21 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計

注 2) 平成 26 年度の値は削減目標量

資料：「伊勢湾環境データベース」 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 HP
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（環境省 H23.6）」

3. 底質の改善

三河湾・伊勢湾において、深掘れ跡の埋め戻しや覆砂による水質・底質改善を実施し、底生生物の増加等の効果が確認されている。



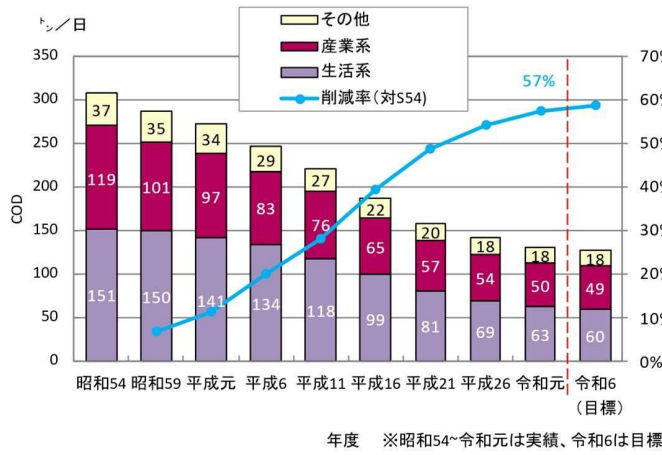
覆砂面積の推移

資料：伊勢湾再生行動計画（第二期）中間評価、令和 4 年 1 月



覆砂箇所（三河港：愛知県蒲郡市）

4. 海域環境への負荷



COD の発生源別発生負荷量の推移をみると、三河湾・伊勢湾ではいずれの発生源とも削減が進んでおり、令和元 年時点で昭和 54 年に対して 57%となっている。

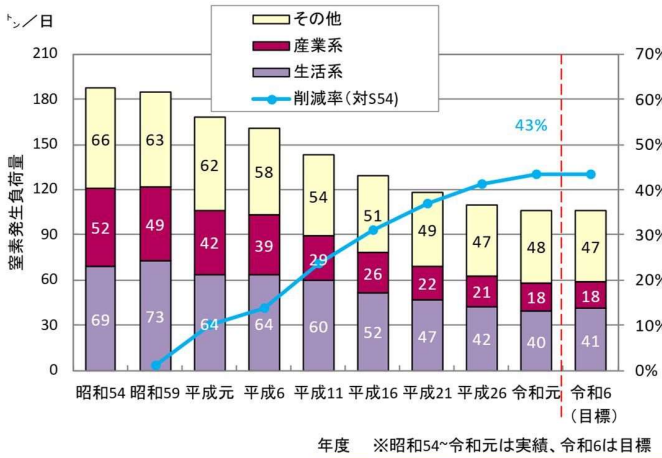
三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（COD）の推移

注 1) 昭和 54 年度～令和元 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計

注 2) 令和 6 年度の値は削減目標量

資料：総量削減専門委員会（第 7 回）
中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（環境省 R4.1）」

窒素・りんの発生負荷量については、窒素 43%、りん 67%（昭和 54 年度～令和元 年度の実績値）の削減率であり、両者共に削減が進んでいる。一方で、貝類資源の減少やノリの色落ち改善を目的に下水道放流水のりんや窒素を増加させる「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を令和 4 年度から行っており、令和 9 年度まで実施を予定している。令和 6 年度に効果検証、栄養塩管理のあり方を検討し、極度の赤潮など環境への悪影響は見られず、ノリ及びアサリへの効果が認められたことから、令和 9 年度まで社会実験を継続する予定としている。



年度 ※昭和54~令和元は実績、令和6は目標

三河湾・伊勢湾における発生源別負荷量（窒素・りん）の推移

注 1) 昭和 54 年度～令和元 年度の棒グラフは、関係都府県のデータの集計

注 2) 令和 6 年度の値は削減目標量

資料：総量削減専門委員会（第 7 回）中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（環境省 R4.1）」

生活排水処理率の状況

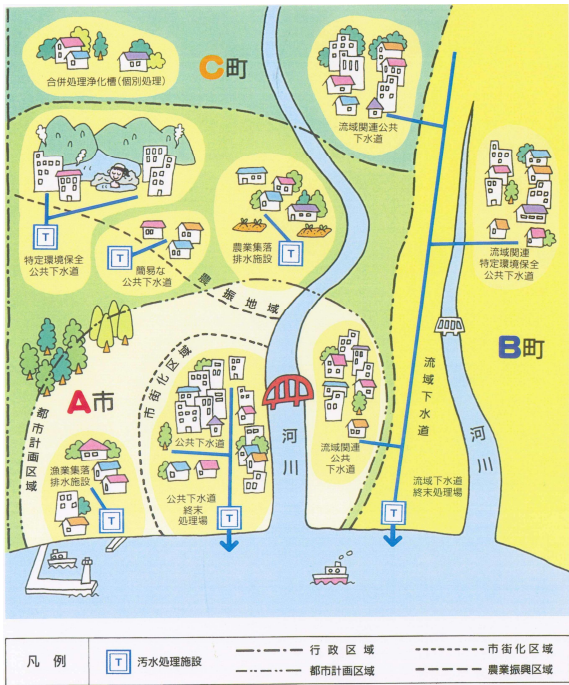
区域	公共 下水道	集落排水施設等	コミュニティ プラント	浄化槽	計
愛知県	74.7%	2.2%	0.1%	10.5%	87.6%
三重県	49.6%	5.0%	0.2%	26.0%	80.8%

資料:愛知県－愛知県下水道課 HP（平成 25 年度末データ）
三重県－三重県 HP（平成 25 年度末データ）

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱（昭和 55 年）」の策定を皮切りに、「全県域污水適正処理構想（平成 8 年策定・平成 15 年第 1 回見直し、平成 24 年第 2 回見直し）」により、効率的・計画的な計画を推進している。

三重県においても、「全県域下水道化構想（平成 4 年）」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム・平成 9 年）」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。



生活排水処理の概念図

資料：生活排水処理施設整備計画（三重県）

工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準（両県共に昭和 47 年）を制定した。また、「総量規制基準（平成 26 年度現在、第 7 次）」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例（平成 15 年）」「三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年）」等により、法による規制を補完している。

污水处理人口普及率の状況

区域	公共 下水道	集落排水施設等	コミュニティ プラント	浄化槽	計
愛知県	81.5%	1.8%	0.1%	9.7%	93.1%
三重県	60.0%	5.2%	0.2%	23.6%	89.0%

資料：愛知県－愛知県上下水道課 Web ページ（令和 5 年度末データ）
三重県－三重県 Web ページ（令和 4 年度末データ）

三河湾・伊勢湾の水質汚濁を低減するために、沿岸域では生活排水の適切な処理を目指した取り組みとして、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進められている。

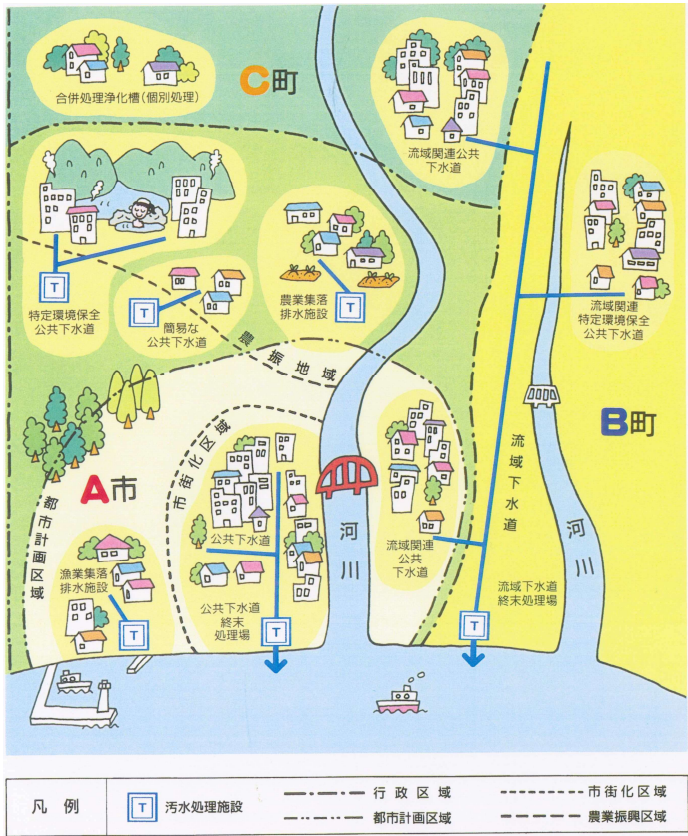
愛知県においては「愛知県生活排水対策推進要綱（昭和 55 年）」の策定を皮切りに、「全県域污水適正処理構想（平成 8 年度策定・平成 15 年度第 1 回見直し、平成 23 年度第 2 回見直し、平成 28 年度第 3 回見直し、令和 4 年度第 4 回見直し）」により、効率的・計画的な計画を推進している。污水处理人口普及率は 90%以上に向上しており、流入負荷量は削減されてきている。また、干潟・藻場等の自然浄化機能も整備を進めている。

三重県においても、「全県域下水道化構想（平成 4 年）」を全面的に見直し、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム・平成 8 年度策定、平成 17 年度、平成 24 年度見直し）」において計画年度と整備水準を公開し、整備を進めている。その結果、平成 7 年度末に 29.6%（全国 42 位）であった生活排水処理施設の整備率は、平成 26 年度末には 80%を超えるようになった。生活排水アクションプログラム(平成 28 年度版)では、平成 26 年度を基準年度とし、概ね 20 年後を長期目標とし、概ね 10 年後を中期目標年度とした。それぞれの期間に対し、市町ごとの整備水準目標値を設定することとした。



合併処理浄化槽

資料：生活排水処理施設整備計画（三重県）



工業・事業場からの排水については、水質汚濁防止法により全国一律の基準が定められていて、さらに愛知県・三重県共に上乗せ排水基準（両県共に昭和 47 年）を制定した。また、「総量規制基準（令和 6 年度現在、第 9 次）」「小規模事業場等排水対策指導要領」「伊勢湾富栄養化対策指導指針」「県民の生活環境の保全に関する条例（平成 15 年）」「三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年）」等により、法による規制を補完している。

水質、底質について引き続き、関係機関が連携し、環境指標の継続的なモニタリングを行い、生物にとって良好な自然環境を保全・復元することが必要である。また、気候変動に伴う環境変化についてモニタリングが必要である。

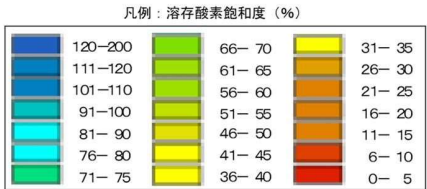
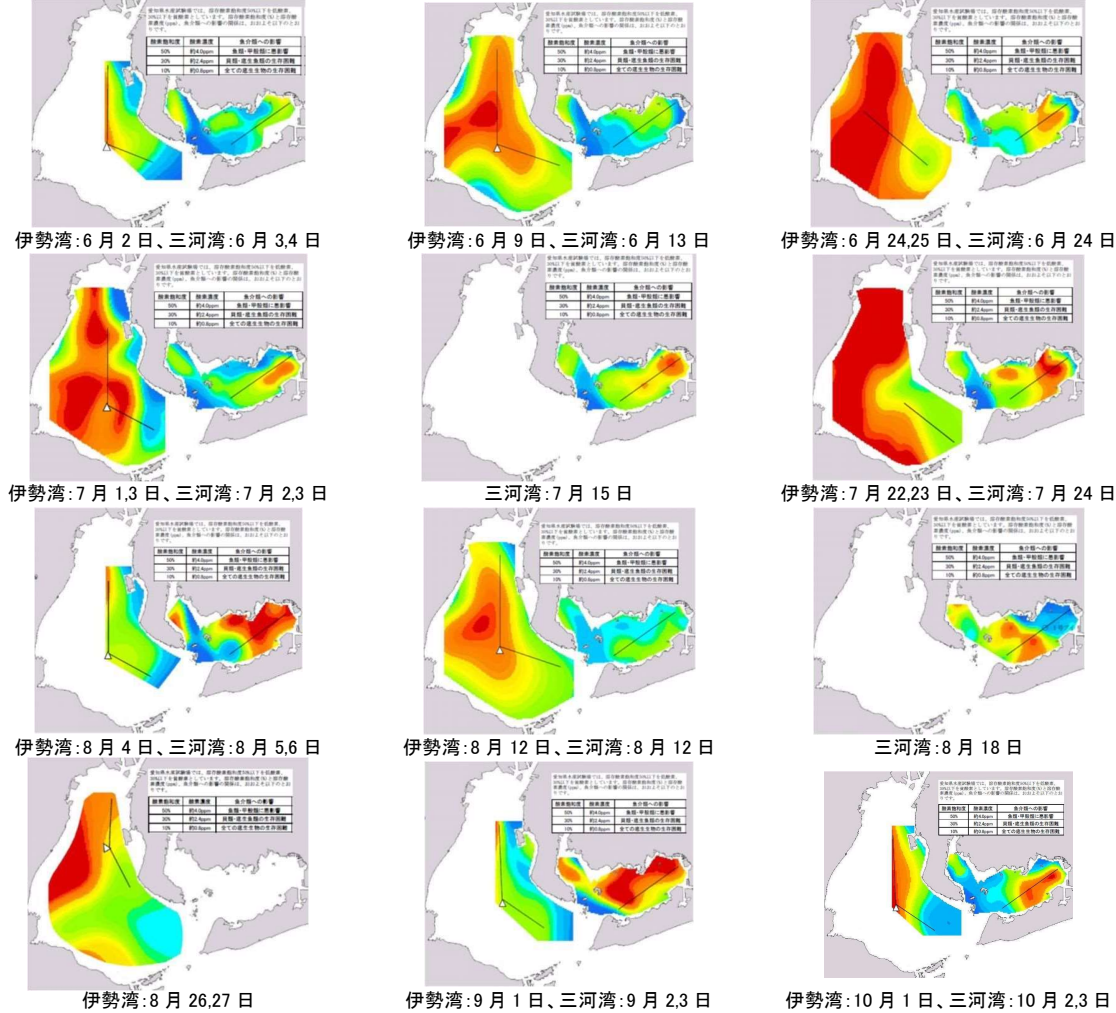
生活排水処理の概念図

資料：生活排水処理施設整備計画（三重県）

4. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いために有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる 2 層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では 2011 年が 4 件、2012 年が 2 件、2013 年が 2 件、2014 年が 2 件となっている。



※観測水深：底層

溶存酸素飽和度	溶存酸素濃度	魚介類への影響
50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
30%	約2mg/l	貝類・底生魚類の生存困難
10%	約0.8mg/l	全ての底生生物の生存困難

※愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素としている

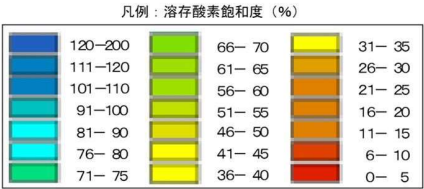
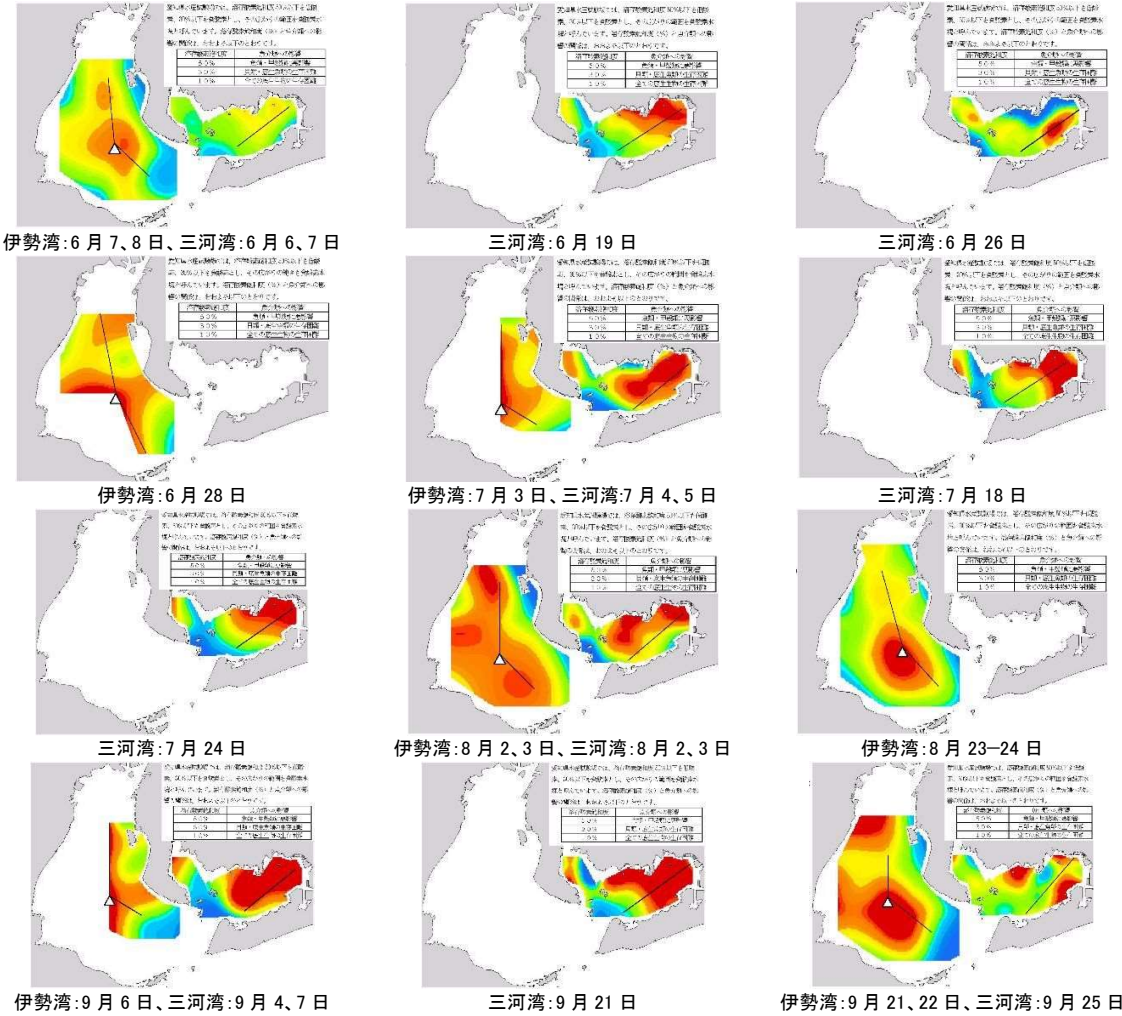
貧酸素水塊の分布（2014 年（平成 26 年））

資料：愛知県水産試験場『伊勢・三河湾貧酸素情報』,H26-1～14 号,2014

5. 貧酸素水塊の形成

伊勢湾の西側から中央部にかけては流動が弱いために有機物が堆積しやすく、また、上下層の水温や塩分の違いによる 2 層構造が形成されると上層からの酸素が供給されにくく、有機物の分解時に酸素が消費されることなどから貧酸素水塊が形成されやすいと推測される。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では令和 2 年が 2 件、令和 3 年が 2 件、令和 4 年が 3 件、令和 5 年が 4 件となっている。



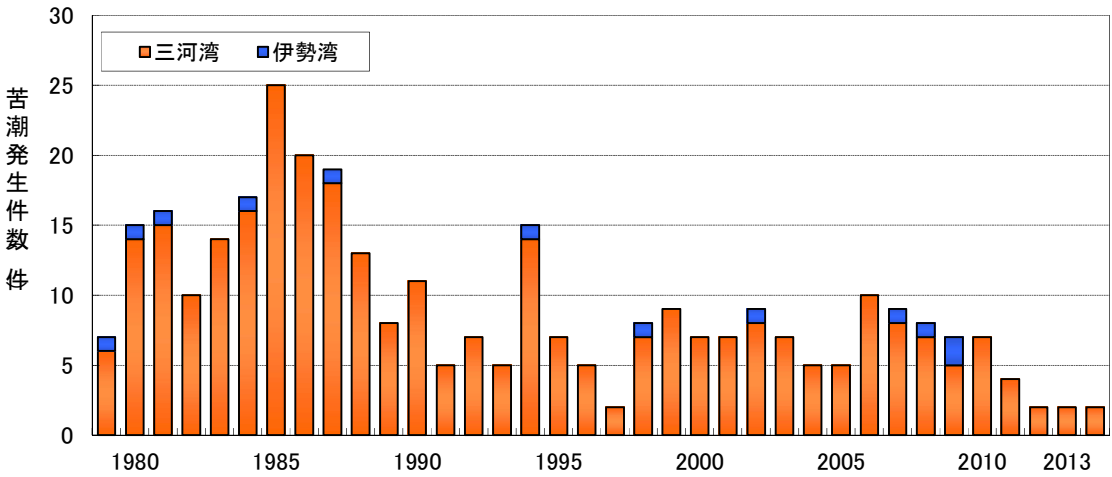
※観測水深：底層

溶存酸素飽和度	溶存酸素濃度	魚介類への影響
50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
30%	約2mg/l	貝類・底生魚類の生存困難
10%	約0.8mg/l	全ての底生生物の生存困難

※愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素としている

貧酸素水塊の分布（2023 年（令和 5 年））

資料：愛知県水産試験場『伊勢・三河湾貧酸素情報』,R5-1～14 号,2023



苦潮発生状況の経年変化

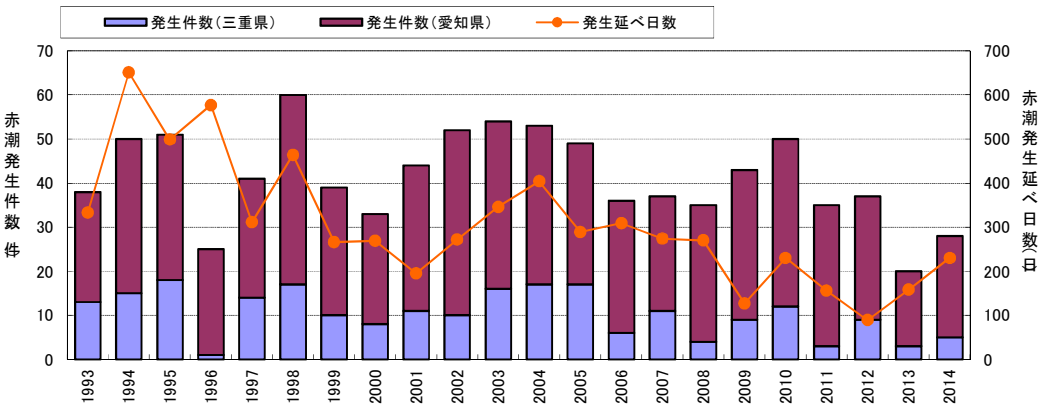
資料：愛知水試研究業績 C-207 平成 26 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況平成 27 年 3 月

5. 赤潮の発生

三河湾・伊勢湾においては、富栄養化の原因物質である窒素およびリンの流入により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。発生件数は減少傾向にあるものの、発生延べ日数は減少傾向とは言えない。

伊勢湾においては、木曽三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

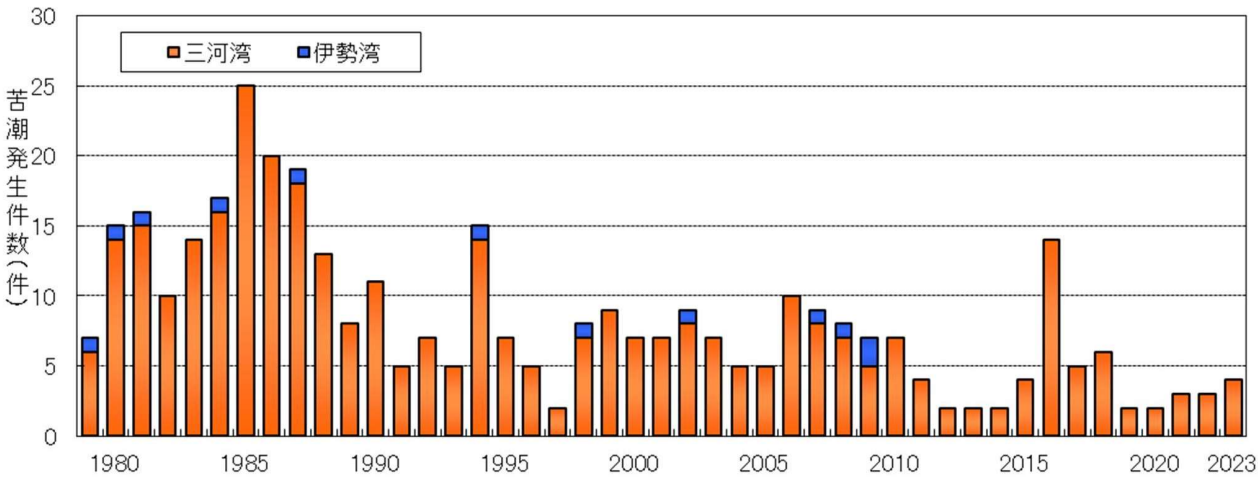
1980 年（昭和 55 年）頃から愛知県および三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間 35～50 件程度確認されている。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっていく傾向にある。



※観測体制が変更された 1993 年以降を記載

赤潮発生状況の経年変化

資料：愛知水試研究業績 C-207 平成 26 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況平成 27 年 3 月



苦潮発生状況の経年変化

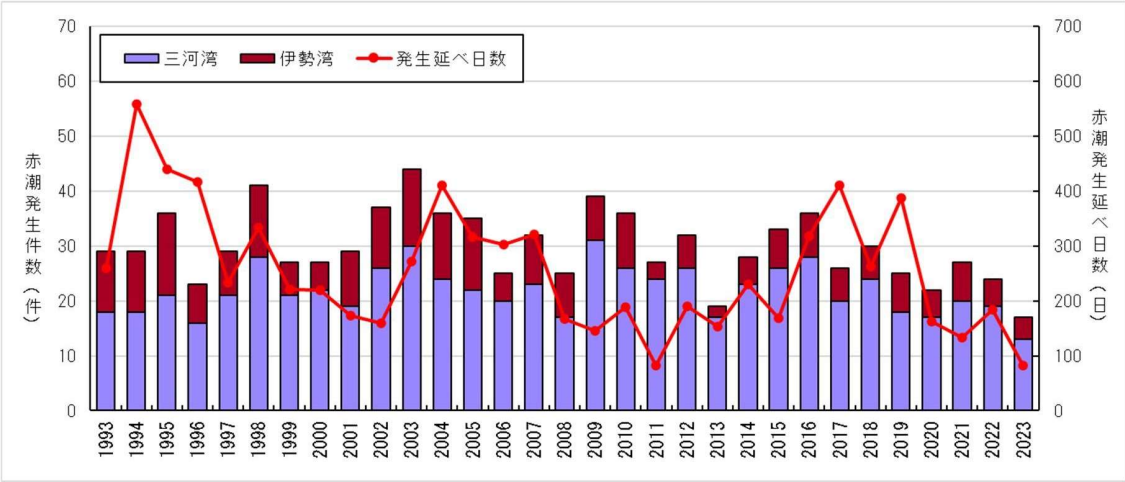
資料：愛知水試研究業績 C-259 令和 5 年伊勢湾・三河湾の赤潮・苦潮発生状況令和 6 年 3 月

6. 赤潮の発生

三河湾・伊勢湾においては、閉鎖性の高い地理的条件や湾奥部における干潟・浅場の減少等により植物プランクトンが増殖する二次的な汚濁もあり、赤潮が周年に渡り発生する。

伊勢湾においては、木曽三川等から流入する負荷が湾奥部に存在する還流や名古屋港付近の流れの停滞によって湾奥部に留まることが原因である。

昭和 55 年頃から愛知県および三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年赤潮が確認されており、近年でも年間 30 件程度確認されている。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多い傾向にある。



※観測体制が変更された 1993 年以降を記載

赤潮発生状況の経年変化

資料：愛知水試研究業績 C-259 令和 5 年伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況令和 6 年 3 月



赤潮の状況（伊勢湾内）



赤潮の状況（三河湾内）



過去の赤潮発生時（伊勢湾内）



過去の赤潮発生時（三河湾内）
資料：愛知県水産試験場

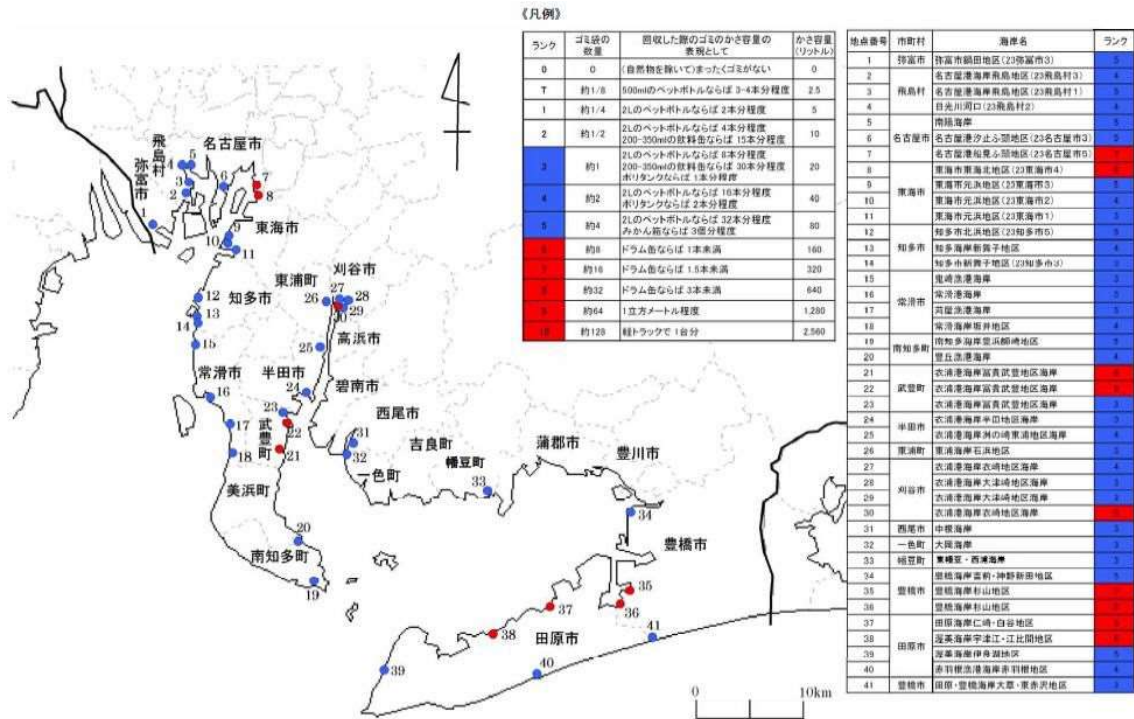
2-2-4 海岸との共生

現在沿岸域では地域住民・民間団体等により、海岸清掃をはじめとした保全活動が積極的に行われている。流木・ゴミ等の漂着物や油流出事故等から沿岸域の環境を守るためには、行政と地域住民・民間団体との協力が不可欠である。

1. 海岸への漂着物

三河湾、伊勢湾沿岸の海岸には、海洋投棄されたゴミや河川からの流木が海岸への漂着物となって堆積し、防護機能、海岸環境、海岸利用を阻害することがある。

愛知県では、平成 23 年 8 月に海岸漂着物処理推進法第 14 条に基づき「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を、三重県では平成 24 年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものとしている。



愛知県における海岸漂着ゴミランク 3 以上の海岸（H18 一体的漂着ゴミ対策調査）

資料：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 平成 23 年 8 月、愛知県

2-2-4 海岸との共生

現在沿岸域では地域住民・民間団体等により、海岸清掃をはじめとした保全活動が積極的に行われている。流木・ゴミ等の漂着物や油流出事故等から沿岸域の環境を守るためには、行政と地域住民・民間団体との協力が不可欠である。

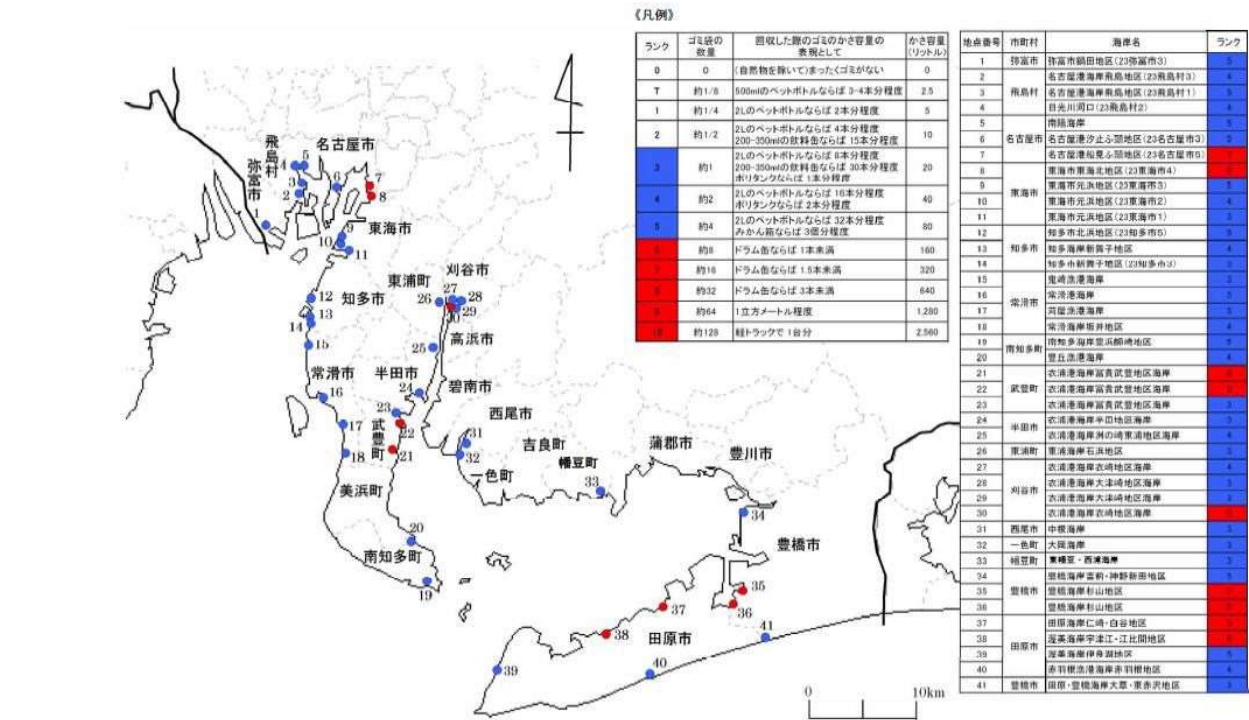
1. 海岸への漂着物

三河湾、伊勢湾沿岸の海岸には、海洋投棄されたゴミや河川からの流木が海岸への漂着物となって堆積し、防護機能、海岸環境、海岸利用を阻害することがある。

愛知県では、平成 23 年 8 月に海岸漂着物処理推進法第 14 条に基づき「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画（令和 5 年 3 月改定）」を、三重県では平成 24 年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物に対して関係者の役割分担と相互協力の下、ゴミの発生抑制対策、海洋プラスチックゴミの削減等を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものとしている。さらに海洋ゴミの発生抑制対策等の取組を進めるため、愛知県、岐阜県、三重県の三県共同で「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を令和 6 年 3 月に策定した。

また、愛知県では中小規模の漂着流木等の処分費用を県が一部負担する流木等処理負担金制度や大規模(1000m³以上)の漂着流木等の処分を実施している。日常的な漂着ごみは海岸漂着物地域対策推進事業が活用でき、大量の流木の漂着については、国が一部補助する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（近年は、三河湾・伊勢湾での活用実績なし）も活用できる。

今後も引き続き、河川流域を含めた関係者が連携し流木、ゴミ対策を実施する必要がある。



愛知県における海岸漂着ゴミランク 3 以上の海岸（H18 一体的漂着ゴミ対策調査）

注）2006 年 4 月の市町村名で記載

海岸漂着物の回収等を重点的に行う区域

資料：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 令和 5 年 3 月、愛知県



回収・処理に係る重点区域・最重点区域の範囲

三重県における回収・処理に係る重点区域・最重点区域の範囲

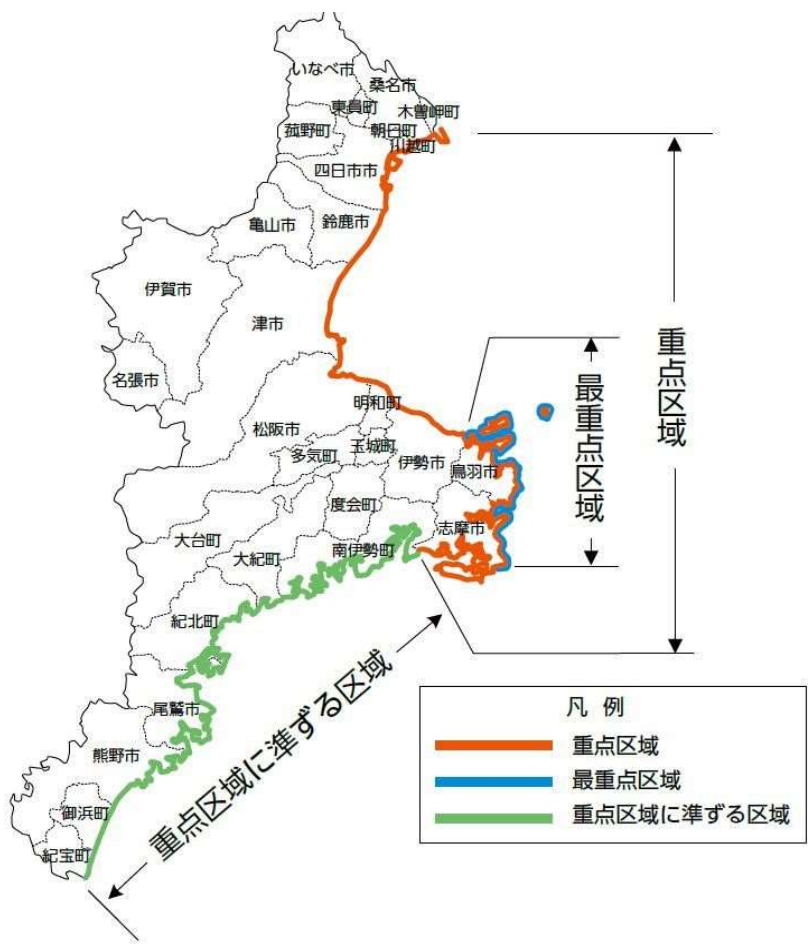
資料：三重県海岸漂着物対策推進計画、平成 24 年 3 月発行



海岸への漂着物（三重県津市）



海岸への漂着物
（愛知県美浜町 野間海岸）



三重県における回収・処理に係る重点区域・最重点区域の範囲

資料：三重県海岸漂着物対策推進計画、平成 24 年 3 月発行



海岸への漂着物（三重県津市）



潮目に集まる漂流物
（伊勢湾 令和 2 年 7 月）
資料：中部地方整備局名古屋港湾事務所

2. 地域住民・民間団体による保全活動

沿岸域の各地区海岸では、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃等が精力的に行われている。



海岸の清掃活動（愛知県南知多町）
資料：南知多町教育ネットワーク HP



海岸の清掃活動（三重県松阪市）

さらに、三重県では、「河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議」を設置し、海岸におけるゴミ対策を行っている。また、近年、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃や松の植樹、アカウミガメの保護等が各地で行われており、沿岸市町では、海岸のゴミ清掃・回収や車両進入禁止看板の設置などを行っている。

3. 海上事故（油流出等）への対応

三河湾・伊勢湾内では非常に多くの船舶の往来がみられ、事故時に流出した油から沿岸域の環境を守るために行政・住民が一体となった対応が求められる。

7月28日 松阪港油流出事故



油流出事故（平成 14 年 7 月・津松阪港）
資料：第四管区海上保安本部



油の回収作業（平成 9 年「ナホトカ」号事故時）
資料：福井県 HP

4. 関連計画・法規制

沿岸域の環境をまもり、共生していく為に様々な関連計画・法による規制が整備されている。

■ 愛知県環境基本計画

昨今の社会情勢の変化や環境の状況の変化、環境政策の多様化に的確に対応し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の形成を着実に推進するため、平成 9 年に環境基本計画を策定した。その後、おおむね 5 年毎に改訂を行っている。
持続可能な社会の形成に向けた取組を一層進めるため、平成 26 年 5 月に第 4 次愛知県環境基本計画を策定した。

■ あいちアジェンダ 21

愛知県において地球環境保全に計画的・総合的に取り組むため、県民、事業者、行政の行動指針として、平成 6 年 12 月に策定したもの。

2. 地域住民・民間団体による保全活動

沿岸域の各地区海岸では、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃等が精力的に行われており、海岸愛護活動として毎年 4～5,000 人が参加している。
環境保護活動、啓発・広報活動については、自治体、地域団体、NPO 等がそれぞれ実施している。



西の浜クリーンアップ活動
資料：愛知県



藤前干潟クリーン大作戦
資料：愛知県



海岸の清掃活動（三重県松阪市）

三河湾では、平成 24 年以降「三河湾環境再生プロジェクト」として、三河湾大感謝祭、環境学習会、環境再生体験会等を開催している。

さらに、三重県では、「河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議」を設置し、海岸におけるゴミ対策を行っている。また、近年、自治会や小・中学校、自然保護団体等により海岸清掃や松の植樹、アカウミガメの保護等が各地で行われており、沿岸市町では、海岸のゴミ清掃・回収や車両進入禁止看板の設置などを行っている。

引き続き、市町村、地域団体、NPO 等による流木、ゴミ等の清掃活動を支援し、多様な主体による環境保護活動、啓発・広報活動に対し、取組の連携、支援の強化をしていく。

3. 海上事故（油流出等）への対応

三河湾・伊勢湾内では非常に多くの船舶の往来がみられ、事故時に流出した油から沿岸域の環境を守るために行政・住民が一体となった対応が求められる。油の流出事故は全国で毎年 300 件前後みられ、三河湾・伊勢湾においては海上保安庁が大規模な油流出事故等が発生した際に、関係する機関が油防除処置を迅速かつ的確に実施できるよう、排出油等防除計画を策定、沿岸域の様々な情報の提供を行っているほか、海洋環境整備船での海上での油回収を可能としている。



油回収装置（海洋環境整備船「白龍」）
資料：中部地方整備局名古屋港湾事務所



油の回収作業（平成 9 年「ナホトカ」号事故時）
資料：福井県 Web ページ

4. 関連計画・法規制

沿岸域の環境をまもり、共生していく為に様々な関連計画・法による規制が整備されている。

■ 愛知県環境基本計画

昨今の社会情勢の変化や環境の状況の変化、環境政策の多様化に的確に対応し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の形成を着実に推進するため、平成 9 年に環境基本計画を策定した。その後、おおむね 5 年毎に改訂を行っている。
持続可能な社会の形成に向けた取組を一層進めるため、令和 3 年 2 月に第 5 次愛知県環境基本計画を策定した。

基本理念として、「あいち環境共生社会」－健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する社会－をめざすこととしている。また、21 世紀にむけ環境と共生する社会をめざすにあたって、重点的に取り組んでいくべき 6 つの課題について、現状と課題、取組の基本方針を示すとともに、県民、事業者、行政の各主体ごとに、21 項目の地球環境保全をすすめるための具体的な行動指針を提示している。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に監視、必要な各種施策を定めた計画。昭和 55 年度以降、5 年ごとに計画を策定している。平成 24 年 2 月に第 7 次の総量削減計画を策定するとともに、一定規模以上の事業場に対する総量規制基準を告示した。

■ 第 5 次愛知県緑化基本計画

愛知県には、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の緑、森林などの山間の緑といった様々な形態や特性をもった緑が存在し、大都市圏の中心県でありながらも、比較的緑に恵まれた環境にある。より豊かな愛知の実現を目指すため、これらの緑を県土を育む大きな潜在力として緑の量だけでなく質を高める等、緑化の推進を図るための基本計画。平成 23 年 6 月策定。

■愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、重点区域や関係者の役割分担および相互協力、海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項を定めた計画。平成 23 年 8 月策定。

■あいち水循環再生基本構想

健全な水循環の再生を図り「人と水との豊かなかわり」を実現するための具体的な方途を示した構想。平成 19 年 1 月策定。

■あいちビジョン 2020

平成 26 年 3 月策定。中長期的な観点から愛知の進むべき方向性を明らかにすべく、リニア開業後の 2030 年を念頭にめざすべき大都市圏像を明らかにするとともに、その実現に向けた戦略をしめたもの。

■ 三重県環境基本計画

三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランとして位置付けられるもの。環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めたもの。

また、環境問題と深く関わっている県民、事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、役割、取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図るものです。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（三重県）

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 2 号ハに掲げる区域について、平成 23 年 6 月 13 日付け、化学的酸素要求量、窒素含有量およびりん含有量に係る「総量削減基本方針（伊勢湾）」の削減目標量を達成するため、必要な事項を定めた。

■ 三重県海岸漂着物対策推進計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、三重県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、重点区域や関係者の役割分担および相互協力、海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項を定めた計画。平成 24 年 3 月策定。

■ あいちアジェンダ 21

愛知県において地球環境保全に計画的・総合的に取り組むため、県民、事業者、行政の行動指針として、平成 6 年 12 月に策定したもの。

基本理念として、「あいち環境共生社会」－健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する社会－をめざすこととしている。また、21 世紀にむけ環境と共生する社会をめざすにあたって、重点的に取り組んでいくべき 6 つの課題について、現状と課題、取組の基本方針を示すとともに、県民、事業者、行政の各主体ごとに、21 項目の地球環境保全をすすめるための具体的な行動指針を提示している。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に監視、必要な各種施策を定めた計画。昭和 55 年度以降、5 年ごとに計画を策定している。令和 4 年 10 月に第 9 次の総量削減計画を策定するとともに、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験のため、県豊川浄化センター（豊橋市）及び県矢作川浄化センター（西尾市）の窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準について、期間を限定して緩和する改正を行った。

■ あいちのみどり 2025（愛知県緑化基本計画）

愛知県には、公園や街路樹などの都市の緑、農地や里山などの近郊の緑、森林などの山間の緑といった様々な形態や特性をもった緑が存在し、大都市圏の中心県でありながらも、比較的緑に恵まれた環境にある。より豊かな愛知の実現を目指すため、これらの緑を県土を育む大きな潜在力として緑の量だけでなく質を高める等、緑化の推進を図るための基本計画。令和 3 年 3 月策定。

■ あいち生物多様性戦略 2030

平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）から 10 年を経た愛知県の状況を総括し、SDGs（持続可能な開発目標）に合致した生物多様性保全の取組指針として COP15 で採択される新世界目標を見据え策定（令和 3 年 2 月）。令和 32 年（2050 年）の長期目標「人と自然が共生するあいち」、令和 12(2030)年目標「生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。」を定めている。

■愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、重点区域や関係者の役割分担および相互協力、海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項を定めた計画。平成 23 年 8 月策定。海岸管理者や関係市町村の意向を反映し、より効果的な海岸漂着物対策を推進するため本計画を平成 27 年 12 月及び令和 5 年 3 月に改定し、海岸漂着物の回収等を重点的に行う区域を、従来の 10 地区から 20 地区に増やした。

■あいち水循環再生基本構想

健全な水循環の再生を図り「人と水との豊かなかわり」を実現するための具体的な方途を示した構想。平成 19 年 1 月策定。

■あいちビジョン 2030

令和 22(2040)年頃の社会経済を展望し、令和 12(2030)年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す「あいちビジョン 2030」を策定したもの。令和 2 年 11 月策定。

■愛知県 愛知地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）

「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和 12(2030)年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で 46%削減する目標掲げるとともに、令和 12(2030)年度までの間に取り組むべき施策の方向性を示したもの。令和 4 年 12 月策定。

■伊勢湾再生行動計画

2006 年（平成 18 年）2 月 2 日に関係省庁および関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）」を設立し、伊勢湾再生のための行動計画の策定およびフォローアップに取り組んでいる。

伊勢湾再生行動計画は、伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域および流域の人々、NPO 等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後 10 年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的としている。

この計画では、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ北側の海域を「伊勢湾」の範囲として定義している。

■三河湾流域圏再生行動計画

三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に生かし、森・川・海とのふれあいへの志向に応え、人と森・川・海との関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成に向けた取り組みを推進することを目的としている。

計画は、国、愛知県、岐阜県等を中心とする行政機関にて組織された三河湾流域圏検討会に、産・官・学・民の代表者を加えた「三河湾流域圏会議」により策定されている。

この計画では、三河湾に接している地域、三河湾にそそぐ河川の流域およびその河川の利水地域、下水道処理水が三河湾に注いでいる地域および三河湾における森・川・海までの水・物質循環系の圏域（愛知、岐阜、長野、静岡県内）を三河湾流域圏として定義している。

■ 三重県環境基本計画

三重県の環境保全に関する取組みの基本的な方向を示すマスタープランとして位置付けられるもの。環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めたもの。

また、環境問題と深く関わっている県民、事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、役割、取り組みの方向を示し、各主体間の連携促進を図るものです。

■ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（三重県）

水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 2 号ハに掲げる区域について、令和 6 年度を目標とする第 9 次水質総量削減計画を定め、令和 4 年 10 月 21 日付け、化学的酸素要求量、窒素含有量およびりん含有量に係る「総量削減基本方針（伊勢湾）」の削減目標量を達成するため、必要な事項を定めた。

■三重県海岸漂着物対策推進計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、三重県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、重点区域や関係者の役割分担および相互協力、海岸漂着物対策の実施にあたって配慮すべき事項を定めた計画。平成 24 年 3 月策定。

■伊勢湾再生行動計画（第一期）（第二期）

平成 18 年 2 月 2 日に関係省庁および関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議（事務局：国土交通省中部地方整備局）」を設立し、伊勢湾再生のための行動計画の策定およびフォローアップに取り組んでいる。

伊勢湾再生行動計画（第一期（平成 19 年策定））は、伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域および流域の人々、NPO 等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後 10 年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的としている。第二期では平成 29 年度から 10 年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的としている。

この計画では、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ北側の海域を「伊勢湾」の範囲として定義している。

■三河湾流域圏再生行動計画

三河湾流域圏の自然的・社会的特徴を最大限に生かし、森・川・海とのふれあいへの志向に応え、人と森・川・海との関わりを含めた目標を掲げ、この目標の達成に向けた取り組みを推進することを目的としている。

計画は、国、愛知県、岐阜県等を中心とする行政機関にて組織された三河湾流域圏検討会に、産・官・学・民の代表者を加えた「三河湾流域圏会議」により策定されている。

この計画では、三河湾に接している地域、三河湾にそそぐ河川の流域およびその河川の利水地域、下水道処理水が三河湾に注いでいる地域および三河湾における森・川・海までの水・物質循環系の圏域（愛知、岐阜、長野、静岡県内）を三河湾流域圏として定義している。

■伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画

海岸漂着物処理推進法に基づき、愛知県、岐阜県、三重県での海洋ゴミの発生抑制対策の取組を更に強力に進めるため、三県共同で、流域圏の現状や共通理念、取組の方向性を取りまとめた計画。令和 6 年 3 月策定

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の産地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市・田原市や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。
三重県では、伊勢湾沿岸域の市町への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

愛知県沿岸域の産業

	農業産出額（千万円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2005 年	2006 年	伸び率	2012 年	2013 年	伸び率	2004 年	2007 年	伸び率
愛知県	32,757	31,089	-5.1%	40,033,226	42,001,844	4.9%	40,882,453	43,443,249	6.3%
沿岸域計	20,862	20,191	-3.2%	15,538,570	16,187,928	4.2%	31,748,131	34,108,407	7.4%

三重県沿岸域の産業

	農業産出額（千万円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2005 年	2006 年	伸び率	2012 年	2013 年	伸び率	2004 年	2007 年	伸び率
三重県	11,883	11,420	-3.9%	10,136,969	10,348,760	2.1%	3,843,820	3,940,384	2.5%
沿岸域計	6,983	6,669	-4.5%	6,421,676	6,542,443	1.9%	2,896,307	3,206,644	10.7%

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す
資料： 農業産出額：農林水産省 生産農業所得統計 2005, 2006 年
工業製造物出荷額：経済産業省 工業統計調査 2012, 2013 年
年間商品販売額：経済産業省 商業統計 2004, 2007 年

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第 1 種から第 4 種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約 9 割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約 3 割が伊勢湾に面して点在している。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県		三重県	
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第 4 種	0(1)	---	0(3)	---
第 3 種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---
第 2 種	13(13)	師崎、篠島、大浜、一色、西幡豆、知柄、福江 [鬼崎、苅屋、大井、日間賀、佐久島、栄生]	6(23)	大淀 [磯津、鈴鹿、白子、獺師、豊北]
第 1 種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊丘、河和、蜷川、寺津、味沢、衣崎、宮崎、御馬、姫島、宇津江、伊川津]	11(44)	[伊曽島、川越、楠、若松、河芸、白塚、香良洲、松ヶ崎、下御糸、村松、江]
計	31(34)		17(73)	

※（ ）内は県全数、[]は市町管理
資料：愛知県建設部港湾課HP、三重県農林水産部HP

2-3 利用面から見た現況と課題

2-3-1 多様な産業活動

三河湾・伊勢湾沿岸域は、日本有数の工業地域を擁していることもあり、港湾活動が盛んな地域である。
また、古来より魚介類の宝庫として知られ、現在でも多くの魚種において全国有数の産地であり、沿岸域を中心に特色ある水産業が営まれている。

1. 沿岸域の産業（農業・工業・商業）

愛知県では、沿岸域への商業・工業分野の集中が著しい。特に大規模な港湾を擁する名古屋市・豊橋市・田原町や刈谷市・半田市への工業・商業の集中が顕著である。
三重県では、伊勢湾沿岸域の市町への工業・商業分野の集中が著しく、特に大規模な港湾を擁する四日市市や津市・鈴鹿市への集中がみられる。

愛知県沿岸域の産業

	農業産出額（千万円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2021 年	2022 年	伸び率	2018 年	2019 年	伸び率	2012 年	2014 年	伸び率
愛知県	29,220	31,140	6.57%	45,895,339	45,182,261	-1.55%	36,548,294	35,673,782	-2.39%
沿岸域計	20,593	22,024	6.95%	17,511,734	16,881,534	-3.60%	31,580,535	27,158,716	-14.00%

三重県沿岸域の産業

	農業産出額（千万円）			工業製造品出荷額（百万円）			年間商品販売額（百万円）		
	2021 年	2022 年	伸び率	2018 年	2019 年	伸び率	2012 年	2014 年	伸び率
三重県	10,670	10,890	2.06%	10,545,949	10,042,961	-4.77%	3,332,805	3,471,684	4.17%
沿岸域計	5,568	5,711	2.57%	6,659,935	6,128,814	-7.97%	3,729,749	2,794,231	-25.08%

※沿岸域計：沿岸市町村の合計を表す
資料： 農業産出額：農林水産省 生産農業所得統計 2021, 2022 年
工業製造物出荷額：経済産業省 工業統計調査 2018, 2019 年
年間商品販売額：経済産業省 商業統計 2012, 2014 年

2. 沿岸域の漁業

漁港は、その利用範囲により第 1 種から第 4 種に区分されており、下表に示すように、愛知県内の漁港の約 9 割が三河湾・伊勢湾沿岸域に位置している。三重県においては、県内の漁港の約 3 割が伊勢湾に面して点在している。

漁港利用の促進のため、水産物流通の拠点漁港の整備や、耐震・耐津波機能を強化する機能強化工事、漁港の長寿命化のための機能保全工事を進めている。

三河湾・伊勢湾の漁港

	愛知県		三重県	
	漁港数	漁港名	漁港数	漁港名
第 4 種	0(1)	---	0(3)	---
第 3 種	3(3)	豊浜、形原、三谷	0(3)	---
第 2 種	13(13)	福江、知柄、西幡豆、一色、大浜、篠島、師崎 [佐久島、栄生、大井、日間賀、苅屋、鬼崎]	6(22)	白塚 [磯津、鈴鹿、白子、獺師、豊北]
第 1 種	15(17)	[大野、小鈴谷、上野間、山海、豊丘、河和、蜷川、寺津、味沢、衣崎、宮崎、御馬、姫島、宇津江、伊川津]	10(44)	[伊曽島、川越、楠、若松、香良洲、松ヶ崎、下御糸、大淀、村松、江]
計	31(34)		16(72)	

※（ ）内は県全数、[]は市町管理
資料：愛知県建設部港湾課 Web ページ、三重県農林水産部 Web ページ

現行計画

愛知県の海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。

平成 6 年の海面漁業の減少に伴って、県全体の漁業総生産量も低減したが、それ以降は、年間生産量は 10 万 t 程度で推移している。

経営帯の内訳では、南知多町では、小型底びき網や、刺し網、小型定置網、釣りといった様々な漁種の経営体が多く存在する。

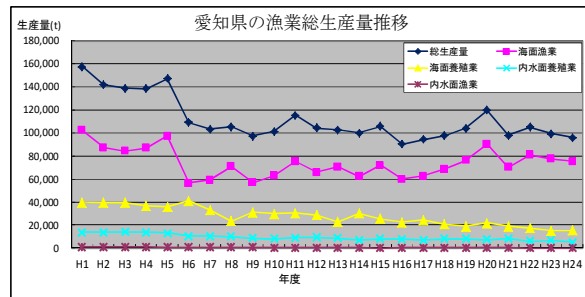
西三河地区では、西尾市を中心に小型底びき網、採貝の経営体が多い。

東三河では、のり養殖業は比較的少なく、採貝の経営体が田原市に多い。

のり養殖は、知多半島の3市町と西尾市に集中している。

市町名	小型 底びき網	刺網	小 型 定置網	釣	潜水器 漁 業	採貝・ 採藻	海面養殖 のり類 養 殖
田原市	27	46	12	29	50	290	22
蒲郡市	48	6	2	－	－	13	－
西尾市	206	27	13	2	2	315	97
碧南市	10	3	－	－	－	15	－
美浜町	24	－	5	2	－	－	85
南知多町	143	119	11	169	60	112	68
常滑市	81	24	4	2	1	－	69

平成20年 漁業センサスより作成



資料:「水産業の動き 2010」「水産業の動き 2014」
(愛知県)より作成



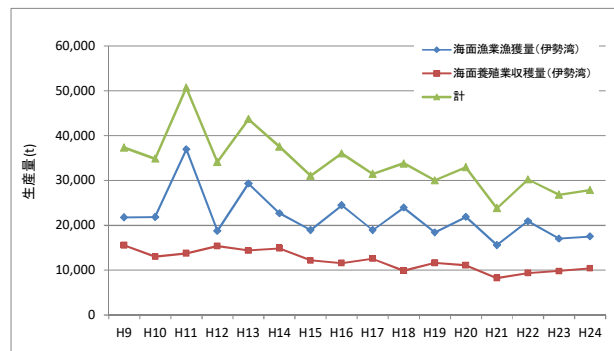
衣崎漁港沖合ののり養殖風景
(支柱柵による養殖の漁場)

三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、リアス式海岸の志摩度会海区、黒潮の流れに面した熊野灘海区と、それぞれ性格の異なった海区において、その特長を生かした多様な漁業が営まれている。

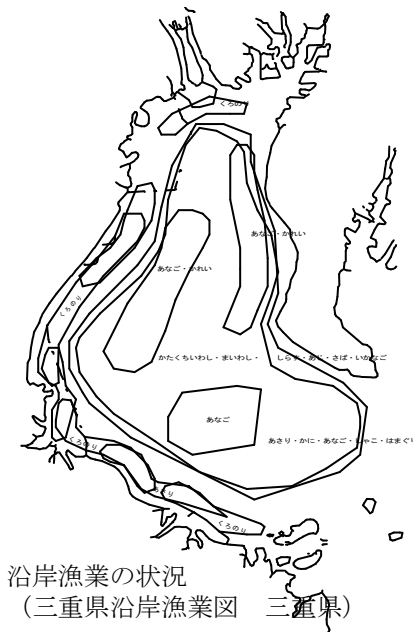
その中でも、伊勢湾沿岸は比較的なだらかな沿岸線であり、砂浜域が多く広がり遠浅になっていることから黒のり養殖業が広く営まれており、年間 5 億枚、50 億円近くを生産している。

また海面漁業は、アサリ、シジミ、ハマグリなど採貝漁業やアナゴ、シャコエビ、カレイなど底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業やイワシ、イカナゴなど浮遊魚を対象とする機船船曳網漁業・バッチ網漁業が営まれており県下の漁船漁業生産量の16.5%を占めている。

しかし伊勢湾は閉鎖性のすり鉢状内湾であって、夏季には貧酸素水塊が恒常的に発生し漁獲量の減少が続いていることから、海の環境に対する負荷の減少や底質改善を行うと共に資源を管理しながらの継続的な漁業活動をしていく必要がある。



三重県の漁業生産の推移（資料：三重県統計書）



56

変更後

愛知県の海面漁業は、伊勢湾、三河湾、渥美外海を主な漁場とする漁船漁業と、沿岸部におけるのり養殖を主体としている。

平成6年以降は年間生産量は10万トン程度で推移していたが、平成28年頃から減少傾向にあり現在は8万トン以下になっている。水産資源の回復を図るために干潟・浅場など漁場の整備を進めるとともに、漁協が行う製氷施設などの共同利用施設等の整備についても支援を進めている。

経営体の内訳では、**知多地区では**南知多町を**中心に**、小型底びき網や刺網、小型定置網、釣りといった様々な**漁業種類**の経営体が多く存在する。

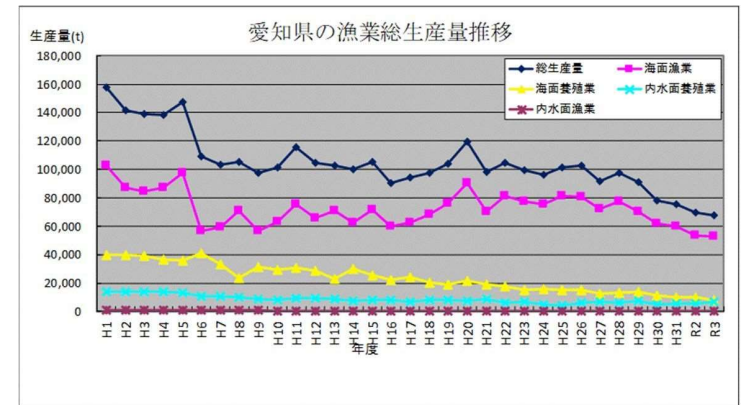
西三河地区では、西尾市を中心に小型底びき網、採貝の経営体が多い。

東三河では、のり養殖は比較的少なく、採貝の経営体が田原市に多い。

のり養殖は、知多半島の3市町と西尾市に集中している。

市町名	小型 底びき網	刺網	小 型 定置網	釣	潜水器 漁 業	採貝・ 採藻	海面養殖 のり類 養 殖
田原市	10	55	16	59	47	284	28
藤郡市	32	3	3	1	-	18	-
西尾市	186	35	12	1	14	258	21
碧南市	x	x	x	x	x	x	x
美浜町	19	13	16	15	1	3	42
南知多町	116	132	9	177	74	116	46
常滑市	82	32	5	14	5	6	54

平成30年 漁業センサスより作成



資料：「水産業の動き 2010」「水産業の動き 2014」「水産業の動き 2023」（愛



衣崎漁港沖合ののり養殖風景
(支柱柵による養殖の漁場)

三重県の水産業は内海の伊勢湾海区、**リアス海岸**の志摩度会海区、黒潮の**影響を大きく受ける**熊野灘海区と、それぞれ性格の**異なる海区において**、その特長を**活かした**多様な漁業が営まれている。

その中でも、伊勢湾は、比較的水深が浅く海岸線がなだらかで、遠浅の砂浜域が広がっていることから黒のり養殖業が広く営まれており、令和5年は年間1億2千枚、23億円を生産している。

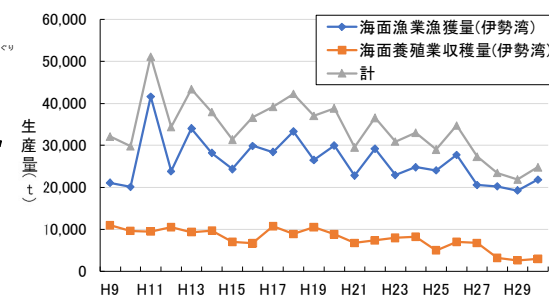
海面漁業では、アサリ、シジミ、ハマグリなどの 2 枚貝を対象とする採貝漁業、アナゴ、シャコ、カレイ等の底魚類を対象とする小型機船底引き網漁業、イワシなどの浮魚類を対象とする機船船曳網漁業・バッチ網漁業が営まれており、県下の漁船漁業生産量の 16.5%を占めている。

近年はサワラの漁獲が増えており、湾口の鳥羽磯部漁協では、秋から冬に一本釣りで漁獲され、脂肪分や魚体サイズの基準をクリアしたサワラを「答志島トロさわら」としてブランド化し、地区内の観光業と連携し、知名度と単価の向上に取り組んでいる。

一方、伊勢湾は、湾口が浅くて狭く、湾奥に向かって広くて深くなる“すり鉢”状の地形であり、閉鎖性の強い内湾であることから、夏季には貧酸素水塊が恒常的に発生する。また、冬季には栄養塩類が減少することにより黒ノリの色落ちが発生するなど、漁業生産量の減少が続いている。

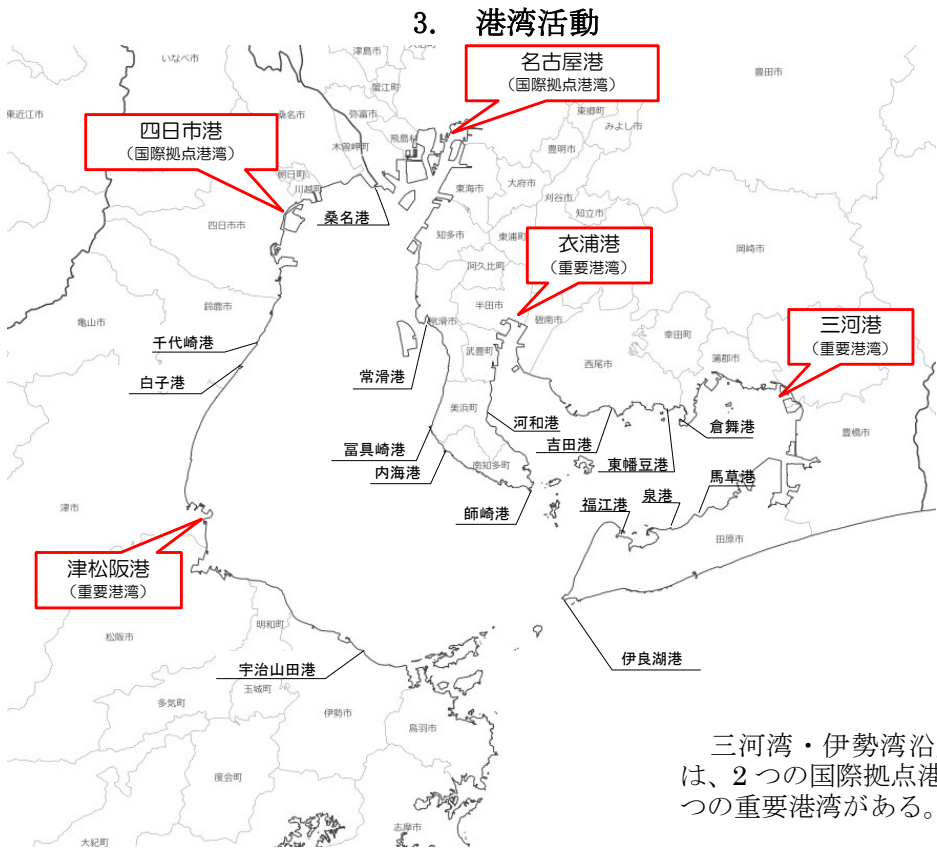
これらのことから、伊勢湾の多様な魚介類を消費者に提供できるよう、漁業活動の継続・発展に向けて、干潟、浅場および藻場の再生や保全を進め、水質及び底質の適切な改善等を行う

ことで海の環境を再生・保全していく必要がある。



三重県の漁業生産の推移
(資料：三重県統計書)

1-61



三河湾・伊勢湾沿岸域には、2つの国際拠点港湾と3つの重要港湾がある。

三河湾・伊勢湾の港湾

	愛知県		三重県	
	港湾数	港湾名	港湾数	港湾名
国際拠点港湾	1 (1)	名古屋港	1 (1)	四日市港
重要港湾	2 (2)	衣浦港、三河港	1 (2)	津松阪港
地方港湾	11 (11)	常滑港、富具崎港、河和港、師崎港、吉田港、東幡豆港、福江港、 〈内海港、倉舞港、馬草港、泉港〉	4 (16)	桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港
地方港湾 (避難港)	1 (1)	伊良湖港	0 (1)	

（ ）内は県全数、〈 〉は市町管理
資料： あいちの港湾 （愛知県建設部）・三重県

名古屋港（国際拠点港湾）

名古屋港は明治 40 年の開港場指定後、国内のみならず海外貿易においても著しい発展を遂げ、昭和 26 年には特定重要港湾の指定を受けて中部圏の玄関口としての礎を築いた。昭和 30 年代には取扱貨物量の増大、バース不足に対応するため港全域にわたり港湾整備が進められ、昭和 40 年代以降は国際的な海上コンテナ輸送時代に対応して金城ふ頭および飛島ふ頭の整備が進められた。現在は、国際的な水準を備えた高規格コンテナターミナルをはじめとする商港機能と鉄鋼、電力、石油精製、木材団地などの工業港機能を兼ね備えた物流基盤を形成し、世界の国々と貿易で結ばれる日本のゲートウェイの役割を果たしている。

3. 港湾活動

愛知県の港湾は、海上・陸上交通の結節点としての優位性があり、物流・生産拠点として「県民の生活」、「ものづくり愛知」を支えている。これからもその役割を担い、果たすため、港湾物流機能の強化を進めている。
親水空間として、名古屋港中川運河の緑地・プロムナード、常滑港りんくうビーチ、三河港大塚海浜緑地（ラグーナビーチ）、碧南緑地（ビーチコート）等が利用されている。



三河湾・伊勢湾沿岸域には、2つの国際拠点港湾と3つの重要港湾がある。

三河湾・伊勢湾の港湾

	愛知県		三重県	
	港湾数	港湾名	港湾数	港湾名
国際拠点港湾	1 (1)	名古屋港	1 (1)	四日市港
重要港湾	2 (2)	衣浦港、三河港	1 (2)	津松阪港
地方港湾	11 (11)	常滑港、富具崎港、河和港、師崎港、吉田港、東幡豆港、福江港、 〈内海港、倉舞港、馬草港、泉港〉	4 (16)	桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港
地方港湾 (避難港)	1 (1)	伊良湖港	0 (1)	

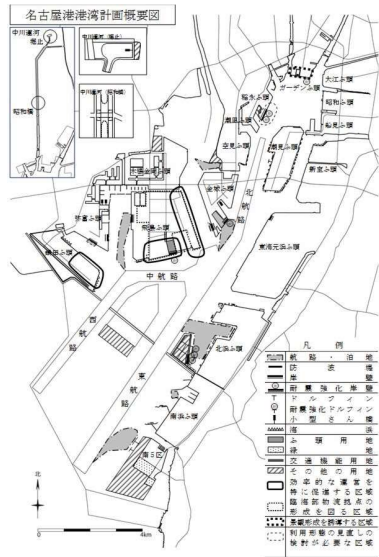
※ （ ）内は県全数、〈 〉は市町管理
資料： あいちの港湾 （愛知県建設部）・三重県

名古屋港（国際拠点港湾）

名古屋港は明治 40 年の開港場指定後、国内のみならず海外貿易においても著しい発展を遂げ、昭和 26 年には特定重要港湾の指定を受けて中部圏の玄関口としての礎を築いた。昭和 30 年代には取扱貨物量の増大、バース不足に対応するため港全域にわたり港湾整備が進められ、昭和 40 年代以降は国際的な海上コンテナ輸送時代に対応して金城ふ頭および飛島ふ頭の整備が進められた。現在は、国際的な水準を備えた高規格コンテナターミナルをはじめとする商港機能と鉄鋼、電力、石油精製、木材団地などの工業港機能を兼ね備えた物流基盤を形成し、世界の国々と貿易で結ばれる日本のゲートウェイの役割を果たしている。

平成 25 年段階で、総取扱貨物量が 12 年連続日本一、貿易額についても 4 年連続日本一となっている。今後は、コンテナ貨物のみならずバルク貨物、完成自動車を取り扱う総合的な港湾として、輸出入貨物の更なる増加や貿易額・貿易黒字額の拡大を図り、我が国の経済・産業の活性化と富の創出を実現するため、これまでの国際産業ハブ港の取組みをさらに加速し、拡大させた「国際産業戦略港湾」として、国際競争力を強化していく。

また、安全・安心な港を目指して、南海トラフの大地震などの大規模災害の発生に備え、高潮防波堤や堀川口防潮水門を始めとする防災施設の増強対策を進めるほか、愛知県および名古屋市による被害想定を踏まえた防災計画の抜本的な見直しを行っている。（資料：名古屋港管理組合資料 2015、Port of Nagoya 2014-2015）



名古屋港港湾計画概要図
資料：名古屋港管理組合(2015)

四日市港（国際拠点港湾）

明治 32 年に開港した四日市港は、主に羊毛、綿花の輸入港として栄え、昭和 27 年には、外国貿易上、特に重要な港として特定重要港湾に指定され、平成 23 年には国際拠点港湾に名称が改められました。

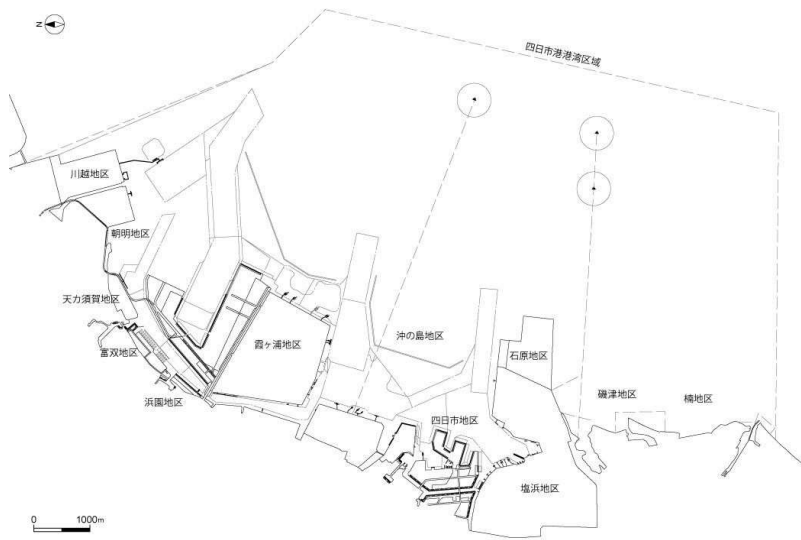
四日市港は中部圏における代表的な国際貿易港として、また、我が国有数の石油化学コンビナート等を擁するエネルギー供給基地として重要な役割を担っています。さらに、昭和 44 年からコンテナ貨物の取り扱いを開始するなど国際海上コンテナ化にも迅速に対応し、コンテナ定期航路網は年々充実しつつあります。

これからの四日市港は、多様化する物流需要に応えるため、また、物流合理化の進展に対応すべく、一層の港湾機能の拡充を進めるとともに、広く市民に愛され親しまれるウォーターフロントの創造をめざし、港づくりを進めていきます。

（資料：四日市港管理組合資料 2015、Port of Yokkaichi 2014-2015）。



四日市港コンテナ定期航路図
資料：三重県資料



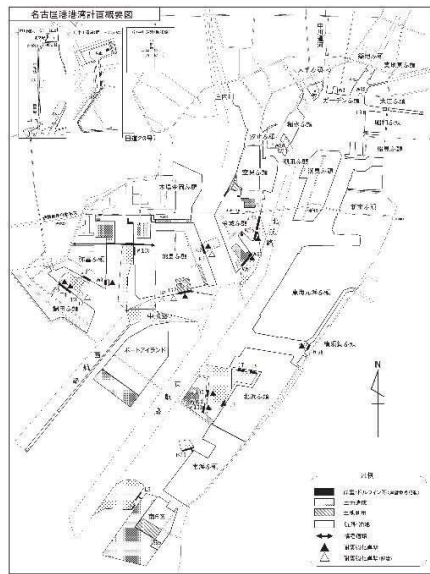
四日市港概要図 （資料：四日市港管理組合資料 2015）

総取扱貨物量が令和 5 年に 22 年連続日本一を記録し、輸出額と輸入額の差引額については 26 年連続日本一となっている。

コンテナ貨物のみならずバルク貨物、完成自動車をバランスよく取り扱う総合港湾として、中部圏のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」の実現に向けて、港の強靱化を図るとともに、取扱貨物量の増加や船舶の大型化に対応した港湾機能強化の取組を進めていく。また、地域の脱炭素化の実現に貢献するため、水素をはじめとする次世代エネルギーの利活用など、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けた取組を進めていく。

さらには、安全・安心な港を目指して、地震・台風等の大規模災害に対処するため、防災施設の耐震補強対策を進めるほか、関係機関と緊密な連携をとりつつ、ハード・ソフト両面での防災・減災対策の充実強化を推進していく。

（資料：名古屋港管理組合資料 2024、Port of Nagoya 2024-2025）



名古屋港港湾計画概要図
資料：名古屋港管理組合(2024)

四日市港（国際拠点港湾）

明治 32 年に開港した四日市港は、主に羊毛、綿花の輸入港として栄え、昭和 27 年には、外国貿易上、特に重要な港として特定重要港湾に指定され、平成 23 年には国際拠点港湾に名称が改められた。

四日市港は中部圏における代表的な国際貿易港として、また、我が国有数の石油化学コンビナート等を擁するエネルギー供給基地として重要な役割を担っています。さらに、昭和 44 年からコンテナ貨物の取り扱いを開始するなど国際海上輸送のコンテナ化にも迅速に対応し、コンテナ定期航路網は年々充実が図られている。

これからの四日市港は、多様化する物流需要に応えるため、また、物流合理化の進展に対応すべく、一層の港湾機能の拡充を進めるとともに、広く県民・市民に愛され親しまれる港づくりを進めていく。

（資料：四日市港管理組合資料 2024、Port of Yokkaichi 2024-2025）。



四日市港コンテナ定期航路図
資料：四日市港管理組合 Web ページより



四日市港概要図 (資料：四日市港管理組合資料 2024、Port of Yokkaichi 2024-2025)

衣浦港（重要港湾）

昭和 32 年に、臨海工業地帯造成の計画推進に伴う衣ヶ浦一帯の一元的港湾行政が必要となり、諸港を統合した重要港湾として衣浦港が誕生した。

平成 25 年における取扱貨物量は、外貿 1,321 万トン、内貿 575 万トンとなっている。知多および西三河地域のみならず、岐阜県など広域にわたって物流・生産活動を支えている工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所などが立地する地域のエネルギー供給拠点としての役割も担っている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、BCP の策定が進められている。（資料：衣浦港要覧 2014）

三河港（重要港湾）

三河港は昭和 37 年に豊橋港・蒲郡港等を包含して誕生し、昭和 39 年に東三河地域が工業整備特別地域の指定を受けると重要港湾に昇格した。しかし高度経済成長後には、自然環境や立地条件を背景に高次加工型流通港湾へと転換し、外貿ふ頭整備のほか、人々と海との交わりを図る三河臨海緑地を造成・整備している。この間、昭和 41 年の蒲郡地区（関税法の蒲郡港）、昭和 47 年の豊橋地区（同豊橋港）の開港に伴い国際港への仲間入りをした。

東三河地域は、日本を代表する自動車産業の集積地であり、三河港は国内外の自動車メーカーの輸出入拠点港として活躍しており、自動車貿易では、過去 20 年以上にわたり、輸出入ともに世界レベルでトップクラスの取り扱いを誇っている。さらに、平成 10 年 11 月には、三河港コンテナターミナルが供用開始し、コンテナ貨物の取扱量も順調に伸びてきている。（資料 三河港要覧 2014、Port of MIKAWA 2014～2015）

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、BCP の策定が進められている。

津松阪港（重要港湾）

津松阪港は、背後に県都・津市をはじめ県下有数の人口・産業の集積地域が広がっており、約 30km の海岸線を有する重要港湾である。昭和 42 年から 3 カ年をかけて埋め立て造成を行い、現在の J F E 津製作所が立地した後、昭和 46 年に旧津港と旧松阪港が一つとなり港湾区域を拡大し重要港湾に昇格した。現在では内貿貨物を中心に、中南勢地域の流通拠点として大きな役割を果たしている。

平成 17 年の中部国際空港の開港に合わせ、津エアポートラインの津ルートが就航、翌平成 18 年には松阪ルートが就航し、年間 30 万人を超える利用者数となっている。

防災面では、東日本大震災を契機に、伊倉津地区および大口地区において堤外地立地企業と関係行政機関で地震・津波避難対策協議会を設置し、避難誘導計画の策定を行っている。また、津松阪港の BCP の策定が進められている。

4. 道路交通

伊勢湾流域圏では、東名・名神高速道路、中央自動車道および新東名高速道路など、国土中枢軸上の基盤となる高規格幹線道路が整備されている。また、現在は広域道路ネットワークの形成に向けて、東海環状自動車道、三遠南信自動車道などの建設が進められており、将来的にはさらに道路交通の要衝となることが見込まれる。



愛知県高規格道路網マスタープラン図（愛知県 HP）

5. 海上交通

三河湾・伊勢湾を航行する船舶は、大部分が湾東部を航行しており、特に知多半島の師崎と渥美半島の伊良湖岬間を航行する船舶数が極めて多い。

衣浦港（重要港湾）

昭和 32 年に、臨海工業地帯造成の計画推進に伴う衣ヶ浦一帯の一元的港湾行政が必要となり、諸港を統合した重要港湾として衣浦港が誕生した。

令和 5 年における取扱貨物量は、外貿 1,323 万トン、内貿 431 万トンとなっている。知多および西三河地域のみならず、岐阜県など広域にわたって物流・生産活動を支えている工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所などが立地する地域のエネルギー供給拠点としての役割も担っている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、平成 27 年に BCP が策定された（令和 6 年改訂）。（資料：衣浦港要覧 2024、令和 5 年衣浦港・常滑港統計年報）

三河港（重要港湾）

三河港は昭和 37 年に豊橋港・蒲郡港等を包含して誕生し、昭和 39 年に東三河地域が工業整備特別地域の指定を受けると重要港湾に昇格した。しかし高度経済成長後には、自然環境や立地条件を背景に高次加工型流通港湾へと転換し、外貿ふ頭整備のほか、人々と海との交わりを図る三河臨海緑地を造成・整備している。この間、昭和 41 年の蒲郡地区（関税法の蒲郡港）、昭和 47 年の豊橋地区（同豊橋港）の開港に伴い国際港への仲間入りをした。

東三河地域は、日本を代表する自動車産業の集積地であり、三河港は国内外の自動車メーカーの輸出入拠点港として活躍しており、自動車貿易では、過去 30 年以上にわたり、輸出入ともに世界レベルでトップクラスの取り扱いを誇っている。さらに、平成 10 年 11 月には、三河港コンテナターミナルが供用開始し、コンテナ貨物の取扱量も順調に伸びてきている。（資料 三河港要覧 2024、Port of MIKAWA 2024）

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進や台風、高潮、津波などの対策と、災害時における継続的な経済活動を可能とするため、平成 27 年に BCP が策定された（令和 6 年改訂）。

津松阪港（重要港湾）

津松阪港は、津市と松阪市にまたがる伊勢湾沿い約 30 kmの海岸に面し、昭和 46 年に旧津港と旧松阪港が一つとなって誕生した重要港湾である。かつて旧津港は「安濃津」と称され、明（中国）の時代の「武備誌」では日本三津の一つとして繁栄したと記されている。旧松阪港はかつて大口港と呼ばれ、紀州藩米蔵の所在地として地域の拠点港の役割を果たした。昭和 42 年から実施された埋め立てにより日本鋼管津造船所（現 JFE 津製作所、現 JMU 津事業所）及び関連企業が立地するなど工業港としてさらなる発展をした。その後も海洋性レクリエーションの拠点として津ヨットハーバーが整備され、平成 17 年には中部国際空港セントレアとを結ぶアクセス船の運行が開始されるなど時代と共に発展を続けている。また、南海トラフ地震やこれに伴う津波等を想定し、緊急物資等の輸送や防災活動の実施、港湾機能の早期回復を図ること等を目的に平成 27 年に BCP が策定された（令和 5 年改訂）。

4. 道路交通

伊勢湾流域圏では、東名・名神高速道路、中央自動車道および新東名高速道路など、国土中枢軸上の基盤となる高規格幹線道路が整備されている。また、現在は広域道路ネットワークの形成に向けて、東海環状自動車道、三遠南信自動車道などの建設が進められており、将来的にはさらに道路交通の要衝となることが見込まれる。



愛知県広域道路ネットワーク計画図（愛知県 Web ページ）

5. 海上交通

三河湾・伊勢湾を航行する船舶は、大部分が湾東部を航行しており、特に知多半島の師崎と渥美半島の伊良湖岬間を航行する船舶数が極めて多い。

2-3-2 多様化する利用活動

沿岸域は、マリンスポーツや潮干狩り等さまざまなレクリエーション活動が行われていて沿岸住民と海とのふれあいの場となっている。さらには、人々の社会的意識の変化から、開放感・癒し等、安らぎや健康づくりの場としての利用空間となってきた。また、三河湾・伊勢湾は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には祭事・信仰が今も残されている。

一方で、海岸利用の多様化により、利用者（レジャー、漁業等）間での事故、トラブルの発生が懸念されるため、秩序ある海岸利用が望まれている。

1. レクリエーション活動

三河湾・伊勢湾沿岸では海洋性レクリエーションが活発である。大半の市町村において潮干狩りが活発に行われ、地域における観光資源となっている。また、知多半島や西尾市周辺では、レクリエーション関連施設や温泉街と複合的に集客効果をもたらしている。また、沿岸の各地では、様々な祭りやイベントが盛んに行われている。



内海海水浴場（愛知県南知多町）



伊良湖トライアスロン（愛知県田原市）



竹島潮干狩り（愛知県蒲郡市）
資料：蒲郡市観光協会



サーフィン（三重県鈴鹿市）

三重県においても、海域ではウィンドサーフィン・ジェットスキー・ヨット・プレジャーボートなどのマリンスポーツが、前浜では海水浴・潮干狩り・釣り・散策・ビーチバレーなどが行われている。また、マリーナやキャンプ場などが整備されてきている。



香良洲の海岸（三重県津市）



堤防背後のキャンプ場（三重県明和町）

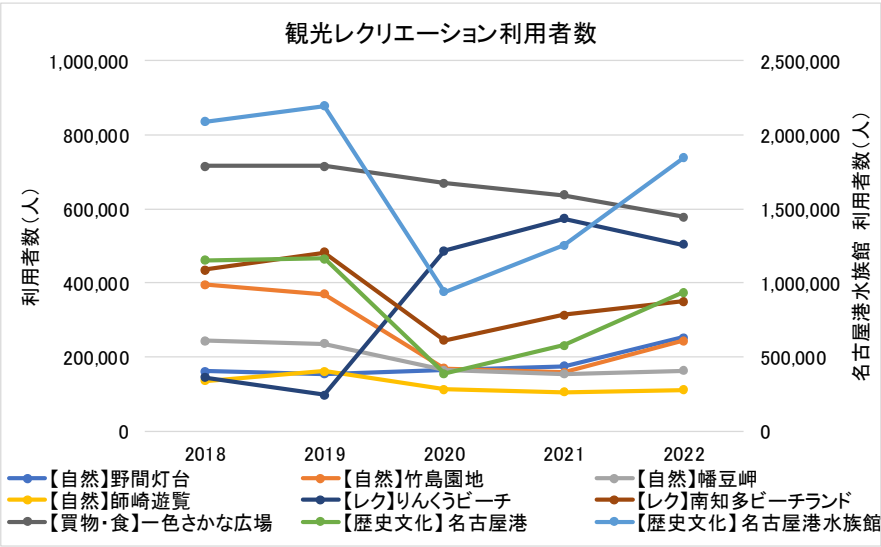
2-3-2 多様化する利用活動

沿岸域は、マリンスポーツや潮干狩り等さまざまなレクリエーション活動が行われていて沿岸住民と海とのふれあいの場となっている。さらには、人々の社会的意識の変化から、開放感・癒し等、安らぎや健康づくりの場としての利用空間となってきた。また、三河湾・伊勢湾は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には祭事・信仰が今も残されている。

一方で、海岸利用の多様化により、利用者（レジャー、漁業等）間での事故、トラブルの発生が懸念されるため、秩序ある海岸利用が望まれている。

1. レクリエーション活動

三河湾・伊勢湾沿岸では海洋性レクリエーションが活発である。大半の市町村において潮干狩りが活発に行われ、地域における観光資源となっている。また、知多半島や西尾市周辺では、レクリエーション関連施設や温泉街と複合的に集客効果をもたらしている。また、沿岸の各地では、様々な祭りやイベントが盛んに行われている。近年はトライアスロンなどのスポーツ活動に利用されている。令和2年～令和3年は新型コロナウイルスの影響で観光レクリエーション利用者数が減少したものの、近年回復傾向にある。



コロナ前後の海岸施設利用所数の推移



内海海水浴場（愛知県南知多町）



セーリングワールドカップ（愛知県蒲郡市）



竹島潮干狩り（愛知県蒲郡市）
資料：蒲郡市観光協会



サーフィン（三重県鈴鹿市）

三重県においても、海域ではウィンドサーフィン・ジェットスキー・ヨット・プレジャーボートなどのマリンスポーツが、前浜では海水浴・潮干狩り・釣り・散策・ビーチバレーなどが行われている。また、マリーナやキャンプ場などが整備されてきている。



香良洲の海岸（三重県津市）



堤防背後のキャンプ場（三重県明和町）

2. 海の環境教育、健康づくり

三河湾・伊勢湾沿岸は、多様な自然環境が広がっていることから、各地で海の環境教育が行われている。また、人々の健康志向から沿岸は安らぎや健康づくりの場としても活用されている。



干潟の生きもの観察会（東幡豆）
資料：三河湾環境再生体験会

2. 海の環境教育、健康づくり

三河湾・伊勢湾沿岸は、多様な自然環境が広がっていることから、各地で海の環境教育が行われている。また、人々の健康志向から沿岸は安らぎや健康づくりの場としても活用されている。



日間賀島ふれあいビーチ体験（愛知県南知多町）
資料：日間賀島旅館組合HP

3. 信仰・祭事

沿岸域の人々にとって伊勢湾は、神聖な場所としてとらえられてきた。沿岸域には今も信仰や神事が残っており、各地に神社・寺・山などが存在している。

三谷まつり

蒲郡市の指定無形民俗文化財になっている伝統の祭り。元禄時代から続けられているこのお祭りは、裸になった氏子たちが豪華絢爛な山車を引き回し、八剣神社と若宮神社の間を練り歩く。2日間にわたり奉納芸能が披露される他、日曜日には見どころである「海中渡御」が行われ、4台の山車が海中に曳き入れられ、数百人の人々のかけ声と水しぶきと共に、三谷の海岸が熱気とエネルギーで溢れる。海の中を山車が渡っていく光景は迫力いっぱいである。（愛知県蒲郡市）

写真：蒲郡市HP



鯛まつり

明治18年ころ祭礼に興を添えようと「ハツカネズミ」の張りぼてをつくったのが最初といわれている。その後魚類になり、大正初期に「大鯛」に、昭和初期には胴内ではやしながら海に泳がせるようになった。長さ10～18mの竹と木の骨格に白木綿を巻いて作った大小の鯛5匹が若者達にかつがれ、街中や海を練り回る奇祭である。その様子は海の祭りにふさわしく勇壮なものとなっている。（愛知県南知多町）

資料：愛知県観光協会HP



潮干祭り

愛知県の指定無形文化財になっている潮干祭り（山車が愛知県の指定有形文化財となっている）は、神武天皇が東征の途中、伊勢から船で亀崎の天神崎に上陸した場所とされる神前神社の祭礼である。その起源は宝暦年間までさかのぼるとされるが、さらに古いという説もある。（愛知県半田市）

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
（海の博物館 石原義剛）



3. 信仰・祭事

沿岸域の人々にとって伊勢湾は、神聖な場所としてとらえられてきた。沿岸域には今も信仰や神事が残っており、各地に神社・寺・山などが存在している。

三谷まつり

蒲郡市の指定無形民俗文化財になっている伝統の祭り。元禄時代から続けられているこのお祭りは、裸になった氏子たちが豪華絢爛な山車を引き回し、八剣神社と若宮神社の間を練り歩く。2日間にわたり奉納芸能が披露される他、日曜日には見どころである「海中渡御」が行われ、4台の山車が海中に曳き入れられ、数百人の人々のかけ声と水しぶきと共に、三谷の海岸が熱気とエネルギーで溢れる。海の中を山車が渡っていく光景は迫力いっぱいである。（愛知県蒲郡市）

写真：蒲郡市 [Web ページ](#)



鯛まつり

明治18年ころ祭礼に興を添えようと「ハツカネズミ」の張りぼてをつくったのが最初といわれている。その後魚類になり、大正初期に「大鯛」に、昭和初期には胴内ではやしながら海に泳がせるようになった。長さ10～18mの竹と木の骨格に白木綿を巻いて作った大小の鯛5匹が若者達にかつがれ、街中や海を練り回る奇祭である。その様子は海の祭りにふさわしく勇壮なものとなっている。（愛知県南知多町）

資料：愛知県観光協会 [Web ページ](#)



潮干祭り

愛知県の指定無形文化財になっている潮干祭り（山車が愛知県の指定有形文化財となっている）は、神武天皇が東征の途中、伊勢から船で亀崎の天神崎に上陸した場所とされる神前神社の祭礼である。その起源は宝暦年間までさかのぼるとされるが、さらに古いという説もある。（愛知県半田市）

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
（海の博物館 石原義剛）



夫婦岩の大注連縄張替神事

興玉神社の拝殿の先に夫婦岩があり、さらにその先の海中に神体の霊石があると信じられていて、夫婦岩の注連縄は神域を示す。波浪で傷む注連縄を張り替える神事が年3回、人々の奉仕で行われ、その間、子供や若者たちの木遣りが歌いつづけられる。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
（海の博物館 石原義剛）



夫婦岩の大注連縄張替神事

興玉神社の拝殿の先に夫婦岩があり、さらにその先の海中に神体の霊石があると信じられていて、夫婦岩の注連縄は神域を示す。波浪で傷む注連縄を張り替える神事が年3回、人々の奉仕で行われ、その間、子供や若者たちの木遣りが歌いつづけられる。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



クジラ祭り

8月1日から4日にかけての大四日市祭りには、ろくろっ首の大入道と共に、クジラ船の山車が出て人気を呼ぶ。四日市周辺には、クジラ船の山車を練り回りながら、クジラ突き漁の所作を繰り返す、威勢のいい「鯨祭り」が点在している。鯨船行事は、北勢地方に分布する全国的にも珍しい陸上の模擬捕鯨行事の典型的なもので、国の指定重要無形民族文化財に指定されています。



やぶねり

白塚では八雲神社の夏祭りを「やぶねり」と呼んでいる。長さ約50m、太さ約50cm、重さ100kgほどのオロチ(大蛇)に擬したワラ作りのヤブを、若者たちが担いで狭い町中を激しく練りまわる。最後にヤブは海岸から海へ放たれる。この祭り、村人の災厄除けと共に大漁を祈願するものである。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



4. 名所・旧跡

信仰や祭事の他にも、各地に存在する名所・旧跡からも沿岸域において形づくられてきた歴史をよみとることができる。

羽豆神社

知多半島の先端部である師崎地区は昔から尾張国の支配者との関係が深く、祭神は建稲種命(たけいなだのみこと)で尾張氏の祖先とされている人物であることからわかる。「延喜式」(えんぎしき)にも知多三座のひとつとして名を連ね、社殿こそ小さいものの祭典には奉納があるなど、重要な官社としての待遇を受けていた。



つぶて浦

知多半島の内海の渚に唐突に立っている「鳥居」がある。ここは、昔、神様たちが伊勢からの石の遠投を競ったとき、その石が落ちた場所だと伝えられる。また、その場所の地質は伊勢と同じとも言われ、以来、ここに鳥居を建てて伊勢神宮の鳥居と対にしている。

クジラ祭り

8月1日から4日にかけての大四日市祭りには、ろくろっ首の大入道と共に、クジラ船の山車が出て人気を呼ぶ。四日市周辺には、クジラ船の山車を練り回りながら、クジラ突き漁の所作を繰り返す、威勢のいい「鯨祭り」が点在している。鯨船行事は、北勢地方に分布する全国的にも珍しい陸上の模擬捕鯨行事の典型的なもので、国の指定重要無形民族文化財に指定されています



やぶねり

白塚では八雲神社の夏祭りを「やぶねり」と呼んでいる。長さ約50m、太さ約50cm、重さ100kgほどのオロチ(大蛇)に擬したワラ作りのヤブを、若者たちが担いで狭い町中を激しく練りまわる。最後にヤブは海岸から海へ放たれる。この祭り、村人の災厄除けと共に大漁を祈願するものである。

資料：伊勢湾 海の祭りと港の歴史を歩く
(海の博物館 石原義剛)



4. 名所・旧跡

信仰や祭事の他にも、各地に存在する名所・旧跡からも沿岸域において形づくられてきた歴史をよみとることができる。

羽豆神社

知多半島の先端部である師崎地区は昔から尾張国の支配者との関係が深く、祭神は建稲種命(たけいなだのみこと)で尾張氏の祖先とされている人物であることからわかる。「延喜式」(えんぎしき)にも知多三座のひとつとして名を連ね、社殿こそ小さいものの祭典には奉納があるなど、重要な官社としての待遇を受けていた。



つぶて浦

知多半島の内海の渚に唐突に立っている「鳥居」がある。ここは、昔、神様たちが伊勢からの石の遠投を競ったとき、その石が落ちた場所だと伝えられる。また、その場所の地質は伊勢と同じとも言われ、以来、ここに鳥居を建てて伊勢神宮の鳥居と対にしている。

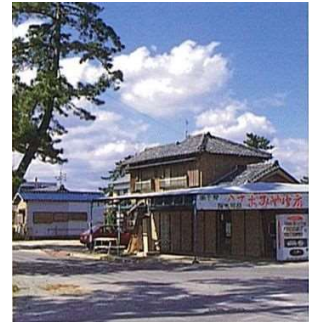
伊勢湾台風殉難之碑

鍋田干拓地の入り口に建つ碑の大きさが、伊勢湾台風の被害の大きさを伝えている。碑文は、渦巻く濁流の中へ、瞬時にして飲み込まれていく、親や子の悲痛な叫びを切々と記している。ここでも 321 名の尊い人命が奪われた。昭和 38 年、建立。



勸海流発祥地

津ヨットハーバーに隣接して建つ宮発太郎は、勸海流の始祖である。津の藤堂藩が武術の一つとして嘉永 5 (1851) 年採用した古式泳法である。現在も受け継がれ、泳ぎながら矢を射たり、書を揮毫したり、寒中にその技を披露している。

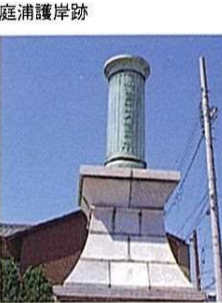


矢野村漁業組合漁場基点標

津市御殿場海岸の茶店の軒下に表題のような石柱が今もある。横に腐りかかって残るのは老木「境松」の根の部分のみ。この標柱は現在の香良洲町の旧名「矢野村」と津の漁業組合との漁場境界を示す大切なものである。漁業が隆盛であり、村民の総てが漁業に頼って暮らしていた時代に、この標柱は村民の命に代えて守らねばならぬ大事な漁場の基点位置であり、漁場境界に関する血を見る争いがたびたびくり返された。

潮吹き防波堤（国指定重要文化財）

稲葉町という町名が四日市港の近くにある。その一角に稲葉三右衛門の執念の延長線ともいえる「庭浦堤防護岸」の跡がほぼ 200m の長さで残っている。それは通称「潮吹き堤防」と呼ばれ、明治 26 年からの改修を手掛けたオランダ人デ・レーケの設計による。築造当初、大小 2 つの堤防が二重になっており、小堤防で弱めた波を更に大堤防で受け止め、その一部を水抜き穴から、内側へ抜くユニークな構造を持っていた。



伊勢湾台風殉難之碑

鍋田干拓地の入り口に建つ碑の大きさが、伊勢湾台風の被害の大きさを伝えている。碑文は、渦巻く濁流の中へ、瞬時にして飲み込まれていく、親や子の悲痛な叫びを切々と記している。ここでも 321 名の尊い人命が奪われた。昭和 38 年、建立。



勸海流発祥地

津ヨットハーバーに隣接して建つ宮発太郎は、勸海流の始祖である。津の藤堂藩が武術の一つとして嘉永 5 (1851) 年採用した古式泳法である。現在も受け継がれ、泳ぎながら矢を射たり、書を揮毫したり、寒中にその技を披露している。



矢野村漁業組合漁場基点標

津市御殿場海岸の茶店の軒下に表題のような石柱が今もある。横に腐りかかって残るのは老木「境松」の根の部分のみ。この標柱は現在の香良洲町の旧名「矢野村」と津の漁業組合との漁場境界を示す大切なものである。漁業が隆盛であり、村民の総てが漁業に頼って暮らしていた時代に、この標柱は村民の命に代えて守らねばならぬ大事な漁場の基点位置であり、漁場境界に関する血を見る争いがたびたびくり返された。

潮吹き防波堤（国指定重要文化財）

稲葉町という町名が四日市港の近くにある。その一角に稲葉三右衛門の執念の延長線といえる「庭浦堤防護岸」の跡がほぼ 200m の長さで残っている。それは「潮吹き堤防」と呼ばれ、明治 26 年からの改修を手掛けたオランダ人デ・レーケの設計による。築造当初、大小 2 つの堤防が二重になっており、小堤防で弱めた波を更に大堤防で受け止め、その一部を水抜き穴から、内側へ抜くユニークな構造を持っていた。



4. 海浜利用の重層化



夏季などのピーク時には、特定の条件を備えた所に利用者が集中するため、海浜利用は重層化し、様々なトラブル発生の原因となっている。また、海岸利用者（レジャー利用）と漁業者との間のトラブルも発生しており、利用者間の調整や海岸利用のマナーの啓発活動を行っていく必要がある。

水上オートバイ事故（平成 14 年 8 月）
資料：第四管区海上保安本部



海面利用の錯綜（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



海域の利用区分を示す掲示板（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

5. 利用者のマナー向上

ゴミの散乱防止については、「廃棄物処理法」や「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例(愛知県)」 「清潔で美しい三重をつくる条例(三重県)」による規制があるが、沿岸には海岸の利用者等による多くのゴミが散乱しており、これらのゴミによる生態系や海岸景観への悪影響が考えられる。海岸愛護に関する啓発活動を行っていく必要がある。



散乱する漂流物や花火ゴミ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（三重県鈴鹿市）
資料：三重県資料



ゴミ投棄抑制の看板（愛知県西尾市）

4. 海浜利用の重層化



夏季などのピーク時には、特定の条件を備えた所に利用者が集中するため、海浜利用は重層化し、様々なトラブル発生の原因となっている。また、海岸利用者（レジャー利用）と漁業者との間のトラブルも発生しており、利用者間の調整や海岸利用のマナーの啓発活動を行っていく必要がある。

水上オートバイ事故（平成 14 年 8 月）
資料：第四管区海上保安本部



海面利用の錯綜（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



海域の利用区分を示す掲示板（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

5. 利用者のマナー向上

ゴミの散乱防止については、「廃棄物処理法」や「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例(愛知県)」 「清潔で美しい三重をつくる条例(三重県)」による規制があるが、沿岸には海岸の利用者等による多くのゴミが散乱しており、これらのゴミによる生態系や海岸景観への悪影響が考えられる。海岸愛護に関する啓発活動を行っていく必要がある。



散乱する漂流物や花火ゴミ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



ゴミ投棄抑制の看板（三重県鈴鹿市）
資料：三重県資料



ゴミ投棄抑制の看板（愛知県西尾市）

6. 砂浜への車両の乗り入れ

沿岸域では、近年、砂浜への車両による乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されている。また、砂浜に生息・生育する生物への影響など、自然環境の破壊が懸念されている。



砂浜への車両乗り入れ（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



砂浜への車両乗り入れ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

6. 砂浜への車両の乗り入れ

沿岸域では、近年、砂浜への車両による乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されている。また、砂浜に生息・生育する生物への影響など、自然環境の破壊が懸念されている。



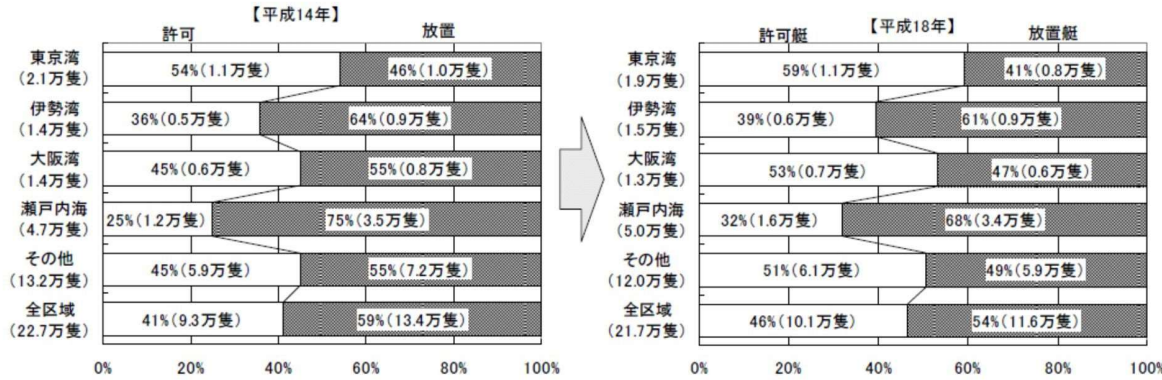
砂浜への車両乗り入れ（三重県津市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）



砂浜への車両乗り入れ（三重県鈴鹿市）
資料：伊勢湾沿岸整備マスタープラン（三重県）

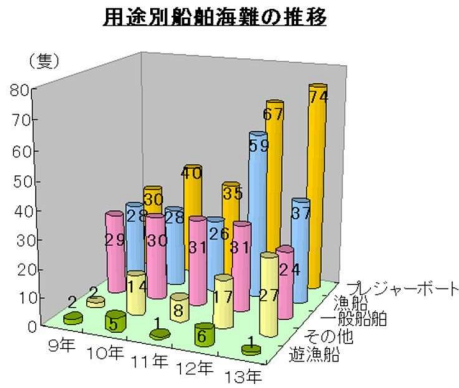
7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの約60%が放置艇である（平成18年）。また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。
さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。



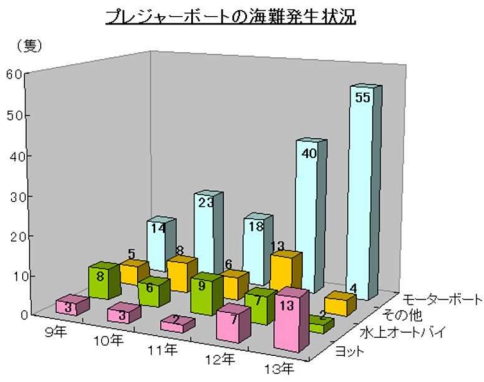
(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。
東京湾 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾 : 愛知県、三重県
大阪湾 : 大阪府、兵庫県
瀬戸内海 : 岡山県、広島県、香川県、愛媛県

資料：水産庁「平成18年度 プレジャーボート全国実態調査結果」



プレジャーボートの海難発生状況の推移（第四管区海上保安本部管内）

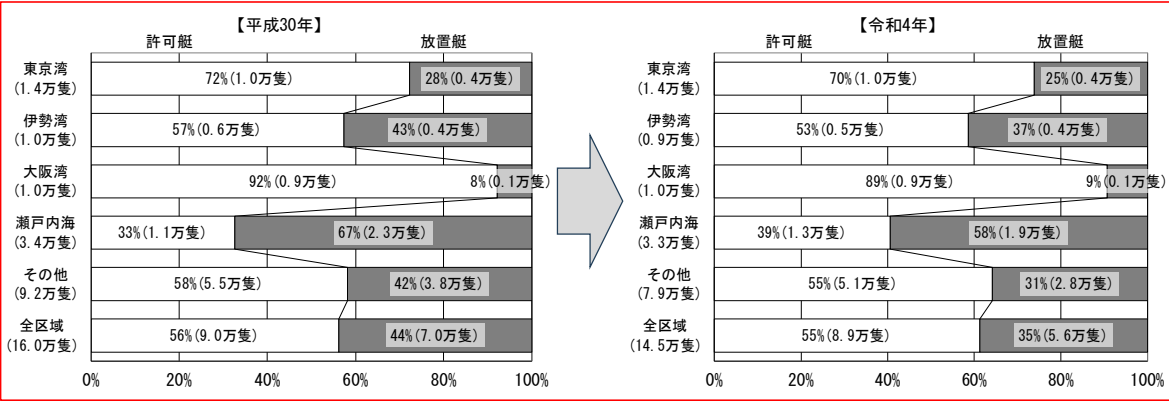
資料：第四管区海上保安本部



名古屋港の放置艇の状況
資料：名古屋港管理組合

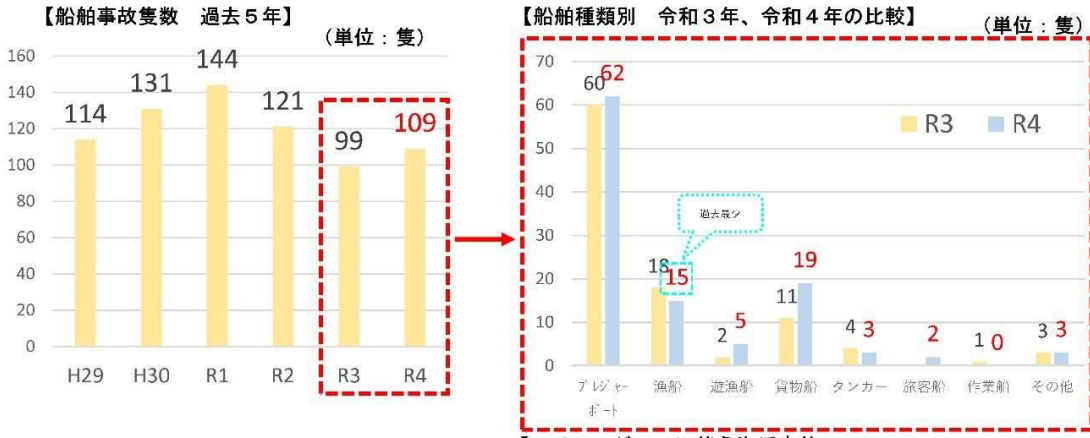
7. プレジャーボート

マリーナ施設の整備は逐次進められているものの、伊勢湾ではプレジャーボートの約40%が放置艇である（令和4年）。また、プレジャーボートの不法係留や廃船投棄などの新たな問題も生じている。
さらに、近年モーターボートなどのプレジャーボートによる海難事故が増加している。



(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。
東京湾 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾 : 愛知県、三重県
大阪湾 : 大阪府、兵庫県
瀬戸内海 : 岡山県、広島県、香川県、愛媛県

資料：水産庁「令和4年度 プレジャーボート全国実態調査結果」



プレジャーボートの海難発生状況の推移平成29年～令和4年（第四管区海上保安本部管内）

資料：第四管区海上保安本部



プレジャーボートの係留（愛知県碧南市）
資料：愛知県



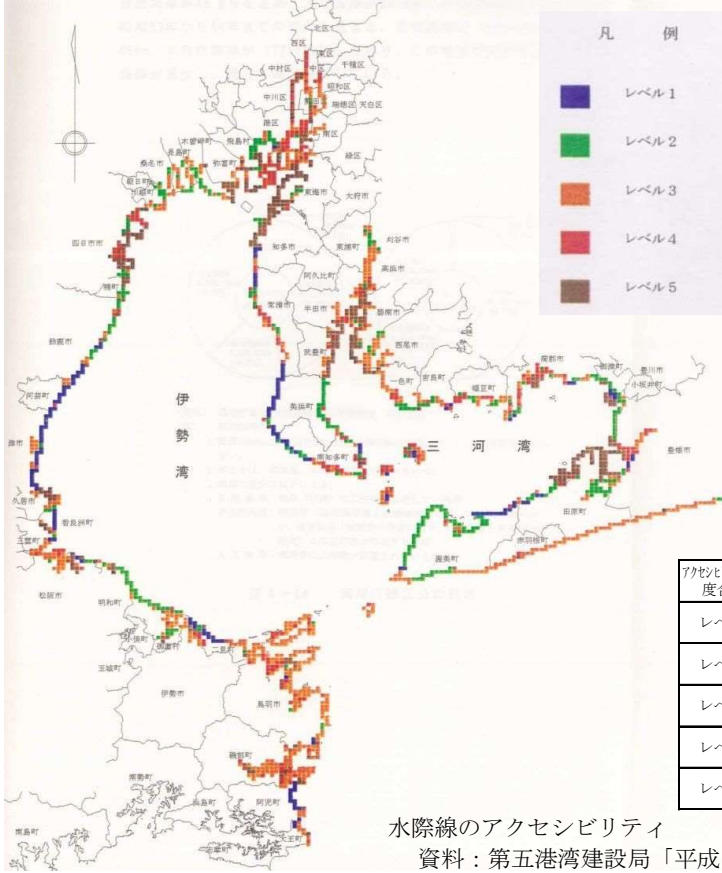
大田川の放置艇の状況
資料：愛知県

2-3-3 利便性の不足

三河湾・伊勢湾沿岸の海岸は、高潮等に備えてほぼ全域にわたり海岸堤防が整備されていて、沿岸住民による水際線へのアクセスを困難なものにしている。
また、マリンスポーツ等のレクリエーションが盛んな地域に対して、トイレ・駐車場等の利便施設の充実が要求されている。

1. アクセシビリティの改善

平成6年度に実施された「沿岸域環境整備実施調査」では、水際線へのアクセシビリティ(近づきやすさ)を評価している。その結果では、レベル1(最も容易)は、鈴鹿市南部から香良洲町にかけての海岸部、伊勢湾(狭義)に面する知多半島中央部に比較的連続してみられる。



海岸堤防によるアクセスの遮断
(三重県鈴鹿市)



海岸へのアクセスの改善
(三重県鈴鹿市)

アクセシビリティの 度合い	評価	直前面と直背後の組合せの形態
レベル1	最も容易	汀線が砂浜、干潟、岩浜で背後が海水浴場、緑地・公園になっているもの
レベル2	容易	汀線が砂浜等で、背後が公共道路、あるいは護岸で背後が緑地・公園のもの
レベル3	普通	汀線が砂浜等で、背後が農地・山林、住宅・商業・業務地、または公共道路護岸
レベル4	困難	護岸背後が農地・山林や住宅・商業・業務地、あるいは公共ふ頭の護岸・岸壁
レベル5	最も困難	護岸背後が専用(道路・ふ頭用地)、工場・倉庫、その他のもの

水際線のアクセシビリティ

資料：第五港湾建設局「平成6年度沿岸環境整備実態調査報告書(その1)
(水際線の現状及び利用実態調査)」(平成7年3月)

2. 利便施設

海岸利用の多様化や利用者の量的増大は、陸域における様々なサービス施設を要求している。本沿岸においても、各地に分布する観光・レクリエーション資源を中心として、トイレ・駐車場等の利便施設が整備されてきている。



海水浴場におけるトイレ、更衣室
(愛知県南知多町)



海岸堤防沿いのトイレ
(三重県伊勢市)

2-3-3 利便性の不足

三河湾・伊勢湾沿岸の海岸は、高潮等に備えてほぼ全域にわたり海岸堤防が整備されていて、沿岸住民による水際線へのアクセスを困難なものにしている。
また、マリンスポーツ等のレクリエーションが盛んな地域に対して、トイレ・駐車場等の利便施設の充実が要求されている。

1. アクセシビリティの改善

平成6年度に実施された「沿岸域環境整備実施調査」では、水際線へのアクセシビリティ(近づきやすさ)を評価している。その結果では、レベル1(最も容易)は、鈴鹿市南部から香良洲町にかけての海岸部、伊勢湾(狭義)に面する知多半島中央部に比較的連続してみられる。

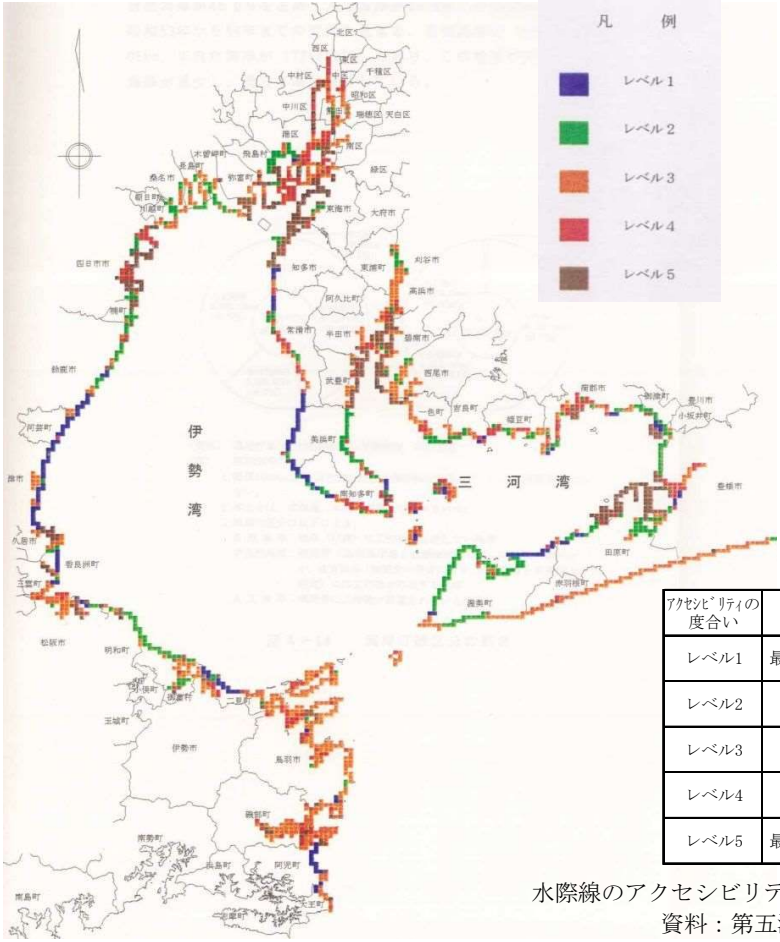
常滑海岸、師崎海岸、名古屋港海岸等では、運河や港湾施設背後の緑地整備や、親水性の向上を目的とした護岸沿いのプロムナード、海岸へのアクセスに配慮した緩傾斜護岸などを整備し、人々が水辺で憩える空間づくりを実施している。



海岸堤防によるアクセスの遮断
(三重県鈴鹿市)



海岸へのアクセスの改善
(三重県鈴鹿市)



アクセシビリティの 度合い	評価	直前面と直背後の組合せの形態
レベル1	最も容易	汀線が砂浜、干潟、岩浜で背後が海水浴場、緑地・公園になっているもの
レベル2	容易	汀線が砂浜等で、背後が公共道路、あるいは護岸で背後が緑地・公園のもの
レベル3	普通	汀線が砂浜等で、背後が農地・山林、住宅・商業・業務地、または公共道路護岸
レベル4	困難	護岸背後が農地・山林や住宅・商業・業務地、あるいは公共ふ頭の護岸・岸壁
レベル5	最も困難	護岸背後が専用(道路・ふ頭用地)、工場・倉庫、その他のもの

水際線のアクセシビリティ

資料：第五港湾建設局「平成6年度沿岸環境整備実態調査報告書(その1)
(水際線の現状及び利用実態調査)」(平成7年3月)

2. 利便施設

海岸利用の多様化や利用者の量的増大は、陸域における様々なサービス施設を要求している。本沿岸においても、各地に分布する観光・レクリエーション資源を中心として、トイレ・駐車場等の利便施設が整備されてきている。海水浴等の利用を促進するため、人工海浜の整備を実施している。(りんくうビーチ(常滑市)、白谷海水浴場(田原市)等)
また、篠島ではユニバーサルデザイン化が進んでいる。



海水浴場におけるトイレ、更衣室
(愛知県南知多町)



海岸堤防沿いのトイレ
(三重県伊勢市)

2-4 沿岸域に対する住民の意識

本沿岸域の現状とこれからの沿岸域の姿に対する住民の意見を調査した結果を「防護」「環境」「利用」の各項目別に整理して次にまとめる。

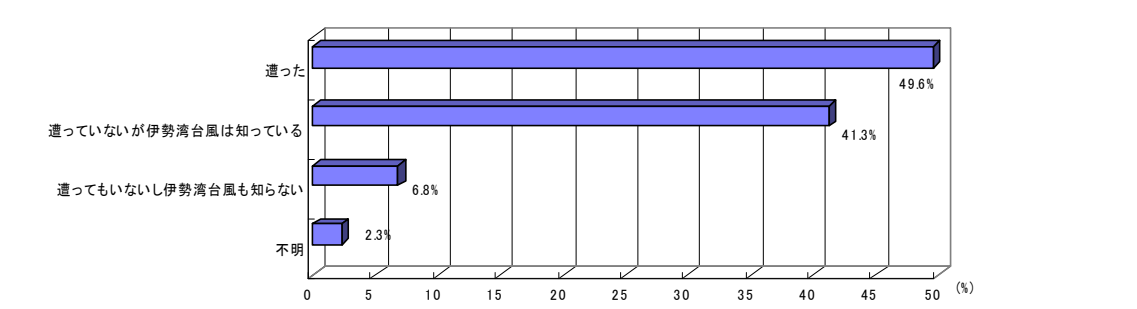
実施アンケート
愛知県：「あなたのまちの海岸に関するアンケート」（2001 年 8 月）
（配布数：6,165、回収数：3,870、回収率：62.8%）
三重県：①「伊勢湾沿岸整備マスタープラン住民アンケート」（1997 年 8 月）
（配布数：2,250、回収数：1,036、回収率：46.2%）
②「伊勢湾沿岸整備マスタープラン海岸利用者アンケート」（1997 年 8 月）
（海水浴場等での現地聞き取り調査 回収数：382）

2-4-1 防護面に関する項目

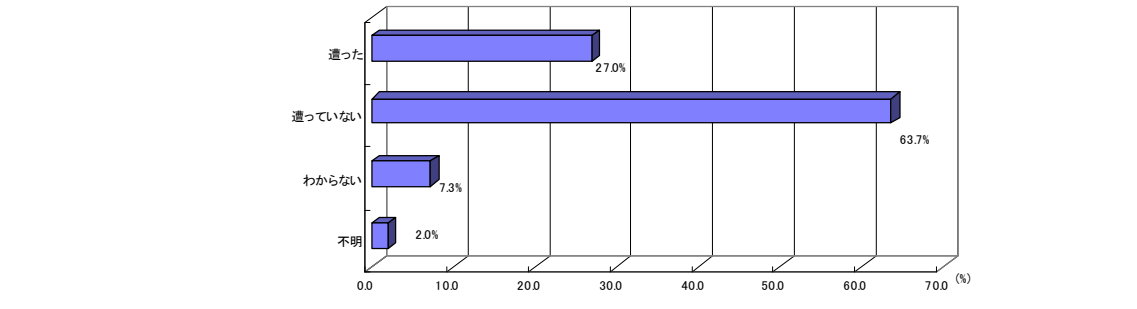
■住民と防災意識

沿岸域に住む人にとって、海岸災害といえば伊勢湾台風がそれに当たる。
それを経験した人々にとって堤防は災害から身を守るために必要なものであるという意識が強く、災害に対する不安が大きいが、経験のない人々にとっては、沿岸域の生態系や景観への影響を心配するという声も多い。

Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風のときに高潮被害に遭いましたか？（愛知県）
～過去の高潮被害の経験の有無



Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風以後の台風などの影響で、越波・高潮災害に遭われましたか？（愛知県）
～過去の被災経験の有無



2-4 沿岸域に対する住民の意識

本沿岸域の現状とこれからの沿岸域の姿に対する住民の意見を調査した結果を「防護」「環境」「利用」の各項目別に整理して次にまとめる。

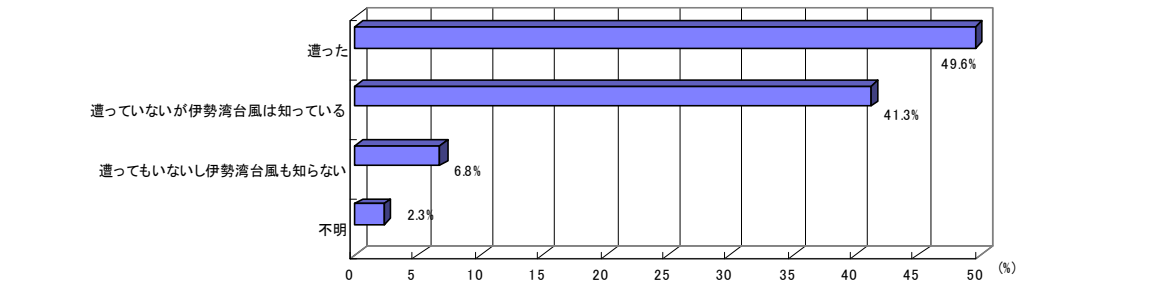
実施アンケート
愛知県：「あなたのまちの海岸に関するアンケート」（2001 年 8 月）
（配布数：6,165、回収数：3,870、回収率：62.8%）
三重県：①「伊勢湾沿岸整備マスタープラン住民アンケート」（1997 年 8 月）
（配布数：2,250、回収数：1,036、回収率：46.2%）
②「伊勢湾沿岸整備マスタープラン海岸利用者アンケート」（1997 年 8 月）
（海水浴場等での現地聞き取り調査 回収数：382）

2-4-1 防護面に関する項目

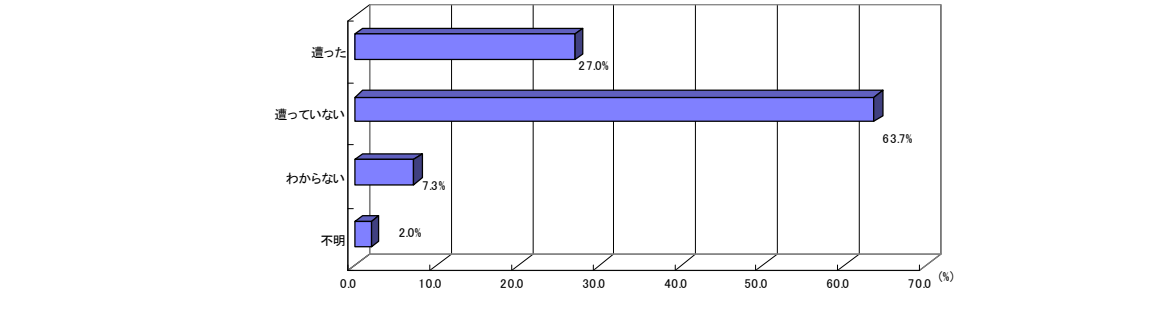
■住民と防災意識

沿岸域に住む人にとって、海岸災害といえば伊勢湾台風がそれに当たる。
それを経験した人々にとって堤防は災害から身を守るために必要なものであるという意識が強く、災害に対する不安が大きいが、経験のない人々にとっては、沿岸域の生態系や景観への影響を心配するという声も多い。

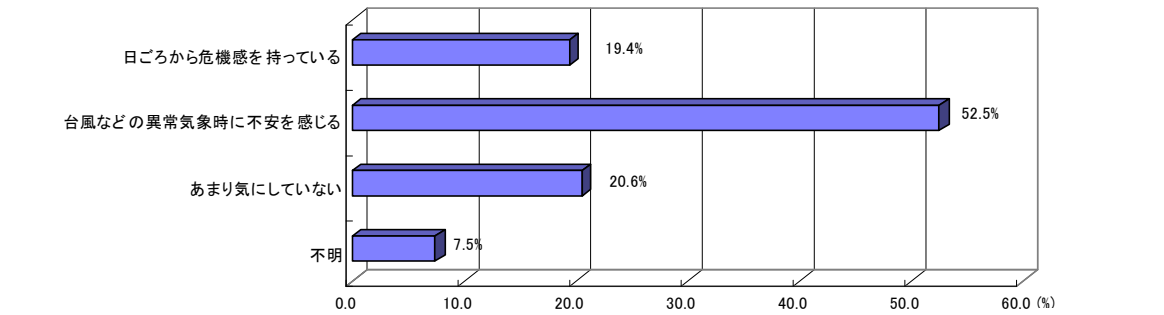
Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風のときに高潮被害に遭いましたか？（愛知県）
～過去の高潮被害の経験の有無



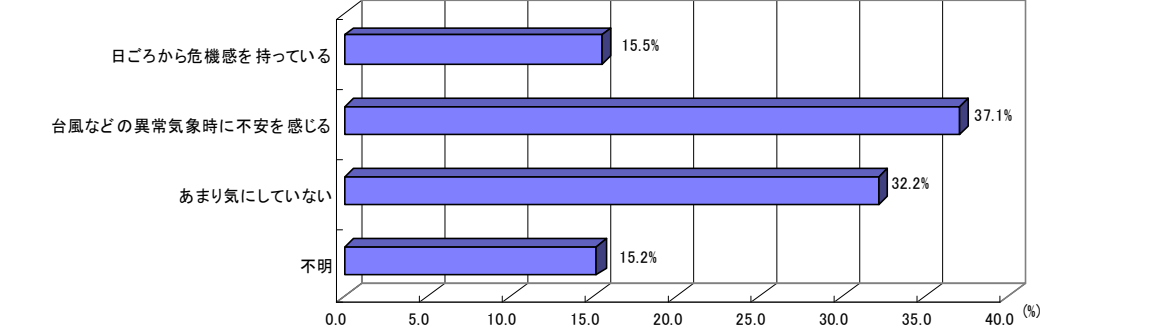
Q. 現在お住まいの地域で、伊勢湾台風以後の台風などの影響で、越波・高潮災害に遭われましたか？（愛知県）
～過去の被災経験の有無



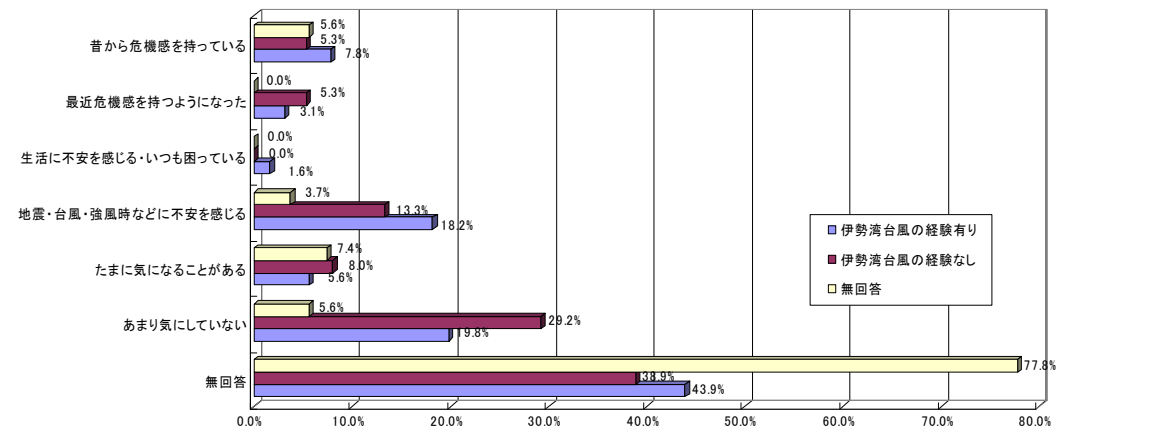
Q. 日頃、高潮災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）
 ～高潮災害への認識



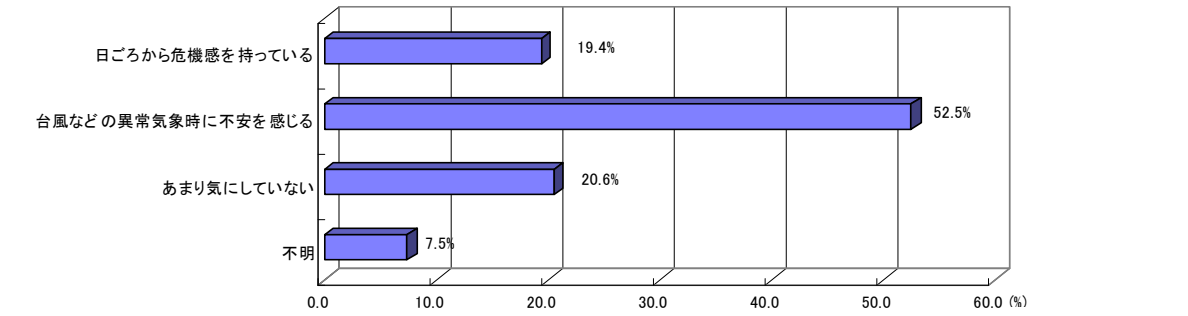
Q. 日頃、津波災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）
 ～津波災害への認識



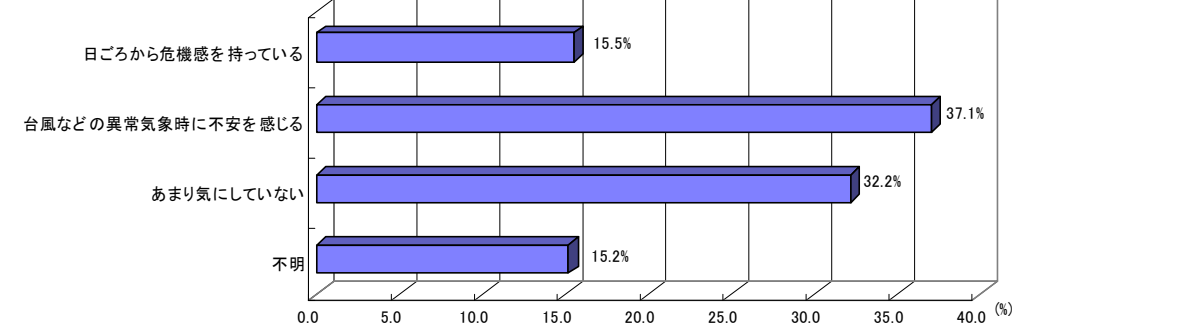
Q. 日頃、越波災害についてどのようにお考えですか？（三重県）
 ～越波災害への認識



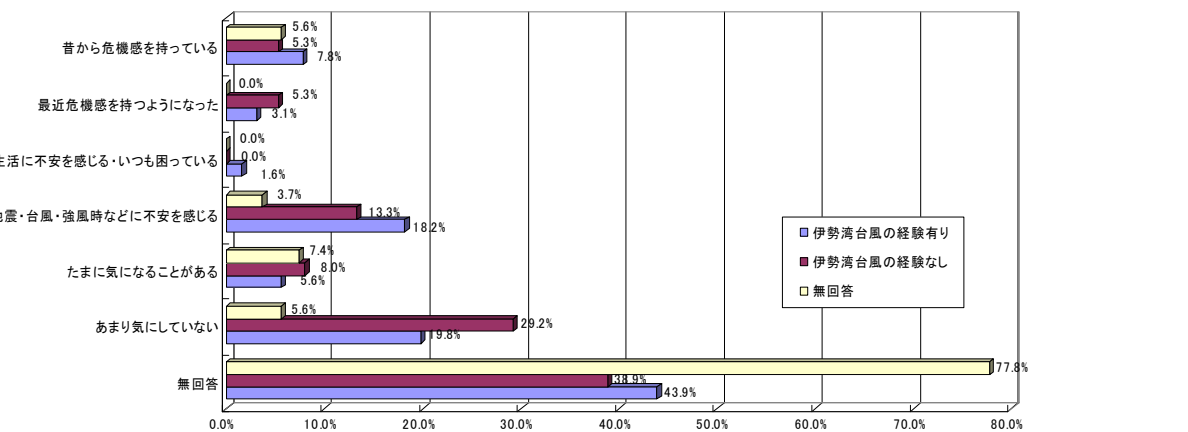
Q. 日頃、高潮災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）
 ～高潮災害への認識



Q. 日頃、津波災害についてどのようにお考えですか？（愛知県）
 ～津波災害への認識



Q. 日頃、越波災害についてどのようにお考えですか？（三重県）
 ～越波災害への認識

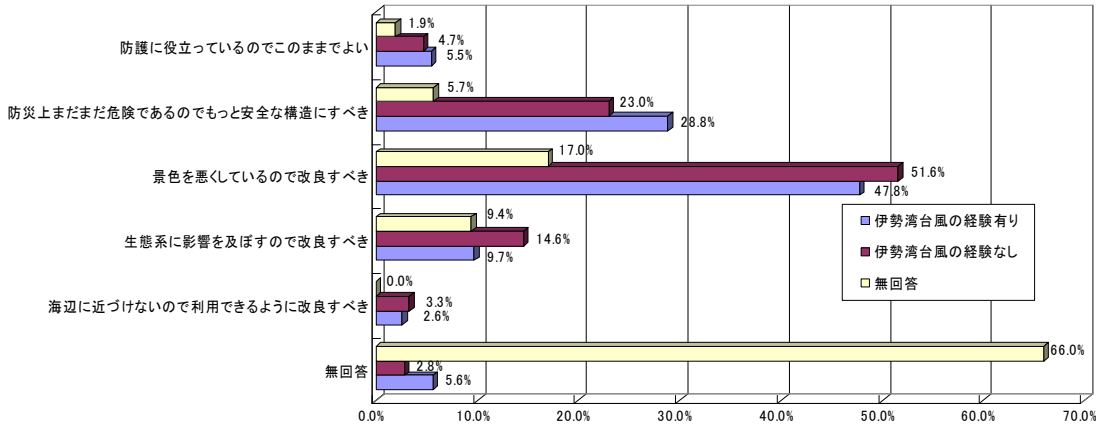


現行計画

Q. 海岸の防災を防ぐために、海岸には必要に応じて護岸・堤防、消波工、離岸堤などの防災施設が建設されています。これら防災施設についてどのような印象をお持ちですか？

(三重県)

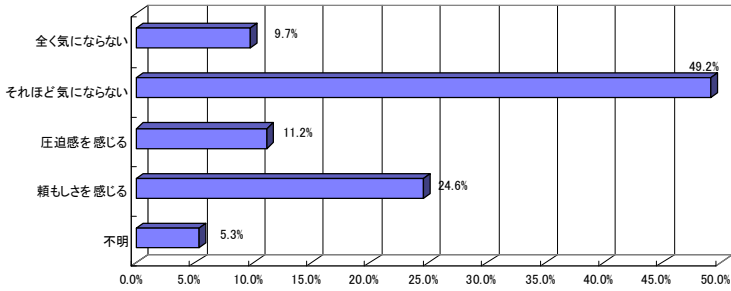
～防災施設についての印象と伊勢湾台風の経験の有無



※アンケート中で防災施設を「毎日見ている」～「たまにしか見ないが覚えている」と回答した人に対する質問。「印象がない」「見たことがない」人は計上していない。

Q. あなたは日頃の生活において、海岸堤防の存在をどのように感じますか。(愛知県)

～海岸堤防についての印象

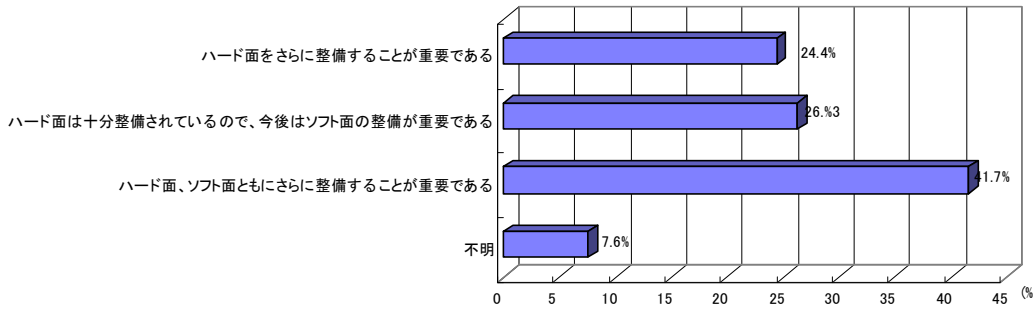


■ これからの防護のあり方

これからの沿岸域の防護に関する整備は、自然環境に配慮し、あるいは活用するなど、自然との共生を念頭においた整備を行うことが望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」における高潮などの災害時に、被害を回避するためには、ハード面（護岸・海岸堤防などの施設整備）とソフト面（避難場所確保、避難訓練、情報伝達システム）のどちらが重要だと思いますか？(愛知県)

～今後の防災対策のあり方

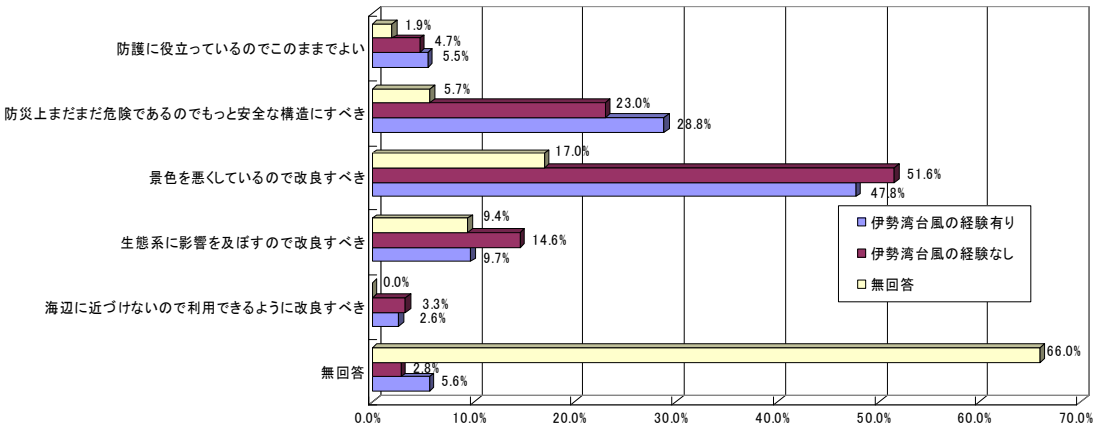


変更後

Q. 海岸の防災を防ぐために、海岸には必要に応じて護岸・堤防、消波工、離岸堤などの防災施設が建設されています。これら防災施設についてどのような印象をお持ちですか？

(三重県)

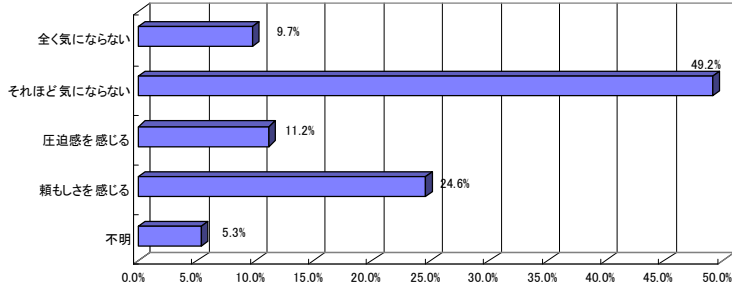
～防災施設についての印象と伊勢湾台風の経験の有無



※アンケート中で防災施設を「毎日見ている」～「たまにしか見ないが覚えている」と回答した人に対する質問。「印象がない」「見たことがない」人は計上していない。

Q. あなたは日頃の生活において、海岸堤防の存在をどのように感じますか。(愛知県)

～海岸堤防についての印象

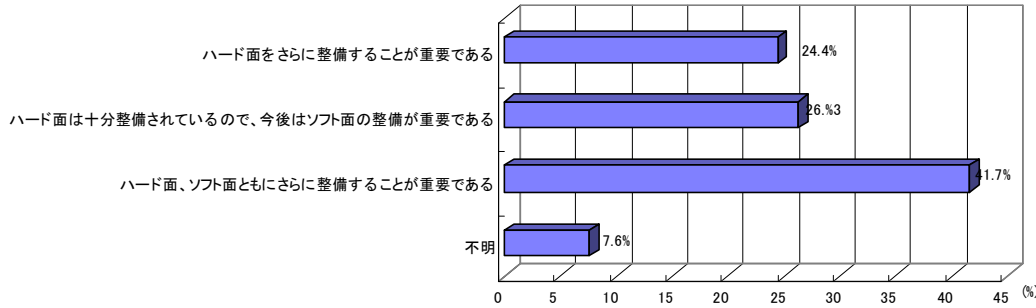


■ これからの防護のあり方

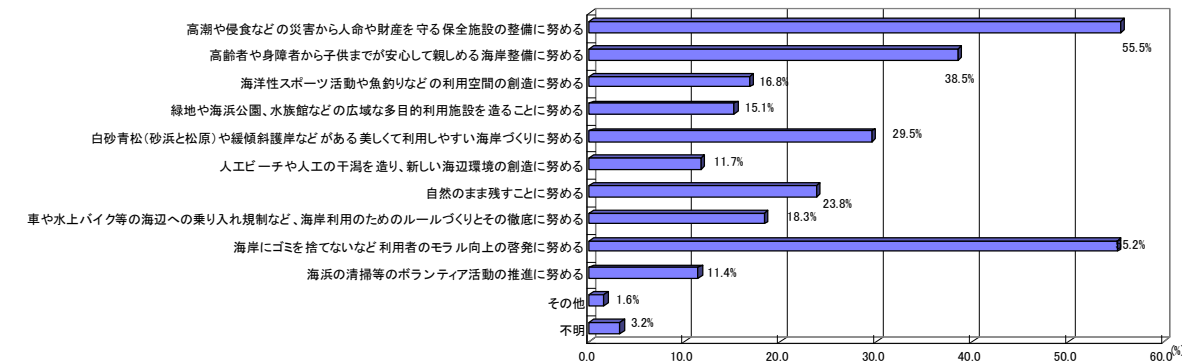
これからの沿岸域の防護に関する整備は、自然環境に配慮し、あるいは活用するなど、自然との共生を念頭においた整備を行うことが望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」における高潮などの災害時に、被害を回避するためには、ハード面（護岸・海岸堤防などの施設整備）とソフト面（避難場所確保、避難訓練、情報伝達システム）のどちらが重要だと思いますか？(愛知県)

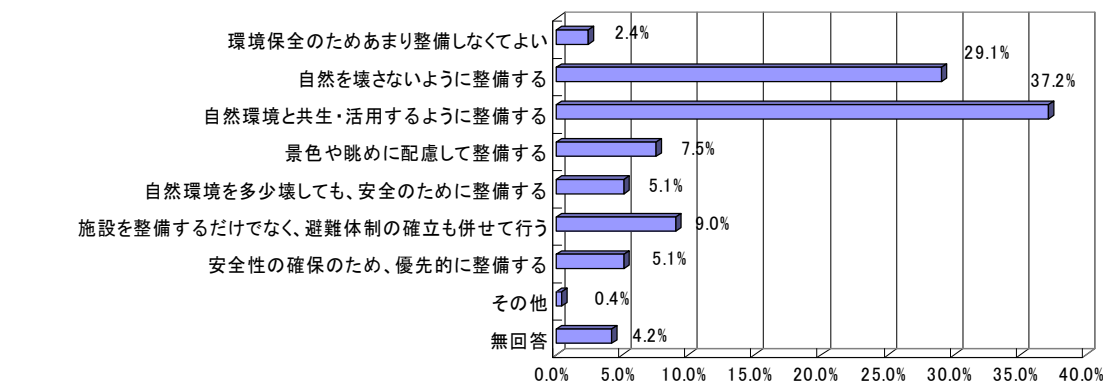
～今後の防災対策のあり方



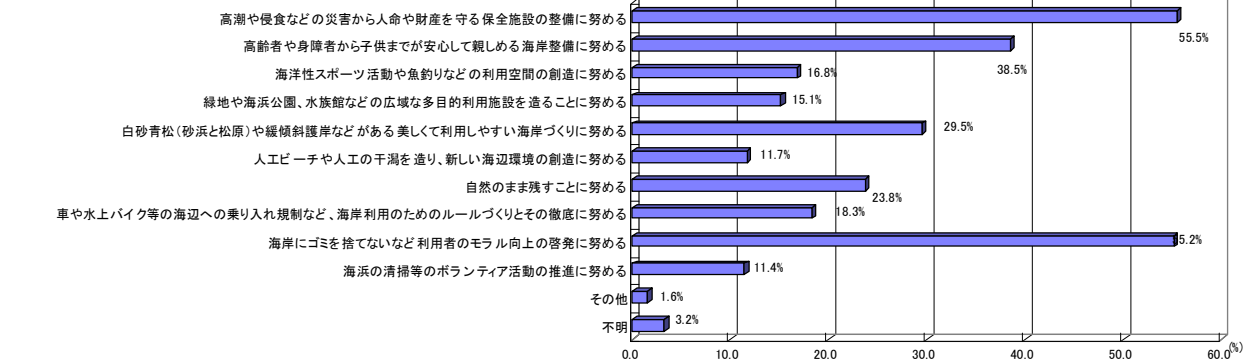
Q. 「あなたのまちの海岸」を今後どのようにしていくべきだと思いますか？（愛知県）
～今後の海岸のあり方



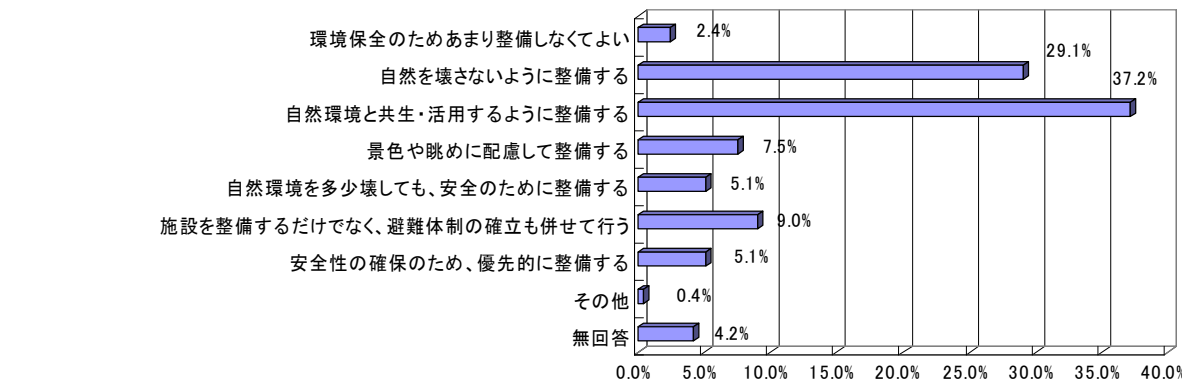
Q. 今後、防災施設を整備していくことについてどのように考えていますか？（三重県）
～今後の防災施設のあり方



Q. 「あなたのまちの海岸」を今後どのようにしていくべきだと思いますか？（愛知県）
～今後の海岸のあり方



Q. 今後、防災施設を整備していくことについてどのように考えていますか？（三重県）
～今後の防災施設のあり方



2-4-2 環境面に関する項目

2-4-2 環境面に関する項目

■ 現在の自然環境に対して

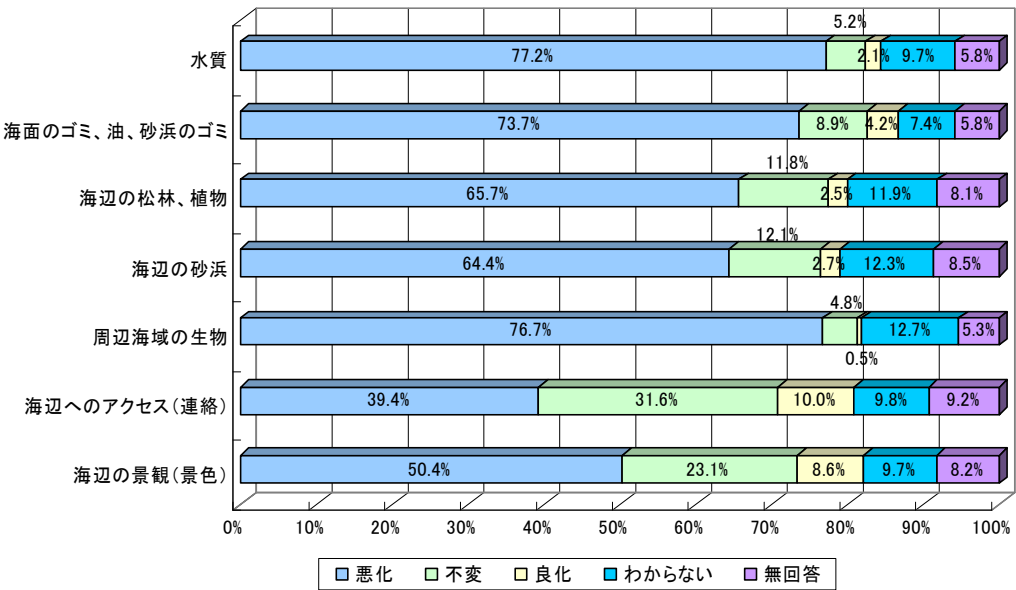
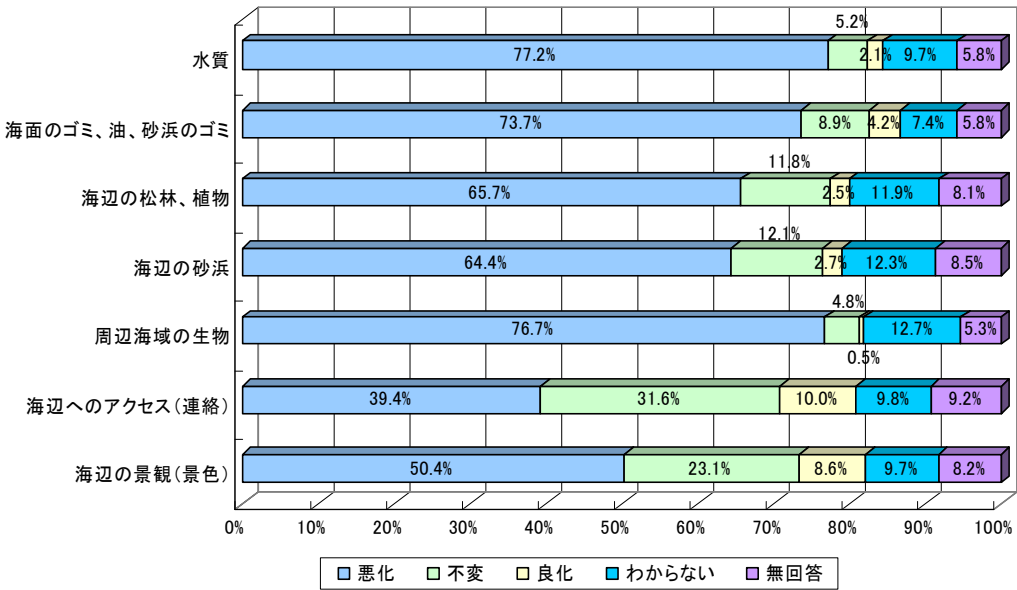
■ 現在の自然環境に対して

沿岸域の自然環境は以前と比べて変わらない、あるいは悪化しているという意見が多く、今後は水質や海の生き物を中心に守っていくことが多く望まれている。

沿岸域の自然環境は以前と比べて変わらない、あるいは悪化しているという意見が多く、今後は水質や海の生き物を中心に守っていくことが多く望まれている。

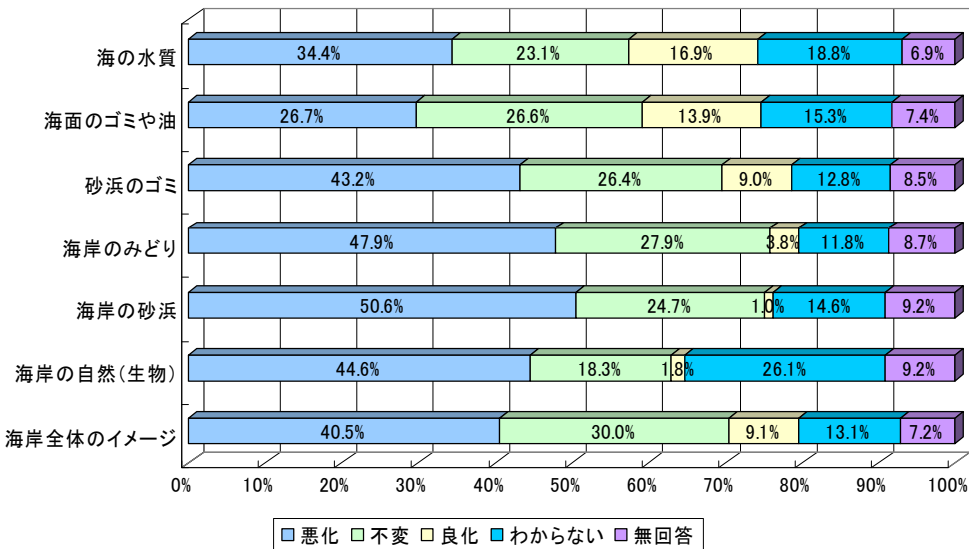
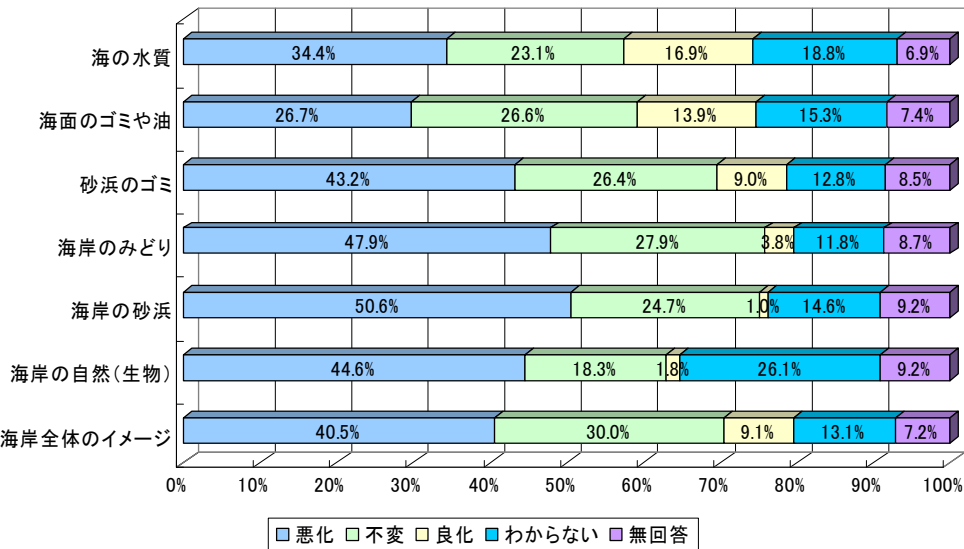
Q. 「あなたのまちの海岸」の現在の環境について、昔と比べてどのようなになったと思われますか？（愛知県）
～昔と比較した今の海岸

Q. 「あなたのまちの海岸」の現在の環境について、昔と比べてどのようなになったと思われますか？（愛知県）
～昔と比較した今の海岸



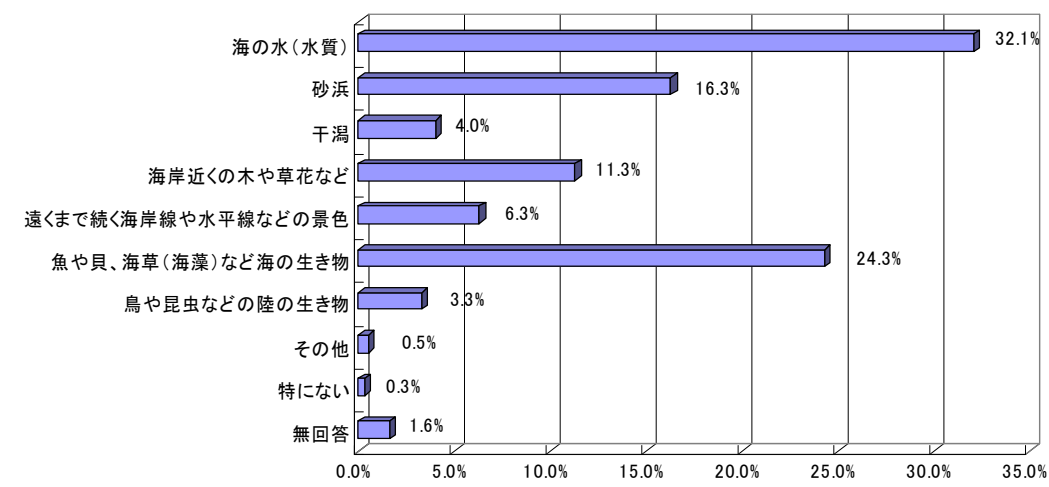
Q. 以前（10 年位前）と比べて、今の海岸はどのようなになっていると思いますか？（三重県）
～以前（10 年位前）と比較した今の海岸

Q. 以前（10 年位前）と比べて、今の海岸はどのようなになっていると思いますか？（三重県）
～以前（10 年位前）と比較した今の海岸



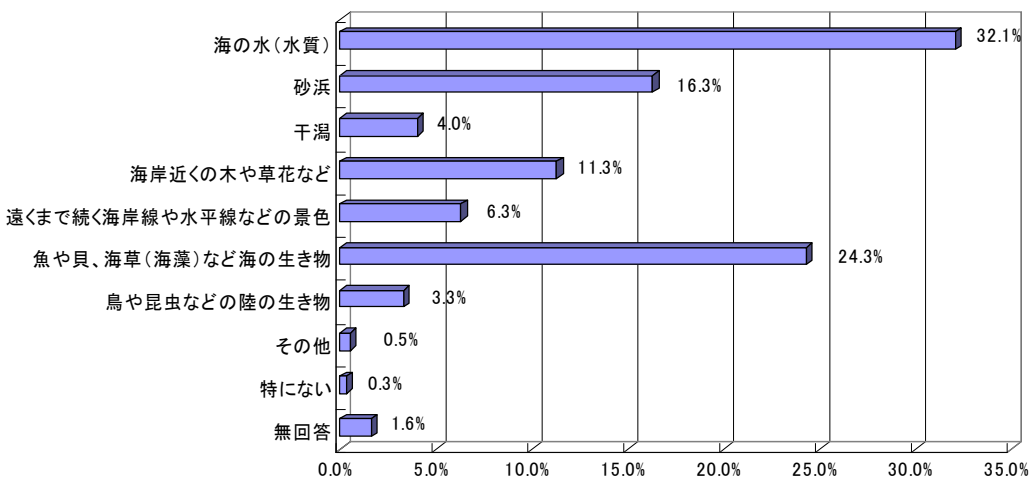
Q. 海岸の自然環境を保全していく上で、特に守っていくべきものは何だと思いますか？
 （三重県）

～環境保全上特に守っていくもの



Q. 海岸の自然環境を保全していく上で、特に守っていくべきものは何だと思いますか？
 （三重県）

～環境保全上特に守っていくもの



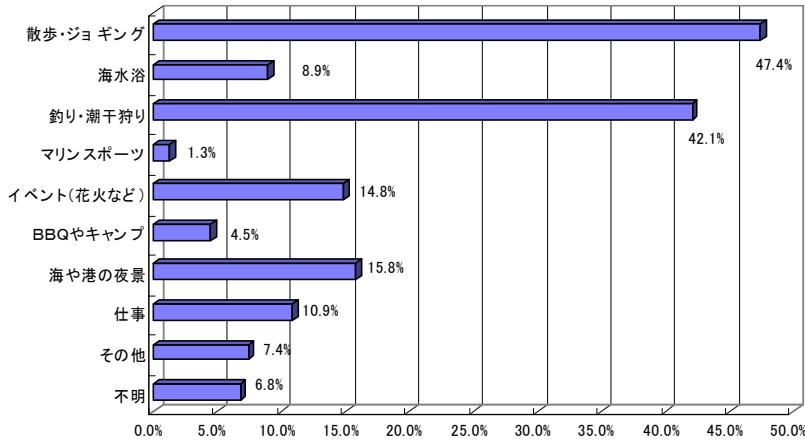
2-4-3 利用面に関する項目

■ 現在の海岸の利用状況

地域住民が海岸へ行く目的として、散歩・ジョギング、魚釣り、潮干狩りが上位を占めている。また、海岸へ行かない理由として利用施設不足やアクセス性の低さ、海への魅力不足なども挙げられている。

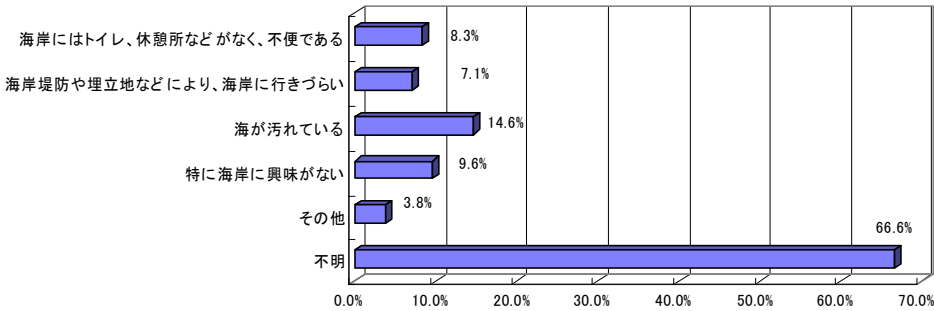
Q. 「あなたのまちの海岸」へ行く目的は何ですか？（愛知県）

～海岸へ行く目的



Q. なぜ「あなたのまちの海岸」へあまり行かないのですか？（愛知県）

～海岸へ行かない理由



※アンケートで海岸へ行く頻度を「年に1～2回」「全く行かない」と回答した人に対する質問

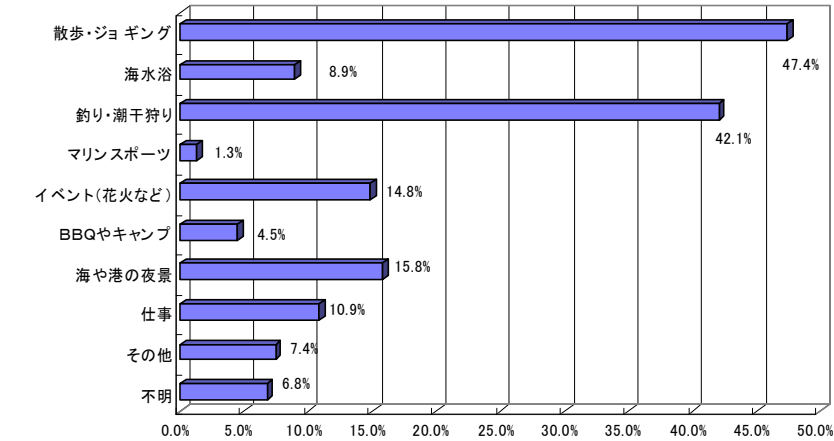
2-4-3 利用面に関する項目

■ 現在の海岸の利用状況

地域住民が海岸へ行く目的として、散歩・ジョギング、魚釣り、潮干狩りが上位を占めている。また、海岸へ行かない理由として利用施設不足やアクセス性の低さ、海への魅力不足なども挙げられている。

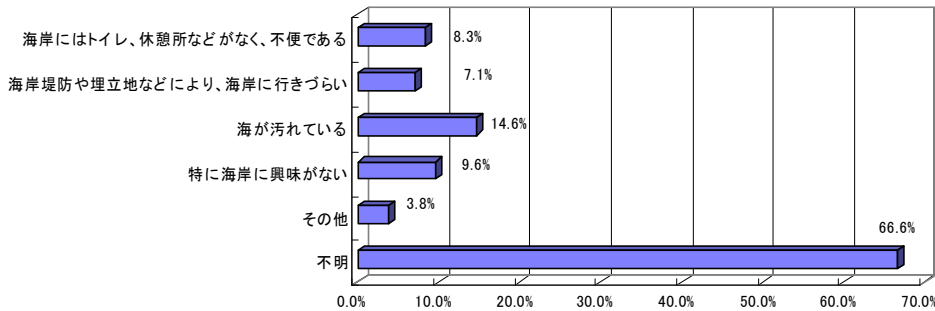
Q. 「あなたのまちの海岸」へ行く目的は何ですか？（愛知県）

～海岸へ行く目的



Q. なぜ「あなたのまちの海岸」へあまり行かないのですか？（愛知県）

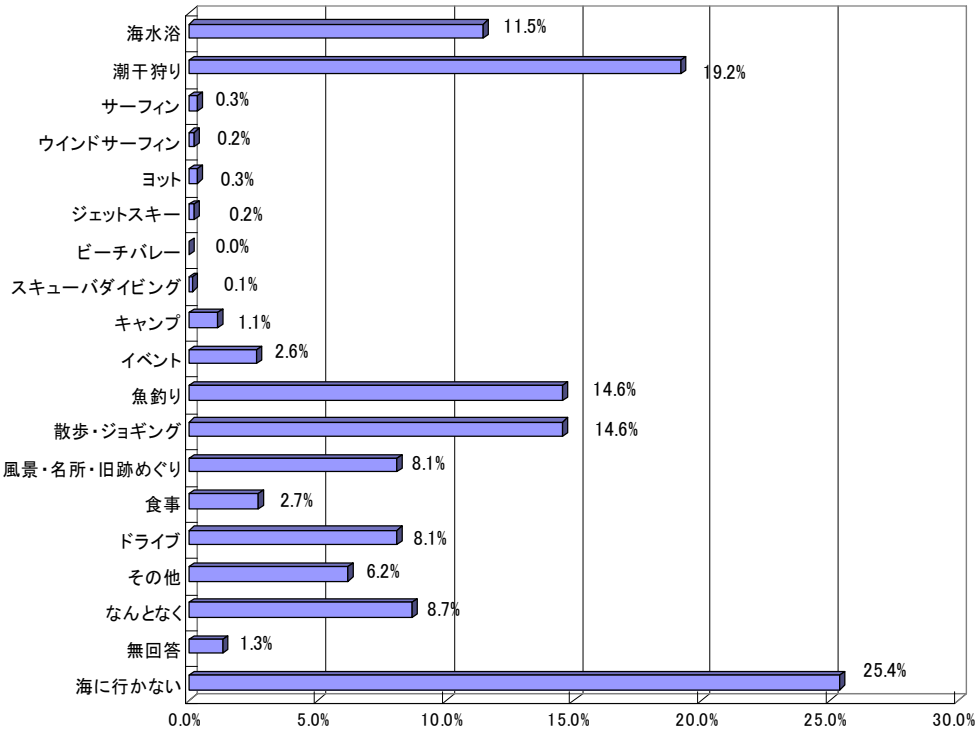
～海岸へ行かない理由



※アンケートで海岸へ行く頻度を「年に1～2回」「全く行かない」と回答した人に対する質問

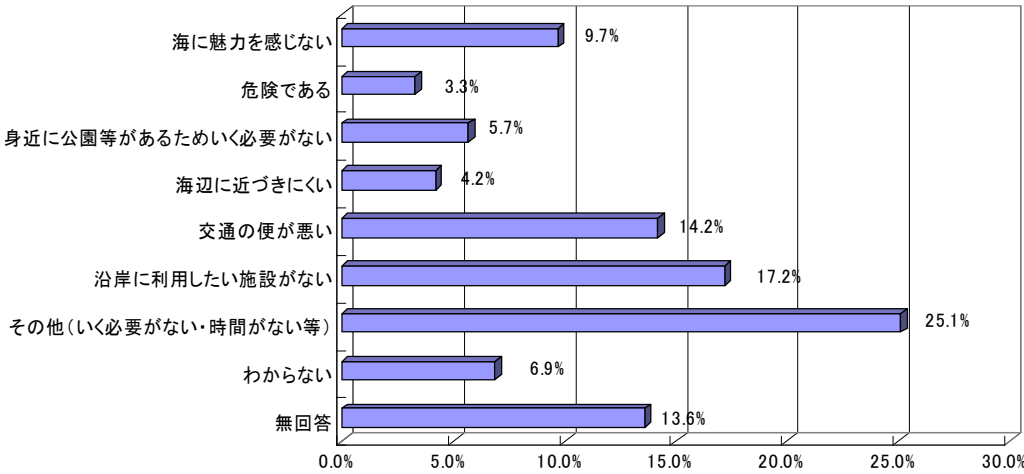
Q. あなたが海岸へ行く目的は何ですか？（三重県）

～海岸へ行く目的



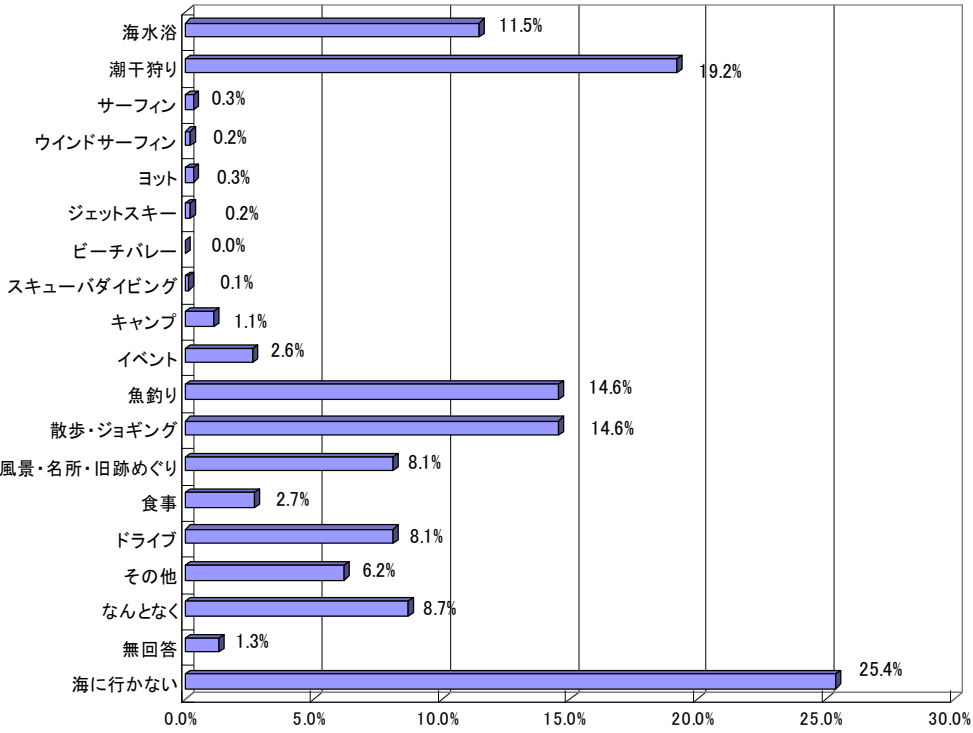
Q. あなたが海岸へ行かない理由はどのようなものですか？（三重県）

～海岸へ行かない理由



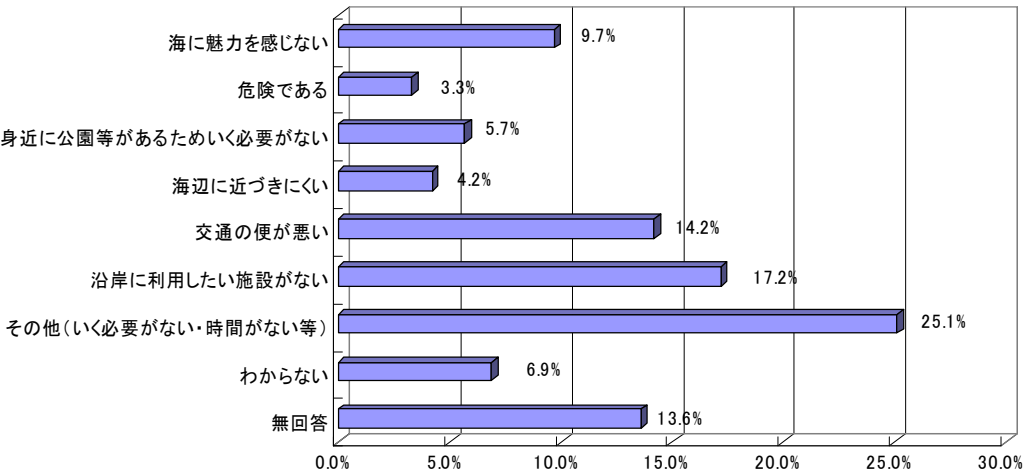
Q. あなたが海岸へ行く目的は何ですか？（三重県）

～海岸へ行く目的



Q. あなたが海岸へ行かない理由はどのようなものですか？（三重県）

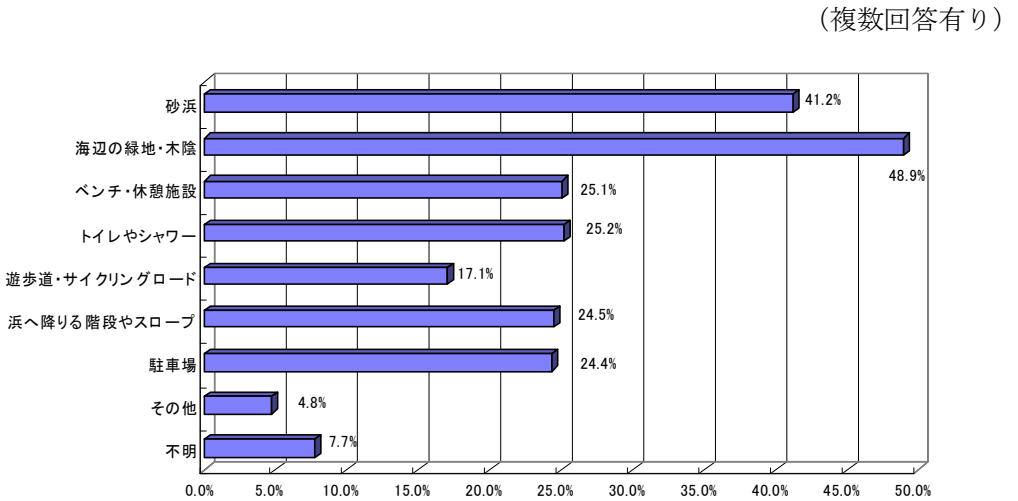
～海岸へ行かない理由



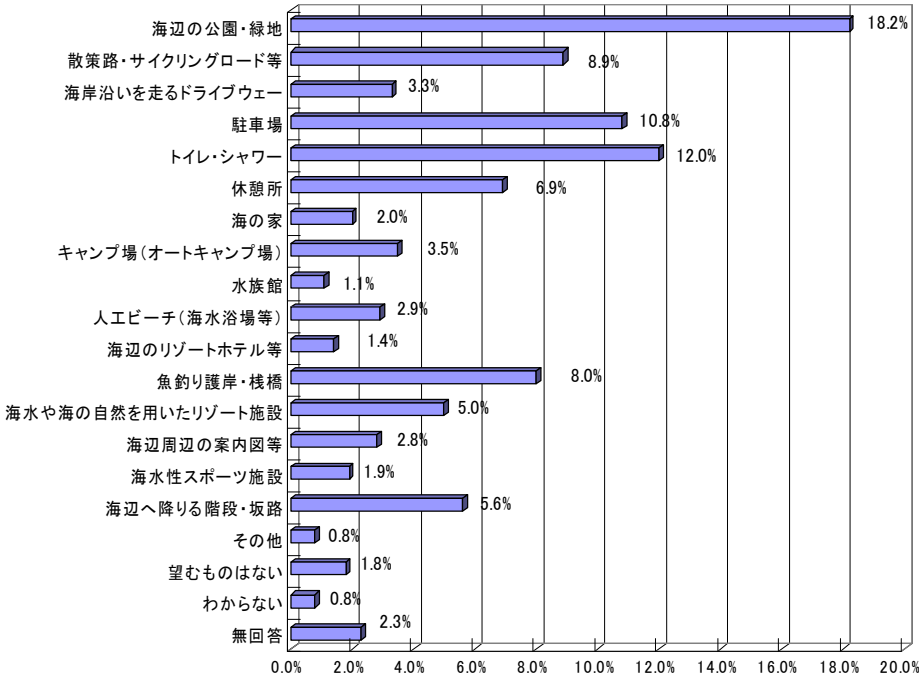
■ これからの海岸利用

今後の海岸利用に関する要望として、海辺の公園・緑地の他、トイレ・シャワー、駐車場という利便施設の整備が特に多く望まれている。また、海岸利用による環境への対処のあり方として、環境保護のための対策の強化が望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」にはどのような施設が必要だと思いますか？（愛知県）
～海岸に必要と思われる施設



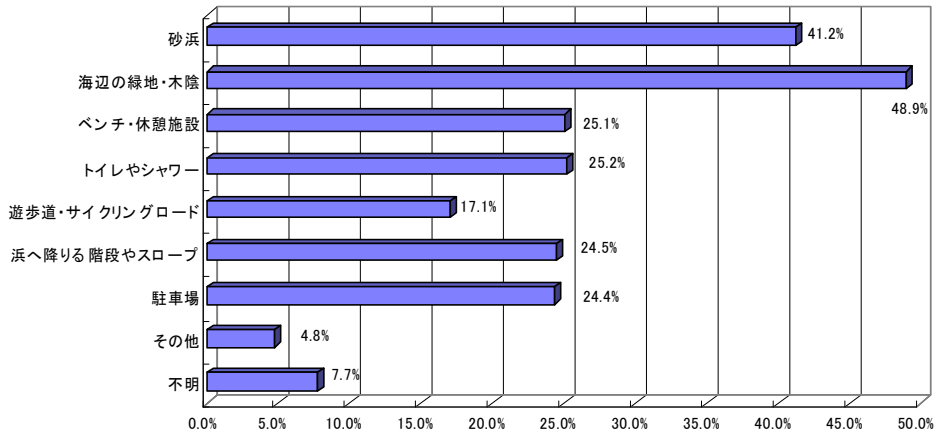
Q. 海岸に整備して欲しいレクリエーション施設等がありますか？（三重県）
～海岸に整備して欲しいレクリエーション施設



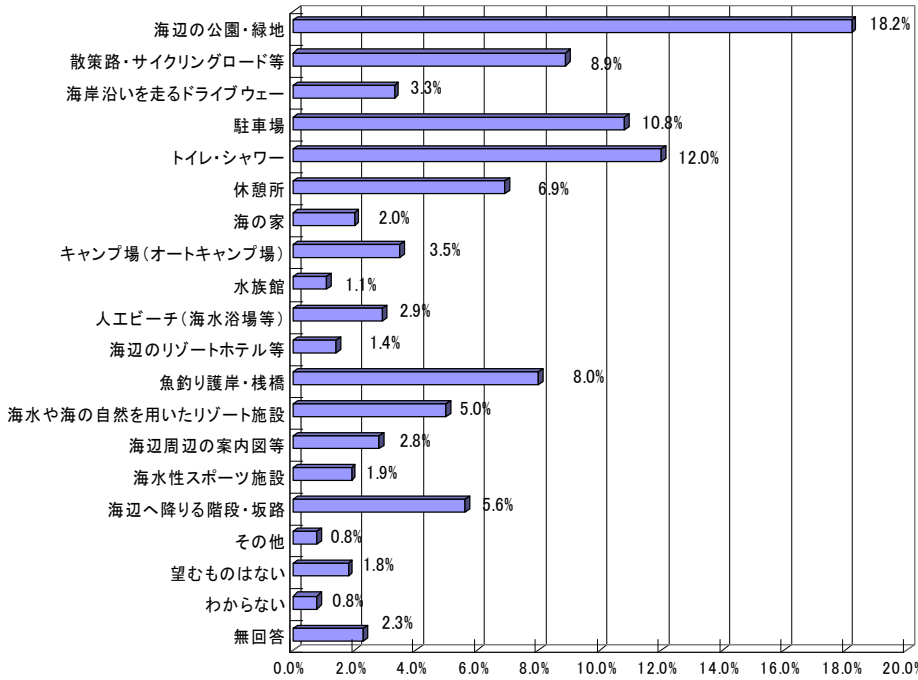
■ これからの海岸利用

今後の海岸利用に関する要望として、海辺の公園・緑地の他、トイレ・シャワー、駐車場という利便施設の整備が特に多く望まれている。また、海岸利用による環境への対処のあり方として、環境保護のための対策の強化が望まれている。

Q. 「あなたのまちの海岸」にはどのような施設が必要だと思いますか？（愛知県）
～海岸に必要と思われる施設
(複数回答有り)



Q. 海岸に整備して欲しいレクリエーション施設等がありますか？（三重県）
～海岸に整備して欲しいレクリエーション施設

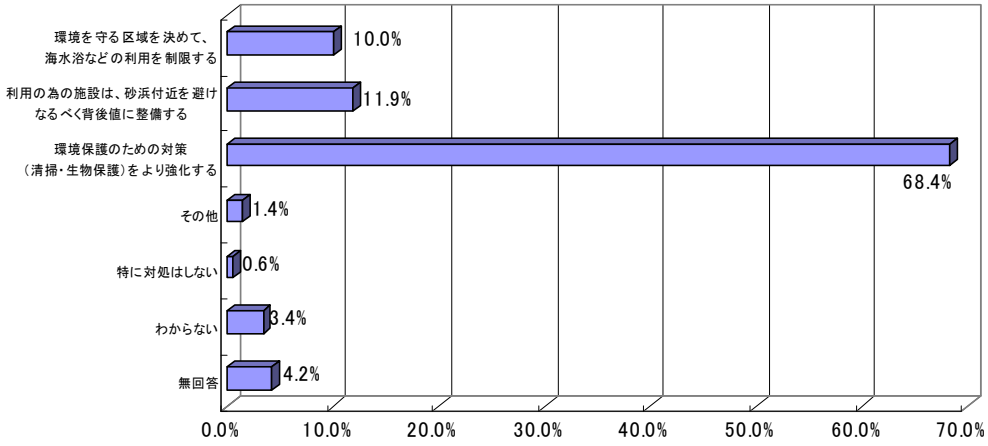
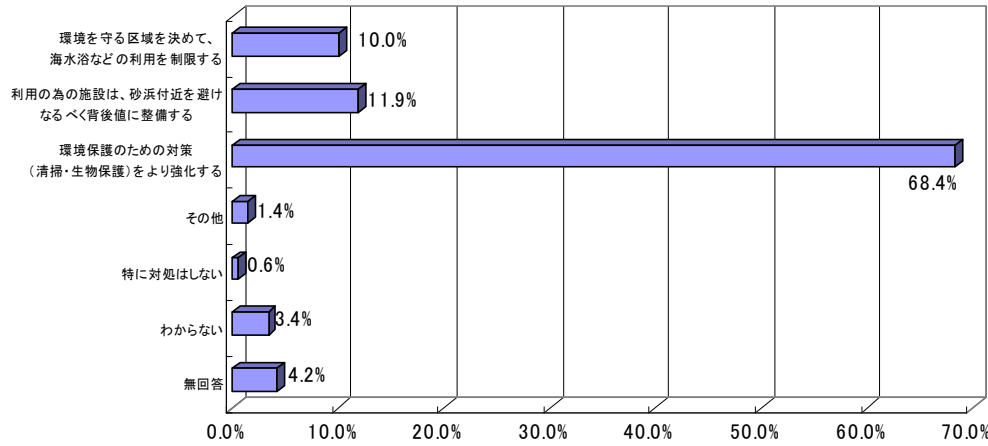


Q. 伊勢湾の砂浜では、海水浴場として古くから多くの利用客に利用されてきました。その反面、海水浴場としての利用が自然環境等の悪化を招いていると考えられます。こうした問題に対して、今後どのように対処していけばよいと考えますか？（三重県）

Q. 伊勢湾の砂浜では、海水浴場として古くから多くの利用客に利用されてきました。その反面、海水浴場としての利用が自然環境等の悪化を招いていると考えられます。こうした問題に対して、今後どのように対処していけばよいと考えますか？（三重県）

～海浜利用による環境への対処のあり方

～海浜利用による環境への対処のあり方



2-4-4 計画変更に伴う地元意見交換会における主要意見

計画変更に伴い沿岸市町を対象として、愛知県では「地元説明会」（H27.3）を開催した。寄せられた主な意見等を地域の要請として整理し以下に示す。

愛知県域の地元説明会（H27.3）における主要意見

分類のサブキーワード		意見の内容
防護	施設整備（ハード）	・今後 30 年以内に発生する地震の確率が 70%となっている。早急な工事着工、完成が求められるのでスピード感をもって行っていただきたい。 ・津波、高潮の発生時の避難の際に、雨が降っていた場合の対策も考えて欲しい。 ・縦割りでなく一体的に対策をとるようにしてほしい。 ・科学的な解析のみでなく、実際の災害を経験した人の話も計画に反映して欲しい。 ・堤防の液状化対策をしっかりとってほしい。 ・背後に住民と企業が存在している海岸と港湾の耐震化をすすめてほしい。 ・県民の命を守ることが最優先となるので、堤防の補強は絶対に必要となる。しっかりとってほしい。
	避難（ソフト）	・地震や津波などの防災に関するデータを、住民に十分に伝えてほしい。 ・道路のセグメント内を避難場所にできるように調整してほしい。 ・避難路が液状化した場合の対策を考えてほしい。 ・地震が発生した際にはその規模に関係なく逃げることとなる。整備計画を作ることと、住民の命を守るとは異なる。 ・南海トラフの地震が来て、河川の堤防が陥没すると地域は全滅になる。避難するにしても、災害時要援護者まではとても手が回らない。住民は非常に不安な状態になっている。 ・ハード面については研究対策が上手く考えられているが、想定外のことはいくらかもあると思われるのでソフト面（避難、救助、危機意識、マニュアル）の対策啓蒙が必要ではないか。

※愛知県沿岸を 4 ブロックに分けて開催した「愛知県の海岸と河川の地震・津波対策等に関する計画についての住民説明会」における主要意見。

2-4-4 計画変更に伴う地元意見交換会における主要意見

計画変更に伴い沿岸市町を対象として、愛知県では「地元説明会」（H27.3）を開催した。寄せられた主な意見等を地域の要請として整理し以下に示す。

愛知県域の地元説明会（H27.3）における主要意見

分類のサブキーワード		意見の内容
防護	施設整備（ハード）	・今後 30 年以内に発生する地震の確率が 70%となっている。早急な工事着工、完成が求められるのでスピード感をもって行っていただきたい。 ・津波、高潮の発生時の避難の際に、雨が降っていた場合の対策も考えて欲しい。 ・縦割りでなく一体的に対策をとるようにしてほしい。 ・科学的な解析のみでなく、実際の災害を経験した人の話も計画に反映して欲しい。 ・堤防の液状化対策をしっかりとってほしい。 ・背後に住民と企業が存在している海岸と港湾の耐震化をすすめてほしい。 ・県民の命を守ることが最優先となるので、堤防の補強は絶対に必要となる。しっかりとってほしい。
	避難（ソフト）	・地震や津波などの防災に関するデータを、住民に十分に伝えてほしい。 ・道路のセグメント内を避難場所にできるように調整してほしい。 ・避難路が液状化した場合の対策を考えてほしい。 ・地震が発生した際にはその規模に関係なく逃げることとなる。整備計画を作ることと、住民の命を守るとは異なる。 ・南海トラフの地震が来て、河川の堤防が陥没すると地域は全滅になる。避難するにしても、災害時要援護者まではとても手が回らない。住民は非常に不安な状態になっている。 ・ハード面については研究対策が上手く考えられているが、想定外のことはいくらかもあると思われるのでソフト面（避難、救助、危機意識、マニュアル）の対策啓蒙が必要ではないか。

※愛知県沿岸を 4 ブロックに分けて開催した「愛知県の海岸と河川の地震・津波対策等に関する計画についての住民説明会」における主要意見。

計画変更に伴い三重県では県民にパブリックコメントによる一般意見募集及び有識者からの意見を聴取した。主な意見等を整理し以下に示す。

三重県における主要意見

分類のサブキーワード		意見の内容
防 護	施設整備（ハード）	・今後発生が想定される南海トラフ地震等がおきた時、「離島」への援助は本土に比べ数日間は遅れるのは目に見えているので、少しでも被害が低減されるよう老朽化した堤防の強化、水門・陸閘の補修等を最優先としてほしい。
	避難（ソフト）	・ゼロメートル地帯の情報は伊勢湾台風の被害を理解するためにも必要不可欠と思います。
環 境		・漂着ごみ、漂着流木は今までも、又これからも続いていく問題であるため、水質底質の改善も含め、多くの流域圏の人に理解してもらえる為にも、関係機関と連携してほしい。
利 用		・富田地区の鯨船祭りは国指定無形民俗文化財に指定されているので、文化的な意義も記載してはどうか。

計画変更に伴い三重県では県民にパブリックコメントによる一般意見募集及び有識者からの意見を聴取した。主な意見等を整理し以下に示す。

三重県における主要意見

分類のサブキーワード		意見の内容
防 護	施設整備（ハード）	・今後発生が想定される南海トラフ地震等がおきた時、「離島」への援助は本土に比べ数日間は遅れるのは目に見えているので、少しでも被害が低減されるよう老朽化した堤防の強化、水門・陸閘の補修等を最優先としてほしい。
	避難（ソフト）	・ゼロメートル地帯の情報は伊勢湾台風の被害を理解するためにも必要不可欠と思います。
環 境		・漂着ごみ、漂着流木は今までも、又これからも続いていく問題であるため、水質底質の改善も含め、多くの流域圏の人に理解してもらえる為にも、関係機関と連携してほしい。
利 用		・富田地区の鯨船祭りは国指定無形民俗文化財に指定されているので、文化的な意義も記載してはどうか。

2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード

これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。

2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード

	キーワード
1. 海岸災害の脅威	✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇
2. 防護機能の低下	✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ
3. 砂浜の減少	✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下
4. 地震・津波災害への不安	✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
5. 災害への備え	✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保

2-5-2 沿岸域の「環境の整備及び保全」に関するキーワード

	キーワード
1. 多様な自然環境	✓ 動植物の貴重な生育・生息環境 ✓ 開発等による規模の減少
2. 特色のある海岸景観	✓ 国立・国定・県立自然公園 ✓ 貴重な自然環境 ✓ 「白砂青松」で象徴される風光明媚な地域
3. 湾内の水質の汚濁	✓ 閉鎖性水域 ✓ 貧酸素水塊・赤潮等 ✓ 流入負荷の低減への取組み
4. 海岸との共生	✓ 地域住民・民間団体のボランティア活動 ✓ 漂着物・油流出事故への対応

2-5-3 沿岸域の「公衆の適正な利用」に関するキーワード

	キーワード
1. 多様な産業活動	✓ 日本有数の工業地帯 ✓ 名古屋港・四日市港等における港湾活動 ✓ 漁業者の不安
2. 多様化する利用活動	✓ 様々なレクリエーション活動 ✓ 人々の健康志向 ✓ 今も残る祭事・信仰 ✓ 海岸利用者及び利用者間のマナーの向上
3. 利便性の不足	✓ 水際線へのアクセスの改善 ✓ 利便施設の充実

2-5 三河湾・伊勢湾沿岸を考えるキーワード

これまで紹介してきた「防護」「環境」「利用」の各要素を基に、これからの三河湾・伊勢湾沿岸を考える上で問題点や課題となるキーワードを列記する。

2-5-1 沿岸域の「防護」に関するキーワード

	キーワード
1. 海岸災害の脅威	✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇
2. 防護機能の低下	✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足
3. 砂浜の減少	✓ 海岸侵食 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 ✓ 自然の消波機能の低下
4. 地震・津波災害への不安	✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
5. 災害への備え	✓ 沿岸域に広がる低平地、ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加

2-5-2 沿岸域の「環境の整備及び保全」に関するキーワード

	キーワード
1. 多様な自然環境	✓ 動植物の貴重な生育・生息環境 ✓ 開発等による規模の減少 ✓ 生物多様性の保全 ✓ 気候変動による生態系の変化
2. 特色のある海岸景観	✓ 国立・国定・県立自然公園 ✓ 貴重な自然環境 ✓ 「白砂青松」で象徴される風光明媚な地域 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う景観の変化
3. 湾内の水質の汚濁	✓ 閉鎖性水域 ✓ 貧酸素水塊・赤潮等 ✓ 流入負荷の管理への取組み ✓ 気候変動に伴う流況や水質の変化
4. 海岸との共生	✓ 地域住民・民間団体のボランティア活動 ✓ 漂着物・油流出事故への対応 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の消失・減少による海岸とのつきあい方の変化

2-5-3 沿岸域の「公衆の適正な利用」に関するキーワード

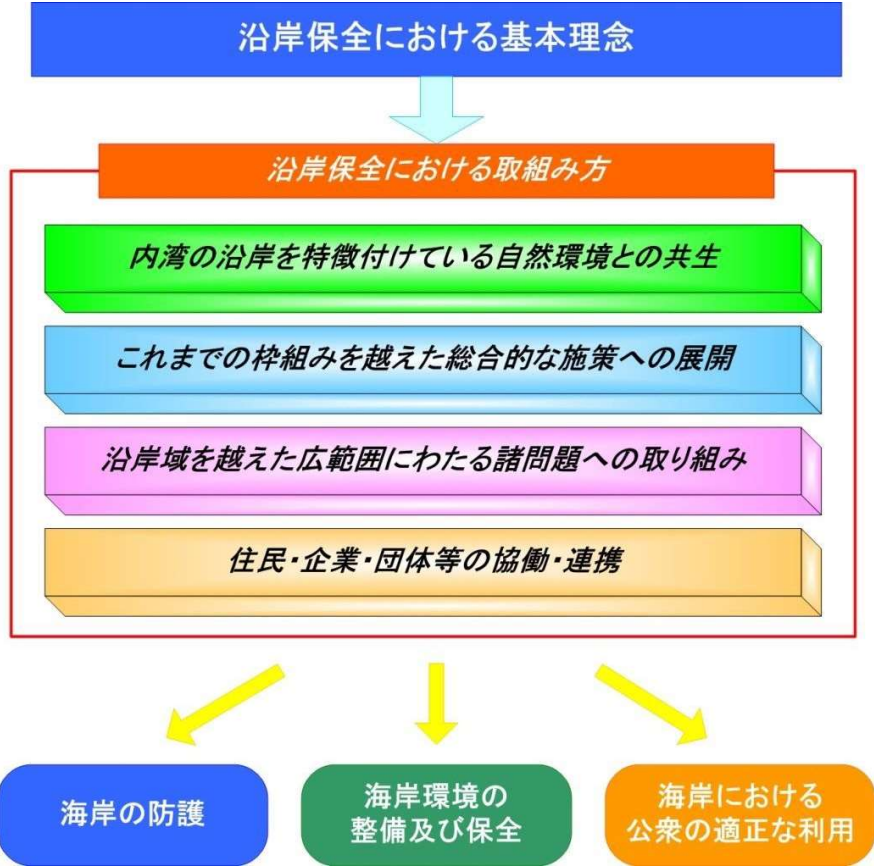
	キーワード
1. 多様な産業活動	✓ 日本有数の工業地帯 ✓ 名古屋港・四日市港等における港湾活動 ✓ 漁業者の不安
2. 多様化する利用活動	✓ 様々なレクリエーション活動 ✓ 人々の健康志向 ✓ 今も残る祭事・信仰 ✓ 海岸利用者及び利用者間のマナーの向上 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の消失・減少に起因する海岸利用の変化 ✓ コロナ禍を経た海岸施設の利用、イベント
3. 利便性の不足	✓ 水際線へのアクセスの改善 ✓ 利便施設の充実 ✓ 施設のユニバーサルデザイン

現行計画	変更後
3. 海岸の保全の方向に関する事項 3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 3-1-1 沿岸保全における基本理念 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、沿岸域への対応およびその保全について基本理念を以下のように設定する。 沿岸保全における基本理念 三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。 このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。 三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。 海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。 また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などわが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。 さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。 海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。 三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、南海トラフを震源とする地震による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。 また、東日本大震災以降、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという国土強靱化の推進の必要性が国から提唱されている。今後は、これらの実現を目指した取り組みも必要となる。	3. 海岸の保全の方向に関する事項 3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方 3-1-1 沿岸保全における基本理念 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的な在り方を検討するにあたり、沿岸の自然特性、社会特性、海岸の課題を踏まえ、国が定めた海岸保全基本方針を念頭におき、沿岸域への対応およびその保全について基本理念を以下のように設定する。 沿岸保全における基本理念 三河湾・伊勢湾沿岸の「あるべき姿」とは、沿岸の人々に残る伊勢湾台風等の記憶を教訓とし、近年脅威となっている大地震への不安を払拭すべく、『災害に強い海岸』を目指すとともに、穏やかな内湾を背景として白砂青松で知られる海岸や湾内に存在する干潟や藻場などの多様な自然環境の保全・復元に努め、水辺で育まれてきた歴史的風土や生活文化・レクリエーション・産業活動などの多様な場として地域の発展に寄与するなど、これらが地域の特性をいかながら沿岸全体にバランスよく調和されることである。 このため、沿岸域の諸問題を総合的にとらえ、関連組織はお互いに協調・連携を図りながら、地域住民とともに全国に誇れる安全で魅力ある三河湾・伊勢湾沿岸を創造し、良好なかたちで将来に引き継ぐものとする。 三重県・愛知県の沿岸は、伊勢湾や三河湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そして栄養塩を豊富に含むわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。 海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。 また、海岸背後には比較的平坦な地形が多く、古くから人口や産業が集積し、沿岸域のほとんどが都市的な土地利用が図られており、湾内には名古屋港、四日市港、衣浦港、三河港、津松阪港などわが国有数の重要港湾が立地し、港湾に出入りする船舶の航路が縦横に走る一方、地先の漁場では生活の糧として漁船が盛んに活動している。 さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。 海岸は地域住民の生活圏に包含され、暮らしの中で行われる散策、ジョギング、休息などの日常的な行動が海岸利用としてほぼ全域で見られる。 三河湾・伊勢湾沿岸は、このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、これまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害を受けてきた歴史的な背景を持つことから、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、さらに近年では、南海トラフを震源とする地震による地震動や津波災害を脅威としていることから、沿岸住民においては安心して暮らせる海岸整備を望むところとなっている。 また、東日本大震災以降、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという国土強靱化の推進の必要性が国から提唱されている。今後は、これらの実現を目指した取り組みも必要となる。 さらに、国の海岸保全基本方針が令和2年11月に一部変更され、気候変動による影響を考慮した防護水準の設定および海岸保全施設の整備が求められている。

3-1-2 沿岸保全における取り組み方

「防護」「環境」「利用」の調和した対象沿岸域の創造のための取り組み方を次に定める。

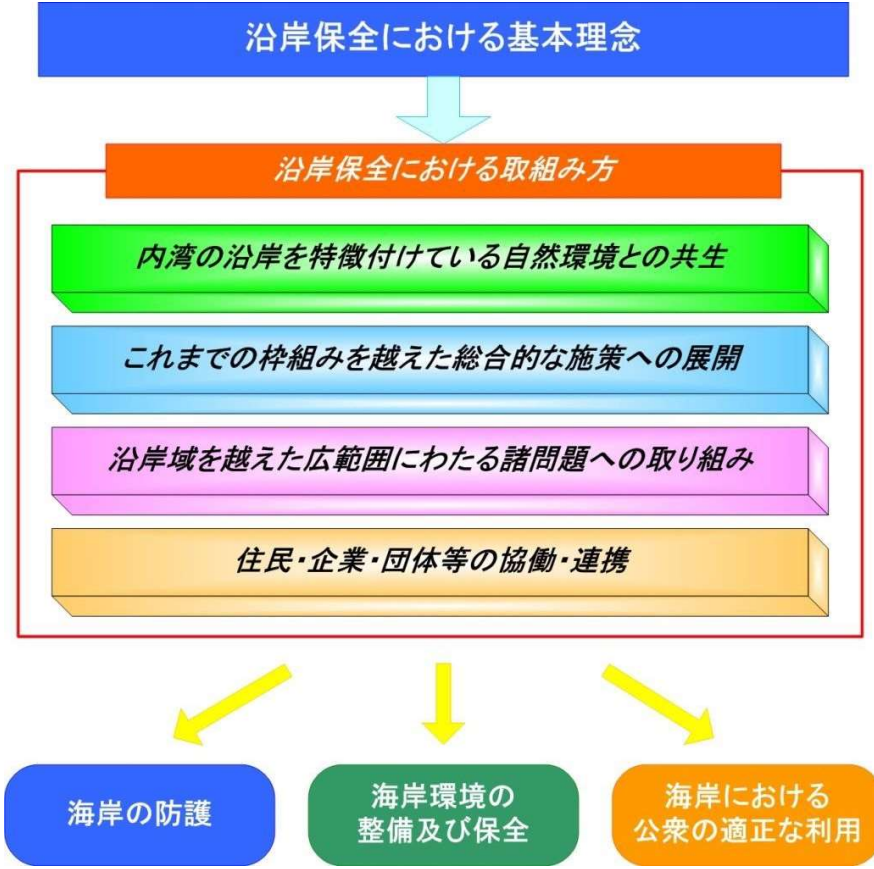
- 1. 内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生
優れた内湾の生態系の分布・生息状況や自然環境の多様性や広がりに着目し、人と自然とが良好な関係を保ち、豊かな自然環境を健全な状態に保全・復元していく。
- 2. これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開
沿岸域における事象は、海と川と陸の接点として多岐に渡ることから、「防護」「環境」「利用」が調和した沿岸域の形成のため海岸・河川・港湾などの関係管理者と関連組織が連携し、総合的な施策の展開を図っていく。
- 3. 沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み
沿岸域に生じる漂砂、水質、生態系等の問題の原因を沿岸域に特定せず、河川流域全体など、沿岸方向や背後陸域の広範囲にわたる問題として取り組んでいく。
- 4. 住民・企業・団体等との協働・連携
沿岸域の良好な環境や利用の実現に向けて、行政だけではなく地域の住民・企業・関係する団体と協働・連携を図るとともに、自主的に参画することができる仕組みづくりを行う。



3-1-2 沿岸保全における取り組み方

「防護」「環境」「利用」の調和した対象沿岸域の創造のための取り組み方を次に定める。

- 1. 内湾の沿岸を特徴付けている自然環境との共生
優れた内湾の生態系の分布・生息状況や自然環境の多様性や広がりに着目し、人と自然とが良好な関係を保ち、豊かな自然環境を健全な状態に保全・復元していく。
- 2. これまでの枠組みを越えた総合的な施策への展開
沿岸域における事象は、海と川と陸の接点として多岐に渡ることから、「防護」「環境」「利用」が調和した沿岸域の形成のため海岸・河川・港湾などの関係管理者と関連組織が連携し、総合的な施策の展開を図っていく。
- 3. 沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み
沿岸域に生じる漂砂、水質、生態系等の問題の原因を沿岸域に特定せず、河川流域全体など、沿岸方向や背後陸域の広範囲にわたる問題として取り組んでいく。
- 4. 住民・企業・団体等との協働・連携
沿岸域の良好な環境や利用の実現に向けて、行政だけではなく地域の住民・企業・関係する団体と協働・連携を図るとともに、自主的に参画することができる仕組みづくりを行う。



3-2 海岸の防護に関する事項

3-2-1 海岸の防護の目標

1. 防護すべき地域

- (1) 高潮対策における防護すべき地域
想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。
- (2) 地震・津波対策における防護すべき地域
想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。
- (3) 海岸侵食対策における防護すべき地域
侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

2. 防護目標

次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

(1) 高潮対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

最も沿岸に被害を与えた伊勢湾台風・昭和 28 年 13 号台風規模を基本に、伊勢湾台風以降発生した高潮被害も踏まえた高潮に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。
（なお、波浪については 50 年確率波浪を用いることを基本とする）

○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）」

想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。
併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

3-2 海岸の防護に関する事項

3-2-1 海岸の防護の目標

1. 防護すべき地域

- (1) 高潮対策における防護すべき地域
想定した高潮が来襲した場合に、浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。
- (2) 地震・津波対策における防護すべき地域
想定規模の地震が起こった場合に、津波や施設の沈下・崩壊に伴う浸水による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。
- (3) 海岸侵食対策における防護すべき地域
侵食による被害の発生が想定される地域を防護すべき地域とする。

2. 防護目標

次に示す項目の防護水準達成を目標とし、その中で海岸管理者は、防護対象となる地域の利用状況やニーズに応じて、現況調査・性能照査を行い適切な対策を実施する。また、対策の実施にあたっては、河川、港湾、漁港等の各管理者ならびに関係機関と連携し、事業を進めていくものとする。

(1) 高潮対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）
最も沿岸に被害を与えた昭和 28 年 13 号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により中心気圧が低下した場合に想定される高潮・波浪に対して、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

（なお、波浪については 50 年確率波浪を用いることを基本とする）

○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）」

気候変動下の将来において想定し得る最大規模の高潮に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。
併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(2) 地震・津波対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル 1 (L1) 津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）」

発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル 2 (L2) 津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(3) 海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策

海岸災害の脅威	✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇
防護機能の低下	✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ
砂浜の減少	✓ 海岸侵食 ✓ 自然の消波機能の低下
地震・津波災害への不安	✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
災害への備え	✓ 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取り組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保

海岸の防護に関する施策の方向性

1. 高潮災害への対策

2. 地震・津波災害への対策

3. 海岸侵食への対策

4. 総合的な危機管理対策の推進

1. 高潮災害への対策

(1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上

高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。

(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用

海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。

(3) 沿岸の土地利用変化に対応した高潮対策

都市化の進む埋立地など、防護区域の見直しが必要なところでは、適宜防護ラインの見直しを行い、海岸保全施設の整備もしくは土地利用の適正化を図る。

(2) 地震・津波対策の目標

○海岸保全施設の整備を行う上での目標（施設整備目標）

南海トラフ沿いで発生する、発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の地震・津波（レベル 1 (L1) 津波）に対し、住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を行うことを目標とする。

この際、気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえた施設整備目標を検討する。

○「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標（危機管理対策目標）」

発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（レベル 2 (L2) 津波）に対し、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進することを目標とする。

併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を推進することに取り組んでいく。

(3) 海岸侵食対策の目標

現状の汀線を保持・保全すること、または目的に応じて復元することを目標とする。

気候変動による影響の予測や、モニタリングによる対策による効果を確認し、次の対策を検討する「順応的砂浜管理」を行う。

3-2-2 海岸の防護の目標を達成するための施策

	キーワード
海岸災害の脅威	✓ 伊勢湾台風・13号台風の記憶 ✓ 高潮等による被災 ✓ 気候変動に伴う台風の強大化、海面上昇
防護機能の低下	✓ 海岸堤防の老朽化・洗掘等 ✓ 水門・陸閘等の老朽化・操作性の悪さ ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う施設高の不足
砂浜の減少	✓ 海岸侵食 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う砂浜の減少・消失 ✓ 自然の消波機能の低下
地震・津波災害への不安	✓ 南海トラフ地震の発生の可能性 ✓ 液状化の危険性 ✓ 津波災害の危険性
災害への備え	✓ 沿岸域に広がる低平地・ゼロメートル地帯 ✓ 沿岸域への人口の集中 ✓ 埋立地の都市化 ✓ 地域防災体制づくりへの取り組み ✓ 水門・陸閘等の運用時の安全性確保 ✓ 気候変動による海面上昇に伴う津波水位の上昇 ✓ 気候変動による台風の強大化、海面上昇に伴う浸水区域の拡大、浸水深の増加

海岸の防護に関する施策の方向性

1. 高潮災害への対策

2. 地震・津波災害への対策

3. 海岸侵食への対策

4. 総合的な危機管理対策の推進

1. 高潮災害への対策

(1) 海岸保全施設等による高潮災害に対する防護機能の向上

高潮災害に対応するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設等については、嵩上げや消波設備・波返し等の改良、沖合施設の設置等の対策を図る。

また、将来的な海面上昇や台風の強大化等の気候変動の影響に対し、海岸保全施設等の防護機能の維持・向上を図る。

(2) 砂浜・松林等の自然防災機能の活用

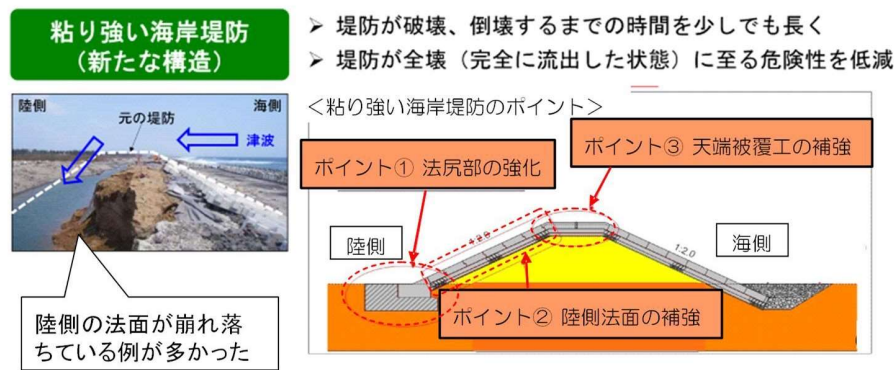
海岸保全施設の整備と共に、砂浜や松林等の持つ波浪低減効果を活用して効果的な海岸の保全を図る。

2. 地震・津波災害への対策

(1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上

海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～



粘り強い構造のイメージ図

(2) 施設の耐震安定性の確保

海岸堤防や水門・陸閘等の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。

3. 海岸侵食への対策

(1) 砂浜の保全・復元

養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ（潜堤）等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。

(2) 施設の洗掘対策

侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。

4. 総合的な危機管理対策の推進

(1) 地域防災体制強化の推進

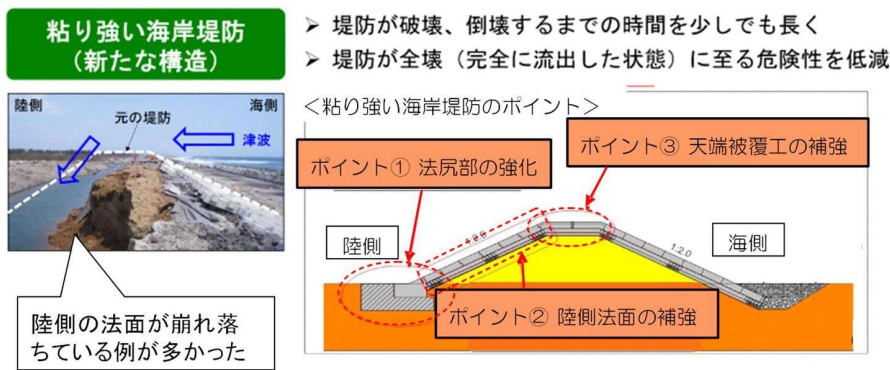
想定される高潮又は津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。

2. 地震・津波災害への対策

(1) 海岸保全施設等による地震・津波災害に対する防護機能の向上

海岸保全施設等の計画規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施し防護機能の維持を図る。併せて、海水が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指し、施設の効果を粘り強く発揮するための構造上の工夫を図る。

構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～



(2) 施設の耐震安定性の確保

海岸堤防や水門・陸閘等の耐震安定性を確保するため、施設の重要度や背後地の状況により必要に応じて補強対策・老朽化対策・液状化対策を図る。

3. 海岸侵食への対策

(1) 砂浜の保全・復元

養浜・離岸堤・突堤・人工リーフ（潜堤）等の設置などの手段を講じて砂浜の保全・復元を図る。また、施設の配置・規模については流砂系あるいはユニットの維持に配慮して決定することとする。
将来的な気候変動による影響等も考慮し、モニタリングにより砂浜の変動傾向を把握し、対策を実施する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。

(2) 施設の洗掘対策

侵食により発生する海岸堤防等の施設の洗掘に対しては、施設の安定性を確保するため、必要に応じて対策を図る。

4. 総合的な危機管理対策の推進

(1) 地域防災体制強化の推進

想定される高潮又は津波に対するハザードマップを作成すると共に、過去の災害等の経験を活かし、地域の現状に即した避難・誘導・情報伝達の仕組みとなる地域ネットワークを構築する。

現行計画	変更後
(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築 施設の老朽化に対し、維持管理費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。 また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。 津波等の災害時に水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化、統廃合等を行う。 (3) 危機管理対策の推進 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定するなどのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。 併せて、最大規模の高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCP の作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。 (4) 防災教育の推進 防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。	(2) 施設の適切な維持管理・運用体制の構築 施設の老朽化に対し、維持管理費の削減や平準化を図る予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な施設の維持管理や保全に努める。 また、より効果的な防災対策や新工法等の新たな技術導入に取り組み、海岸保全施設の質的な向上を図っていく。 津波等の災害時に水門、陸閘等の確実な閉鎖において、操作に従事する者の安全確保を最優先としつつ、閉鎖の確実性を向上させる効果的な管理運用体制の実現に取り組むとともに、必要に応じて、自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化、統廃合等を行う。 (3) 危機管理対策の推進 危機管理対策目標である最大規模の高潮や津波が発生した場合でも「命を守る」という考え方で、地域毎の特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、地方公共団体の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災対策を効果的・効率的に推進する。 具体的には、津波防災地域づくり法に基づき「津波浸水想定」の結果をもとに、県は「津波災害警戒区域」を設定し、市町村は「推進計画」の策定や津波・高潮ハザードマップ策定、地域防災計画の改定、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成をするなどのソフト面の対策を進めるとともに、県・市町村が避難路や避難施設の整備を行うなどのハード面の対策を推進していく。 併せて、最大クラスの高潮や津波が最悪条件下で発生した場合の被害を想定、共有し、国、地方公共団体、企業等が講じる事前の備え（BCP の作成支援）の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。 (4) 防災教育の推進 防災対策に対する地域住民の理解・積極的な参画を促すために、広報活動やイベントの開催などによる継続的な防災教育を推進する。 また、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法を周知する。気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供をし、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
86	1-93

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標

1. 対象地域

海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。

2. 整備・保全目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

3-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策



1. 広域的・総合的な取り組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

沿岸域における一体的・計画的な事業を推進するため、沿岸域の住民・海岸利用者・関連組織で情報・意識の共有が可能な仕組みづくりを行い、海岸環境の保全・継承に努める。

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

(1) 良好な自然環境の保全・復元

沿岸域における動植物の良好な生育・生息環境を確保するため、また自然の水質浄化機能を確保するためにも、外来生物対策も含め、関係機関が一体となって、干潟・砂浜・藻場・河口汽水域・なぎさ等の保全を図り復元に努める。

(2) 生物の生育・生息環境に配慮した海岸整備の推進

自然環境に対する適切な配慮をもって海岸保全施設の整備を進める。

(3) 水質・底質の改善

水質・底質の改善のため、関連組織が連携を図り、海洋汚染・漂着物・海洋投棄対策を推進し、流域全体での健全な水環境の形成に努める。

(4) 漂着流木等の対策

漂着流木やゴミ対策等について、国、県、市町村も含めた関係機関が連携して対策を進めていく。

また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めた海岸の美化活動等を推進していくとともに、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。

3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

3-3-1 海岸環境の整備及び保全の目標

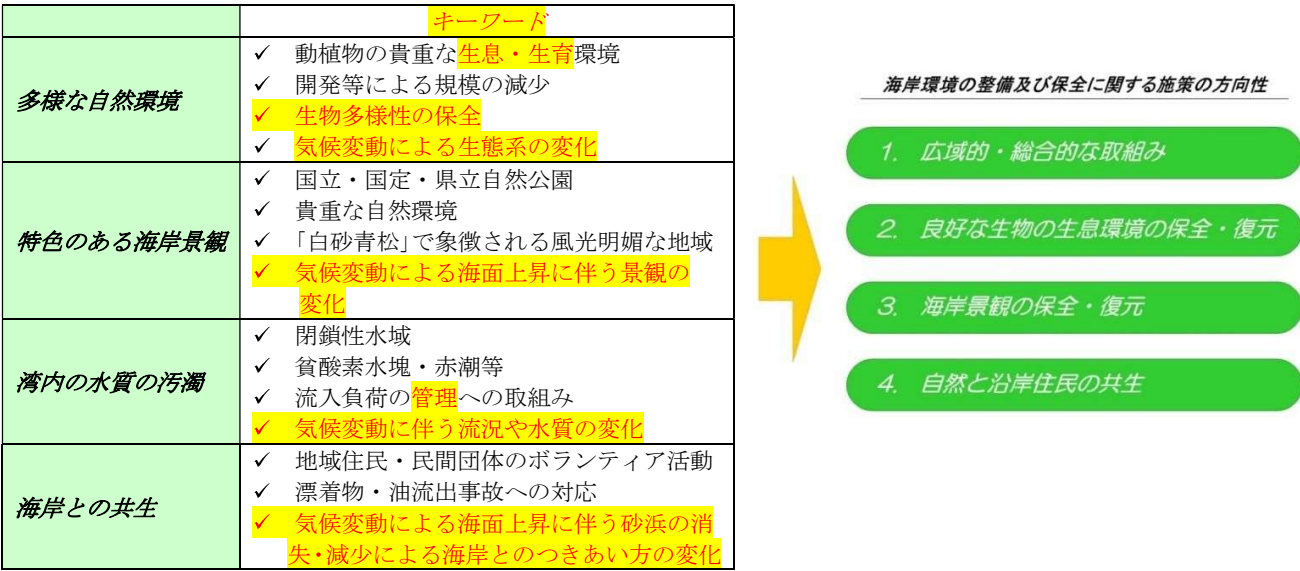
1. 対象地域

海岸環境を整備・保全すべき地域は、様々な生物が生育・生息する豊かで多様な海辺の自然環境や、名勝や自然公園等の風光明媚な海岸景観等が残っている地域、または海岸環境が著しく悪化している地域とする。

2. 整備・保全目標

沿岸域における自然環境が、質・量共に生物にとって十分良好な状態で維持されることを目指し、沿岸住民と海岸環境の共生のために広域的・総合的に取り組んでいくものとする。

3-3-2 海岸環境の整備及び保全の施策



1. 広域的・総合的な取り組み

(1) 一体的・計画的な事業の推進

沿岸域における一体的・計画的な事業を推進するため、沿岸域の住民・海岸利用者・関連組織で情報・意識の共有が可能な仕組みづくりを行い、海岸環境の保全・継承に努める。

2. 良好な生物・生息環境の保全・復元

(1) 良好な自然環境の保全・復元

沿岸域における動植物の良好な生育・生息環境を確保するため、また自然の水質浄化機能を確保するためにも、外来生物対策も含め、関係機関が一体となって、干潟・砂浜・藻場・河口汽水域・なぎさ等の保全を図り復元に努める。

(2) 生物の生育・生息環境に配慮した海岸整備の推進

海岸保全施設の整備に当たっては、生物の生育、生息環境の確保に努める。

(3) 水質・底質の改善

水質・底質の改善のため、関連組織が連携を図り、海洋汚染・漂着物・海洋投棄対策を推進し、流域全体での健全な水環境の形成に努める。豊かな海のための適正な栄養塩の管理を進める。

現行計画	変更後
3. 海岸景観の保全・復元 (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元 伊勢志摩国立公園・三河湾国定公園や南知多県立自然公園、渥美半島県立自然公園、白砂青松の砂浜など沿岸域の豊かな自然景観の保全を図り復元に努める。 (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備 優れた海岸景観を有する箇所では、その景観に調和した施設整備を図る。また、景観資源の活用のため、良好な景観までのアクセスや、海を一望できる眺望点の確保を考慮した海岸保全施設の整備を進める。 4. 自然と沿岸住民の共生 (1) 自然保護活動の推進 効果的で適確な環境保全活動を推進・支援し、沿岸域に関する情報の共有化を行い、協同して海岸利用者や地域住民に啓発・広報活動を進める。 (2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造 海岸共生意識の啓発のため、沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守るとともに、新たに生み出される文化の発展を支援する。	(4) 漂着流木等の対策 漂着流木やゴミ対策等について、国、県、市町村も含めた関係機関が連携して対策を進めていく。 また、地域住民のみならず海岸利用者等も含めた海岸の美化活動等を推進していくとともに、利用者へのマナー啓発やPR活動等を進める。 (5) 気候変動に伴う影響の把握 気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進していく。 (6) 生物多様性の保全 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」に則り、国立公園などの保護地域の保全と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の関係者と海岸管理者が協力し取り組むことによって生物多様性の保全を図っていく。 (7) ブルーカーボン創出の取組への連携 地球温暖化防止策として、二酸化炭素の新たな吸収源を確保するため、藻場・干潟の造成等により海の生物の作用で海中に炭素が取り込まれる「ブルーカーボン」の創出に向けた検討や取組に協力していく（「あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定版」（令和 4 年 12 月））。 3. 海岸景観の保全・復元 (1) 自然公園・砂浜や松林等、優れた海岸景観の保全・復元 伊勢志摩国立公園・三河湾国定公園や南知多県立自然公園、渥美半島県立自然公園、白砂青松の砂浜など沿岸域の豊かな自然景観の保全を図り復元に努める。 (2) 景観に配慮した海岸保全施設の整備 優れた海岸景観を有する箇所では、その景観に調和した施設整備を図る。また、景観資源の活用のため、良好な景観までのアクセスや、海を一望できる眺望点の確保を考慮した海岸保全施設の整備を進める。 4. 自然と沿岸住民の共生 (1) 自然保護活動の推進 効果的で適確な環境保全活動を推進・支援し、沿岸域に関する情報の共有化を行い、協同して海岸利用者や地域住民に啓発・広報活動を進める。 (2) 沿岸域の文化の保存・継承・創造 海岸共生意識の啓発のため、沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守るとともに、新たに生み出される文化の発展を支援する。

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標

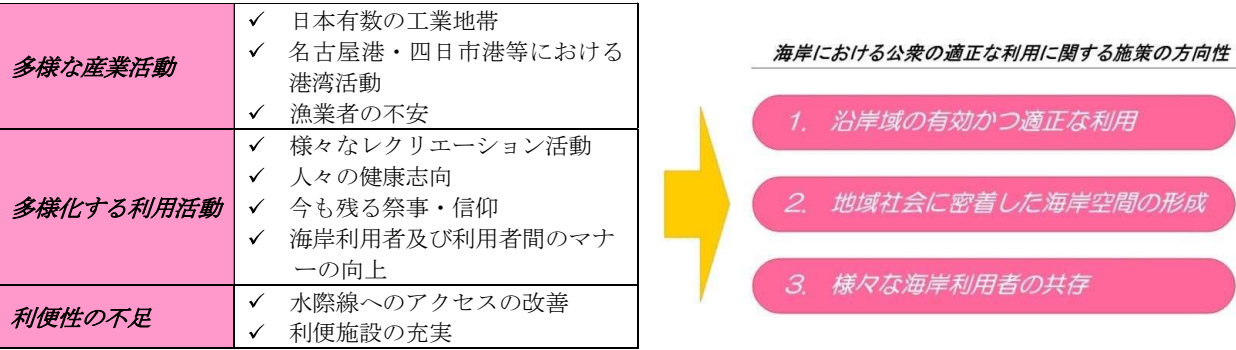
1. 対象地域

適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成、継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域とする。

2. 整備目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

3-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策



1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

(1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進

沿岸域の重要な経済活動である港湾・漁業活動の場として地域の発展に寄与するとともに、一般利用者のニーズに応じた賑わいのある親水空間を提供するなど、港湾・漁港・漁場の開発・利用との調整を図りながら、沿岸域の有効かつ適正な利用を図る。

(2) 多様なメディアによる海岸利用のPR

インターネットなど多様なメディアを用いて情報発信を行う。

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

(1) アクセスしやすい海岸の整備

沿岸域がより身近で親水性にあふれ、地域住民が気軽に利用することができるように、遊歩道・階段・スロープ等の整備や水際線の開放等により、海岸へのアクセスの向上を図る。

(2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用

沿岸域の各種施設の整備に際しては、あらゆる人々が利用可能であることを前提にした整備を行う。

(3) 地域文化の保存・継承・創造

沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守り、地域文化に調和した施設構造とする。また、海岸域にて新たに生み出される文化の発展を支援する。

(4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備

快適な海岸利用のために、トイレや駐車場等の利便設備の整備を行う。

3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

3-4-1 海岸における公衆の適正な利用の目標

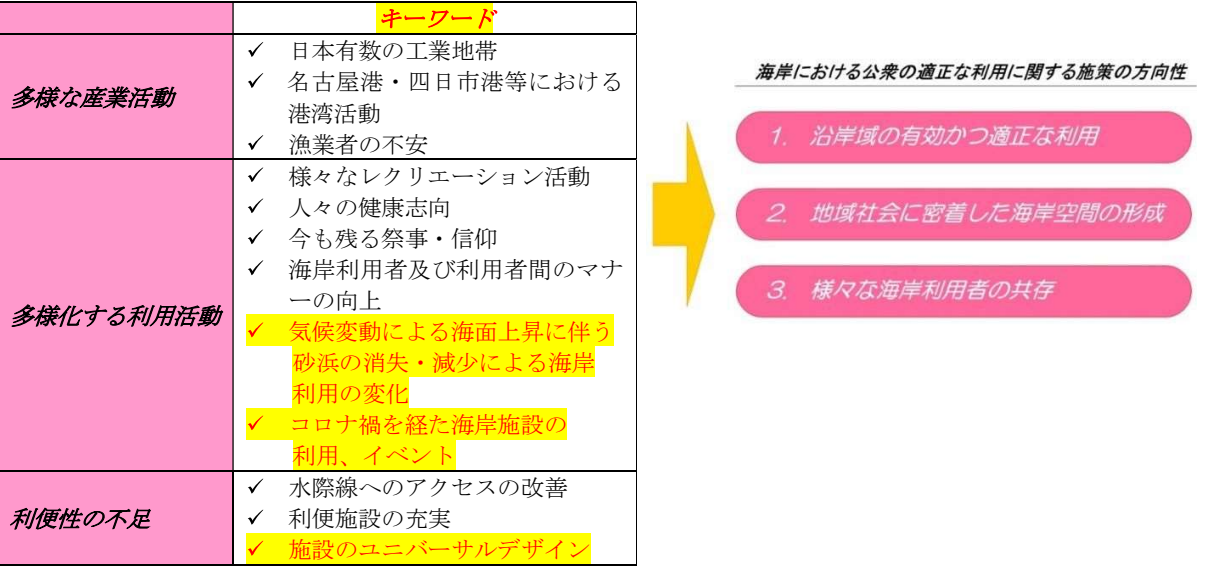
1. 対象地域

適正な利用を図るべき地域は、海洋性レクリエーション、体験学習、憩い、健康増進の場、さらには地域文化の形成、継承の場等として利用すべき地域や港湾、漁業活動等の社会基盤として利用すべき地域とする。

2. 整備目標

背後地の利用状況や利用者のニーズに配慮し、沿岸域の有効かつ適正な利用を目標として、海岸利用の快適性・利便性・有効性を高めるべく整備を行うこととする。

3-4-2 海岸における公衆の適正な利用の施策



1. 沿岸域の有効かつ適正な利用

(1) 港湾利用、漁港・漁場利用の促進

沿岸域の重要な経済活動である港湾・漁業活動の場として地域の発展に寄与するとともに、一般利用者のニーズに応じた賑わいのある親水空間を提供するなど、港湾・漁港・漁場の開発・利用との調整を図りながら、沿岸域の有効かつ適正な利用を図る。

(2) 多様なメディアによる海岸利用のPR

インターネットなど多様なメディアを用いて情報発信を行う。

2. 地域社会に密着した海岸空間の形成

(1) アクセスしやすい海岸の整備

沿岸域がより身近で親水性にあふれ、地域住民が気軽に利用することができるように、遊歩道・階段・スロープ等の整備や水際線の開放等により、海岸へのアクセスの向上を図る。

(2) 各種施設へのユニバーサルデザインの採用

沿岸域の各種施設の整備に際しては、あらゆる人々が利用可能であることを前提にした整備を行う。

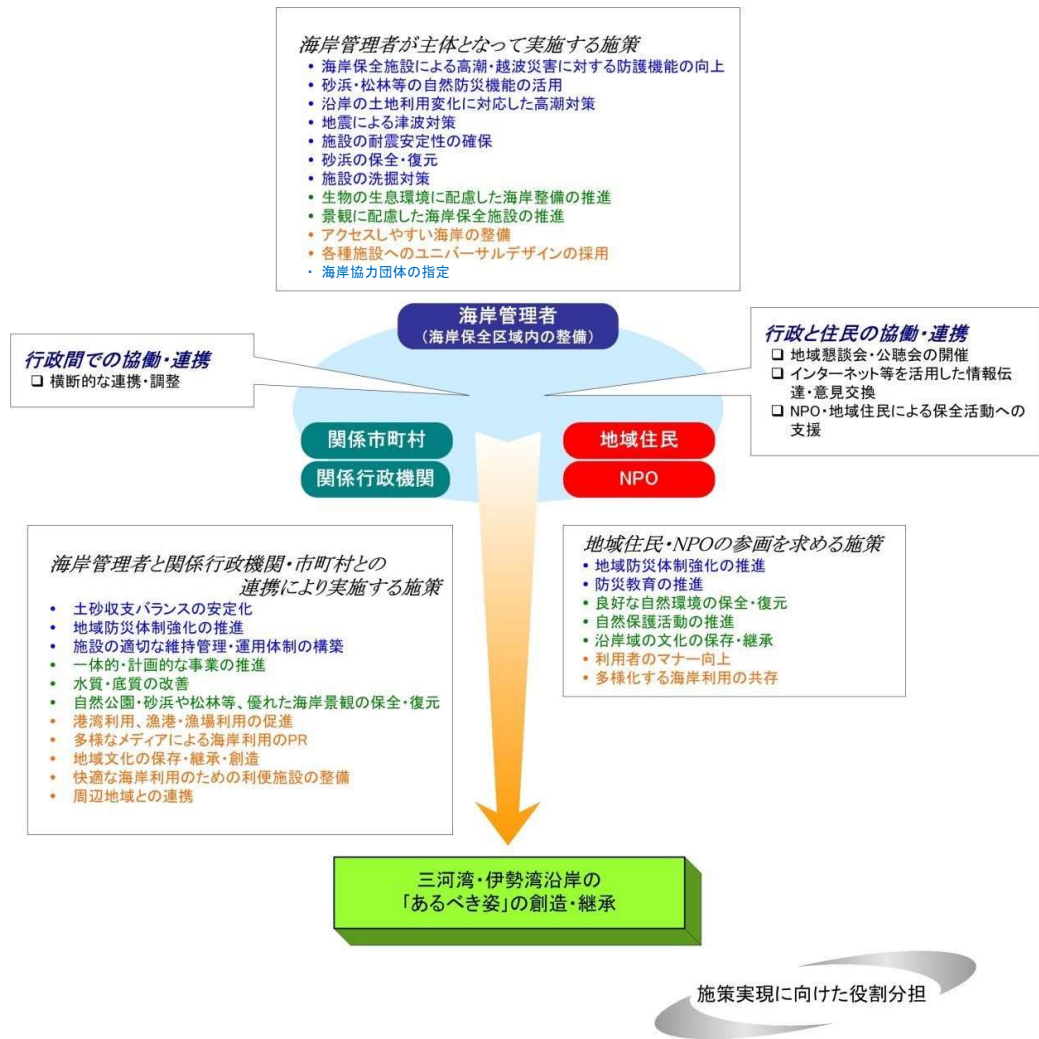
現行計画	変更後
(5) 周辺地域との連携 周辺の観光資源やレクリエーション活動と連携した海岸整備により地域活性化を支援する。また、教育文化、健康・福祉等、他施策の発現の場としての海岸空間の形成を支援する。 3. 様々な海岸利用者の共存 (1) 利用者のマナー向上 ゴミの投棄や、砂浜への車両の乗入れ等の抑制など、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動の推進を行う。 (2) 多様化する海岸利用の共存 多様化した各種活動間の調整・ルール作りを行い、港湾活動・漁業活動・レクリエーション活動等の共存を目指す。 90	(3) 地域文化の保存・継承・創造 沿岸域の名勝や史跡等の歴史・文化を守り、地域文化に調和した施設構造とする。また、海岸域にて新たに生み出される文化の発展を支援する。 (4) 快適な海岸利用のための利便設備の整備 快適な海岸利用のために、トイレや駐車場等の利便設備の整備を行う。 (5) 周辺地域との連携 周辺の観光資源やレクリエーション活動と連携した海岸整備により地域活性化を支援する。また、教育文化、健康・福祉等、他施策の発現の場としての海岸空間の形成を支援する。 3. 様々な海岸利用者の共存 (1) 利用者のマナー向上 ゴミの投棄や、砂浜への車両の乗入れ等の抑制など、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動の推進を行う。 (2) 多様化する海岸利用の共存 多様化した各種活動間の調整・ルール作りを行い、港湾活動・漁業活動・レクリエーション活動等の共存を目指す。 多様な主体による観光活動、レクリエーション活動、文化活動に対し、取組の連携、支援を行う。 1-97

3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて

3-5-1 施策実現に向けた役割分担

沿岸保全における基本理念・基本方針に基づき定められた「防護」「環境」「利用」のそれぞれの施策を実施するためには、海岸管理者を中心として関係市町村・関係行政機関、地域住民・NPO等による相互連携体制のもと、それぞれが適宜役割を果たすことが必要となってくる。

- 海岸管理者** : 災害から海岸および背後地の人命・資産を防護することを第一の目的とし、海岸の自然環境の保全と公衆の適正な利用の確保を念頭においた上で、各海岸保全区域の持つ特性に応じた整備と管理を行う。また、総合的な防護を図るべく関連組織への情報の提供等によりソフト対策への支援を行っていく。
- 関係行政機関・市町村** : 海岸管理者との連携を図りながら海岸整備を補完するためのソフト対策や背後地の整備等を行っていく。
- 地域住民・NPO** : 環境保全活動への参加や、海岸利用のマナー向上に努めることなどを通じて沿岸保全に積極的に取り組む。また、ソフト対策への協力や、海岸整備に対する地域の情報・意見の提供等により海岸管理者や関連組織と連携を図っていく。

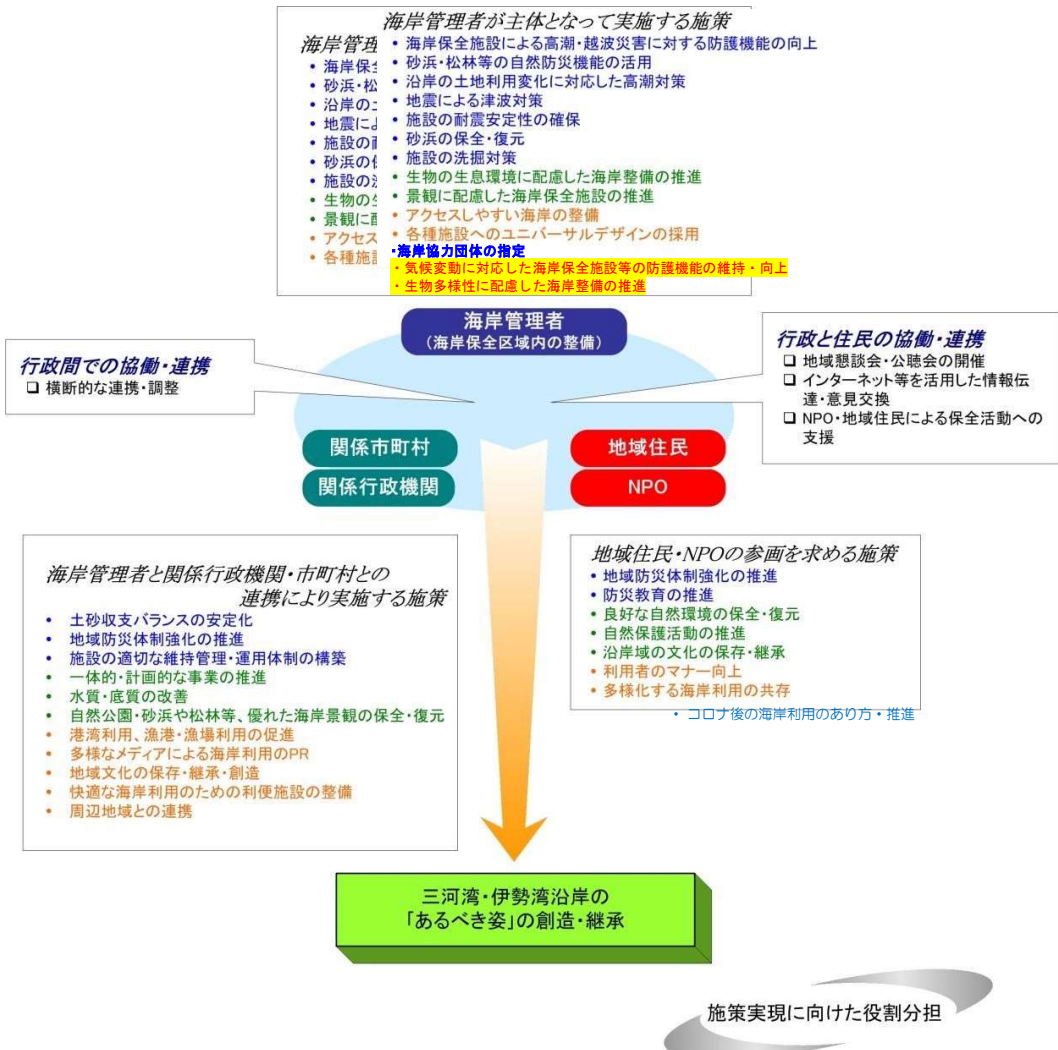


3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて

3-5-1 施策実現に向けた役割分担

沿岸保全における基本理念・基本方針に基づき定められた「防護」「環境」「利用」のそれぞれの施策を実施するためには、海岸管理者を中心として関係市町村・関係行政機関、地域住民・NPO等による相互連携体制のもと、それぞれが適宜役割を果たすことが必要となってくる。

- 海岸管理者** : 災害から海岸および背後地の人命・資産を防護することを第一の目的とし、海岸の自然環境の保全と公衆の適正な利用の確保を念頭においた上で、各海岸保全区域の持つ特性に応じた整備と管理を行う。また、総合的な防護を図るべく関連組織への情報の提供等によりソフト対策への支援を行っていく。
- 関係行政機関・市町村** : 海岸管理者との連携を図りながら海岸整備を補完するためのソフト対策や背後地の整備等を行っていく。
- 地域住民・NPO** : 環境保全活動への参加や、海岸利用のマナー向上に努めることなどを通じて沿岸保全に積極的に取り組む。また、ソフト対策への協力や、海岸整備に対する地域の情報・意見の提供等により海岸管理者や関連組織と連携を図っていく。



3-5-2 海岸管理者による海岸保全の取組み

海岸管理者は、各海岸保全区域の保全を行うにあたって、その地域の特性と役割を十分に勘案し、「防護」「環境」「利用」の基本方向を総合的に満足することを前提に施策を実行し、地域との合意形成を図りながら海岸保全に取り組む。

(1) 防護面の基本方向

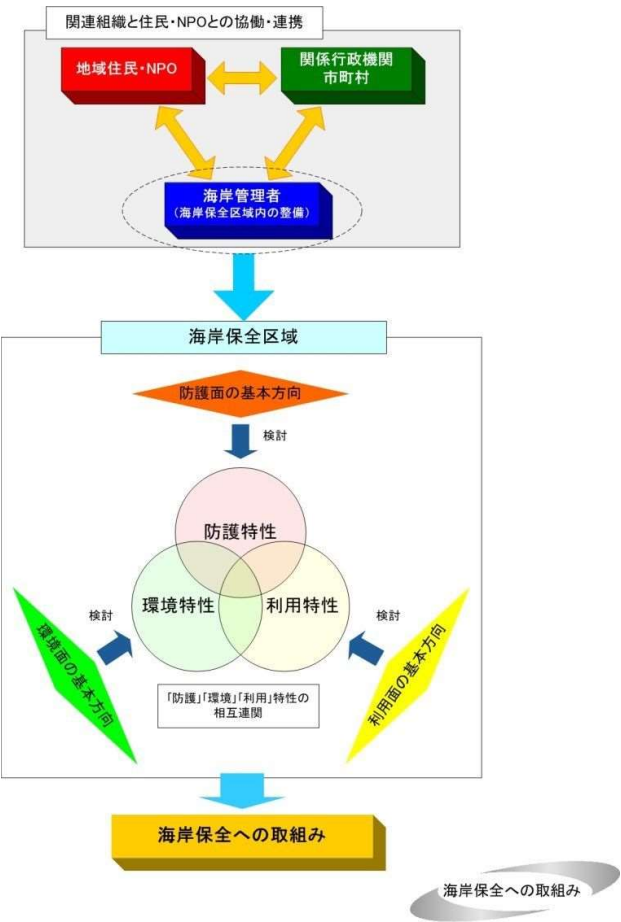
海岸の防護機能の維持・向上のため、自然の持つ防災機能の活用や、新技術・IT活用などにより、災害に粘り強く、耐久性・機能性に優れた海岸保全施設の整備を図るとともに、併せて防災ソフト対策を充実させることにより、住民の安全を確保する。

(2) 環境面の基本方向

伊勢湾流域での健全な水環境の形成を図るため、広域的・総合的な取組みと連携し、海岸では海岸環境に影響を及ぼす行為をできるだけ回避する。また、砂浜・干潟や松林などの良好な自然環境や海岸景観の保全および復元により、豊かな生態系づくりや自然の持つ浄化機能の回復に努める。さらに、海岸清掃やマナー向上に向けた啓発活動の推進により、良好な海岸環境を維持する。

(3) 利用面の基本方向

交流・学習・健康づくり・漁業・レクリエーション・産業等の多様な活動の場として、海岸の有効かつ適正な利用の促進により、地域の発展に寄与するとともに、人々の安らぎの場を提供する。また、住民の「海」への郷愁を大切にし、歴史や文化を保存・継承するとともに、新たな文化の創造を支援する。



3-5-2 海岸管理者による海岸保全の取組み

海岸管理者は、各海岸保全区域の保全を行うにあたって、その地域の特性と役割を十分に勘案し、「防護」「環境」「利用」の基本方向を総合的に満足することを前提に施策を実行し、地域との合意形成を図りながら海岸保全に取り組む。

(1) 防護面の基本方向

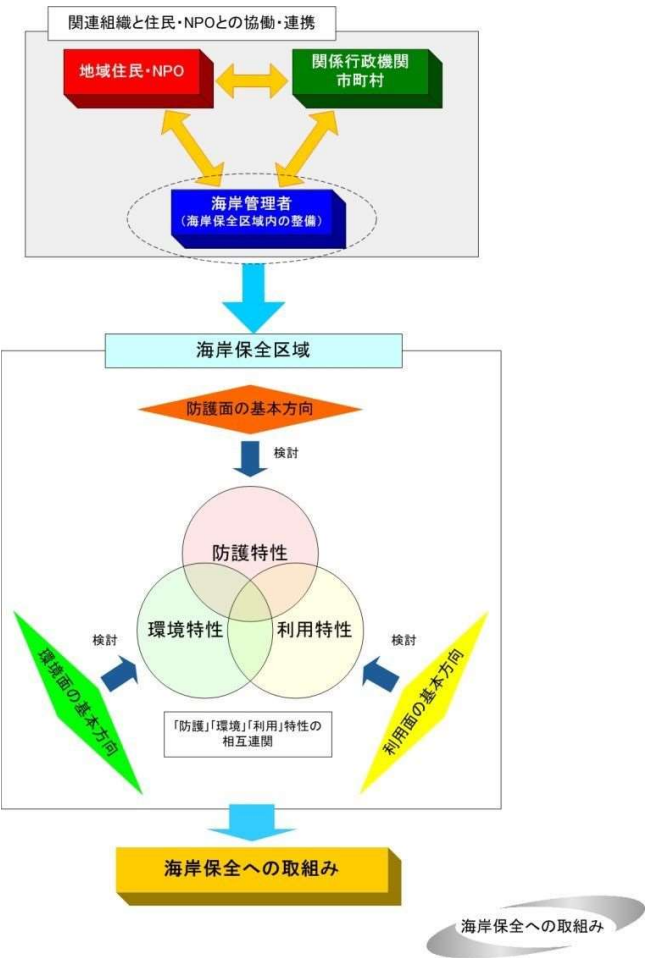
海岸の防護機能の維持・向上のため、自然の持つ防災機能の活用や、新技術・IT活用などにより、災害に粘り強く、耐久性・機能性に優れた海岸保全施設の整備を図るとともに、併せて防災ソフト対策を充実させることにより、住民の安全を確保する。

(2) 環境面の基本方向

伊勢湾流域での健全な水環境の形成を図るため、広域的・総合的な取組みと連携し、海岸では海岸環境に影響を及ぼす行為をできるだけ回避する。また、砂浜・干潟や松林などの良好な自然環境や海岸景観の保全および復元により、豊かな生態系づくりや自然の持つ浄化機能の回復に努める。さらに、海岸清掃やマナー向上に向けた啓発活動の推進により、良好な海岸環境を維持する。

(3) 利用面の基本方向

交流・学習・健康づくり・漁業・レクリエーション・産業等の多様な活動の場として、海岸の有効かつ適正な利用の促進により、地域の発展に寄与するとともに、人々の安らぎの場を提供する。また、住民の「海」への郷愁を大切にし、歴史や文化を保存・継承するとともに、新たな文化の創造を支援する。



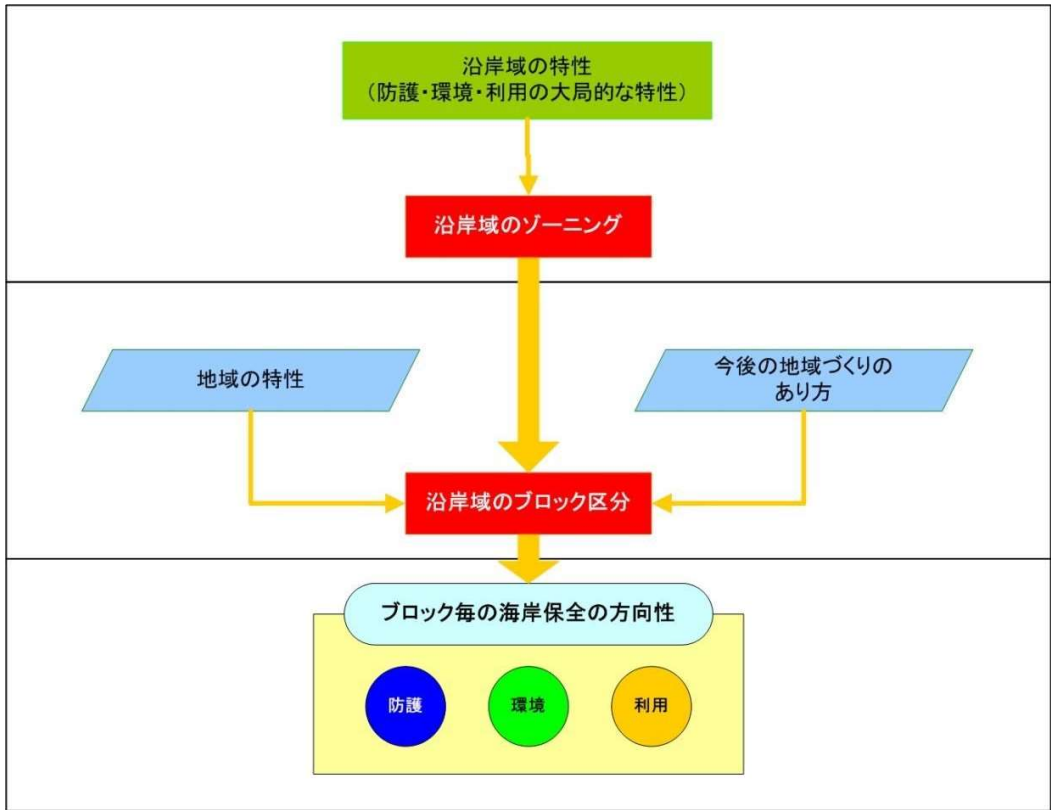
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性

三河湾・伊勢湾沿岸域は、地域の自然条件や利用条件等によって様々な特性が育まれている。
ここで、地域の特性に応じつつバランスの取れたプランを策定するために、沿岸域を地域特性に応じていくつかのブロックに区分し、各ブロックにおける海岸保全の方向性を見据えた上で施策を実施することが必要となる。
そこで、下記の手順により沿岸域のブロック区分を行い、それぞれの方向性を設定するものとする。

沿岸域のゾーニング
ブロック区分の前段階として、沿岸域全体の現況特性から「高度利用ゾーン」、「自然利用ゾーン」の2つのゾーンに区分し、沿岸域の中で海岸の担う役割を設定する。

各ゾーンのブロック区分
分割されたゾーンを地域の特性と今後の地域づくりのあり方に応じてさらに細分化し、ブロック区分を行う。

ブロック毎の海岸保全の方向性
ブロック毎の課題を抽出し、各ブロックにおける海岸保全の方向性を決定する。



沿岸保全の方向性の設定方法

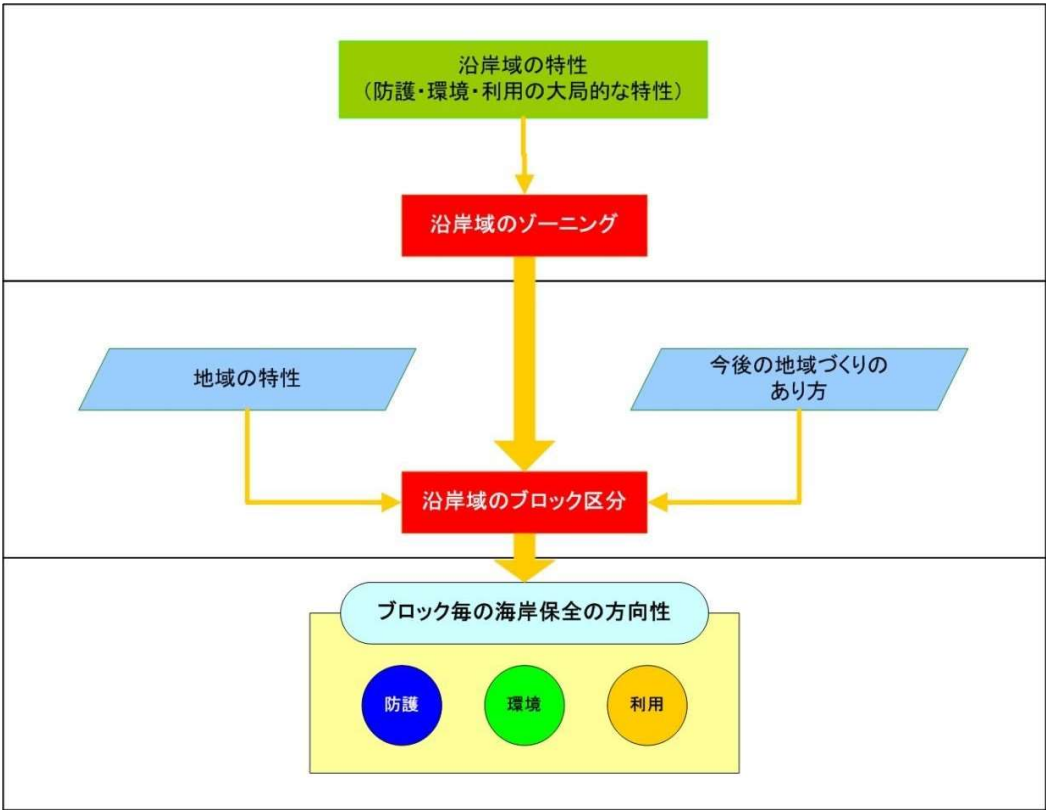
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性

三河湾・伊勢湾沿岸域は、地域の自然条件や利用条件等によって様々な特性が育まれている。
ここで、地域の特性に応じつつバランスの取れたプランを策定するために、沿岸域を地域特性に応じていくつかのブロックに区分し、各ブロックにおける海岸保全の方向性を見据えた上で施策を実施することが必要となる。
そこで、下記の手順により沿岸域のブロック区分を行い、それぞれの方向性を設定するものとする。

沿岸域のゾーニング
ブロック区分の前段階として、沿岸域全体の現況特性から「高度利用ゾーン」、「自然利用ゾーン」の2つのゾーンに区分し、沿岸域の中で海岸の担う役割を設定する。

各ゾーンのブロック区分
分割されたゾーンを地域の特性と今後の地域づくりのあり方に応じてさらに細分化し、ブロック区分を行う。

ブロック毎の海岸保全の方向性
ブロック毎の課題を抽出し、各ブロックにおける海岸保全の方向性を決定する。



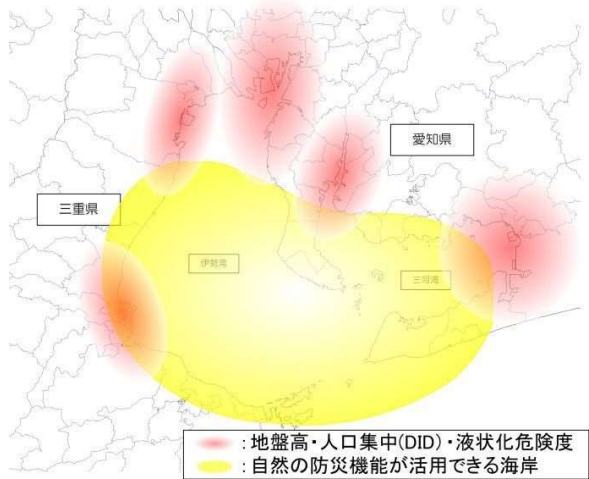
沿岸保全の方向性の設定方法

3-6-1 沿岸域のゾーニング

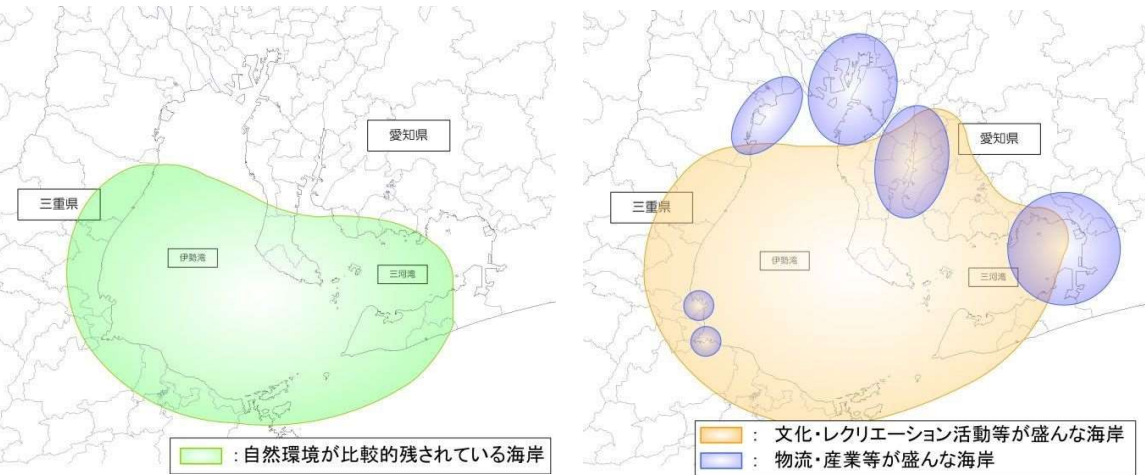
沿岸域において現在の海岸の担っている役割を設定するためにゾーニングを行う。ゾーニングは沿岸域の現況を「防護」「環境」「利用」の現況特性を大局的に把握して設定する。

■ 沿岸域のゾーニングの際に考慮する指標

特性	視点	指標
「防護」特性	自然の防災機能が活用できる海岸	海岸地形（砂浜等）
	地盤高・人口集中(DID)・液状化危険度	－
「環境」特性	自然環境が比較的残されている海岸	海岸地形・動植物
「利用」特性	文化・レクリエーション活動が盛んな海岸	マリンスポーツ・海水浴・祭事等
	物流・産業等が盛んな海岸	港湾区域や背後の産業基盤（工場等）



防護特性からみた沿岸域



環境特性からみた沿岸域

利用特性からみた沿岸域

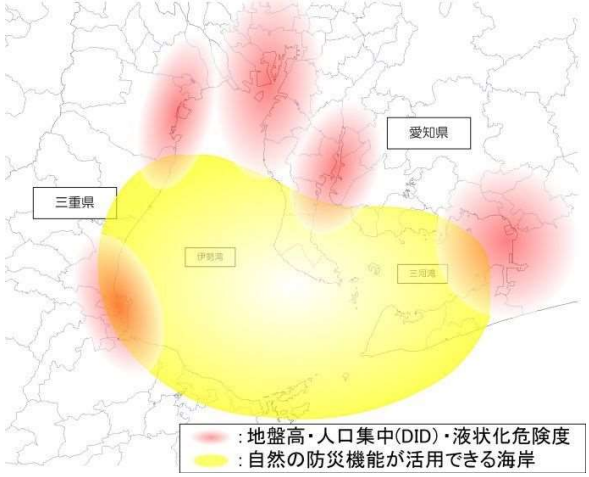
上記の各特性を総合的に判断すると、
湾奥部：港湾を中心として物流・産業の拠点が集積している地域
湾中部・湾口部：海岸の自然環境が比較的残されており、文化活動・レクリエーション活動等が盛んな地域
となるため、沿岸域において現在の海岸の担っている役割を整理して2つのゾーンに区分する。

3-6-1 沿岸域のゾーニング

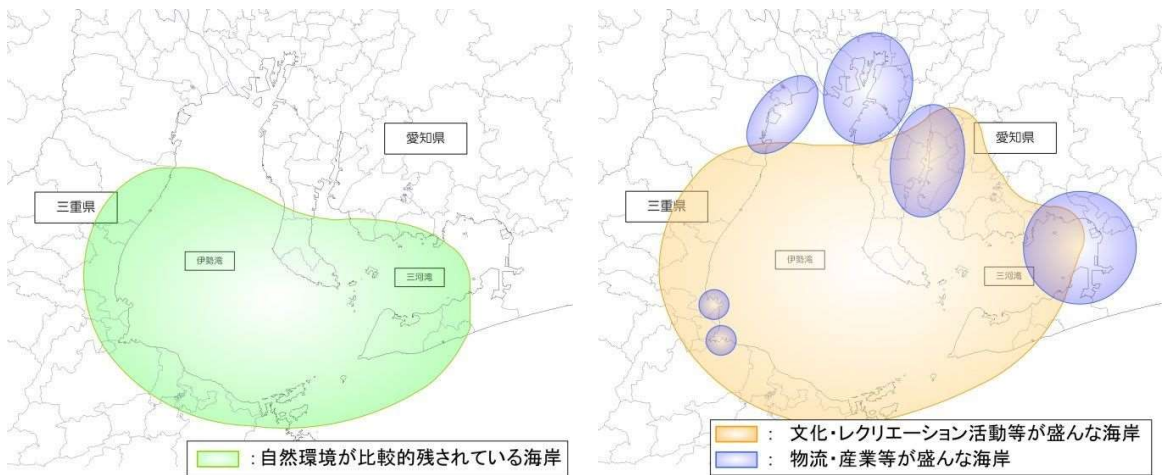
沿岸域において現在の海岸の担っている役割を設定するためにゾーニングを行う。ゾーニングは沿岸域の現況を「防護」「環境」「利用」の現況特性を大局的に把握して設定する。

■ 沿岸域のゾーニングの際に考慮する指標

特性	視点	指標
「防護」特性	自然の防災機能が活用できる海岸	海岸地形（砂浜等）
	地盤高・人口集中(DID)・液状化危険度	－
「環境」特性	自然環境が比較的残されている海岸	海岸地形・動植物
「利用」特性	文化・レクリエーション活動が盛んな海岸	マリンスポーツ・海水浴・祭事等
	物流・産業等が盛んな海岸	港湾区域や背後の産業基盤（工場等）



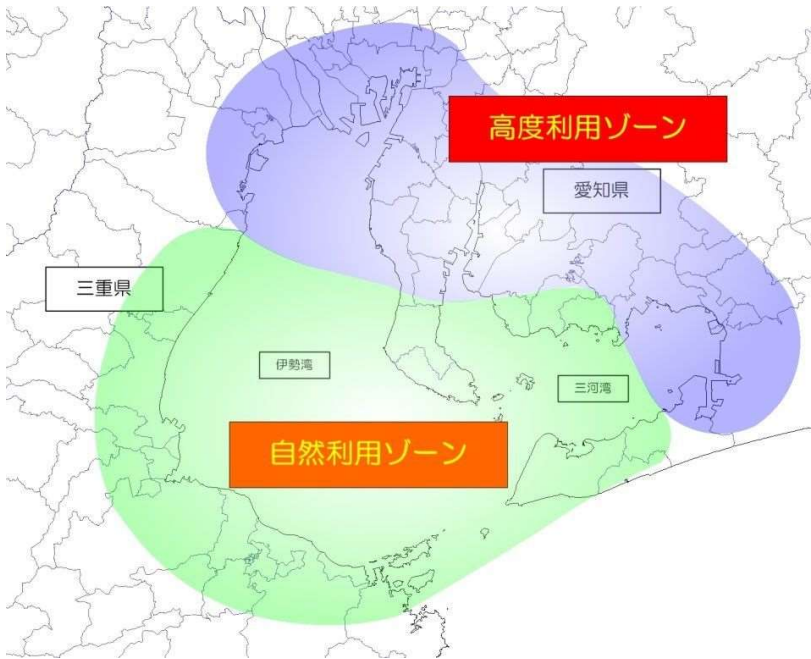
防護特性からみた沿岸域



環境特性からみた沿岸域

利用特性からみた沿岸域

上記の各特性を総合的に判断すると、
湾奥部：港湾を中心として物流・産業の拠点が集積している地域
湾中部・湾口部：海岸の自然環境が比較的残されており、文化活動・レクリエーション活動等が盛んな地域
となるため、沿岸域において現在の海岸の担っている役割を整理して2つのゾーンに区分する。



高度利用ゾーン

高度な生産・物流・交流機能など、多面的な利用が行われている海岸が連なっているゾーン （三河湾・伊勢湾沿岸域の産業を支える基盤としての役割を担う海岸）	
防護	湾奥部地形やゼロメートル地帯、人口や産業の集積がみられるなど、それらに対応した防災機能が要求される地域である。
環境	開発等による自然環境への影響が見られる地域である。今後はわずかに残された自然環境をまもり、また、新たな自然環境を創出する試みも必要となってくる。
利用	港湾が中心となり、産業・技術の中核としての発展が期待される地域である。また、都市の中の親水空間としての役割も担っていくことが望まれる。

自然利用ゾーン

沿岸域を特徴付ける優れた自然環境が残されている海岸が連なっているゾーン （三河湾・伊勢湾沿岸域にとって貴重な環境資源となる海岸）	
防護	砂浜などが残されていて、それらを自然の防災機能として活用した海岸防護が可能となる地域が広がる。また、多くの人口・資産を抱えている地域もある。
環境	砂浜や干潟等の貴重な自然環境が残されていて、多様な動植物が生息・生育している地域である。こうした自然環境を継承していくための取組みが必要となる。
利用	自然環境の中での文化活動・レクリエーション活動等が盛んな地域である。今後は利用の場を与えてくれる環境を大切にすると共に、快適かつ効率的な海岸利用を目指す必要がある。



高度利用ゾーン

高度な生産・物流・交流機能など、多面的な利用が行われている海岸が連なっているゾーン （三河湾・伊勢湾沿岸域の産業を支える基盤としての役割を担う海岸）	
防護	湾奥部地形やゼロメートル地帯、人口や産業の集積がみられるなど、それらに対応した防災機能が要求される地域である。
環境	開発等による自然環境への影響が見られる地域である。今後はわずかに残された自然環境をまもり、また、新たな自然環境を創出する試みも必要となってくる。
利用	港湾が中心となり、産業・技術の中核としての発展が期待される地域である。また、都市の中の親水空間としての役割も担っていくことが望まれる。

自然利用ゾーン

沿岸域を特徴付ける優れた自然環境が残されている海岸が連なっているゾーン （三河湾・伊勢湾沿岸域にとって貴重な環境資源となる海岸）	
防護	砂浜などが残されていて、それらを自然の防災機能として活用した海岸防護が可能となる地域が広がる。また、多くの人口・資産を抱えている地域もある。
環境	砂浜や干潟等の貴重な自然環境が残されていて、多様な動植物が生息・生育している地域である。こうした自然環境を継承していくための取組みが必要となる。
利用	自然環境の中での文化活動・レクリエーション活動等が盛んな地域である。今後は利用の場を与えてくれる環境を大切にすると共に、快適かつ効率的な海岸利用を目指す必要がある。

3-6-2 各ゾーンのブロック区分

三河湾・伊勢湾沿岸を2分したゾーニング（「高度利用ゾーン」「自然利用ゾーン」）を踏まえ、さらに地域特性に応じて細分化し、ブロック区分を行う。

ここで、前項のゾーニングは現況を大局的に判断しているが、ブロック区分においては、地域を特徴付ける指標として、以下の項目を整理することによりブロックを区分し、さらにはブロック毎の海岸保全の方向性を決定していく。

■ 地域を特徴付ける指標

指標	判断基準
海岸地形	海岸地形（人工海岸・半自然海岸・自然海岸）
人口の集積	DID 地区
地盤高	朔望平均満潮位以下の地域
港湾区域	港湾区域（国際拠点港湾、重要港湾）
背後地の土地利用	工業地や住宅地・農地
文化・レクリエーション活動	海水浴・潮干狩・海浜緑地・祭事等
まちづくり	愛知県：「あいちビジョン 2020」 三重県：「みえ県民力ビジョン」

3-6-2 各ゾーンのブロック区分

三河湾・伊勢湾沿岸を2分したゾーニング（「高度利用ゾーン」「自然利用ゾーン」）を踏まえ、さらに地域特性に応じて細分化し、ブロック区分を行う。

ここで、前項のゾーニングは現況を大局的に判断しているが、ブロック区分においては、地域を特徴付ける指標として、以下の項目を整理することによりブロックを区分し、さらにはブロック毎の海岸保全の方向性を決定していく。

■ 地域を特徴付ける指標

指標	判断基準
海岸地形	海岸地形（人工海岸・半自然海岸・自然海岸）
人口の集積	DID 地区
地盤高	朔望平均満潮位以下の地域
港湾区域	港湾区域（国際拠点港湾、重要港湾）
背後地の土地利用	工業地や住宅地・農地
文化・レクリエーション活動	海水浴・潮干狩・海浜緑地・祭事等
まちづくり	愛知県：「あいちビジョン 2030」 三重県：「みえ県民力ビジョン」

現行計画

沿岸域の特性要因図

	市町村名	海岸部の 地形	地盤高	人口の集積 (人口集中地区)	港湾区域 (特定重要・重要)	背後の主な 土地利用	文化・ レジャー活動	まちづくり	ゾーニング	ブロック区分
愛知県	田原市					農地	海水浴 潮干狩	東三河地域	自然利用ゾーン	渥美 ブロック
	豊橋市				三河港	工場・住宅地		あいちビジョン 2020	高度利用ゾーン	三河港 ブロック
	豊川市					住宅地	海浜緑地 祭事			
	蒲郡市						人工海浜			
	西尾市					農地・住宅地	観光地 海水浴 潮干狩	西三河地域	自然利用ゾーン	蒲郡・西尾 ブロック
	佐久島							あいちビジョン 2020		
	碧南市					海浜緑地				
	高浜市				衣浦港	工業地 住宅地 農地			高度利用ゾーン	衣浦港 ブロック
	刈谷市						祭り			
	東浦町									
	半田市									
	武豊町									
	美浜町									
	南知多町					住宅地 農地	観光地 海水浴 潮干狩 祭事	尾張地域	自然利用ゾーン	知多 ブロック
	稲沢市							あいちビジョン 2020		
	常滑市					海水浴・潮干狩 人工海浜				
	知多市				名古屋港	工業地 住宅地	海浜緑地		高度利用ゾーン	名古屋港 ・常滑港 ブロック
	東海市									
	名古屋市									
	豊島村									
	弥富市					住宅地				
三重県	木曽岬町					農地				
	桑名市						海水浴・潮干狩			
	川越町						海水浴			
	四日市市				四日市港	工業地	祭事等		高度利用ゾーン	桑名・四日市 ブロック
							祭事等			
	鈴鹿市				千代崎港	住宅地	海水浴・潮干狩	みえ県民力 ビジョン		
	津市						祭事等			鈴鹿・津 ブロック
					津松阪港	工業地	海水浴・潮干狩			
						工業地	海水浴・潮干狩			
	松阪市					農地	海水浴・潮干狩			松阪・伊勢 ブロック
	明和町						祭事等			
	伊勢市				宇治山田港	住宅地	海水浴・潮干狩			
							祭事等			

海岸部の地形	
	人工海岸
	半自然海岸
	自然海岸
人口の集積	
	D1D地区
地盤高	
	T P+1.0m以下

変更後

沿岸域の特性要因図

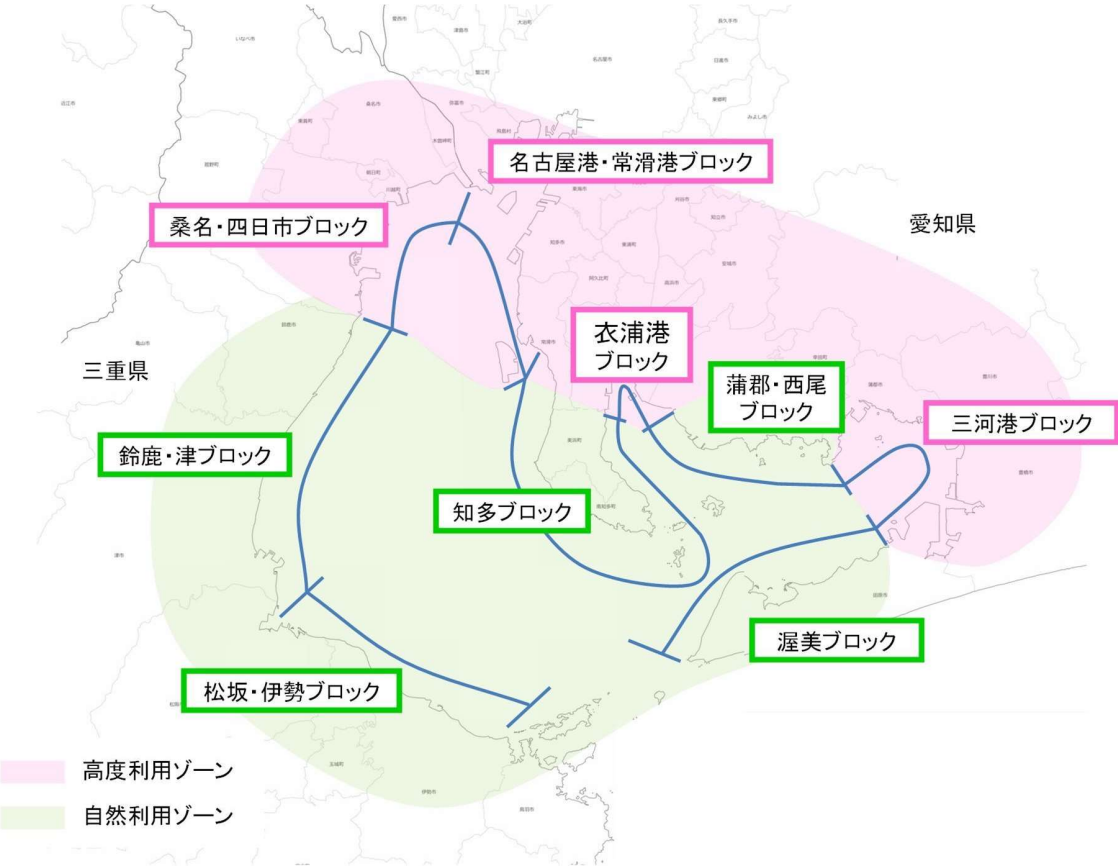
	市町村名	海岸部の 地形	地盤高	人口の集積 (人口集中地区)	港湾区域 (特定重要・重要)	背後の主な 土地利用	文化・ レジャー活動	まちづくり	ゾーニング	ブロック区分
愛知県	田原市					農地	海水浴 潮干狩	東三河地域	自然利用ゾーン	渥美 ブロック
	豊橋市				三河港	工場・住宅地		あいちビジョン 2020	高度利用ゾーン	三河港 ブロック
	豊川市					住宅地	海浜緑地 祭事			
	蒲郡市						人工海浜			
	西尾市					農地・住宅地	観光地 海水浴 潮干狩	西三河地域	自然利用ゾーン	蒲郡・西尾 ブロック
	佐久島							あいちビジョン 2020		
	碧南市					海浜緑地				
	高浜市				衣浦港	工業地 住宅地 農地			高度利用ゾーン	衣浦港 ブロック
	刈谷市						祭り			
	東浦町									
	半田市									
	武豊町									
	美浜町									
	南知多町					住宅地 農地	観光地 海水浴 潮干狩 祭事	尾張地域	自然利用ゾーン	知多 ブロック
	稲沢市							あいちビジョン 2020		
	常滑市					海水浴・潮干狩 人工海浜				
	知多市				名古屋港	工業地 住宅地	海浜緑地		高度利用ゾーン	名古屋港 ・常滑港 ブロック
	東海市									
	名古屋市									
	豊島村					住宅地				
	弥富市									
三重県	木曽岬町					農地				
	桑名市						海水浴・潮干狩			
	川越町						海水浴			
	四日市市				四日市港	工業地	祭事等		高度利用ゾーン	桑名・四日市 ブロック
							祭事等			
	鈴鹿市				千代崎港	住宅地	海水浴・潮干狩	みえ県民力 ビジョン		
	津市						祭事等			鈴鹿・津 ブロック
					津松阪港	工業地	海水浴・潮干狩			
						工業地	海水浴・潮干狩			
	松阪市					農地	海水浴・潮干狩			松阪・伊勢 ブロック
	明和町						祭事等			
	伊勢市				宇治山田港	住宅地	海水浴・潮干狩			
							祭事等			

海岸部の地形	
	人工海岸
	半自然海岸
	自然海岸
人口の集積	
	D1D地区
地盤高	
	T P+1.0m以下

上記の指標をもとに、それぞれのゾーンの中でブロック区分を次の様に行う。

高度利用ゾーン：三河湾・伊勢湾沿岸の生産・物流・交流機能は主に港湾を拠点として形成されているため、ゾーン内に配置されている名古屋港・四日市港・衣浦港・三河港の4つの港湾を中心としたブロックを設定する。（4ブロック）

自然利用ゾーン：ゾーン内において、位置的条件等の地域特性を考慮してブロックを設定する。（5ブロック）

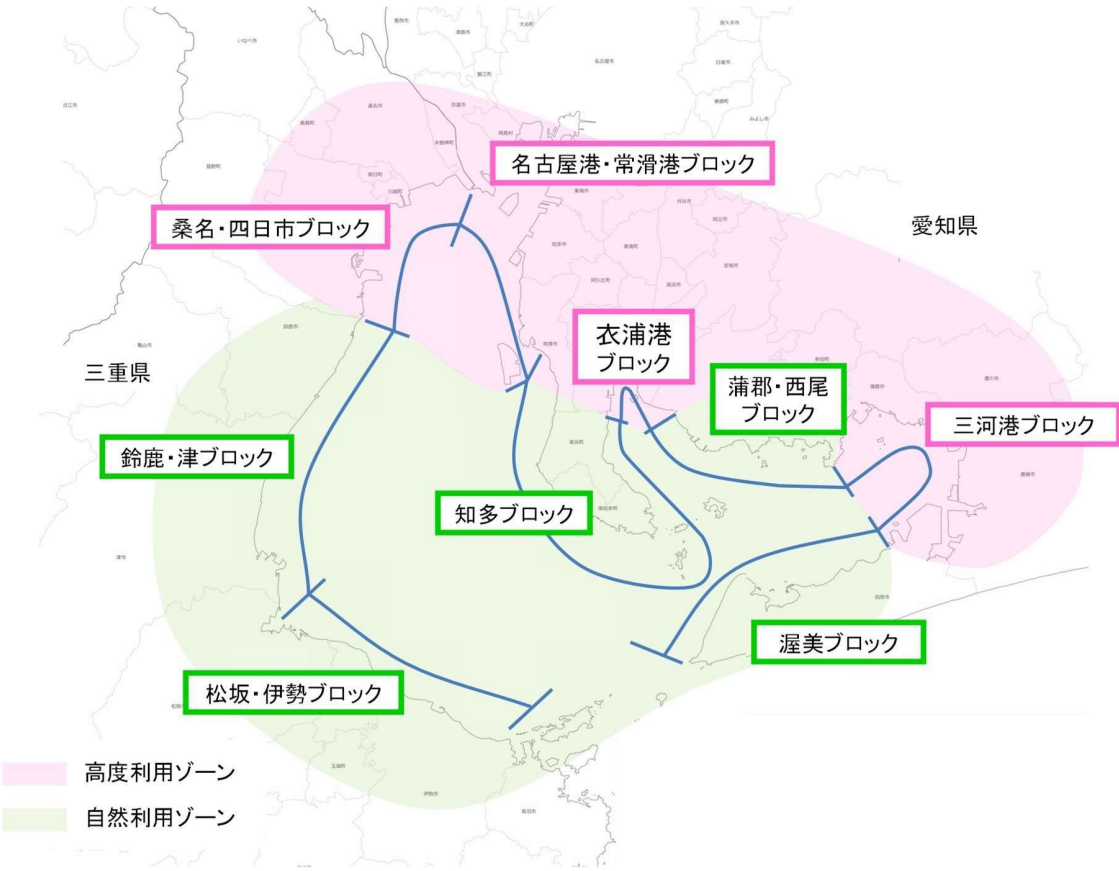


高度利用ゾーン	三河港ブロック	愛知県蒲郡市西部～田原市北部の沿岸域
	衣浦港ブロック	愛知県美浜町北部～西尾市西部の沿岸域
	名古屋港・常滑港ブロック	愛知県弥富市～常滑市西部の沿岸域
	桑名・四日市ブロック	三重県木曽岬町～四日市市の沿岸域
自然利用ゾーン	渥美ブロック	愛知県田原市北部～田原市伊良湖岬の沿岸域
	蒲郡・西尾ブロック	愛知県西尾市西部～蒲郡市西部の沿岸域
	知多ブロック	愛知県常滑市・美浜町・南知多町の沿岸域
	鈴鹿・津ブロック	三重県鈴鹿市～津市の沿岸域
	松阪・伊勢ブロック	三重県松阪市～伊勢市の沿岸域

上記の指標をもとに、それぞれのゾーンの中でブロック区分を次の様に行う。

高度利用ゾーン：三河湾・伊勢湾沿岸の生産・物流・交流機能は主に港湾を拠点として形成されているため、ゾーン内に配置されている名古屋港・四日市港・衣浦港・三河港の4つの港湾を中心としたブロックを設定する。（4ブロック）

自然利用ゾーン：ゾーン内において、位置的条件等の地域特性を考慮してブロックを設定する。（5ブロック）



高度利用ゾーン	三河港ブロック	愛知県蒲郡市西部～田原市北部の沿岸域
	衣浦港ブロック	愛知県美浜町北部～西尾市西部の沿岸域
	名古屋港・常滑港ブロック	愛知県弥富市～常滑市西部の沿岸域
	桑名・四日市ブロック	三重県木曽岬町～四日市市の沿岸域
自然利用ゾーン	渥美ブロック	愛知県田原市北部～田原市伊良湖岬の沿岸域
	蒲郡・西尾ブロック	愛知県西尾市西部～蒲郡市西部の沿岸域
	知多ブロック	愛知県常滑市・美浜町・南知多町の沿岸域
	鈴鹿・津ブロック	三重県鈴鹿市～津市の沿岸域
	松阪・伊勢ブロック	三重県松阪市～伊勢市の沿岸域

3-6-3 ブロック毎の海岸保全の方向性と施策

前項にて設定されたブロック毎に、課題を抽出して海岸保全の方向性および施策を決定する。

三河港ブロック（高度利用ゾーン） 対象範囲：愛知県蒲郡市西部～田原市北部の沿岸

三河港ブロックは、物流・産業、レクリエーションの利用空間と、干潟などの優れた自然環境空間を併せ持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 干潟をはじめとする残された自然環境 ■ 人工的な景観 ■ 生態系を脅かす外来種の侵入	■ 物流・産業の活動拠点 ■ 活発な海洋性レクリエーション ■ パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

三河港ブロックの方向性
港湾における開発・利用との調和を図りながら、海岸の防護機能確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。併せて、施設整備においては、良好な自然環境の保全に努め、豊かな生態系の確保を目指す。
また、マリンリゾートをエンジョイできる海のまちづくりを支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「港湾の開発・利用との調和した海岸の防護を図る」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 防護ラインの見直し	「豊かな生態系づくりと自然浄化機能の向上を目指す」 ■ 干潟の保全 ■ 海岸保全施設の環境配慮 ■ 環境保全活動の推進	「マリン文化のメッカ形成」 ■ 港湾施設と調和した施設整備 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ マナー向上に向けた啓蒙活動の促進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 海岸施設の親水性向上



三河港海岸豊橋地区



三河港全景



三河港海岸大塚地区
（大塚海浜緑地とラグーナ蒲郡）

3-6-3 ブロック毎の海岸保全の方向性と施策

前項にて設定されたブロック毎に、課題を抽出して海岸保全の方向性および施策を決定する。

三河港ブロック（高度利用ゾーン） 対象範囲：愛知県蒲郡市西部～田原市北部の沿岸

三河港ブロックは、物流・産業、レクリエーションの利用空間と、干潟などの優れた自然環境空間を併せ持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 干潟をはじめとする残された自然環境 ■ 人工的な景観 ■ 生態系を脅かす外来種の侵入	■ 物流・産業の活動拠点 ■ 活発な海洋性レクリエーション ■ パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

三河港ブロックの方向性
港湾における開発・利用との調和を図りながら、海岸の防護機能確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。併せて、施設整備においては、良好な自然環境の保全に努め、豊かな生態系の確保を目指す。
また、マリンリゾートをエンジョイできる海のまちづくりを支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「港湾の開発・利用との調和した海岸の防護を図る」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 防護ラインの見直し	「豊かな生態系づくりと自然浄化機能の向上を目指す」 ■ 干潟の保全 ■ 海岸保全施設の環境配慮 ■ 環境保全活動の推進	「マリン文化のメッカ形成」 ■ 港湾施設と調和した施設整備 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ マナー向上に向けた啓蒙活動の促進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 海岸施設の親水性向上



三河港海岸豊橋地区



三河港全景



三河港海岸大塚地区
（大塚海浜緑地とラグーナ蒲郡）

衣浦港ブロック（高度利用ゾーン） 対象範囲：愛知県美浜町北部～西尾市西部の沿岸

衣浦港ブロックは、古くから港を中心に栄えてきた地域であり、また歴史的・文化的な資産が多く点在する地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 人工的な景観 ■ 生態系を脅かす外来種の侵入	■ 地域に密着した物流・交流拠点 ■ プレジャーボートの係留 ■ パブリックアクセスの遮断 ■ 歴史的・文化的資産が点在

ブロックの方向性

衣浦港ブロックの方向性

港奥部海岸の防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。併せて、施設整備においては、港湾における開発・利用との調和を図りながら、住民の水際線利用の向上を図る。
また、港周辺に多く点在する歴史的文化的資産を保護し、歴史を感じさせる景観づくりに努める。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「防災上の弱点である湾奥部の防災機能の向上」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 防護ラインの見直し	「安全で快適な水辺づくり」 ■ 海岸保全施設の環境配慮 ■ 環境保全活動の推進	「地域文化の継承と親水空間の創造」 ■ 港湾施設と調和した施設整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 海岸施設の親水性向上 ■ 歴史的資産の保護



衣浦港海岸 富貴・武豊地区



衣浦港海岸 半田地区

衣浦港ブロック（高度利用ゾーン） 対象範囲：愛知県美浜町北部～西尾市西部の沿岸

衣浦港ブロックは、古くから港を中心に栄えてきた地域であり、また歴史的・文化的な資産が多く点在する地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 人工的な景観 ■ 生態系を脅かす外来種の侵入	■ 地域に密着した物流・交流拠点 ■ プレジャーボートの係留 ■ パブリックアクセスの遮断 ■ 歴史的・文化的資産が点在

ブロックの方向性

衣浦港ブロックの方向性

港奥部海岸の防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。併せて、施設整備においては、港湾における開発・利用との調和を図りながら、住民の水際線利用の向上を図る。
また、港周辺に多く点在する歴史的文化的資産を保護し、歴史を感じさせる景観づくりに努める。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「防災上の弱点である湾奥部の防災機能の向上」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 防護ラインの見直し	「安全で快適な水辺づくり」 ■ 海岸保全施設の環境配慮 ■ 環境保全活動の推進	「地域文化の継承と親水空間の創造」 ■ 港湾施設と調和した施設整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 海岸施設の親水性向上 ■ 歴史的資産の保護



衣浦港海岸 富貴・武豊地区



衣浦港海岸 半田地区

現行計画

変更後

名古屋港・常滑港ブロック（高度利用ゾーン）対象範囲：愛知県弥富市～常滑市西部の沿岸

名古屋港・常滑港ブロックは、「国際産業戦略港湾」として国際競争力強化に取り組む名古屋港および中部国際空港が存在する発展的な地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
- 人口・資産（工業地帯等）の集積 - 広範囲に渡るゼロメートル地帯の分布 - ほぼ全域に渡る液状化の可能性 - 施設の老朽化 - 埋立地の都市化 - 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 - 最大規模の津波・高潮への対応	- わずかに残された干潟・砂浜・松林 - アカウミガメの産卵 - 人工的な景観 - 流木の漂着	- 高度な物流機能、中部国際空港 - 活発な海洋性レクリエーション - 多様なウォーターフロントの利用 - パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

名古屋港・常滑港ブロックの方向性
大都市圏や重要な交通・物流基盤を抱えていることから、港湾・空港における開発・利用との調和を図りながら、海岸の防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進することで、高潮等の災害から生命・財産を守る。
また、港湾に残された貴重な自然環境を保全するとともに、ウォーターフロントアメニティ空間の創造を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「大都市圏や重要な交通・物流基盤を災害から守る」 - 海岸堤防等の耐震対策 - 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 - 防護ラインの見直し - 水門・陸閘等の対策 - 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「わずかに残された自然環境の保全」 - 干潟の保全、砂浜・松林の保全 - 環境保全活動の推進 - 海岸保全施設の環境配慮 - 漂着流木に関する関係機関連携	「ウォーターフロントアメニティの創造」 - 港湾・空港利用の促進 - 港湾施設と調和した施設整備 - 海洋性レクリエーション需要への対応 - マナー向上に向けた啓発活動の推進 - ウォーターフロント利用への対応 - パブリックアクセスの確保 - 海岸施設の親水性向上

名古屋港海岸(全景)

常滑港と中部国際空港

101

名古屋港・常滑港ブロック（高度利用ゾーン）対象範囲：愛知県弥富市～常滑市西部の沿岸

名古屋港・常滑港ブロックは、「国際産業戦略港湾」として国際競争力強化に取り組む名古屋港および中部国際空港が存在する発展的な地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
- 人口・資産（工業地帯等）の集積 - 広範囲に渡るゼロメートル地帯の分布 - ほぼ全域に渡る液状化の可能性 - 施設の老朽化 - 埋立地の都市化 - 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 - 最大規模の津波・高潮への対応	- わずかに残された干潟・砂浜・松林 - アカウミガメの産卵 - 人工的な景観 - 流木の漂着	- 高度な物流機能、中部国際空港 - 活発な海洋性レクリエーション - 多様なウォーターフロントの利用 - パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

名古屋港・常滑港ブロックの方向性
大都市圏や重要な交通・物流基盤を抱えていることから、港湾・空港における開発・利用との調和を図りながら、海岸の防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進することで、高潮等の災害から生命・財産を守る。
また、港湾に残された貴重な自然環境を保全するとともに、ウォーターフロントアメニティ空間の創造を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「大都市圏や重要な交通・物流基盤を災害から守る」 - 海岸堤防等の耐震対策 - 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 - 防護ラインの見直し - 水門・陸閘等の対策 - 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「わずかに残された自然環境の保全」 - 干潟の保全、砂浜・松林の保全 - 環境保全活動の推進 - 海岸保全施設の環境配慮 - 漂着流木に関する関係機関連携	「ウォーターフロントアメニティの創造」 - 港湾・空港利用の促進 - 港湾施設と調和した施設整備 - 海洋性レクリエーション需要への対応 - マナー向上に向けた啓発活動の推進 - ウォーターフロント利用への対応 - パブリックアクセスの確保 - 海岸施設の親水性向上

名古屋港海岸（全景）

常滑港と中部国際空港

1-108

桑名・四日市ブロック(高度利用ゾーン) 対象範囲：三重県木曽岬町～四日市市の沿岸

桑名・四日市ブロックは、特定重要港湾である四日市港を含む中京圏の経済振興等のための干拓・埋立の歴史を有し、沿岸域は人工化されている地域となっている。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 埋立・干拓等による砂浜の減少	■ わずかに残された干潟・砂浜 ■ 港湾整備等による自然環境への影響 ■ 流木の漂着	■ 港湾整備計画・臨港道路計画 ■ レク活動の際のマナーの遵守 ■ 盛んな港湾活動 ■ 全域に広がる漁場 ■ パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

桑名・四日市ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、道路整備計画や四日市港を中心とする地域経済の振興方策と調和した沿岸環境の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「背後に集積した人口・資産の安全を確保する」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ わずかに残る砂浜の保全・復元	「わずかに残された自然環境の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に関する関係機関連携	「港湾利用とレクリエーション活動の適正化」 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 水際線を活用した空間整備の推進



堤防背後の住宅（三重県桑名市）



朝明川河口（三重県川越町）

桑名・四日市ブロック（高度利用ゾーン） 対象範囲：三重県木曽岬町～四日市市の沿岸

桑名・四日市ブロックは、特定重要港湾である四日市港を含む中京圏の経済振興等のための干拓・埋立の歴史を有し、沿岸域は人工化されている地域となっている。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 人口・資産（工業地帯等）の集積 ■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 埋立・干拓等による砂浜の減少	■ わずかに残された干潟・砂浜 ■ 港湾整備等による自然環境への影響 ■ 流木の漂着	■ 港湾整備計画・臨港道路計画 ■ レク活動の際のマナーの遵守 ■ 盛んな港湾活動 ■ 全域に広がる漁場 ■ パブリックアクセスの遮断

ブロックの方向性

桑名・四日市ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、道路整備計画や四日市港を中心とする地域経済の振興方策と調和した沿岸環境の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「背後に集積した人口・資産の安全を確保する」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ わずかに残る砂浜の保全・復元	「わずかに残された自然環境の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に関する関係機関連携	「港湾利用とレクリエーション活動の適正化」 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ パブリックアクセスの確保 ■ 水際線を活用した空間整備の推進



堤防背後の住宅（三重県桑名市）



朝明川河口（三重県川越町）

現行計画

渥美ブロック（自然利用ゾーン）

対象範囲：愛知県田原市北部～田原市伊良湖岬の沿岸

渥美ブロックは、豊かな自然、優れた景観を有しており、人々が自然と触れ合える環境を持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
- 渥美半島先端部の海岸侵食 - ゼロメートル地帯の分布 - 液状化地盤の分布 - 施設の老朽化 - 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 - 最大規模の津波・高潮への対応	- 砂浜と一体化した雄大な自然景観 - 優れた自然環境としての砂浜 - 多様な生物の生育・生息の場 - 流木の漂着	- 風光明媚な観光地 - 人々の健康づくりや自然教育の場の提供 - 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

渥美ブロックの方向性

沿岸域の生物の生息・生育環境や優れた景観の保全に配慮した、海岸の防護機能を確保するとともに総合的な防災対策を推進する。
また、人々の自然学習、健康づくりに寄与するなど自然との触れ合いの場を創出する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 - 砂浜を活用した面的防護の推進 - 海岸堤防等の耐震対策 - 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 - 水門・陸閘等の対策 - 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「雄大な自然景観、生物の生息環境の保全」 - 砂浜の保全 - 生物の生育・生息環境の保全 - 環境保全活動の推進 - 漂着流木に関する関係機関連携	「自然とのふれあいの場の創出」 - 美しい海岸景観の保全 - 自然学習・健康づくりのための海岸空間の創造 - 海岸施設の利便性向上 - 漁場の持続的利用の促進







宇津江漁港海岸宇津江地区

福江港海岸

伊川津漁港海岸

変更後

渥美ブロック（自然利用ゾーン）

対象範囲：愛知県田原市北部～田原市伊良湖岬の沿岸

渥美ブロックは、豊かな自然、優れた景観を有しており、人々が自然と触れ合える環境を持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
- 渥美半島先端部の海岸侵食 - ゼロメートル地帯の分布 - 液状化地盤の分布 - 施設の老朽化 - 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 - 最大規模の津波・高潮への対応	- 砂浜と一体化した雄大な自然景観 - 優れた自然環境としての砂浜 - 多様な生物の生育・生息の場 - 流木の漂着	- 風光明媚な観光地 - 人々の健康づくりや自然教育の場の提供 - 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

渥美ブロックの方向性

沿岸域の生物の生息・生育環境や優れた景観の保全に配慮した、海岸の防護機能を確保するとともに総合的な防災対策を推進する。
また、人々の自然学習、健康づくりに寄与するなど自然との触れ合いの場を創出する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 - 砂浜を活用した面的防護の推進 - 海岸堤防等の耐震対策 - 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 - 水門・陸閘等の対策 - 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「雄大な自然景観、生物の生息環境の保全」 - 砂浜の保全 - 生物の生育・生息環境の保全 - 環境保全活動の推進 - 漂着流木に関する関係機関連携	「自然とのふれあいの場の創出」 - 美しい海岸景観の保全 - 自然学習・健康づくりのための海岸空間の創造 - 海岸施設の利便性向上 - 漁場の持続的利用の促進







宇津江漁港海岸宇津江地区

福江港海岸

伊良湖港海岸

蒲郡・西尾ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：愛知県西尾市西部～蒲郡市西部の沿岸

蒲郡・西尾ブロックは、温泉、潮干狩りなど、観光資源やレクリエーション活動の場が豊富な地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 広範囲な干潟など優れた自然環境 ■ 多様な生物の生育・生息の場 ■ 流木の漂着	■ 温泉等の観光地 ■ 活発な海洋性レクリエーション ■ プレジャーボートの係留 ■ 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

蒲郡・西尾ブロックの方向性
周辺環境との調和を図りながら海岸施設の耐震対策等の整備により、防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。
また、漁業、観光、レクリエーション利用の促進により地域の活性化を支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「ゼロメートル地帯の安全を確保する」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「国定公園内の貴重な自然環境の保全」 ■ 干潟の保全 ■ 生物の生育・生息環境の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「観光資源と連携した地域活性化」 ■ 観光資源の活用 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ 漁場の持続的利用の促進



一色漁港海岸



宮崎漁港海岸



蒲郡・西尾ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：愛知県西尾市西部～蒲郡市西部の沿岸

蒲郡・西尾ブロックは、温泉、潮干狩りなど、観光資源やレクリエーション活動の場が豊富な地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ ゼロメートル地帯の分布 ■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 広範囲な干潟など優れた自然環境 ■ 多様な生物の生育・生息の場 ■ 流木の漂着	■ 温泉等の観光地 ■ 活発な海洋性レクリエーション ■ プレジャーボートの係留 ■ 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

蒲郡・西尾ブロックの方向性
周辺環境との調和を図りながら海岸施設の耐震対策等の整備により、防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。
また、漁業、観光、レクリエーション利用の促進により地域の活性化を支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「ゼロメートル地帯の安全を確保する」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「国定公園内の貴重な自然環境の保全」 ■ 干潟の保全 ■ 生物の生育・生息環境の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「観光資源と連携した地域活性化」 ■ 観光資源の活用 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ 漁場の持続的利用の促進



一色漁港海岸



西幡豆漁港全景

知多ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：愛知県常滑市・美浜町・南知多町の沿岸

知多ブロックは、優れた自然環境、豊富な観光資源、盛んなレクリエーション活動など、人々に憩いや潤いを与えるという特有の資産を持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 砂浜、松林などの優れた自然景観 ■ 多様な生物の生育・生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 流木の漂着	■ 活発な海洋性レクリエーション ■ 人々の健康づくりや自然教育の場の提供 ■ 海岸利用の重層化 ■ 歴史的行事が存続 ■ 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

知多ブロックの方向性

優れた自然環境の保全に努め、老朽化施設の補強や砂浜・松林の保全、海岸保全施設の整備等により防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。
また、恵まれた環境・観光資源を活かして海辺の魅力を体感できるまちづくりを支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「白砂青松の海岸の保全・復元」 ■ 砂浜・松林の保全 ■ 生物の生育・生息環境の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種多様な海岸利用の共存」 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ 自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ■ 海岸施設の利便性向上 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ 歴史的行事の継承 ■ 漁場の持続的利用の促進



南知多海岸豊浜・師崎地区



前浜地区



師崎海岸篠島地区

知多ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：愛知県常滑市・美浜町・南知多町の沿岸

知多ブロックは、優れた自然環境、豊富な観光資源、盛んなレクリエーション活動など、人々に憩いや潤いを与えるという特有の資産を持った地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応	■ 砂浜、松林などの優れた自然景観 ■ 多様な生物の生育・生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 流木の漂着	■ 活発な海洋性レクリエーション ■ 人々の健康づくりや自然教育の場の提供 ■ 海岸利用の重層化 ■ 歴史的行事が存続 ■ 全域に広がる漁場

ブロックの方向性

知多ブロックの方向性

優れた自然環境の保全に努め、老朽化施設の補強や砂浜・松林の保全、海岸保全施設の整備等により防護機能を確保するとともに、総合的な防災対策を推進する。
また、恵まれた環境・観光資源を活かして海辺の魅力を体感できるまちづくりを支援する。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震対策 ■ 海岸堤防等の嵩上げ、老朽化対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「白砂青松の海岸の保全・復元」 ■ 砂浜・松林の保全 ■ 生物の生育・生息環境の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種多様な海岸利用の共存」 ■ 海洋性レクリエーション需要への対応 ■ 自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ■ 海岸施設の利便性向上 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進 ■ 歴史的行事の継承 ■ 漁場の持続的利用の促進



前浜地区



南知多海岸豊浜・師崎地区



師崎海岸篠島地区

鈴鹿・津ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：三重県鈴鹿市～津市の沿岸

鈴鹿・津ブロックは、海岸堤防を挟んで砂浜・松林が連続した自然豊かな沿岸域であるとともに、背後には住宅地が広がる地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 多くの地区にわたり広がる砂浜 ■ 背後に住宅地が広がり、人口が密集	■ 多様な生物生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 白砂青松の豊かな砂浜・松林・海浜植生・優れた景観 ■ 河口周辺に広がる干潟 ■ 流木の漂着	■ 多様なレクリエーション活動（マリンスポーツ・海水浴等） ■ 各種利用活動間での競合 ■ 港湾活動（津松阪港） ■ 車乗入れ等利用マナーの悪化

ブロックの方向性

鈴鹿・津ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、津松阪港の発展を核とした交流空間の創出とレクリエーション利用の機能向上を図る。また、海岸に広がる伊勢湾を代表する良好な白砂青松の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 砂浜の保全・復元	「白砂青松の海岸の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」 ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利用施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進



香良洲地区海岸（三重県香良洲町）



中河原乙部地区（三重県津市）

鈴鹿・津ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：三重県鈴鹿市～津市の沿岸

鈴鹿・津ブロックは、海岸堤防を挟んで砂浜・松林が連続した自然豊かな沿岸域であるとともに、背後には住宅地が広がる地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 多くの地区にわたり広がる砂浜 ■ 背後に住宅地が広がり、人口が密集	■ 多様な生物生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 白砂青松の豊かな砂浜・松林・海浜植生・優れた景観 ■ 河口周辺に広がる干潟 ■ 流木の漂着	■ 多様なレクリエーション活動（マリンスポーツ・海水浴等） ■ 各種利用活動間での競合 ■ 港湾活動（津松阪港） ■ 車乗入れ等利用マナーの悪化

ブロックの方向性

鈴鹿・津ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、津松阪港の発展を核とした交流空間の創出とレクリエーション利用の機能向上を図る。また、海岸に広がる伊勢湾を代表する良好な白砂青松の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携 ■ 砂浜の保全・復元	「白砂青松の海岸の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」 ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利用施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進



香良洲地区海岸（三重県香良洲町）



中河原乙部地区（三重県津市）

現行計画

変更後

松阪・伊勢ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：三重県松阪市～伊勢市の沿岸

松阪・伊勢ブロックは、海岸堤防を挟んで砂浜・松林が連続した自然豊かな沿岸域であるとともに、背後には農地が広がり、伊勢神宮等がかもし出す歴史文化の香り高い地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 一部に人口密度が高い地域 ■ 背後に広がる低平地	■ 多様な生物生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 砂浜・河口周辺に広がる干潟・藻場 ■ 各所にみられる美しい海岸景観 ■ 流木の漂着	■ 多様なレクリエーション活動（マリンスポーツ・海水浴等） ■ 各種利用活動間での競合 ■ 港湾活動（津松阪港）

ブロックの方向性

松阪・伊勢ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、地域に根付く歴史・伝統文化の継承に努める中で、背後の土地利用と海洋性レクリエーション施設整備との調和を図る。またウミガメのやってくる砂浜等の自然環境の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「ウミガメのやってくる砂浜等の自然環境・美しい景観の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 美しい海岸景観の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」 ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利便施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進

夫婦岩（三重県伊勢市）

海岸の様子（三重県明和町）

107

松阪・伊勢ブロック（自然利用ゾーン） 対象範囲：三重県松阪市～伊勢市の沿岸

松阪・伊勢ブロックは、海岸堤防を挟んで砂浜・松林が連続した自然豊かな沿岸域であるとともに、背後には農地が広がり、伊勢神宮等がかもし出す歴史文化の香り高い地域である。

ブロックにおける現況と課題

防 護	環 境	利 用
■ 液状化地盤の分布 ■ 施設の老朽化 ■ 水門・陸閘等の安全な運用体制の構築 ■ 最大規模の津波・高潮への対応 ■ 一部に人口密度が高い地域 ■ 背後に広がる低平地	■ 多様な生物生息の場 ■ アカウミガメの産卵 ■ 砂浜・河口周辺に広がる干潟・藻場 ■ 各所にみられる美しい海岸景観 ■ 流木の漂着	■ 多様なレクリエーション活動（マリンスポーツ・海水浴等） ■ 各種利用活動間での競合 ■ 港湾活動（津松阪港）

ブロックの方向性

松阪・伊勢ブロックの方向性
沿岸域の安全を確保するとともに、地域に根付く歴史・伝統文化の継承に努める中で、背後の土地利用と海洋性レクリエーション施設整備との調和を図る。またウミガメのやってくる砂浜等の自然環境の保全・復元を図る。

ブロックの施策

防 護	環 境	利 用
「自然の防災機能を活用した海岸域の防護」 ■ 海岸堤防等の耐震性確保 ■ 海岸堤防等の老朽化対策 ■ 津波・高潮対策 ■ 水門・陸閘等の対策 ■ 地域防災体制の充実、関係機関との連携	「ウミガメのやってくる砂浜等の自然環境・美しい景観の保全・復元」 ■ 干潟・砂浜の保全・復元 ■ 美しい海岸景観の保全 ■ 環境保全活動の推進 ■ 漂着流木に対する関係機関との連携	「各種利用活動の共存・モラルある海岸利用」 ■ 各種利用活動への配慮 ■ アクセスの確保・利便施設の整備 ■ マナー向上に向けた啓発活動の推進

夫婦岩（三重県伊勢市）

海岸の様子（三重県明和町）

1-114

**第3回三重県海岸保全基本計画
検討委員会
説明資料2-2
三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画
（第2章 変更案）**

令和7年3月11日(火)

三重県

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第2章：海岸保全施設の整備に関する基本的な事項)

変 更

原案

令和7年〇月一部変更
(平成27年12月変更)
(平成20年8月一部変更)
(平成15年3月)

三 重 県

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向	1
1-1 海岸整備の基本方向	1
2. 海岸保全施設を整備しようとする区域	2
2-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	2
(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項	2
(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	2
2-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	2
(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項	2
(2) 海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域	2
3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要	3

第 2 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第 1 章では、三河湾・伊勢湾沿岸全体を対象に、沿岸保全に関する基本理念、基本方針、施策について海岸管理者・関係組織・地域住民・NPO 等が協働・連携して行う総合的な視点から定めた。

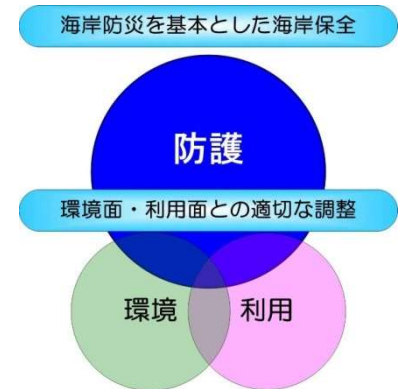
第 2 章では、海岸管理者が行う海岸整備について、「海岸保全施設」を整備しようとする区域と施設の種類や施設による受益地域などを定める。なお、第 1 章で設定した防護・環境・利用に関する事項は、施設整備の際に十分配慮されることが前提となる。

ここで、「海岸保全施設」とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向

1-1 海岸整備の基本方向

第 1 章 3-5-1 で述べたように、海岸管理者は海岸保全施設の整備と管理、及びソフト対策を通じて、海岸災害から海岸及びその背後地の人口・資産を防護することを第 1 の目的とし、対象となる地域・地区の特性を検討した上で施策を実行する。



2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

2-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮による災害への懸念や、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。

② 自然豊かな海岸の整備

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮する。

③ 親しまれる海岸の整備

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(2) 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、現時点で高潮、侵食及び地震・津波等に対する防護の必要性がある地域を有する地区海岸とする。

2-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的事項

(1) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域とする。

3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要

「海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」として選定した個別海岸及び「海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域」における海岸保全施設の種類、規模及び配置を一覧表に示す。

なお、ここに示した内容については、整備及び維持修繕の概略であり、実施にあたっては地元住民の意見や事業箇所の自然環境、利用状況等をふまえて詳細に検討を行い、整備内容や計画諸元等を決定していくものとする。

また、海岸保全施設の整備によって高潮や地震・津波による災害から防護される地域及びその状況について示す。

「海岸保全施設の整備概要一覧表」への記載事項

記載事項	記載内容
市町名	対象海岸の位置する市町
管理者（所管）	対象海岸の管理者
ゾーン種別	対象海岸のゾーン種別
整備の方向性	対象海岸の整備の方向性
施設の種類	対象海岸における既存及び整備を行う海岸保全施設の主な種類 ※施設の種類は以下の分類で主たる施設のみを記載 ・堤防、護岸、胸壁 ・離岸堤、人工リーフ ・突堤 ・砂浜 ・樋門、樋管、水門、陸閘
新設・改良	新設又は改良する施設
規模（現況）	対象海岸における現況の海岸保全施設の延長・天端高
受益の地域及びその状況	背後地（防護区域内）の主な土地利用等
維持又は修繕の方法	巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の考え方

整備計画図の記載事項

記載内容
海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域
海岸保全施設の維持又は修繕しようとする区域
受益の地域

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	木曽岬町	三重県 (水管理・国土保全局)	木曽岬海岸 木曽岬地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	742 m	7.5	木曽岬町の一部	企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
2	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	長島海岸 長島地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,384 m	8.2- 8.5	桑名市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	17 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	45 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
3	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	桑名海岸 城南第2地区	桑名・四日市 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・各種イベント等の海岸利用との調整	堤防	○	2,729 m	3.0- 3.0	桑名市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
4	桑名市	三重県 (水管理・国土保全局)	桑名海岸 城南第1地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮	堤防	○	2,443 m	6.0- 8.0	桑名市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
5	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越北地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,084 m	6.0- 7.0	川越町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
6	川越町	川越町 (水産庁)	川越漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	418 m	7.1- 5.4	川越町の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要がと認められた箇所への補修を行う。
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械器具等を良好な状態に保つよう、年1回程度の定期点検を行う。
7	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越南地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,957 m	5.1- 7.5	川越町の一部	企業地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
8	川越町	三重県 (水管理・国土保全局)	川越海岸 川越地区 川越東地先	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,577 m	6.0- 7.0	川越町の一部	企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	川越町 四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 高松地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,175 m	5.4- 7.0	川越町・四日市市 の一部	市街地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	646	5.4- 7.0			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
10	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富洲原港地区	桑名・四日市 ブロック	・富洲原水門を補強することで、高潮・津波に対する安全を確保する。	護岸		2,339 m	1.3- 5.0	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開		9 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
11	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富双地区	桑名・四日市 ブロック	・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	254 m	5.0- 5.7	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開		2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
12	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 富田地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全	護岸	○	1,143 m	7.0- 7.0	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
13	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 富田港地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	806 m	1.6- 5.2	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						樋門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
14	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 富田浜地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	2,277 m	5.5- 5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 霞ヶ浦地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・花火大会等の海岸利用との調整	堤防	○	743 m	5.5- 5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	183 m	5.5- 5.5			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
16	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	四日市海岸 羽津地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・背後地整備事業との調整	護岸	○	2,727 m	5.5- 5.5	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
17	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 午起地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	2,263 m	5.1- 5.7	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
18	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 大協地区	桑名・四日市 ブロック	・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	1,856 m	4.6- 5.2	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	4 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
19	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 運河地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波に対する安全を確保する。 ・震機能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	護岸	○	2,620 m	1.5- 4.8	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						水門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
20	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 1号地地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波に対する安全を確保する。 ・耐震機能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	胸壁	○	2,121 m	3.8- 4.8	四日市市の一部	市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	22 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。
21	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 2号地地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波に対する安全を確保する。 ・耐震機能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	胸壁	○	3,619 m	4.2- 5.8	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸開	○	32 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点検・巡視を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「〇」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
22	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 塩浜地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する危険性があることから背後地を守る 必要がある。	護岸	○	1,434 m	4.5- 4.8	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修 を行う。
						胸壁	○	884 m	4.6- 4.7			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修 を行う。
						陸閘	○	7 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
						樋門	○	4 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
23	四日市 市	四日市港管理組合 (港湾局)	四日市港海岸 石原地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する危険性があることから背後地を守る 必要がある。	護岸	○	3,458 m	4.6- 6.7	四日市市の一部	企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						陸閘	○	5 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
						樋門	○	1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年次点検・月例点 検・巡視を行う。
24	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局) 四日市港管理組合 (港湾局)	四日市海岸 磯津地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	401 m	6.6- 6.6	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	300 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						突堤	○	103 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検や日常 巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を 行う。
						砂浜	○	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
25	四日市 市	四日市市 (水産庁)	磯津漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・砂浜の保全を行う。 ・貴重な動植物の保全を行う。 ・景観へ配慮する。	堤防	○	1,407 m	5.0- 6.6	四日市市の一部	市街地	日常巡視、月1回の目視による点検及び台風や 地震等の災害発生後の臨時点検を行い、必要が あると認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年に6回程度、定期 点検を行う。
						離岸堤		80 m	—			日常巡視及び台風や地震等の災害発生後の臨 時点検を行い、必要があると認められた箇所へ の補修を行う。
						養浜		-	—			日常巡視及び台風や地震等の災害発生後の臨 時点検を行い、必要があると認められた箇所へ の補修を行う。
26	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	楠海岸 吉崎地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮	堤防	○	1,342 m	6.6- 6.6	四日市市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	20 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	139 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
27	四日市 市	三重県 (農村振興局)	楠海岸 楠地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。	堤防	○	511 m	5.5- 5.5	四日市市の一部	原野・企業地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
28	四日市 市	四日市市 (水産庁)	楠漁港海岸	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・貴重な動植物の保全を行う。 ・景観へ配慮する。	堤防	○	1,092 m	5.6- 6.4	四日市市の一部	市街地	日常巡視、月1回の目視による点検及び台風や 地震等の災害発生後の臨時点検を行い、必要が あると認められた箇所への補修を行う。
						樋門	○	2 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具 等を良好な状態に保つよう、年に6回程度、定期 点検を行う。
29	四日市 市	三重県 (水管理・国土保全局)	楠海岸 南五味塚地区	桑名・四日市 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	260 m	6.2- 6.2	四日市市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
30	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 南長太地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,176 m	5.6- 6.2	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	286 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
31	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	鈴鹿漁港海岸 北長太・下箕田地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全	堤防	○	2,005 m	0.3-6.2	鈴鹿市の一部	農地・市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	6 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
						砂浜		330 m	—			地域住民の利用が多いことから、安全利用のた めの状況を監視する
32	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 下箕田地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,564 m	6.3- 6.3	鈴鹿市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	120 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	804 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールに よる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に 維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
33	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	若松漁港海岸 若松地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全	堤防	○	731 m	1.7- 6.2	鈴鹿市の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	4 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
						砂浜		210 m	—			地域住民の利用が多いことから、安全利用のための状況を監視する
34	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 北若松地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	223 m	6.4- 6.4	鈴鹿市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	200 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	131 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
35	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 山中地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り、潮干狩等の海岸利用との調整	堤防	○	1,427 m	4.2- 6.2	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	600 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	1,265 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	4 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
36	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 西河原地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	277 m	4.2- 4.2	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
37	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 千代崎地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	護岸	○	441 m	4.2- 4.5	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
38	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	千代崎港海岸 原永地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整	堤防	○	1,504 m	5.8- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	1,200 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
39	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 南若松地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	711 m	5.8- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	◎	460 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	242 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
40	鈴鹿市	鈴鹿市 (水産庁)	白子漁港海岸 白子地先	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・貴重な動植物の保全	護岸	○	940 m	2.1- 4.7	鈴鹿市の一部	農地・市街地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行う。
						水門	○	3 基	—			日常巡視及び年1回程度の定期点検を行う。
41	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 江島地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	937 m	5.8- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	800 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
42	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 白子地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	胸壁	○	202 m	4.1- 4.5	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						水門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋管	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
43	鈴鹿市	三重県 (港湾局)	白子港海岸 前浜地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,062 m	4.7- 5.8	鈴鹿市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	7 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
44	鈴鹿市	三重県 (水管理・国土保全局)	鈴鹿海岸 磯山地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	2,384 m	5.7- 5.7	鈴鹿市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	140 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
45	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	河芸海岸 千里地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・花火大会、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	932 m	5.4- 5.7	津市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	297 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
46	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	河芸海岸 上野地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮 ・マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,776 m	4.6- 5.3	津市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
47	津市	三重県 (水産庁)	白塚漁港海岸 (河芸工区)	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	1,000 m	6.0- 6.0	津市の一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	720 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	3 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、月1回定期点検を行う。
48	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	津海岸 白塚地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮	堤防	○	926 m	4.1- 5.0	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
49	津市	三重県 (水産庁)	白塚漁港海岸 (白塚工区)	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・砂浜の保全を行う ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	1,260 m	6.0- 6.0	津市の一部	市街地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	600 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年2回程度の動作確認を実施し、適切に維持・修繕を行う。
50	津市	三重県 (水管理・国土保全局)	津海岸 栗真地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・景観への配慮 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,226 m	4.5- 4.6	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
51	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 河芸地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,426 m	4.4- 6.2	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
52	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 松本崎地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	214 m	4.3- 4.3	津市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
53	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 中河原乙部地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,194 m	6.0- 6.0	津市の一部	農地・市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	540 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
54	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 阿漕藤枝米津地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,485 m	4.6- 6.0	津市の一部	市街地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	19 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
55	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 伊倉津地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	2,410 m	5.2- 5.9	津市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—	津市の一部	市街地・農地	年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

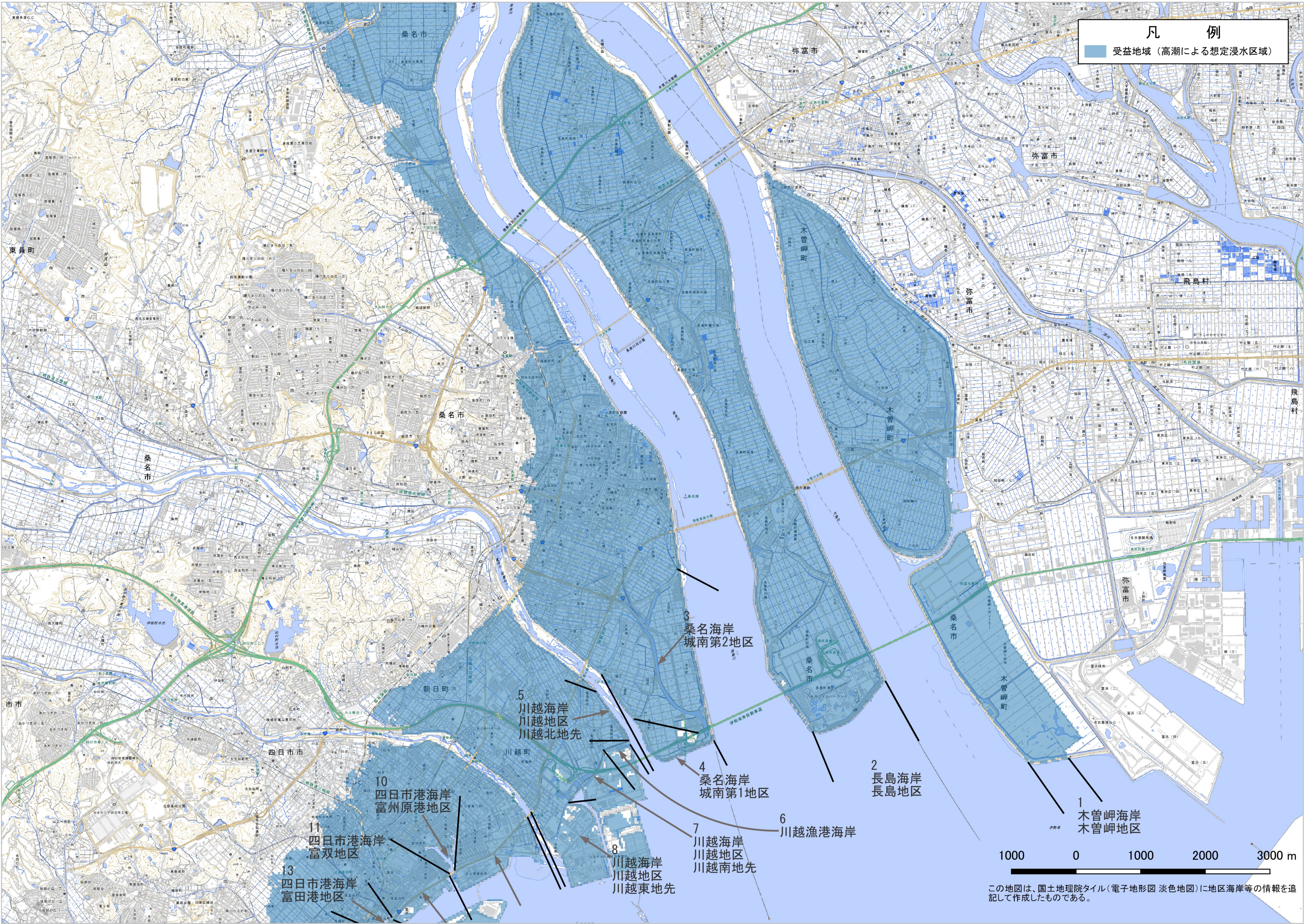
区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
56	津市	津市 (水産庁)	香良洲漁港海岸	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・耐震性能の強化を図る ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・松林の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業関係者以外の利用者に配慮する	堤防	○	902 m	4.1- 6.0	津市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
						砂浜	○	350 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の日常巡視を行い、必要が認められた箇所への補修を行う。
57	津市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 香良洲地区	鈴鹿・津 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整		○	2,395 m	6.1- 6.2	津市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	900 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
58	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 鵠地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,647 m	6.0- 6.0	松阪市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	165 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
59	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 天白地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,650 m	6.1- 6.2	松阪市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸閘	○	5 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
60	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 松ヶ崎地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	389 m	6.0- 6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
61	松阪市	松阪市 (水産庁)	狛師漁港海岸 松阪市地区	松阪・伊勢 ブロック	・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,278 m	5.8- 7.6	松阪市の一部	農地・住宅地	年1回程度、目視点検を行う。 台風・高潮等による事後点検(適時)
						樋門		1 基	—			施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう年1回程度、定期点検を行う。
62	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 狛師地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	365 m	6.0- 6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
63	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 大口地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	1,821 m	3.3- 6.2	松阪市の一部	企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	16 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
64	松阪市	三重県 (港湾局)	津松阪港海岸 西黒部地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整 ・釣り等の海岸利用との調整	堤防	○	677 m	6.0- 6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	150 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
65	松阪市	三重県 (水管理・国土保全局)	松阪海岸 吹井ノ浦地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・海水浴・潮干狩り・たてぼし等の利用を考慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,151 m	6.0- 6.0	松阪市の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	1,602 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
66	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 川尻地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・海水浴・潮干狩り・たてぼし等の利用を考慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,204 m	6.0- 6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	354 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	331 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
67	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 下御糸地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する	堤防	○	543 m	4.4- 6.0	明和町の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
68	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 北藤原地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	933 m	6.0- 6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	60 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	354 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
69	明和町	明和町 (水産庁)	下御糸漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・クロノリ養殖等に配慮する。 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	398 m	6.0- 6.0	明和町の一部	農地	台風や地震等の災害発生後の点検、年1回の巡視点検を実施し、必要と認められる箇所を補修する。
						陸閘		2 基	—			台風や地震等の災害発生後の点検、年1回の巡視点検を実施し、必要と認められる箇所を補修する。
70	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 浜田地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・松林の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動・釣り・潮干狩り等の利用を考慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	1,824 m	6.0- 6.0	明和町の一部	農地・住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	56 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	275 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	3 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
71	明和町	三重県 (水管理・国土保全局)	明和海岸 大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動・海水浴・花火大会・釣り・潮干狩り等の利用との調整	堤防	○	1,804 m	6.0- 6.0	明和町の一部	農地・企業地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	340 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	1 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
72	明和町	明和町 (水産庁)	大淀漁港海岸 大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・貴重な動植物の保全を図る	堤防	○	1,743 m	3.4- 6.0	明和町・伊勢市の 一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						離岸堤	○	241 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
73	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	大淀漁港海岸 東大淀地区	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・漁業関係者以外の利用者に配慮する ・砂浜の保全を行う ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防	○	1,330 m	3.5-6.0	明和町・伊勢市の 一部	住宅地・農地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	2 基	—			
74	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 北浜地区 北浜西地先	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	2,077 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						離岸堤	○	893 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	42 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認められた箇所への補修を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
75	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	村松漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防 護岸	○	872 m	3.6-6.0	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘	○	8 基	—			月1回程度の点検及び台風や地震時の災害発生 後の臨時点検を行い、必要な箇所への補修を行 う。
						樋門	○	1 基	—			
76	伊勢市	三重県 (農林振興局)	伊勢海岸 村松地区	松阪・伊勢 ブロック	・侵食対策を図る。 ・高潮に対する安全を確保する。 ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・耐震性能の強化を図る。 ・津波に対する安全性を向上する。 ・砂浜・既存の動物・クロノリの養殖等に配慮する。	堤防	○	1,011 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	農地・住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
						突堤	○	3 基	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
						砂浜	◎	1,011 m	—			台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要が認 められた箇所への補修を行う。
77	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 北浜地区 北浜東地先	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・潮干狩等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	241 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	38 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
78	伊勢市	伊勢市 (水産庁)	豊北漁港海岸	松阪・伊勢 ブロック	・老朽化が進んだ施設の修繕を行う。 ・漁業活動等の海岸利用との調整を図る。	堤防	○	3,647 m	3.4-6.0	伊勢市の一部	住宅地	台風や地震等の災害発生後の臨時点検、年1回 程度の定期点検及び日常巡視を行い、必要と認 められた箇所への補修を行う。
						陸閘		17 基	—			月1回程度の点検及び台風や地震時の災害発生 後の臨時点検を行い、必要な箇所への補修を行 う。
79	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	伊勢海岸 東豊浜地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・干潟に生息する貴重な動植物の保全 ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮 ・漁業活動・海水浴・釣り・潮干狩り等の利用を考慮 する	堤防	○	272 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	124 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
80	伊勢市	三重県 (港湾局)	宇治山田港海岸 大湊地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・ウミガメの産卵地等に配慮する ・景観への配慮	堤防	○	1,335 m	6.0- 6.0	伊勢市の一部	住宅地・農地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロール による巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。

区域番号	市町名	管理者 (所管)	区域	ゾーン種別	整備の方向性	施設の 種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名 地区海岸名 地先名					延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
81	伊勢市	三重県 (港湾局)	宇治山田港海岸 二見地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・砂浜の保全を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・海水浴、マリンスポーツ等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	3,619 m	3.2～ 4.3	伊勢市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						護岸	○	416 m	3.2～ 4.3			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	1,548 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						砂浜	◎	—	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	17 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						樋門	○	2 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。
82	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見浦海岸 江地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	護岸	○	642 m	3.2～ 6.2	伊勢市の一部	住宅地・観光施設	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
83	伊勢市	三重県 (水管理・国土保全局)	二見浦海岸 神前地区	松阪・伊勢 ブロック	・高潮・高波等に対する安全を確保する ・老朽化が進んだ施設の修繕を行う ・耐震性能の強化を図る ・津波に対する安全性を向上する ・貴重な動植物の保全 ・景観への配慮 ・釣り、海水浴等の海岸利用との調整 ・漁業活動等の海岸利用との調整	堤防	○	577 m	5.0～ 5.2	伊勢市の一部	住宅地	年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						突堤	○	53 m	—			年2回の平常時パトロール及び異常時パトロールによる巡視を実施し、適切に維持・修繕を行う。
						陸開	○	6 基	—			年2回の平常時パトロール、異常時パトロールによる巡視及び年1回の定期点検を実施し、適切に維持・修繕を行う。



桑名市

弥富市

弥富市

飛島村

飛島村

弥富市

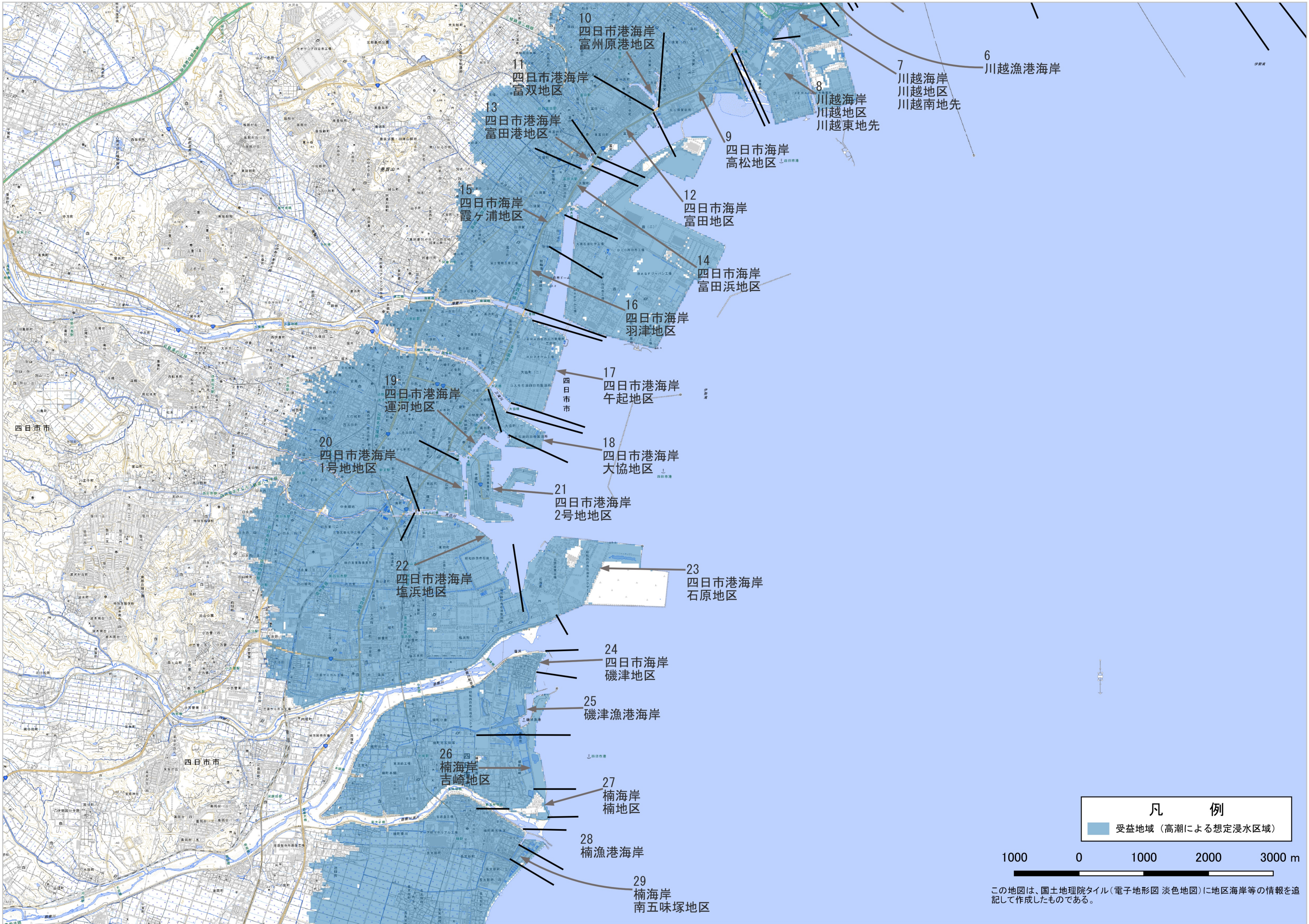
桑名市

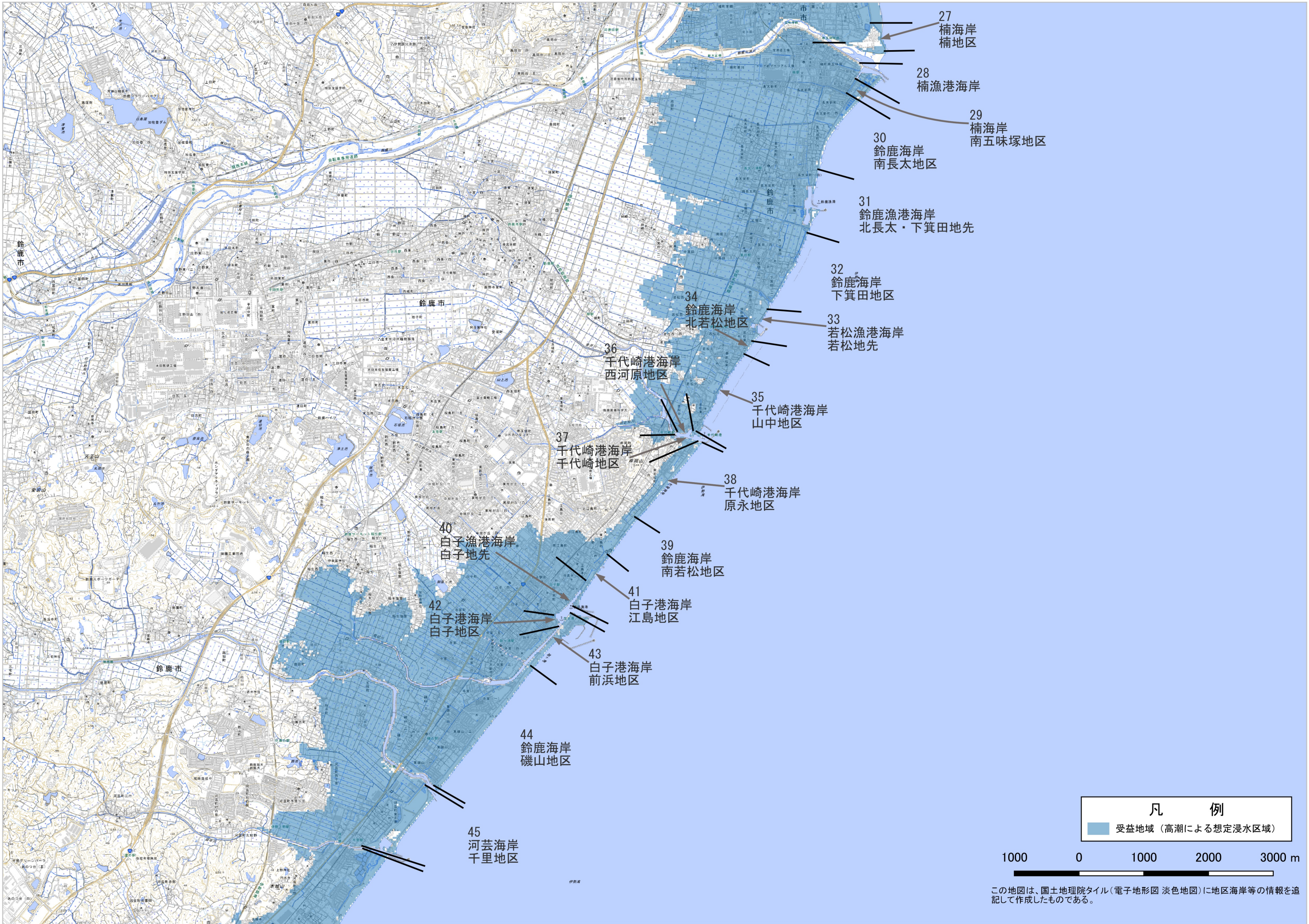
朝日町

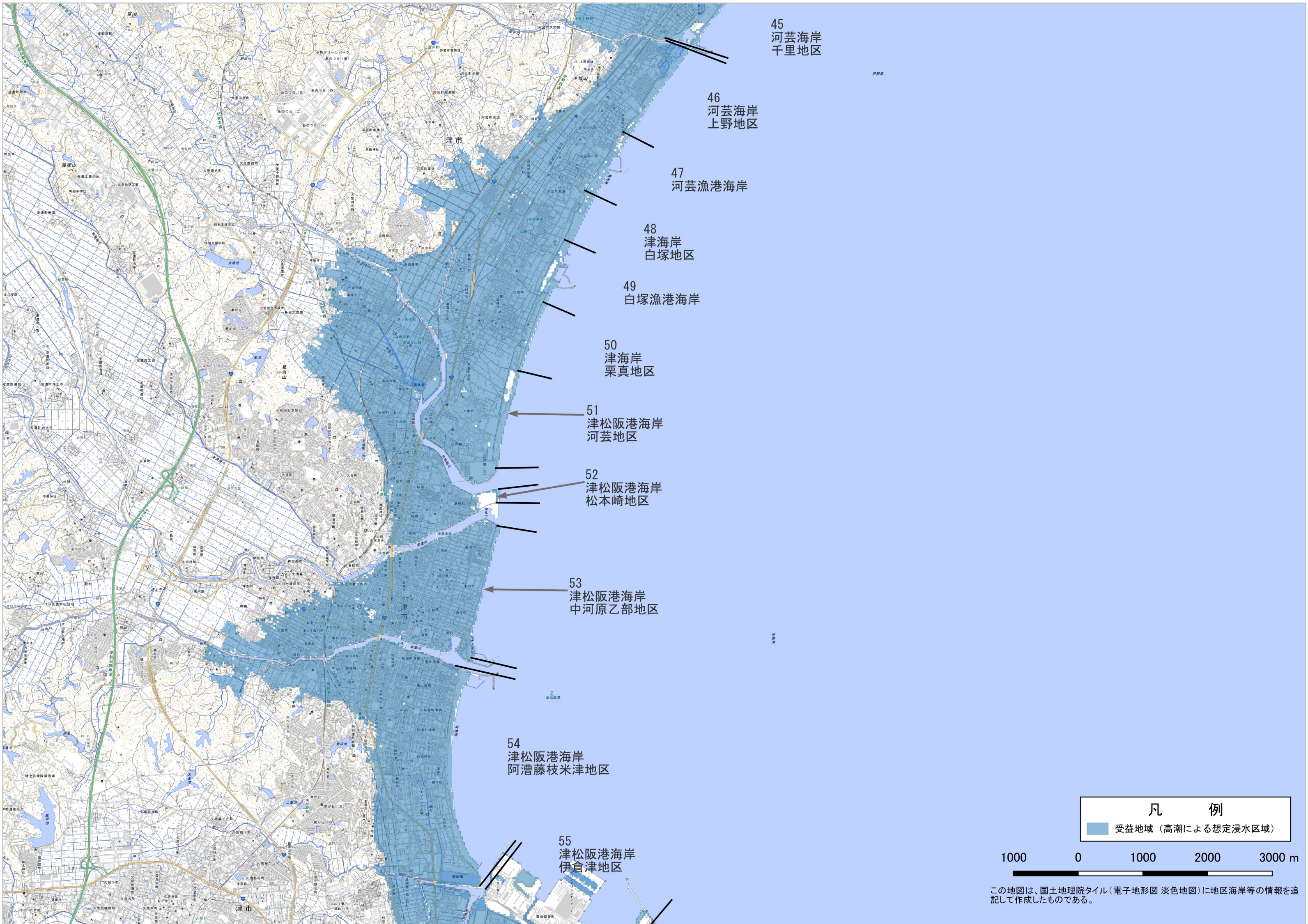
四日市市

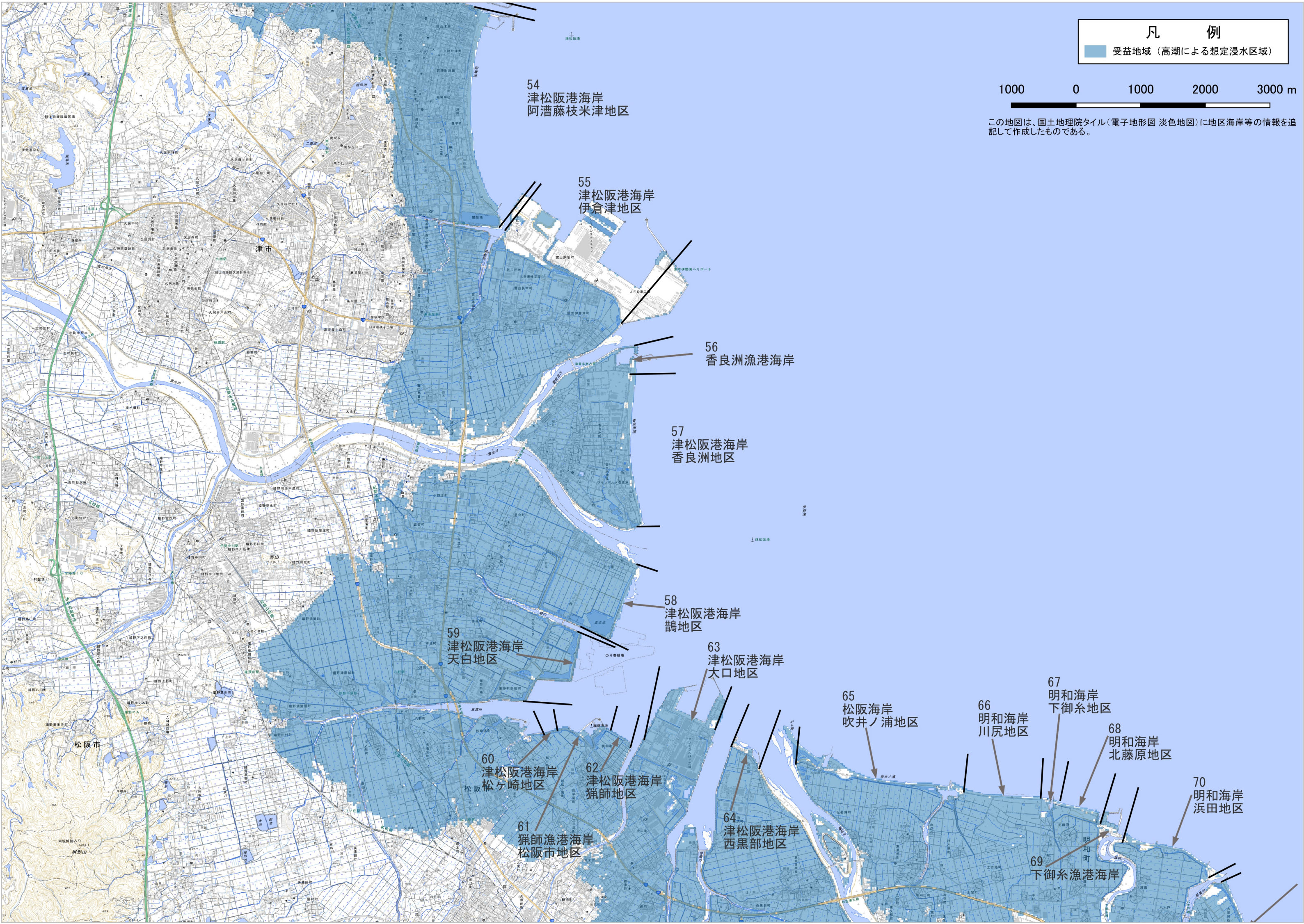
四日市市

東員町









凡 例

受益地域 (高潮による想定浸水区域)

1000 0 1000 2000 3000 m

この地図は、国土地理院タイル(電子地形図 淡色地図)に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

54
津松阪港海岸
阿漕藤枝米津地区

55
津松阪港海岸
伊倉津地区

56
香良洲漁港海岸

57
津松阪港海岸
香良洲地区

58
津松阪港海岸
鵠地区

59
津松阪港海岸
天白地区

63
津松阪港海岸
大口地区

65
松阪海岸
吹井ノ浦地区

66
明和海岸
川尻地区

67
明和海岸
下御糸地区

68
明和海岸
北藤原地区

70
明和海岸
浜田地区

69
下御糸漁港海岸

60
津松阪港海岸
松ヶ崎地区

62
津松阪港海岸
狹師地区

61
狹師漁港海岸
松阪市地区

64
津松阪港海岸
西黒部地区

凡例

受益地域（高潮による想定浸水区域）



この地図は、国土地理院タイル（電子地形図 淡色地図）に地区海岸等の情報を追記して作成したものである。

